

柏市地域防災計画

震災編
風水害等編
大規模事故編
放射性物質事故編

平成31年2月
修正

震

震災編			震
付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画			付
風水害等編			風
大規模事故編			大
放射性物質事故編			放
第1章 総則	第1節	計画の策定方針	第1 計画の目的 震-2
			第2 計画の概要 震-2
	第2節	防災関連機関の役割と業務大綱	震-4
	第3節	市の概況と災害環境	第1 自然環境 震-14
第2章 予防計画			第2 社会条件 震-16
			第3 震災履歴 震-18
			第4 被害等の想定 震-19
	第1節	災害に強い人と地域をつくる	第1 自助・共助の育成 震-25
			第2 自助・共助・公助の連携 震-31
			第3 人材の育成・確保 震-33
			第4 災害対応力の強化 震-35
	第2節	災害に強いまちをつくる	第1 耐震化・不燃化 震-39
			第2 情報通信体制の強化 震-44
			第3 避難施設の整備 震-48
			第4 地盤被害の防止 震-51
	第3節	災害に強い体制を整える	第1 消防・救助体制 震-53
			第2 医療・救急・救護体制 震-55
			第3 物資供給・給水体制 震-57
			第4 要配慮者支援体制 震-61
			第5 交通輸送体制 震-64
			第6 廃棄物処理体制 震-66
			第7 帰宅困難者支援体制 震-67
	第4節	災害時の相互応援に備える	第1 応援・受援体制の構築 震-69
			第2 応援・受援体制の拡充・強化 震-71
	第5節	業務継続に備える	震-72
第3章 応急対策計画	第1節	活動体制を整える	第1 基本的事項 震-81
			第2 活動体制 震-97
	第2節	被害を最小限にいとめる	第1 情報収集・伝達 震-101
			第2 消防・救助 震-111
			第3 医療・救護 震-114
			第4 応援要請・市外被災地支援 震-120
			第5 要配慮者支援 震-127
			第6 避難対策 震-130
			第7 帰宅困難者支援 震-137
			第8 輸送支援 震-139
			第9 物資供給・給水 震-142
			第10 遺体対応・行方不明 震-145
	第3節	まちの機能を回復させる	第11 災害拡大防止対策 震-148
			第1 ライフライン・道路の応急復旧 震-152
	第4節	優先度の高い通常業務を行う	第2 建物等の応急復旧 震-159
			震-164
	第5節	被災者生活を支援する	第1 保健・環境衛生 震-167
			第2 生活安定・安全対策 震-171
			第3 相談対応 震-175
	第6節	災害救助法・激甚災害指定業務	震-176
第4章 復旧・復興計画	第1節	生活の安定化を目指す	震-180
	第2節	施設を復旧する	震-185
	第3節	早期に復興する	震-186
キーワード検索			震-187

柏市地域防災計画		震災編		
震	付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画			
	風水害等編			
	大規模事故編			
	放射性物質事故編			
第 1 章 総則	第 1 節 計画の策定方針	第 1 計画の目的	震-2	
		第 2 計画の概要	震-2	
	第 2 節 防災関連機関の役割と業務大綱		震-4	
	第 3 節 市の概況と災害環境	第 1 自然環境	震-14	
第 2 章 予防計画	第 1 節 災害に強い人と地域をつくる	第 2 社会条件	震-16	
		第 3 災害履歴	震-18	
		第 4 被害等の想定	震-19	
		第 1 自助・共助の育成	震-25	
	第 2 節 災害に強いまちをつくる	第 2 自助・共助・公助の連携	震-31	
		第 3 人材の育成・確保	震-33	
		第 4 災害対応力の強化	震-35	
		第 1 耐震化・不燃化	震-39	
	第 3 節 災害に強い体制を整える	第 2 情報通信体制の強化	震-44	
		第 3 避難施設の整備	震-48	
		第 4 地盤被害の防止	震-51	
		第 1 消防・救助体制	震-53	
		第 2 医療・救急・救護体制	震-55	
		第 3 物資供給・給水体制	震-57	
		第 4 要配慮者支援体制	震-61	
	第 4 節 災害時の相互応援に備える	第 5 交通輸送体制	震-64	
		第 6 廃棄物処理体制	震-66	
		第 7 帰宅困難者支援体制	震-67	
	第 5 節 業務継続に備える	第 1 応援・受援体制の構築	震-69	
		第 2 応援・受援体制の拡充・強化	震-71	
	第 3 章 応急対策計画	第 1 節 活動体制を整える	第 3 物資供給・給水体制	震-57
			第 4 要配慮者支援体制	震-61
		第 2 節 被害を最小限にくとめる	第 5 交通輸送体制	震-64
			第 6 廃棄物処理体制	震-66
			第 7 帰宅困難者支援体制	震-67
			第 1 応援・受援体制の構築	震-69
			第 2 応援・受援体制の拡充・強化	震-71
			第 3 基本的事項	震-81
第 4 活動体制			震-97	
第 1 情報収集・伝達			震-101	
第 2 消防・救助			震-111	
第 3 医療・救護			震-114	
第 4 応援要請・市外被災地支援			震-120	
第 5 要配慮者支援		震-127		
第 6 避難対策		震-130		
第 7 帰宅困難者支援		震-137		
第 8 輸送支援		震-139		
第 9 物資供給・給水		震-142		
第 3 節 まちの機能を回復させる		第 10 遺体対応・行方不明	震-145	
		第 11 災害拡大防止対策	震-148	
	第 1 ライフライン・道路の応急復旧	震-152		
	第 2 建物等の応急復旧	震-159		
第 4 節 優先度の高い通常業務を行う		震-164		
第 5 節 被災者生活を支援する	第 1 保健・環境衛生	震-167		
	第 2 生活安定・安全対策	震-171		
	第 3 相談対応	震-175		
第 6 節 災害救助法・激甚災害指定業務		震-176		
第 4 章 復旧・復興計画	第 1 節 生活の安定化を目指す	震-180		
	第 2 節 施設を復旧する	震-185		
	第 3 節 早期に復興する	震-186		
キーワード検索			震-187	

第1章 総則

第 1 節 計画の策定方針

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び柏市防災会議条例第 2 条の規定により、柏市防災会議が作成する計画であり、柏市で発生する災害に対し、柏市、県、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき対策と今後の方向性を示したものである。

なお、本計画においては、災害の影響によって行政機能が低下した場合であっても市の業務を実施・継続し、早急に復旧させるための業務継続計画についても盛り込んだ内容とした。

第 2 計画の概要

1 計画の基本方針

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北 3 県を中心に未曾有の被害をもたらした。

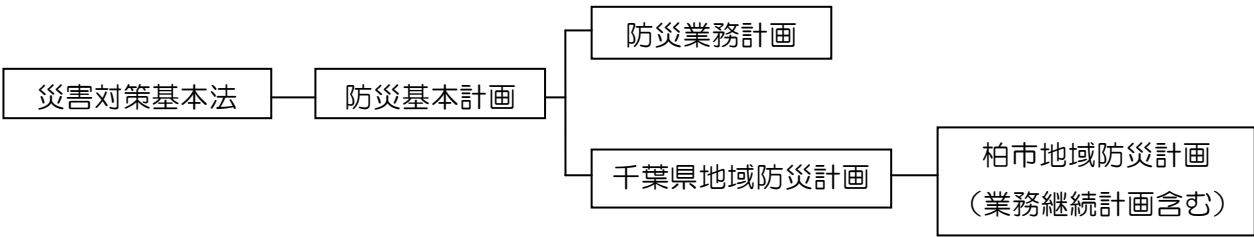
柏市においても多くの被害が発生するとともに、帰宅困難者対応、燃料の確保、停電対策、情報伝達、県外からの避難者の受け入れ、放射性物質への対応等、想定の手組を越えた課題が顕在化した。

市ではこうした教訓を今後の対策に生かすため、次の視点により、住民、地域住民組織、防災関係機関、行政が一体となって取組む者とする。

- 人命保護を優先した体制の構築
- 自助・共助の育成による被害の軽減
- 男女共同参画の視点に立った計画と障害者等の要配慮者への気遣い
- 広域的な応援や受援体制の構築
- 想定外の事態にも対応可能な体制の構築

2 計画の位置付け

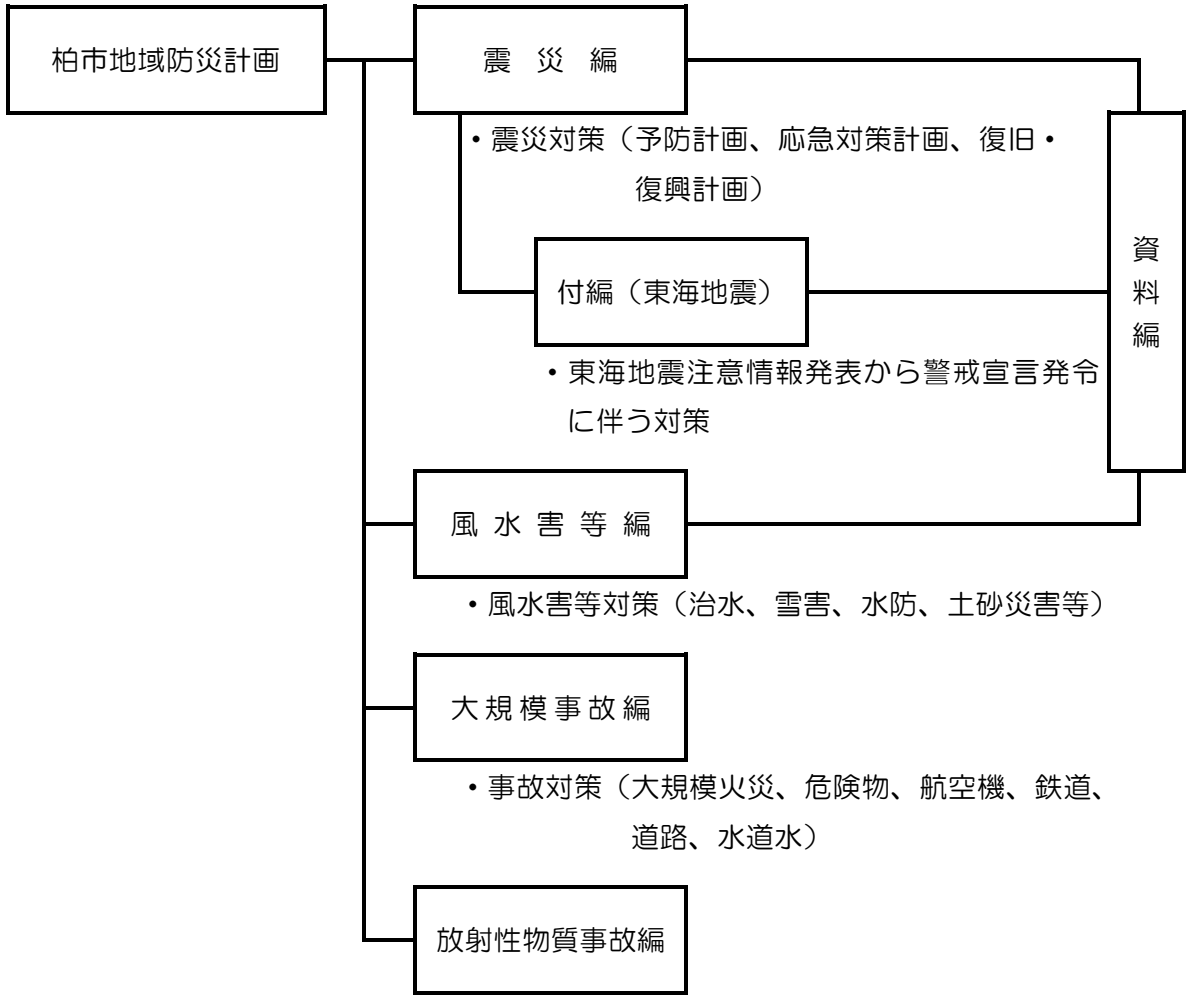
柏市地域防災計画は、災害対策基本法のもと、国の「防災基本計画」（中央防災会議）及び千葉県地域防災計画、防災関係機関が策定する防災業務計画との整合性を有する計画である。



3 計画の構成

震災編、風水害等編、大規模事故編、放射性物質事故編の4つで構成する。

また、業務継続計画（BCP）の考え方を盛り込むとともに、予防計画では目標値を掲げ、応急対策計画では時間目標を掲げる等、計画の実効性向上を目指す。



4 計画の修正

この計画は、防災に関する恒久的な基本計画であり、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議において修正する。

第2節 防災関連機関の役割と業務大綱

1 市

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	1 防災に関する組織の整備に関する事 2 市の防災会議及び災害対策本部に関する事 3 防災思想の普及並びに市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関する事 4 防災知識の普及、教育及び防災に関する訓練の実施に関する事 5 防災都市づくりの推進に関する事 6 防災に関する物資等の備蓄、整備に関する事 7 防災に関する施設及び設備の設置、並びに点検及び整備に関する事 8 避難の勧告、指示及び誘導に関する事 9 災害に関する情報の収集、被害の調査、報告及び災害に関する広報に関する事 10 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事 11 被災者に対する救助及び救護措置に関する事 12 災害対策要員の動員、雇上げに関する事 13 災害時の医療及び助産救護、被災動物の救護、給水等の応急処置に関する事 14 緊急道路と緊急輸送の確保に関する事 15 公共的施設及び設備の応急復旧に関する事 16 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事 17 災害を受けた乳幼児、児童及び生徒の文教対策に関する事 18 生活困窮者に対する保護及び救助に関する事 19 義援金品の受領及び配布に関する事 20 被災者の生活再建支援に関する事 21 災害復旧の実施に関する事 22 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事 23 災害対策における近隣市等協力機関・団体との相互応援協力に関する事

2 県

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること 4 災害の防除と拡大の防止に関すること 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること 8 被災県営施設の応急対策に関すること 9 災害時における文教対策に関すること 10 災害時における社会秩序の維持に関すること 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること 13 被害施設の復旧に関すること 14 市が処理する事務及び業務の指導、指示及びあっ旋等に関すること 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること 17 被災者の生活再建支援に関すること 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること
東葛飾地域振興事務所	1 災害対策事務及び事業の指導、連絡調整に関すること 2 災害に関する情報の収集・伝達及び指示に関すること 3 災害救助に係わる連絡・調整に関すること 4 その他災害の防除と拡大の防止に関すること
柏土木事務所	1 県管理に係わる河川、道路、急傾斜地及び橋りょうの保全に関すること 2 水防に関すること
柏警察署	1 災害情報に関すること 2 被災者の救出及び避難に関すること 3 死体（行方不明者）の捜索並びに検視に関すること 4 交通規制に関すること 5 交通信号施設等の保全に関すること 6 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること
東葛飾農業事務所	1 県管理に係る農業用施設の保全に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査結果のとりまとめと災害復旧の指導に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
警察庁関東管区 警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
財務省関東財務局 千葉財務事務所	(立会関係) 1 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること (融資関係) 1 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること 2 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること (国有財産関係) 1 市が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること 2 市が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること 3 市が水防、消防その他防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること 4 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること 5 市が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること (民間金融機関等に対する指示、要請関係) 1 災害関係の融資に関すること 2 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること 3 手形交換、休日営業等に関すること 4 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること 5 営業停止等における対応に関すること
厚生労働省関東 信越厚生局	1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
農林水産省関東 農政局	(災害予防対策) 1 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること (応急対策) 1 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること

	2 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 3 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 4 営農技術指導、家畜の移動に関する事 5 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 6 応急用食料・物資の支援に関する事 7 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 8 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 9 関係職員の派遣に関する事 (復旧対策) 1 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 2 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事 (その他) 災害時の政府所有米穀の供給に関する事(農林水産省生産局)
林野庁関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事
経済産業省関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
経済産業省関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
国土地理院関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 3 地殻変動の監視に関する事

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国土交通省	
関東運輸局	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
千葉国道事務所 柏維持修繕出張所	1 国道の維持修繕工事（工事、監督を含む）及びこれらの施設の保全に関すること
関東地方整備局	（災害予防） 1 防災上必要な教育及び訓練等に関すること 2 通信施設等の整備に関すること 3 公共施設等の整備に関すること 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること 5 官庁施設の災害予防措置に関すること （災害応急対策） 1 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達に関すること 2 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること 3 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること 4 災害時における復旧資材の確保に関すること 5 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること 6 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること 7 災害時相互協力に関する申合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること （災害復旧） 1 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
利根川上流河川事務所守谷出張所	1 国土交通省の所管に係る河川管理施設保全に関すること 2 洪水予報、水防警報その他水防に関すること
利根川下流河川事務所北千葉導水路管理支所	

江戸川河川事務所 運河出張所	
気象庁東京管区 気象台 (銚子地方気象台)	1 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象予報及び警報等の発表・通報に関すること 3 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること
総務省関東総合 通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
厚生労働省千葉 労働局	1 工場、事業所における労働災害の防止に関すること 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	1 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること 2 防災資機材の整備及び点検に関すること 3 地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練に関すること 4 災害派遣時の救援活動のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること
陸上自衛隊需品学校 (松戸駐屯地)	1 災害派遣部隊による救助、水防活動等 2 人員・救援物資等の緊急輸送等に関すること
海上自衛隊 下総教育航空群	1 災害派遣部隊による救助、消防及び水防活動 2 人員・救援物資の緊急輸送等に関すること
航空自衛隊航空 システム通信隊 (柏送信所)	1 災害情報通信等の協力に関すること

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株)	1 電気通信施設の整備に関すること

(株)NTT ドコモ I・T・E・C・M・I・N・I・S・T・R・U・C・T・I・O・N・S	2 災害時における緊急通話の取扱いに関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社 千葉県支部	1 災害時における救護班の編制並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること 3 義援金の募集及び受付に関すること
日本放送協会 (NHK)	1 市民（県民）に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2 市民（県民）に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること 4 被災者の受信対策に関すること
東日本高速道路(株)	1 東日本高速道路の保全に関すること 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
東日本旅客鉄道株式 会社柏駅及び我孫子 保線技術センター	1 鉄道施設等の保全に関すること 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること 3 帰宅困難者対策に関すること
日本通運株式会社 千葉支店	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京電力パワー グリッド(株)	1 災害時における電力の供給に関すること 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
日本郵便株式会社 (柏郵便局)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること 3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
KDDI(株)	1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

6 指定地方公共機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
手賀沼土地改良区	1 防災ため池等の施設の整備と管理に関する事 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関する事
京葉ガス株式会社 京和ガス株式会社	1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事
東武鉄道株式会社柏駅 首都圏新都市鉄道株式会社	1 鉄道施設の保全に関する事 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 3 帰宅困難者対策に関する事
一般社団法人千葉県トラック協会 一般社団法人千葉県バス協会	1 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
公益社団法人千葉県医師会	1 災害時の医療及び助産活動に関する事 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事
一般社団法人千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事 2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事
一般社団法人千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関する事 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事 3 地区薬剤師会との連絡調整に関する事
公益社団法人千葉県看護協会	1 医療救護活動に関する事 2 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関する事
千葉テレビ放送株式会社 株式会社ニッポン放送 株式会社ベイエフエム	1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人柏市医師会	1 災害時の医療及び助産活動に関する事 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

	3 救護本部の運営及び指揮統制に関すること
一般社団法人柏歯科医師会	1 災害時の歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人柏市薬剤師会	1 医薬品の調達、供給に関すること 2 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
公益社団法人千葉県柔道整復師会 柏・我孫子支部	1 災害時の接骨救護活動に関すること 2 柔道整復師会と接骨師との連絡調整に関すること
柏市社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置・運営 2 救援ボランティアの受入・派遣
利根土地改良区	1 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 2 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合	1 災害時における食糧及び物資の供給に関すること 2 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること
柏商工会議所 大規模商業施設	1 災害時における物価安定についての協力に関すること 2 救助物資、復旧資材の確保、あつ旋についての協力に関すること
柏市赤十字奉仕団、婦人会等 社会教育関係団体	1 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等の協力に関すること 2 その他災害応急対策についての協力に関すること
柏市建設関連 防災ネットワーク	1 仮設住宅、トイレの建設の協力に関すること 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 3 その他災害時における建設活動の協力に関すること
柏市防火安全協会	1 防災対策の充実と危険物の安全確保に関すること 2 地域における防災活動の向上に関すること
病院等管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における収容者の保護に関すること
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関すること
北千葉広域水道企業団	1 取水・導水施設及び送水・配水に関すること 2 応急給水用水の供給に関すること
柏市管工事協同組合	1 管路施設に関すること 2 応急給水活動に関すること

公益社団法人日本水道協会千葉県支部	1 応急給水活動に関すること 2 応急復旧活動に関すること 3 他水道事業体と水道関連団体との連絡調整に関すること
-------------------	---

8 住民及び事業所等

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
住 民	1 自らの生命・身体・財産の被害を食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図ること 2 食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等適切な取扱い等の出火防止など、各家庭での身近な震災発生時に備えを講じること 3 住民は町会・自治会・区等の構成に参加しその活動に協力すること 4 知事及び市長等が実施する防災対策に協力するとともに、積極的に防災活動に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
町会・自治会・区等	1 自主防災活動の推進に関すること 2 避難誘導、救出救護の協力に関すること 3 初期消火活動の協力に関すること 4 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等の協力に関すること 5 被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関すること
事 業 所	1 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に関すること 2 地域の防災活動に積極的に参加し、災害の未然の防止、自主防災組織、町会・自治会・区等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に関すること 3 集客施設を保有する施設にあっては、来客者の安全確保に関すること 4 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努めること 5 帰宅困難者発生の抑制に関すること
ボランティア団体	1 平常時から構成員間の連携を密にした活動体制の整備に関すること 2 災害時の救援救護活動の迅速な実施に関すること

第3節 市の概況と災害環境

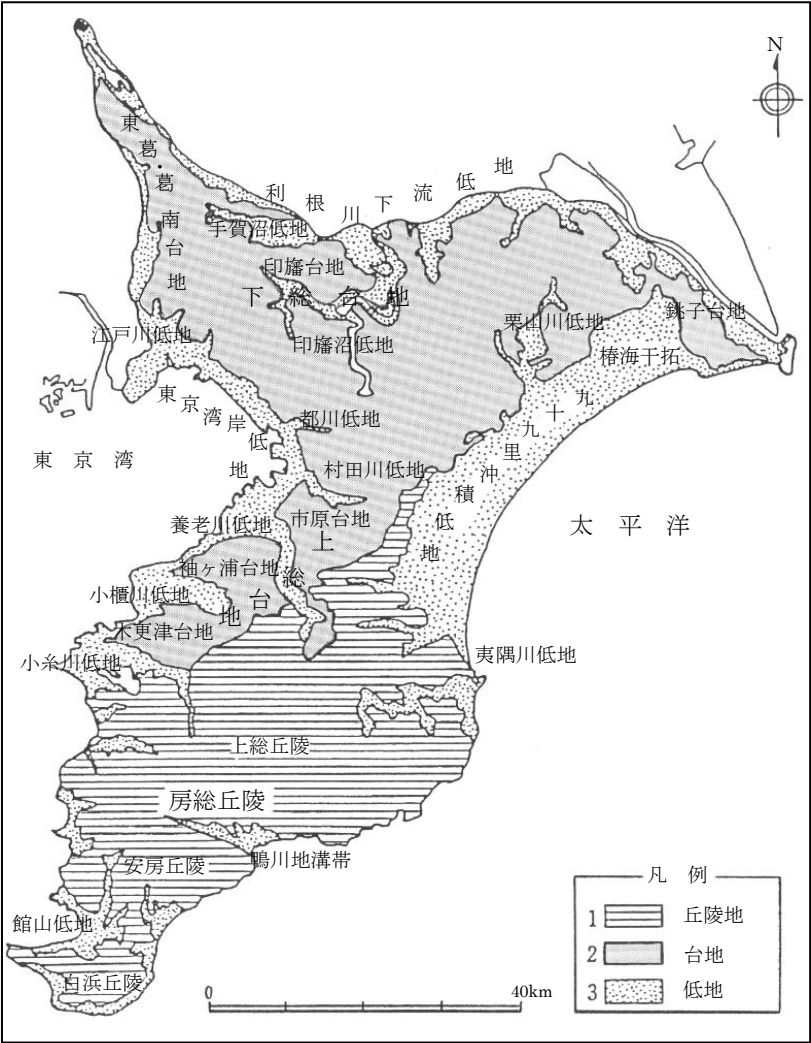
第1 自然環境

1 位置

本市は、東京都心から30km圏の千葉県北西部に位置し、東西約18km、南北約15km、面積は約114.74km²である。東に我孫子市及び印西市、利根川を挟んで茨城県取手市及び守谷市、南に鎌ケ谷市及び白井市、西に松戸市及び流山市、北に野田市が隣接する。

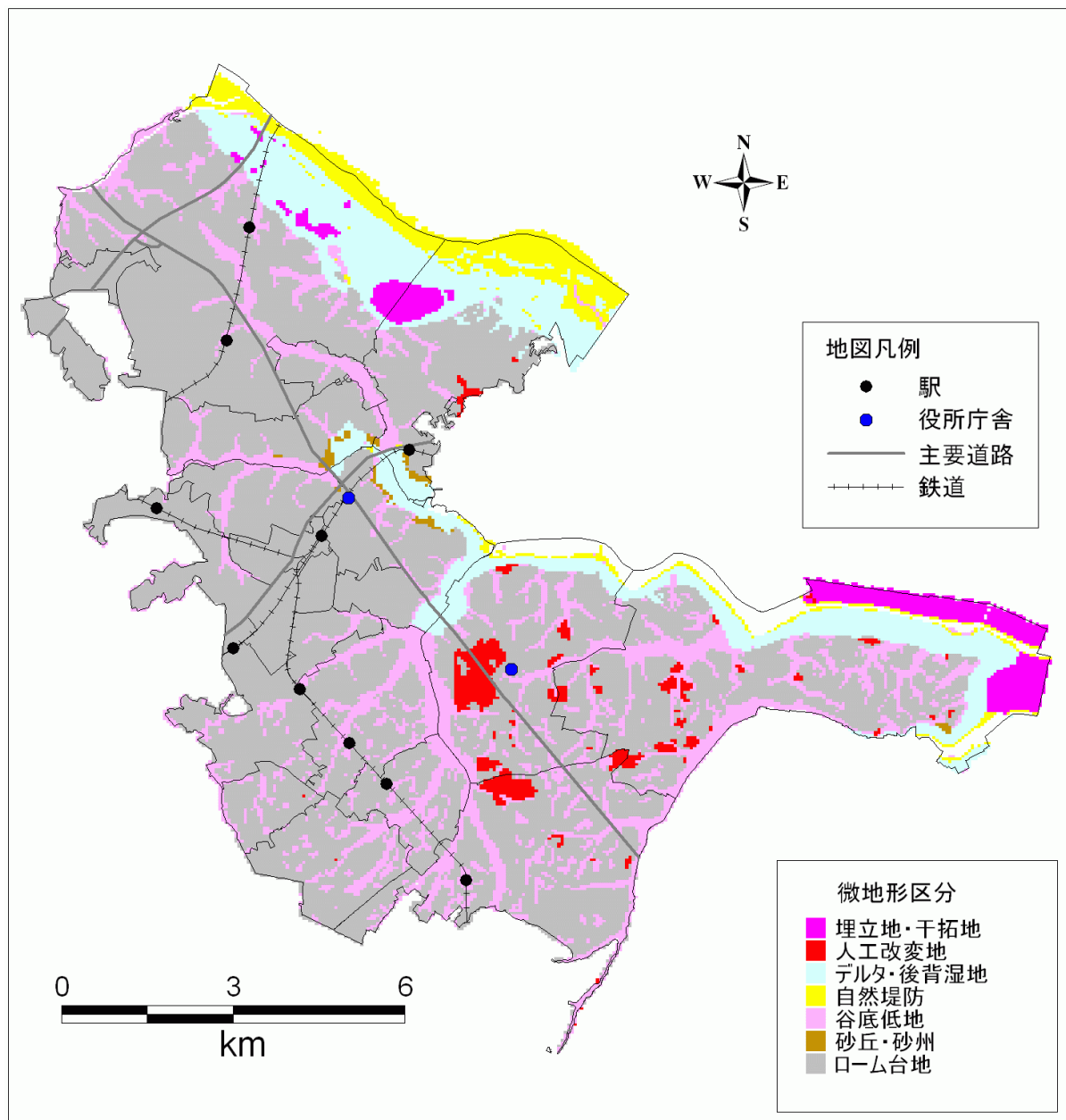
2 面積及び地形

面積は114.74km²で、周囲は約92kmである。本市は下総台地の北西部に位置し、その大部分は台地上にある。市の北東部には利根川が流れ、利根川沿いには沖積低地が広がっている。約7割を占める台地面と3割の沖積面の割合で、階段状の形をしている。標高差は、最大32mでほぼなだらかな地形である。



3 地 質

本市のほとんどが「下総台地」にあたり、更新世の下末吉期の海進時に形成された、砂がちの海成層からなる下総層群（成田層群）と、その上位の層厚 2m～5mの関東ローム層によって構成されている。



柏市における微地形区分図

第2 社会条件

1 人 口

(1) 人口と世帯

東京都心からわずか 30km 圏にある柏市は、我が国経済の高度成長期以降、東京圏への人口集中の影響を直接受け人口が著しく増加し、平成元年には 30 万人を、平成 22 年には 40 万人を突破した。

この間の人口増加の傾向をみると、人口 10 万人から 20 万人へは 10 年を要したのに対し、20 万人から 30 万人へは 14 年、30 万人から 40 万人へは 22 年かかっており、人口増加の勢いは次第に緩やかになってきている。また、平成 32 年をピークに人口は減少に転じることが予想されている。

なお、平成 17 年 3 月 28 日に沼南町と合併した。

人 口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	1 世帯当人口 (人/世帯)
421,600	182,923	3,674.4	2.3

※ 平成30年1月1日現在 千葉県毎月常住人口

(2) 昼夜間人口（単位：人）

夜間人口 (A)	流出人口 (B)	流入人口 (C)	昼間人口 (D) (A)－(B)＋(C)
404,012	113,276	72,205	362,941

※平成22年国勢調査結果

※流出人口とは、市内に常住する者で、昼間市外に従業・通学する者

※流入人口とは、市外に常住する者で、昼間柏市に従業・通学する者

2 交 通

(1) 道 路

柏市域を東西に国道 6 号、南北に国道 16 号が市を 4 分割するように通っている。また、常磐自動車道が市北部を通り国道 16 号と交差する場所に柏インターチェンジが設置されている。これらの間を県道、市道が縦横に配置されている。国道、県道の舗装率は約 100%、市道は 86.3%（平成 29 年 3 月 31 日現在）となっている。

(2) 鉄 道

柏駅を中心に東西に東日本旅客鉄道(株)（常磐線）、南北に東武鉄道(株)（東武野田線）が通っており、駅はそれぞれ 3 駅、6 駅の合計 9 駅が設置されている。また、市北部に首都圏新都市鉄道(株)（つくばエクスプレス）が通っており、2 駅が設置されている。この他、市南端に北総鉄道(株)（北総線）が通っているが、駅は無い。

中でも柏駅は、東日本旅客鉄道(株)（常磐線）と東武鉄道(株)（東武野田線）が交差したターミナル駅となっている。

3 産業経済

(1) 商業

柏市には市街地に加え、幹線道路沿いにも多様な商業施設が数多く集積し、周辺市からの購買力も吸引するなど商業機能が充実している。しかし近年、柏駅周辺地区の商業施設の勢いがやや頭打ちとなっていることなどを背景に、年間商品販売額はわずかながら減少傾向にある。今後も年間商品販売額は高水準を維持するものの、全国的な人口減少や都市間競争の激化などを背景に緩やかな減少基調で推移することが想定される。

(2) 工業

本市には十余二工業団地など8つの工業団地が立地しているが、その多くが昭和40年代に形成されたもので、老朽化が進んでいる。また、近年の市内からの工場移転の動きなども背景に、本市の製造業は、従業者数、製造品出荷額等ともに減少傾向にある。

(3) 農業

本市は、有数の野菜産地として都市農業が盛んである一方、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の耕作放棄地化などの問題が深刻化している。

第3 震災履歴

江戸時代以降、柏市に影響を及ぼしたと推定される主な地震は、次のとおりである。

発生日：西暦（日本歴）	震源域・規模	被害状況
1703年12月31日 （元禄16年）	房総沖 M7.9～8.2	（元禄地震） 関東地方の南部の広い範囲で震度6相当の揺れがあり、房総半島や相模湾の沿岸部に津波が襲来する。全体として、死者10,000人以上の被害となる。
1707年10月4日 （宝永4年）	紀伊半島沖 M8.4～8.7	（宝永地震） 東海地方沿岸部から四国にかけての広い範囲で震度6以上の揺れがあり、太平洋沿岸部を中心に大津波が襲来する。少なくとも、死者20,000人以上と言われる。東葛飾郡誌には「この地方一帯大地震、暴風と重なる」と記述がある。49日後には富士山が噴火し、船橋で3～4寸の降灰があった。
1855年11月11日 （安政2年）	東京湾北部 M7.2	（安政江戸地震） 東京都東部、千葉県北西部、埼玉県東部などで震度6相当の揺れが生じ、各所で火災、液状化が起きる。全体として死者7,000人以上の被害となる。
1923年9月1日 （大正12年）	相模湾 M7.9	（関東大震災） 関東地方の南部を中心に広い範囲で震度6を観測。地震直後に発生した火災が被害を大きくし、東京、神奈川を中心に10万人以上の死者を出した。千葉県内の死者は1,335人。 【柏市史による被害の記述】 ○根戸下・呼塚中間地点で貨車が脱線し東京との往来途絶、流言蜚語流れ人心動揺す ○地割し、噴水、堤防の亀裂、陥落、石碑の倒壊、屋根瓦の落下、家屋の損傷実に甚し、幸い人畜に死傷なかりし ○土村に於ける震災被害程度は、建物に僅に毀損せしのみにして人畜其他に被害なかりき ○運河堤塘大亀裂、堤塘復旧に着手して五千数百の人夫を費す
1987年12月17日 （昭和62年）	九十九里浜付近 M6.7	（千葉県東方沖地震） 山武、長生郡市を中心に、崖崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、液状化現象等が多数発生した。千葉県全体で死者2人
2011年3月11日 （平成23年）	三陸沖 M9.0	（東日本大震災） 東北沿岸部に大津波が襲来。東京湾沿岸部等で液状化。 （全体被害） 千葉県内の死者は20人（行方不明2人）。柏市では震度5強を記録し、鉄道の運行停止により多くの帰宅困難者が発生。 ○ 人的被害 死者1人 中等症6人 軽症16人 ○ 建物被害 全壊1棟、半壊16棟、一部破損4,750棟 ○ 道路損壊 143件 ○ 水道被害 28件 (平成29年4月1日現在)

第4 被害等の想定

1 想定地震の設定

柏市がある関東地方は、陸地の北米プレートの下に南方からフィリピン海プレート、東方から太平洋プレートが潜り込んでおり、大変複雑な構造をしている。大地震は、それらのプレート境界に長年蓄積した歪みが一気に開放されることにより、発生している。特に、北米プレートとフィリピン海プレートの境界は、関東地方の直下の比較的浅い深度に存在することから、ここで大地震が発生すると、大きな被害が発生すると考えられている。

柏市被害想定調査（平成18年3月）では、国の中央防災会議で今後30年以内に発生する確率が高い地震として想定及び検討した地震のうち、柏市に特に影響があると考えられる、次の2つの地震を想定地震として設定した。

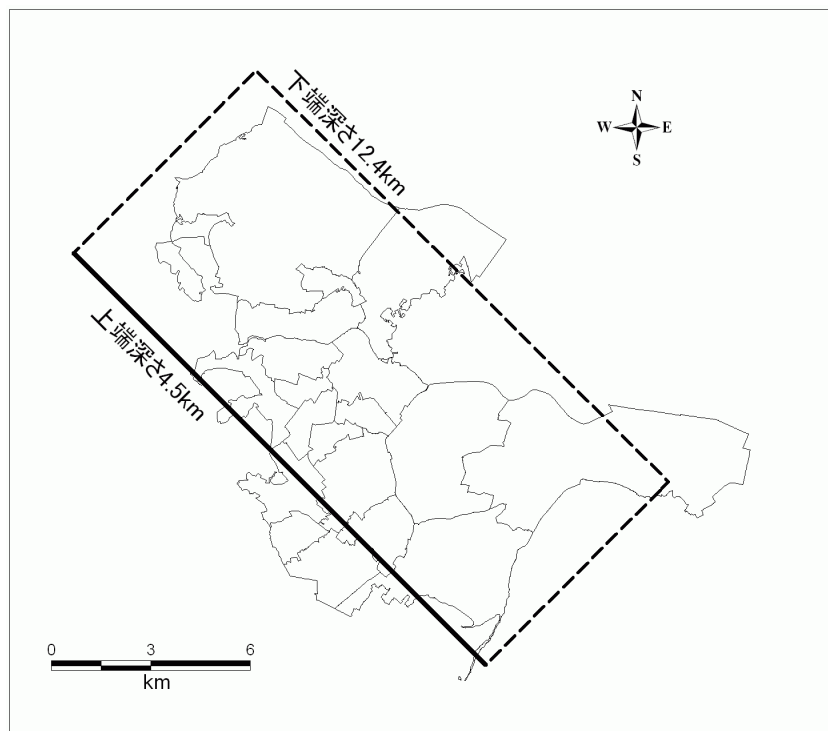
- ・東京湾北部地震(マグニチュード7.3)
- ・茨城県南部地震(マグニチュード7.3)

これらのプレート境界で発生する地震のタイプ以外では、平成7年兵庫県南部地震(マグニチュード7.3)のように活断層で発生するタイプが考えらるが、柏市内及び周辺においては、活断層が確認されていない。

しかしながら、国の中央防災会議では、地表で活断層が確認できなくても、地下に活断層が存在し、地震を引き起こす可能性があることから、こうした地震に対しても、主要な地域（都心、政令指定都市など）で想定を行っている。

こうしたことから、柏市直下でも活断層の地震が発生するとして、次の地震も設定した。

- ・柏市直下地震(マグニチュード6.9)



2 被害想定のおとめ

想定した3つの地震のうち、柏市直下地震を地域防災計画策定の想定地震とする。

大項目	小項目(前提条件)		東京湾北部地震	茨城県南部地震	柏市直下地震
震源	マグニチュード		7.3	7.3	6.9
揺れ	主な震度階		5強～6弱	5強～6弱	6弱～6強
建物	倒壊数(棟)		62	28	679
	全壊数(棟)		637	463	5,360
	半壊数(棟)		2,205	1,594	15,418
火災	炎上出火件数	冬早朝5時	1	0	6
		冬夕方18時	4	3	43
		夏昼12時	1	1	10
	焼失棟数	冬早朝5時	8	0	28
		冬夕方18時	17	15	3,621
		夏昼12時	1	1	240
上水道	配水管被害箇所数		198	156	542
	断水世帯数		38,844	31,827	80,102
下水道	被災延長(km)		9.2	9.4	12.2
都市ガス	低圧導管被害箇所数		2	1	12
	供給停止世帯数		0	0	80,407
電力	電柱被害数(本)	冬早朝5時	40	26	404
		冬夕方18時	41	27	1,304
		夏昼12時	39	26	458
	停電世帯数	冬早朝5時	12,043	9,597	27,879
		冬夕方18時	12,171	9,955	39,657
		夏昼12時	11,969	9,646	28,836
電話	電柱被害数(本)	冬早朝5時	13	9	140
		冬夕方18時	14	10	439
		夏昼12時	13	9	159
道路	対象道路通行支障箇所数		5	5	16
鉄道	鉄道通行支障箇所数		3	3	5
崖	危険度ランク別箇所数	危険性が高い	6	4	13
		危険性がやや高い	6	9	0
		低い	1	0	0
人的被害	死者(人)	冬早朝5時	15	10	153
		冬夕方18時	12	8	128
		夏昼12時	11	7	113
	重傷者(人)	冬早朝5時	77	74	539
		冬夕方18時	71	67	560
		夏昼12時	75	69	465
	軽傷者(人)	冬早朝5時	713	563	3,662
		冬夕方18時	685	546	3,425
		夏昼12時	764	616	3,196
	要救出者(人)	冬早朝5時	65	28	741
		冬夕方18時	40	18	519
		夏昼12時	28	13	456
	1日後の避難者(人)	冬早朝5時	26,810	21,998	65,592
		冬夕方18時	26,820	22,013	70,380
		夏昼12時	26,803	21,999	65,874
	4日後の避難者(人)	冬早朝5時	21,831	17,908	56,881
		冬夕方18時	21,842	17,923	61,901
		夏昼12時	21,824	17,909	57,178
	1ヶ月後の避難者(人)	冬早朝5時	4,060	3,310	25,787
		冬夕方18時	4,071	3,326	31,636
		夏昼12時	4,052	3,311	26,139
	帰宅困難者(人)	冬早朝5時	0	0	0
		冬夕方18時	10,013	10,013	10,013
		夏昼12時	22,352	22,352	22,352
	罹災者(人)	冬早朝5時	2,345	2,275	16,261
		冬夕方18時	2,363	2,300	25,939
		夏昼12時	2,333	2,276	16,839
	罹災世帯数	冬早朝5時	925	894	6,496
		冬夕方18時	932	904	10,204
		夏昼12時	920	894	6,698

※建物の倒壊数は揺れによるもの。全壊数と半壊数は、揺れと液状化によるもの。

※建物の全壊数には、揺れによるものを含む。

※要救出者数は、建物に閉じ込められた者。死者、重傷者及び軽傷者数を含む。

※都市ガスの供給停止世帯数は、京葉ガス供給エリアのみを対象として算定。

※罹災者数及び罹災世帯数は、建物全壊及び焼失した者の数。

※帰宅困難者数は、柏市へ通勤・通学してきた人のうち、地震により帰宅できなくなる者。

ライフラインの復旧予測

種 類	応急復旧日数
電力	6 日
都市ガス	14 日
LP ガス	約 3 日
上水道	約 70 日
電話	1 4 日

- 千葉県地震被害想定調査結果（平成 20 年 6 月）より作成
- 被害想定は東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）

3 職員の参集予測

(1) 参集率の考え方

① 居住地から市役所までの距離

執務時間外に大規模地震が発生した場合、参集可能な職員数を時系列で把握するために、職員の居住地から市役所までの距離を把握した。また、居住地から市役所までは徒歩で行うものとし、歩行速度は時速 3km/時と仮定して到着時間を算出した。また 20km 以上の場合には、発災後 1 日以内の参集は困難とし、2 日目から参集可能とした。

距離 (km)	～3	～6	～9	～12	～15	～20	20～	合計
到着時間 (時間)	～1	～2	～3	～4	～5	～7	2日目	
職員数	555	635	423	344	212	159	317	2,645
%	21%	24%	16%	13%	8%	6%	12%	100%

※平成 24 年度の調査結果を基に、平成 29 年 4 月 1 日現在の職員数で算出。

② 参集困難者の割合

本人・家族の被災や救出・救助活動への従事により参集を開始できない（参集できない）職員の割合を、過去の災害データを考慮した「千葉県業務継続計画（震災編）」の値に準じて設定した。

【参集を開始できない職員の割合】

経過日数	～1 日	～3 日	1 週間
参集不能率	30%	20%	2%
理由	発災直後の負傷や 混乱等による	発災直後の負傷や 混乱等による	本人の重症等による

(2) 参集の予想

前項の考え方に基づいて参集数を算出した結果を下記に示す。

	1 時間	3 時間	5 時間	7 時間	1 日	3 日	1 週間
参集人数	370	1,137	1,270	1,402	1,613	2,116	2,592
参集率	14 %	43%	48%	53%	61%	80%	98%

※平成 24 年度の調査結果を基に、平成 29 年 4 月 1 日現在の職員数で算出。

※算出数値は、平成 24 年度に実施した参集訓練の結果を引用したものです。

第2章 予防計画

大規模な災害がいつ、どのような状態で発生するかを予想することはできない。大規模な災害が発生し、混乱した事態の中で、被害を最小限にとどめるためには、市を中心とする防災関係機関が、迅速な防災活動を開始するための事前の予防対策を行うことが重要である。

また、住民一人ひとりが、災害に対する事前の備えとして町会・自治会・区等の地域の防災活動に積極的に参加し、日常の活動を通して共助の意識を育むなどの取組も重要である。

自助・共助・公助のイメージ

		自助	共助		公助
			町会・自治会・区等	ふるさと協議会	
平常時	安全対策	◆建物の耐震化 ◆家具等転倒防止策 ◆消火器の配備	◆危険箇所の把握 ◆防災資源の把握		◆防災情報の提供 ◆防災マップの配布 ◆耐震化等の助成
	備蓄	◆水・食糧の備蓄(最低3日分) ◆ライフライン寸断対策(懐中電灯、ラジオ、非常用トイレ袋等) ◆非常持ち出し品の準備(家族に合わせた準備)	◆防災資機材の備蓄(組織活動で必要なもの)		◆食糧の備蓄(想定避難者1日分) ◆資機材の備蓄(避難所で必要となる大型資機材) ◆民間などからの調達体制構築
	被災対策	◆家族のルールづくり(集合場所、避難ルート、連絡方法等)	◆防災組織づくり ◆要配慮者の把握と見守り	◆防災組織づくり ◆近隣センター(地区災害対策本部)との連携	◆防災組織づくり支援 ◆近隣センター(地区災害対策本部)の体制強化 ◆情報通信機器の整備
		◆避難場所・避難所の確認	◆避難場所・避難所の選定 ◆避難所運営組織の結成		◆避難場所。避難所の拡充 ◆避難所運営組織の結成支援
	講習・訓練	◆防災講習会への参加 ◆防災訓練への参加	◆防災講習会の実施 ◆防災訓練の実施	◆防災講習会の実施 ◆防災訓練の実施	◆防災講習会の実施支援 ◆防災訓練、防火指導の実施支援

第1節 災害に強い人と地域をつくる

第1 自助・共助の育成

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、こども部、 学校教育部、消防局	町会・自治会・区等、ふるさと協議会、消防団、 学校、各種事業者

現状と課題

- ◆ 災害から命と財産を守るためには、住民一人ひとり、隣近所、地域住民組織の活動が不可欠である。
- ◆ 町会・自治会・区等の中で、自主防災組織を結成している割合が約8割である。

基本方針

- 防災情報の提供、防災教育の充実により、防災知識の普及、意識の高揚に努める。
- 地域防災力向上のため、自主防災組織の結成と活性化を支援する。

施策方針

1 自助の育成

住民は、「自分の身の安全は自分が守る」という「自助」の観点にたち、日頃から災害についての認識を深め、備えをしておくことが必要である。このため、個人や家庭、学校、事業所等で取り組むべき事柄について、広報活動の充実強化を図る。

(1) 個人・家庭

命を守るために	■ 家の点検を行い、耐震補強をする。（市の支援制度を活用） ■ 家具・家電を倒れないよう工夫する。（特に寝室、高齢者世帯・障害者世帯（市の支援制度を活用）は重要） ■ ブロック塀・門柱の倒壊を防ぐ。 ■ 消火器を設置する。
被災生活に備えるために	■ 最低3日、推奨1週間分の食糧や飲料水を備蓄する。 ■ 家族に合わせた備蓄をする。（乳幼児、妊婦、介護用品、常備薬等） ■ ライフライン寸断に備えた準備をする。（懐中電灯、ラジオ、非常用トイレ袋、風呂の残り湯等） ■ 非常持出品を準備する。（各自リュック一つ分）
災害時に慌てないために	■ 避難場所、避難所を把握しておく。 ■ 災害時の適正行動を把握しておく。（身を守る方法等） ■ 災害時の緊急情報の入手環境を整える。 ■ 家族間で災害時のルールを決めておく。（災害時の連絡方法、災害用伝言ダイヤルの使用方法、集合場所の設定、それらを記載した「防災カード」（柏市HPから入手可能）の携帯など） ■ 防災訓練に参加する。

【高層住宅の場合】

- 建物の耐震性やライフライン設備、エレベーター設備を理解する。
- 備蓄（個人・共有）や受水槽、高架式水槽等を活用し必要な備えを講じることで、外部と孤立した場合の避難生活を回避する。

【自動車に乗車中だった場合】

- 道路以外の場合に停車（駐車）し、緊急車両等の通行の妨げにならないようにする。
- 道路上に停車（駐車）しなければならない場合は、左側に寄せて、鍵を付けたままで自動車から離れる。

【非常持出品リスト】

- 常に準備しておくものの一例
 - ・ 非常食品（乾パン、缶詰、栄養補助食品、水、水筒、皿、コップ、割り箸、缶切、家族構成にあった食品等）
 - ・ 応急医薬品（ばんそうこう、傷薬、解熱剤、消毒薬、目薬、常備薬等）
 - ・ 生活用品（衣類、タオル、ウエットティッシュ、マスク、手袋、雨具、ライター、ビニール袋生理用品、紙おむつ、簡易トイレ、家族構成にあった生活用品）
 - ・ その他：携帯ラジオ、懐中電灯、予備の電池、非常持ち出し袋
- 災害時に非常持ち出し品とあわせて持ち出すものの一例
 - ・ 貴重品等（現金、預貯金通帳、カード、印鑑、免許証、権利証書、健康保険証、お薬手帳（診察券とセット）、携帯電話、充電器）

（2）学 校

①幼稚園・保育園

園児の安全を第一に考え、日頃から防災教育や訓練の実施を励行する必要があるため、訓練等の実施に必要な資機材を提供し、その充実を支援する。

親が市外へ働きに出ている等すぐに子どもを引き取ることが困難な場合を想定し、一定期間子どもを預かることのできる支援対策を構築する。

②小・中・高等学校

児童・生徒の安全確保を第一に考え、日頃から防災教育や訓練の実施を励行する必要がある。また、全ての学校が避難所に指定されていることから、避難者を受け入れる体制を日頃から整備しておくことが求められる。このため、訓練等の実施に必要な資機材を提供し、その充実を支援するとともに、学校と地域住民との連携体制が構築できるようその調整を行う。

児童・生徒の安全確保	■ 日頃から学校敷地内や通学路等の危険箇所を把握するとともに、下校困難（帰宅困難）時に備え、食料等の備蓄を励行する。 ■ 災害時は避難誘導や保護者等への引渡しを行い、児童・生徒の安全確保を徹底する。 ■ 保護者等への引き渡しができない場合は、校内の安全な場所又は他の安全な避難所に誘導し、安全確保を行う。
防災教育・訓練の実施	■ 教職員や児童・生徒等への防災教育・訓練を積極的に実施し、災害対応力の向上を図る。

地域との連携推進	■ 避難所の開設・運営時の混乱防止と円滑化を推進するため、日頃から町会・自治会・区等との協力体制を確立しておく。
避難所機能の強化	■ 初動期に必要な最低限の物資・資機材を配備する。 ・ 備蓄品の配備（市が用意） 毛布、ペットボトル飲料水、発電機、投光器、非常用トイレ袋 ・ 避難所開設・運営資機材の配備（市が用意） 照明器具、文房具など ■ マンホールトイレを整備する

③大学

学生の安全確保を第一に考え、帰宅困難時に備えた食糧等の備蓄を実施する必要がある。また、避難所に指定されている大学については、避難者を受け入れる体制を日頃から整備しておくことが求められる。更に、市は学生が行うボランティア活動との連携体制の構築を目指す。

学生の帰宅困難対策	■ 日頃から学生の帰宅困難時に備え、食料等の備蓄を励行する。 ■ 災害時は学内の安全な場所又は他の安全な避難所に誘導し、安全確保を行う。
学生ボランティアの育成	■ 学生が行う災害ボランティア活動を積極的に支援する。 ■ 市は災害時に学生との連携した活動ができるよう、日頃からその体制構築に努める。
地域組織との連携推進	■ 避難所の開設・運営時の混乱防止と円滑化を推進するため、日頃から町会・自治会・区等との協力体制を確立しておく。
避難所機能の強化	■ 初動期に必要な最低限の物資を配備する。 ・ 柏市備蓄品の分散配備（市が用意） 毛布、ペットボトル飲料水、発電機、投光器、非常用トイレ袋 ・ 避難所開設・運営資機材の配備（市が用意） 照明器具、文房具など

(3) 事業所

事業所は、従業員や施設利用者の安全を確保するため、日頃から予防対策を講じるとともに、地域における重要な防災資源であるとの認識に立ち、地域住民との連携を強化しておく必要がある。事業所内での自主的な対策と地域住民との連携体制が推進されるよう広報活動の充実・強化を図る。また、帰宅困難者の発生を抑制するため、従業員や施設利用者に無理な移動をしないよう一斉帰宅の抑制に努める。

事業所内対策	■ 施設・設備の安全対策を行う。（耐震化、ロッカーの転倒防止等） ■ 避難場所・避難所を把握し避難経路を設定する。 ■ 従業員、施設利用者等の安全確保のための訓練・研修を実施する。 ■ 最低3日、推奨1週間分の食糧・水、ライフライン寸断に備えた準備をする。 ■ 業務継続計画（BCP）を策定する。
地域住民組織との連携	■ 地域の防災訓練などへ参加する。 ■ 災害時には資機材を提供し、人的支援を行う。

2 共助の育成

住民は、「自分たちの地域は自分たちが守る」という「共助」の観点にたち、日頃から災害についての認識を深め、備えをしておくことが必要である。そのため、地域住民組織や事業所等が取り組むべき事柄について、広報活動をとおして協力の呼びかけを行う。

(1) 隣近所（「近助」）

災害発生時、個人・家庭での応急措置が終了次第、まずは隣近所の安否を確認する必要がある。消火や救助が必要な場合は、周囲にその状況を伝え、協力して活動することが重要となる。

(2) 町会・自治会・区等

町会・自治会・区等は、平成29年4月1日現在、294団体が組織化されている。災害対策においては、その組織力を生かして「共助」の中心的な役割を担うことが求められる。

地域住民を守るために	■ 災害上の短所（危険な場所等）や長所（防災上有益なもの、有資格者等）を把握する。 ■ 要配慮者を把握し、日頃から見守りと交流を行う（「柏市防災福祉K-Net」に登録し、活動する。）。 ■ 学校、事業所、消防団等との協力体制を整える。
被災生活に備えるために	■ 組織的活動に必要な資機材を用意しておく。
災害時に慌てないために	■ 避難場所、避難所を選定しておく。（一時的な空間地、指定避難場所、指定避難所） ■ 防災組織をつくり、活動する。 ・ 情報収集伝達、消火、救出救護、避難誘導、給食給水 ・ 避難所の開設・運営の組織づくりへの協力 ・ 防災訓練の実施、防災チラシの回覧など、防災知識・技術の普及

【自主防災組織】

①結成と運営支援

組織の設立費と次年度以降の運営費を助成し、自主防災組織の結成促進と活動の強化を支援する。

②基本構成等

基本構成	活動内容	活動資機材
情報収集伝達班	被害状況、防災情報の収集、広報活動	ヘルメット、笛、ハンドマイク、ラジオ、消火器、バケツ、救急セット、三角巾、バール、ハンマー、ロープ、はしご、ジャッキ など
消火班	出火防止・初期消火の実施	
救出・救護班	負傷者の救出・救護	
避難誘導班	高齢者・障害者の保護、避難誘導	
物資班	給食・給水・救援物資の配布	

③防災推進員の指名

自主防災組織の活性化を目的に平成10年度から各組織3名以内の「防災推進員」を指名している（任期は2年）。「防災推進員」が地域の防災リーダーとして活躍できるよう講習会を開催する等、知識と技術の習得を支援する。

④関係機関との連携支援

自主防災組織の活性化及び地域防災力の向上を推進するため、地域の消防団や事業所と連

携できる体制を支援する。

【避難所運営組織づくり】

発災直後の混乱期に避難所が迅速に開設され、避難者への支援がより円滑に行なわれるためには、避難所となる学校と避難所を利用する住民により、予め避難所運営組織を形成しておくことが必要である。

組織づくりにあたっては、市（総務部）は、町会・自治会・区等と学校の調整、マニュアル作成や訓練実施を積極的に支援するものとする。

また、体育館や防災倉庫の鍵の所持を町会・自治会・区等にも委ね、避難所の迅速な開設体制を整えるものとする。

＜避難所運営組織の役割＞

- ・避難施設の点検：施設管理者や市職員が不在の場合、目視により施設を点検（外壁、天井、窓、ライフライン等）
- ・避難所の開設：施設管理者及び市職員と協力し、施設を開錠し安全を確認
- ・市との情報連携：避難所開設状況・避難者数・被害状況等を取りまとめ、市へ情報提供
- ・避難所の運営：避難者台帳の作成、部屋割り、食事の提供・管理、傷病者の把握等

＜組織の構成（例）＞

- | | | | |
|--------|------------|----------|-----------|
| ○総務チーム | ○保健・衛生チーム | ○施設管理チーム | ○食料・物資チーム |
| ○情報チーム | ○要配慮者支援チーム | ○支援渉外チーム | |

（3）ふるさと協議会

ふるさと協議会は、市内20のコミュニティエリアごとに昭和55年度から組織されており、エリア内の町会・自治会・区等や様々な団体で構成され、住みよい地域づくりのため、様々な事業を実施している。

災害時に被害の軽減と被災者支援を効果的に進めるため、近隣センターに設置される地区災害対策本部との協力体制の構築に努める。

【男女共同参画の推進】

災害時における女性をめぐる諸問題を改善するため、各組織には女性の積極的な登用と、男女共同参画の視点に配慮した防災対策を推進するよう働きかける。

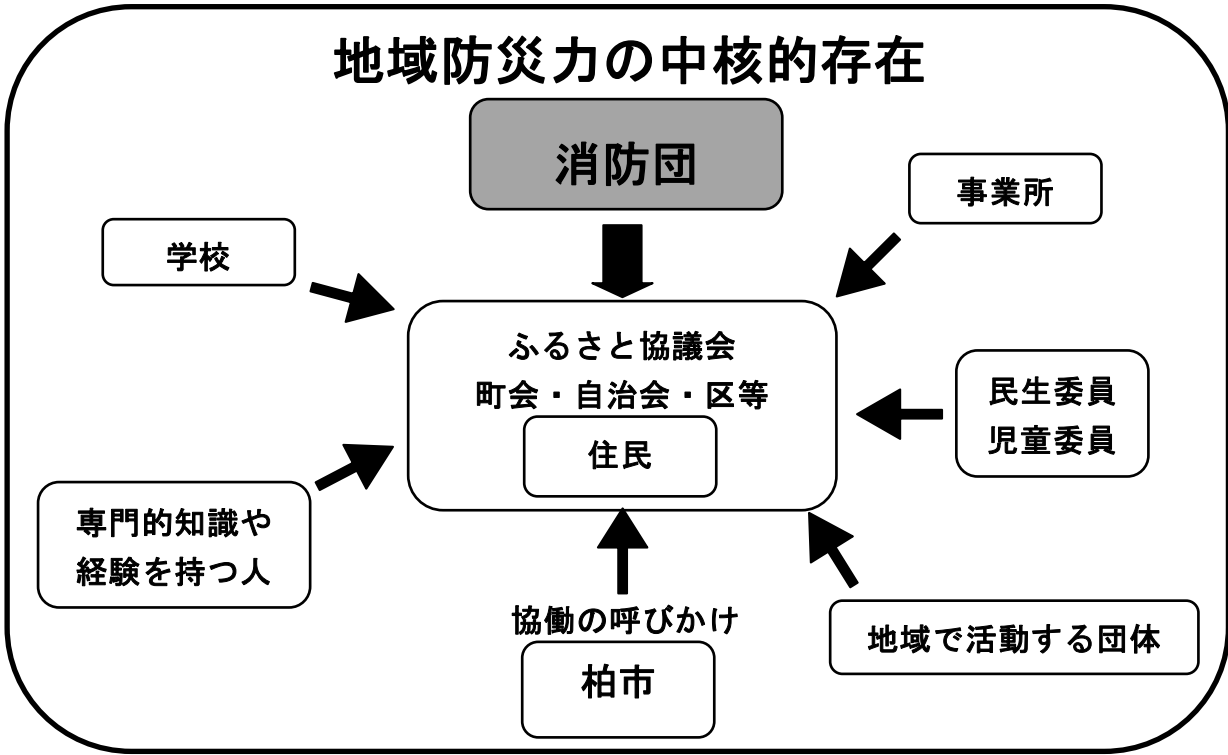
（4）消防団

消防団は、地域密着性及び要員動員力の特性を活かし、地域防災力の中核として町会・自治会・区等との連携強化の促進が必要となる。市（総務部、消防局）は、消防団と町会・自治会・区等との顔の見える体制の構築づくりを支援し、地域における救急救命訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練等の充実・強化を図る。

【地区防災計画の策定】

地域防災力を向上させ、地域コミュニティの維持・活性化を図るために、市内各地域の特性に応じ、その地区の居住者や事業者による「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」などを規定する「地区防災計画」を策定することができる。

なお、地区防災計画は、ふるさと協議会及び町会・自治会・区等の地域組織の活動に資するものであることとし、市の防災会議に提案（計画提案）することにより、市の地域防災計画として規定する場合がある。



目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成 32 年度)	指標の説明
自主防災組織の結成	75.5%	85%	町会・自治会・区等（294団体）の内、自主防災組織を結成している割合

第2 自助・共助・公助の連携

担当部局	関係機関
全部局	町会・自治会・区等、ふるさと協議会、消防団、学校、各種事業者

現状と課題

- ◆ 災害時は市と地域住民組織との連携が不可欠であるが、協力体制が十分に確立されていない。
- ◆ 安否確認や避難所の開設体制等について、平常時から協力体制を確立する必要がある。

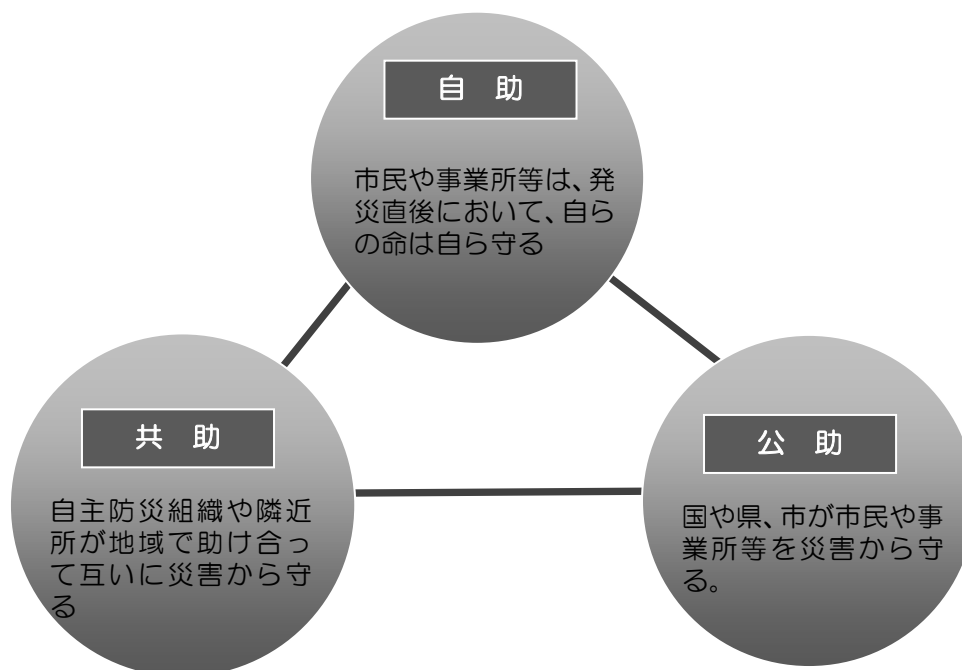
基本方針

- 「自助」「共助」「公助」の役割を明確化する。
- 市と町会・自治会・区等との具体的な協力体制を確立する。

施策方針

1 役割の明確化

災害による被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興するためには、個人・地域・市のそれぞれが役割を認識し、相互に協力し合う体制や仕組みづくりが必要である。市は、災害時における行政の限界線を広く周知することで、連携体制の構築に努める。



2 災害時の協力体制の確立

情報の収集と伝達	■ 災害時に迅速な情報集約ができるよう町会・自治会・区等から被害状況、安否情報を収集できる体制を確立する。 ■ 市が発する災害時の緊急情報は、町会・自治会・区等を通して回覧や掲示等により周知できる体制を整える。
避難所運営組織	■ （第2章第1節第1「自助・共助の育成」参照）
物資の運搬体制	■ 防災備蓄倉庫から指定避難所への物資運搬が円滑に行なえるよう、各コミュニティエリア（20エリア）内において、エリア内の事業者等との連携により、運搬体制を確立する。
応急給水体制	■ 災害時に応急給水拠点での飲料水の供給が円滑に行なえるよう、ふるさと協議会との協力体制を確立する。
要配慮者の支援体制	■ （第2章第3節第4「要配慮者支援体制」参照）
防災訓練の実施	■ 上記の協力体制を推進・強化するため、各種訓練の実施を支援し、体制の検証を繰り返し実施する。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
避難所運営組織の結成	10.0%	100%	指定避難所に対する避難所運営組織の結成割合

第3 人材の育成・確保

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、都市部	柏市社会福祉協議会、大学、千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会、柏市国際交流協会

現状と課題

- ◆ 発災時には、人命救助や被災者支援など多くの人手が必要となる。
- ◆ 災害ボランティアを受け入れるための、体制や人的支援体制が必要となる。

基本方針

- 災害時に必要となる人材育成・確保に努める。
- 災害ボランティアの受け入れ体制の強化に努める。
- 職員の活動体制を強化する。

施策方針

1 人材の育成・確保

災害時に必要となる有資格者の育成と確保に努めるとともに、市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアコーディネーターの養成を支援する。

被災建築物の判定	被災建築物応急危険度判定士（市職員）の育成・確保
被災宅地の判定	被災宅地危険度判定士（市職員）の育成・確保
被害調査	被災家屋調査員（市職員）の育成・確保
障害者・介護者支援	介護ボランティア、手話通訳者、通訳翻訳ボランティア等の確保
外国人支援	通訳者、翻訳者の確保
災害対策総合支援	千葉県災害対策コーディネーター、防災士の把握・活用体制の確立
自主防災組織	防災推進員の育成・確保

2 災害ボランティア活動の推進

柏市社会福祉協議会は、平時から協力して災害ボランティア活動に関する意識・知識の普及・啓発を図るとともに、市と連携して災害時におけるボランティアの受け入れ体制を強化する。

啓発事業	■ 毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に啓発事業を実施し、市民等のボランティア意識の醸成を図る。
訓練	■ 毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施し、災害時の対応力強化に努める。
学生ボランティアの確保	■ 大学における学生ボランティアの把握と協力体制を確立する。
ボランティア受け入れ体制強化	■ 災害ボランティアセンターの運営体制を強化するため、災害ボランティアコーディネーター養成講座を継続的に実施する。

【災害ボランティアセンター】

災害時のボランティア活動を効率よく推進するため、次に掲げる役割を担う。

- 災害ボランティアの調整と活動支援。
- 災害ボランティアの情報の収集と発信。

【災害ボランティアコーディネーター】

災害発生後、被災者側の「支援を求めるニーズ」と支援者（災害ボランティア）側の「被災者の役に立ちたい」というニーズを結びつける役割を担う。

3 職員体制の強化

職員の防災意識の高揚と災害対応力の向上を目指し、年度当初に各部局及び各所属に次の担当を指名する。各リーダーの指名は、防災における男女共同参画の視点を反映させるため、防災リーダーへの女性の積極的な登用に努める。

また、指名された職員が防災に間する教育・訓練の実施をとおり、将来にわたり職場における防災推進者として活躍できる環境の整備と人材の育成にも努める。

本部連絡員	■ 災害対策本部と各部局間の調整を円滑、適切に実施するため、各部局に1名の本部連絡員を配置する。 ■ 本部連絡員は、本部員の活動を補佐するとともに、各部局の所管に係る災害情報及び応急対策の実施状況等を本部に報告、本部からの指示又は連絡事項を各部局内に伝達する。
危機管理・防災統括リーダー	■ 各部局における応急活動を迅速かつ円滑、適切に実施するため、各部局に1名の統括リーダーを配置する。 ■ 統括リーダーは、平常時は、部局内における防災対策に関する事項を調整及び処理するとともに、防災安全課との連絡調整、行動マニュアルの作成及び周知等に努めるものとする。
危機管理・防災リーダー	■ 各所属における応急活動を迅速かつ円滑、適切に実施するため、各所属に1名のリーダーを配置する。 ■ リーダーは、平常時は、危機管理・防災統括リーダーを補佐し、所属内における防災意識・技術の向上に努めるものとする。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
女性防災リーダーの指名	8.3%	25%	危機管理・防災統括リーダー（管理職）の内、女性が占める割合

第4 災害対応力の強化

担当部局	関係機関
全部局	全防災関係機関

現状と課題

- ◆ 災害の規模が大きくなるほど、初動期は対応できる職員が不足する。
- ◆ 大地震と他の災害が同時に起こった場合は、被害が甚大となる。

基本方針

- 行動マニュアルの整備とそれに伴う実践的な訓練を継続的に実施する。
- あらゆる災害に対応できるよう危機事象を洗い出し、事前に対策を検討する。

施策方針

1 活動マニュアルの整備

市（各部局長）は、この計画に基づき各部局の実情に応じた具体的な行動計画を定めた災害時活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成するものとする。

なお、マニュアルは災害時に役立つよう簡潔・明瞭なものとし、チェックリスト欄を設ける等、実効性の確保に努める。

（1）市各部局マニュアルの必須事項

- ☐課別職員数一覧 ☐参集基準・参集心得 ☐活動目標（時間目標） ☐活動内容
☐想定危機事象と対応策 ☐防災行政無線の通信統制 ☐活動別職員配置数一覧
☐報告先一覧 ☐連絡先一覧 ☐チェックリスト ☐様式集

（2）市地区災害対策本部マニュアルの必須事項

- ☐地区災害対策本部員一覧 ☐参集基準・参集心得 ☐施設開錠方針
☐活動目標（時間目標） ☐想定危機事象と対応策 ☐防災行政無線の通信統制
☐活動内容（時間軸設定） ☐報告先一覧 ☐連絡先一覧 ☐チェックリスト ☐様式集

【自主防災組織等へのマニュアル作成支援】

災害時に自主防災組織活動が円滑に行えるよう、役割分担や活動内容を明確にしたマニュアル作成を支援し、災害時のスムーズな協力体制の構築につなげる。

2 防災訓練の実施

災害時により迅速・適切な行動をとるためには、災害を想定した訓練を実施することが重要である。その際、人命保護を優先した考え方に基づき、要配慮者や男女ニーズへの配慮を考慮した訓練の実施に努める。また、訓練実施後は、すみやかに反省・検証・評価を行い、その結果を組織体制や防災マニュアルの改善に活用する。

(1) 地域住民の訓練

災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的の実施できるよう、積極的に支援する。

地区防災訓練	■ ふるさと協議会、町会・自治会・区等を単位とする訓練を防災関係機関の指導協力のもと実施し、地域の防災力を向上させる。
要配慮者訓練	■ K-Net 登録者等、要配慮者への声かけ、避難所への避難支援、安否情報の集約を行う。
避難所開設・運営訓練	■ 学校と連携し、体育館への避難者の誘導、物資の配給、名簿の作成等を行う。
D I G訓練	■ D I G（ディグ）は Disaster（災害）、Imagination（想像）、Game（ゲーム）の略で、地域の防災上の特性を再発見し、地域の災害対策を考える機会として行う。

(2) 市の訓練

各防災関係機関及び住民と連携協力して、迅速・的確な初動対応活動をはじめ防災に関する以下の各種訓練を実施する。

総合防災訓練	■ 住民や市・自衛隊・警察・医療機関・ライフライン機関等の防災関係機関が連携した総合的な訓練を実施する。
地区災害対策本部訓練	■ 地区災害対策本部とふるさと協議会、自主防災組織等との連携訓練を実施する。
各部局訓練	■ 各部局の災害時の所掌事務を実際に行い、地域防災計画や行動マニュアルの確認検証・改善に重点を置く。
参集訓練	■ 交通機関、自家用車等の利用を一部制限又は全部禁止するなどのほか、勤務時間内外のさまざまな条件を加味して実施する。
通信訓練	■ 防災行政無線、衛星携帯電話を使用して、市役所本庁舎と各施設、防災関係機関との情報伝達訓練を実施する。
帰宅困難者対応訓練	■ 「柏駅周辺帰宅困難者対策等ネットワーク」のメンバーを中心に、駅周辺の混乱防止と利用者の安全確保を目的に訓練を実施する。
図上シミュレーション訓練	■ 会議室等を利用し、災害発生後に起こる様々な事象を参加者に付与し、その場で対応を考え、判断する訓練を行う。

【実働訓練と図上訓練】

- ☐ 実働訓練・・・資機材・機器の操作能力の向上、対策実技の実施能力の向上、活動手順への習熟等を目的に実際の動きを模擬して行う訓練。
- ☐ 図上訓練・・・緊急時の状況予測・判断能力、情報の収集・連絡、意思決定能力の向上を目的に、実際の災害時と同様の条件設定において行う訓練。

(3) 関係機関の訓練

小中学校訓練	■ 教育委員会の指導のもとに行う。
社会福祉施設訓練	■ 入所者等の安全確保、避難訓練実施や地域の訓練に参加する。
警備・交通規制訓練	■ 警察署により、市や防災関係機関と連携した訓練を実施する。
災害対応医療訓練	■ 医師会等をはじめとする医療関係者の参加を中心とした、実践的で実効的な災害対応医療訓練を実施する。
ライフライン訓練	■ 電力、都市ガス、電話等の各機関により、応急・復旧訓練を実施する。

3 調査・研究の実施

大規模な災害が発生するたびに新たな課題が発生している。このため、過去の災害事例や教訓を伝承し、災害対策に生かす必要がある。

また、国や県の動向や、最新の研究成果に注視し、市の特性に合わせた効果的な災害対策を検討し、実施していく。

(1) 災害資料の整理

市域における災害をはじめ、大規模災害に関する資料、文献を整理し、災害の教訓等の公開、伝承に努める。

(2) 災害防止に関する調査

市と防災関係機関は、地震災害防止に関する調査研究を行い、その成果を相互に共有する。

また、災害発生に伴う間接的被害（暴力・性犯罪）についても情報の収集・調査を行い、市、関係機関、住民との間で情報を共有するよう努める。

(3) 被害想定調査

想定地震の規模や被害予測等、様々な機関で分析が継続されているため、国や県の動向を踏まえた上で、必要に応じて新たな想定調査を実施する。

4 あらゆる災害への対応

(1) 危機事象の洗い出し

災害に備え、あらゆる事態を想定する必要があるが、災害時は予期せぬことが起こることが常である。できる限り「想定外」をなくすことで減災に取り組まなければならない。このため、市は、応急対策のそれぞれの活動において、できる限り危機事象を洗い出し、その対応策を検討するものとする。なお、想定危機事象と対応策については、前述のマニュアル記載の必須事項とする。

(2) 複合災害対策

水害発生時や台風接近時の大規模地震など、複合災害が発生すると被害は更に甚大となることが予想される。このため、想定のかぎりを越えた災害が発生した際の対応に混乱が生じないよう、想定される複合災害に対し、主管部局と活動方針を定め、より迅速・適切な対応を目指

す。

なお、複合災害発生時は、災害の状況に応じて災害対策本部で応急活動体制を再構築し、被害の最少化を目指すものとする。

また、複合災害は地震に起因する連鎖災害と、全く別の災害が同時に発生するという2つのタイプが想定される。地震に起因する連鎖災害については、ある程度想定が可能であることから、その対応方針を具体的に検討し、前述のマニュアルに記載するものとする。

種類	主管部局	想定危機事象	活動内容
大規模爆発火災	消防局	危険物施設火災、同時多発火災、市域広範囲断水、可燃性ガス噴出、ガスタンク等爆発	避難指示、出火防止、延焼拡大防止、河川・沼等からの取水（延長）、広報
危険物流出事故	消防局	火災発生危険、多数傷病者発生	避難指示、出火防止、延焼拡大防止、危険物の除去、広報
大気汚染	環境部	劇薬物流出事故、工場事故（特定物質及びばい煙等拡散）、有毒ガス発生（地中、廃棄物処理場など）、富士山噴火	避難指示、汚染物質の特定・除去要請、広報
土壌汚染	環境部	上に同じ	避難指示、汚染物質の特定・除去要請
放射線汚染	環境部	原子力発電所事故、放射性物質使用工場事故、及び運搬車両事故（空気・土壌・水質汚染）	避難指示、除染作業
水質汚染 水不足	水道部	地下水及び河川汚染（危険物流出、放射性物質汚染）	給水停止、応急給水
ウィルス発生	保健所	食中毒患者多数発生、避難所感染症患者多数発生	感染者の特定、ウィルスの特定、発生元の特定
停電	企画部	市内全域停電、突発停電・計画停電、自家用発電機用燃料供給不足	東京電力との連絡調整
燃料不足	経済産業部	燃料供給停止	燃料確保・供給
洪水 都市型水害	土木部	堤防損壊、台風・豪雨	避難指示
治安悪化	総務部	暴動発生、窃盗等各種犯罪発生	広報
通信障害 情報遮断	企画部	電話・インターネット・情報システム・防災行政無線障害発生、テレビ不通	代替媒体の確保
多数傷病者 発生事故	消防局	鉄道事故、航空機事故、大型ビル・マンション倒壊	人命救助、避難指示、出火防止、延焼拡大防止、広報

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
D I G訓練実施	20%	100%	ふるさと協議会中、D I G訓練を実施した割合

第2節 災害に強いまちをつくる

第1 耐震化・不燃化

担当部局	関係機関
都市部、土木部、水道部、消防局	一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会、柏市建設関連防災ネットワーク、柏市管工事協同組合、北千葉広域水道企業団、鉄道施設、電力施設、都市ガス施設、電話施設

現状と課題

- ◆ 市有建築物の耐震化は約97%（平成29年4月1日現在）となったが、日頃から多くの住民が利用し、災害時は防災拠点となることから耐震化は急務である。
- ◆ 民間建築物については、建て替え等により耐震化は進行しているが、昭和56年以降の新耐震基準を満たす住宅は約83%（平成29年4月基準、ただし、数値は平成25年度住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値による。）となっている。
- ◆ 橋りょうについては、老朽化の点検を行い、必要に応じて架け替えや改修を行う必要がある。
- ◆ 上水道の耐震化は約26%、下水道は同約41%（いずれも平成29年3月31日現在）となっており計画的な耐震化対策が必要である。

基本方針

- 人命を守るため公共施設の耐震補強を優先して実施するとともに、民間施設については耐震補強の促進に努める。
- ライフラインについては、耐震化と合わせて、応急対応や早期復旧の体制を整える。
- 被災後の円滑な復旧・復興に備え、施設の整備データを整理し、保存しておく。

施策方針

1 建物の安全対策

人命を守るためには建物の耐震性向上が不可欠な要素となる。市では「柏市耐震改修促進計画」（平成20年3月）、「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、耐震性の向上を目指す。

市有建築物の耐震化	■ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、耐震対策等により発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。 ■ 児童・生徒の安全を確保するため学校教育施設を優先して改修する。 ■ 耐震改修工事未実施の、市有建築物は優先順位を定めて計画的な改修を実施する。
民間建築物の耐震化	■ 「簡易耐震診断相談会」の開催や耐震診断及び耐震改修の促進を図るための啓発事業を行う。 ■ 現行の耐震基準に適合しない木造住宅の耐震診断費と耐震改修費を助成し、耐震診断や耐震改修を促進する。 ■ 多数の者が利用する特定建築物の所有者に対し、必要に応じて指導、

	助言、指示及び公表等を行う。
重点道路等沿道地域 に対する施策	■ 緊急輸送道路及び避難路を重点道路とし、その沿道における建築物の耐震化の促進を図るよう啓発する。

2 道路・橋りょう・鉄道の安全対策

道路、鉄道等は、災害時においては、緊急車両の通行、物資の輸送、避難路、延焼遮断帯等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努める必要がある。

幹線道路の整備	■ 広域幹線道路…国道のバイパス整備や立体化、東西・南北幹線道路の整備の具体化等を関係機関に要請していく。 ■ 都市間幹線道路…主要地方道、一般県道等の都市軸道路の整備促進を関係機関に要請していく。 ■ 市内幹線道路…都市計画道路を中心に駅前線や環状系の路線を優先的に整備する。 ■ 地域間連絡道路…市道1級道路を中心に狭あい・線形不良・車歩道分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。
生活道路の整備	■ 市道2級道路を中心に市道1級道路を含め、障害者対策、防災対策等安全性に配慮して、幅員6m確保を原則としながら、幅員4m未満の解消に努める。 ■ その他良好な道路機能の維持を図るため、道路舗装や側溝等の整備に努める。
道路環境の整備	■ 延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、火災に強い樹木を選定するよう配慮する。 ■ 道路標識の設置や拡幅又は改良にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要な措置を行う。 ■ 高齢者、身体障害者等の歩行及び避難に配慮したバリアフリー環境の整備に努める。
橋りょうの架替え・補修	■ 老朽化した橋りょう及び耐震性の低い橋りょうについては、計画的に架替え、補修等を行い整備推進する。 ■ 横断歩道橋については定期的に調査を行い、本市以外のもの（国及び県等）が管理している施設については、必要に応じてそれぞれの管理者に点検又は改善を要請する。
鉄道施設の安全化	■ 線路、構造物の耐震設計は法規で定められた構造強度基準により設計されているが、鉄道事業者は日頃の点検強化により災害防止に備える。

3 ライフラインの耐震化

地震発生時に上下水道、ガス、電気、電話等のライフライン施設が被災すると、都市機能が麻痺するだけでなく、被災者の生活や応急対策においても大きな障害となる。そのため、各ライフライン事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努めるものとする。

上水道施設	■ 取水・導水施設 ・ 取水及び導水設備の常時監視を実施して保守に努めるとともに、
-------	--

	耐震・耐火の整備補強を行う。 ■ 浄水施設 ・ 着水、除鉄除マンガン設備、自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努める。 ・ 配水池緊急遮断弁等の設置による貯留水の確保及びその他の耐震・耐火の整備補強により二次災害の防止を図る。 ■ 送水・配水施設 ・ 軟弱地盤地区を重点として、塩化ビニール管及び老朽管をダクタイル鋳鉄管に改修し、送水及び配水管路の耐震性強化を図る。 ■ 被災対策 ・ 給水ができなくなった場合に備え、応急給水を行う体制の確保を図る。（第2章第3節第3「物資供給・給水体制」参照）
下水道施設	■ 処理場施設等 ・ 電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。 ■ 管路施設 ・ 定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改良等を行う。 ・ 未整備地域の下水道施設については、引き続き計画的整備を促進するとともに補修が容易な復旧対策に重点を置いた整備を図る。 ■ 被災対策 ・ 下水道施設が使用できなくなった場合に備え、マンホールトイレの整備及び、仮設トイレや非常用トイレ袋等の備蓄や調達・供給体制を整える。（第2章第3節第6「廃棄物処理体制」参照）
電力施設 （東京電力パワーグリッド㈱）	■ 各施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。
都市ガス施設 （京葉ガス㈱、京和ガス㈱）	■ ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。
電話施設の整備 （東日本電信電話㈱）	■ 災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。 ■ 災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

4 耐火・不燃化

火災が住宅密集地域で発生すると被害が拡大する。火災を発生させないための建物の不燃化や火災が発生した場合に延焼を防ぐための遮断帯の整備を進める。

延焼遮断帯の整備	■ 道路、鉄道、河川等を延焼遮断帯として機能させ、広域火災の発生を未然に防止するよう努める。 ■ 都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、緊急性の高い都市計画道路の早期着工を目指す。
防火地域等の指定	■ 住宅密集地等延焼危険度が高い地区については、住宅市街地総合整備事業等を積極的に推進し、不燃化率の向上に努める。

	■ 避難場所・避難路等の安全確保を図りつつ、駅周辺等を中心に防火地域の指定あるいは準防火地域の指定を行っていく。 【指定状況】防火地域 市内約20箇所 約37ha 準防火地域 市内約70箇所 約177ha
既存建築物の防災対策	■ 不特定多数の者が利用する建築物（病院、物品販売店舗及び集会場等）について、火災時における人命保護を目的とし、消火及び避難設備の点検、消火、通報及び避難訓練等の実施による防災及び避難対策を推進する。 ■ 火災予防のための査察、防火管理者講習、消防設備の定期報告などにより、建物の管理者等に対して、計画的な啓発及び指導を行う。

5 ブロック塀・落下物等の安全対策

ブロック塀や大谷石塀等のいわゆる重量塀や門柱等の倒壊、落下物による人的被害を防止し、その後の避難・消防・救援活動の妨げを回避する。

ブロック塀・門柱等	■ 生け垣化 ・生け垣作りの普及に努める。 ■ 事前指導強化 ・建築確認の際の指導を強化する一方、既存のブロック塀や石塀についても、引き続き正しい施工方法や補強方法について、安全化を指導をしていく。 ■ 実態調査に基づく改善指導 ・指定避難場所周辺地区についても、事業計画に基づき、現況調査を実施し、危険なものについては、改善を指導していく。
落下・転倒物	■ 家具等の転倒防止 ・家具等の転倒防止金具の取り付けが困難な障害者世帯を対象に、取り付け費を助成し、転倒防止を促進する。 ■ 中高層建築物 ・窓ガラス・外装材・ウインド式クーラー・屋外広告塔・高架式水槽等の落下等の恐れがあるものは管理者等に指導する。特に、容積率400%以上の地域及び避難道路沿いにある3階建て以上の建築物については、所有者に対して危険性の有無を調査させ報告させる。また、落下の危険性がある場合は、必要に応じて改善指導する。 ■ 市立小中学校 ・窓ガラスの安全ガラス化を推進する。 ■ 大規模集客施設 ・弾性ガラス止め・ガラスに飛散防止フィルム・安全ガラス化・外装材等の落下防止、転倒防止等の対策を指導する。

6 市街地の整備

土地区画整理事業や市街地再開発事業の推進など多面的な整備事業を進め、災害に強いまちづくりを進める。

土地区画整理事業等の推進	■ 個別開発によるスプロール化を防止する。 ■ 避難場所としての公園や道路等総合的な防災機能を持った面的な都市基盤施設の整備を促進する。
市街地再開発事業の推進	■ 市の中心である柏駅周辺地区について、老朽密集市街地の改善、道路及び公共空地等の都市空間を確保し、都市防災性の向上を図る。 ■ 施設建築物について、帰宅困難者の一時的な受入れや防災備蓄倉庫などの整備を促進する。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
小中学校の耐震化	100%	100%	施設の内、耐震改修を実施した割合 H28年3月末日で100%となり完了
住宅の耐震化	83%	95%	全住宅の内、国土交通省の耐震化基準に基づく推計割合
水道管の耐震化	26%	29%	配水管等の総延長の内、耐震性を備えた管延長の割合。平成28年度末日現在。

第2 情報通信体制の強化

担当部局	関係機関
総務部、企画部	柏警察署、自衛隊、電気通信事業所、放送機関

現状と課題

- ◆ 東日本大震災では、関係機関との情報連絡、住民への情報伝達が十分機能しなかった。
- ◆ 情報連絡体制が確保できるよう、設備の整備と受伝達系統の複線化を図る必要がある。

基本方針

- 住民への情報伝達体制、防災関係機関との災害情報通信体制を整える。
- システムダウンに備え、情報通信設備の安全対策を強化する。

施策方針

1 情報通信設備の整備

大規模災害時における住民等への情報提供や災害情報等の収集・伝達手段として、防災行政無線等の整備に努める。

無線	防災行政無線 (固定系)	稼動中	■ 市役所からの緊急情報の伝達手段として、市内190カ所に設置している。 ■ 聴取可能エリアは半径約200～400メートルとなっており、新たな住宅開発や高層建物の立地により聴取できないエリアについては新たな設置を検討していく。 ■ 放送内容が確認できる音声応答サービスの電話番号(0120-280-131)の啓発に努める。
	防災行政無線 (移動系)	稼動中	■ 市の関係各課や国・県施設、医療機関、輸送機関、消防・警察などとの情報通信手段として、181の施設と公用車等に整備している。 ■ 今後は、新たに避難所に指定する施設等に継続して整備していく。
電話	衛星携帯電話	稼動中	■ 人命救助の体制を強化するため、重傷者の救命拠点となる市内の病院に、災害時の輻輳にも影響の少ない衛星携帯電話を配備し、通信体制を確保する。
	災害時優先電話	稼動中	■ あらかじめ電気通信事業者に対し、電話番号を届出た災害時優先電話としての承認を受けておく。
	PHS・IP電話等	一部稼動中	■ PHSは市内の全保育園で導入済み。今後、他の通信手段を含め、通信手段の多重化に向け導入を検討する。
メール	メール配信サービス	稼動中 拡充	■ 登録者に緊急情報を伝達できるよう「かしわメール配信サービス」の登録促進に努める。
	緊急速報メール	稼動中	■ 生命に関わる緊急性の高い情報を時間差なく対応端末(携帯電話)に配信する。
インターネット	災害用ホームページ	稼動中	■ (ホームページの代理掲載含む)
	災害時情報ネットワークシステム(仮称)	導入 検討	■ ネットワークシステムのランニングコストを抑制するため、災害時のみに運用できるシステムを構築する。

	ツイッター	稼動中	■ 市役所からの災害に関する情報の伝達手段として、ツイッターを活用する。
ケーブルテレビ	J-COM文字放送	稼動中	■ 市役所からの災害に関する情報の伝達手段として、J-COMテレビの文字放送を活用する。
駅周辺	電子掲示板	稼動中 拡充	■ 駅前等の特定多数の人々に緊急情報を伝達するため、既設の電子掲示板等の活用にも努める。
国・県 設備	J-ALERT (全国瞬時情報システム)	稼動中 拡充	■ 国からの緊急情報を衛星回線を通じて受信するシステムである。防災行政無線(固定系)から情報を伝達する仕組みを整えている。
	Em-Net(緊急情報ネットワークシステム)	稼動中 拡充	■ 国からの緊急情報を専用回線を通じて受信するシステムである、
	千葉県防災行政無線システム	稼動中 拡充	■ 千葉県や県内の関係機関との情報通信を行うシステムである。
	Lアラート (災害情報共有システム)	稼動中	■ 避難勧告・指示など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、マルチメディア振興センターが運営する災害情報発信システムで、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信する。
F M 放送	臨時災害放送局	—	■ 災害時に市によって開設される臨時のFM局。災害発生を想定して、送信設備の設置場所の選定や器材の確保等を事前に検討し、開局に備える。

※ 柏市防災行政無線(固定系)屋外受信機設置場所一覧・・・【資料編 4-4】

※ 柏市防災行政無線(固定系)屋外受信機設置場所一覧・・・【資料編 4-5】

※ 柏市防災行政無線(デジタル移動系)配置一覧・・・【資料編 4-6】

【避難情報】

災害時に防災行政無線やメール配信を通じて出す避難情報には、状況によって違いがある。

① 避難準備・高齢者等避難開始

避難するのに時間のかかる高齢者や障害者等の要配慮者は避難を始めなければならない状況。

② 避難勧告

通常の避難ができる方についても、避難を始めなければならない状況。

地下空間にいる人は速やかに安全な場所に避難しなければならない状況。

③ 避難指示(緊急)

災害の前兆現象から人的被害が発生する可能性が非常に高い状況、または実際に被害が発生した状況。まだ避難していない場合、直ちに避難する必要がある。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内の安全な場所へ避難する必要がある。

2 情報収集・伝達体制の強化

災害情報収集と緊急情報の伝達体制が十分に機能するようその対策を講じる必要がある。

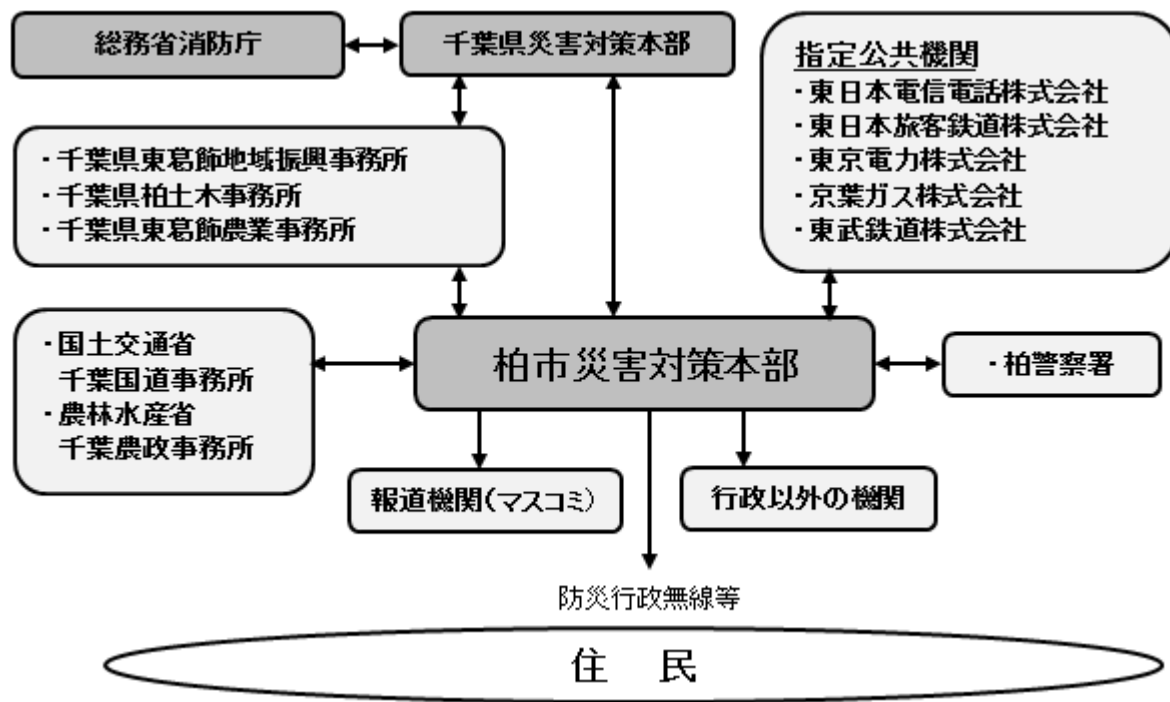
地区災害対策本部体制	■ 地域の災害情報を「地区災害対策本部」(各近隣センター)に集約する体制を整える。
高所情報カメラ	■ 市域で発生した火災及び震災等の災害状況を、早期に把握するため管

	轄内３箇所に消防用防災情報カメラを設置。 ■ 画像は災害対策本部及び消防局に画像配信され、火災等の災害情報を共有する。
非常電源の確保	■ 停電に備えて、無停電装置や発電機、充電用バッテリーを配備するとともに、定期的に保守点検を実施する。
バックアップ体制	■ 情報通信システムにおけるバックアップ体制を整えるとともに、通信回線の多重化を図る。
伝令体制	■ あらゆる通信手段が途絶えた場合に備え、徒歩、自転車、バイク等による情報伝達体制を整える。

3 関係機関との協力体制

多彩な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備拡充に努める。

報道機関	■ 千葉テレビ、J:COM、パイエフエムとは協定等を締結し、情報提供体制を整えている。今後も引き続き報道機関との連携強化に努める。
無線取扱者	■ アマチュア無線団体、MCA無線利用業者等の把握を行い、協力協定の締結を促進する。



4 ランドマーク（航空機情報支援表示）の設置

災害発生時における航空機による早期被害情報収集活動の支援等のため、現在、市内の小・中学校 49 校の校舎屋上に学校名を表示している。災害時には、学校施設が目標物となるほか、避難場所やヘリコプターの臨時離発着場としての拠点となるため、現行の設置箇所の維持・管理とあわせ、未整備の小中学校の表示、全避難場所やヘリコプター臨時離発着場に対する表示を検討していくものとする。



目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
防災行政無線（固定系）整備	190箇所	190箇所	緊急情報を音声で伝える設備の設置数
メール配信サービス登録者	3万5千人	5万人	市からの緊急情報や有用情報をメールで伝える事業の登録者数

第3 避難施設の整備	
担当部局	関係機関
総務部、保健福祉部、経済産業部、都市部、土木部、学校教育部	協定締結先

現状と課題

- ◆ 指定避難場所は面積的には十分といえるが、歩行距離を考慮すると更なるオープンスペースの確保が必要である。
- ◆ 指定避難所については、占有面積を1人あたり4㎡で計算すると想定避難者数に対して不足しているため民間施設を含め、施設の確保が必要である。

基本方針

- 災害時の安全を確保するため、避難場所・避難所の拡充に努める。
- 要配慮者の安全を確保するため二次的避難所（福祉避難所）の確保に努める。

施策方針

1 避難場所・避難所の指定

避難施設は避難場所（スペース）と避難所（建物）に区分している。避難場所は更に指定避難場所と広域避難場所に区分される。住民等の安全を確保するため、施設数の拡充に努める。

【避難場所・避難所】

種別	場所	箇所数
広域避難場所	千葉県立柏の葉公園、日立柏総合グラウンド、廣池学園、中原ふれあい防災公園	4箇所
指定緊急避難場所	学校の校庭、公園等	142箇所
指定避難所	学校の体育館、近隣センター等	109箇所

※指定緊急避難場所・指定避難所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 8-1】

※指定緊急避難場所・指定避難所の指定箇所数・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 8-2】

【指定の目安】

広域避難場所	■ 相当程度のオープンスペースが確保されていること。 ■ なるべく四方に常時出入口が確保されていること。 ■ 敷地内の建物がある場合は、原則として耐火建造物であること。
指定避難場所	■ 耐災害性に優れ、ある程度のオープンスペースが確保されていること。 ■ なるべく四方に常時出入口があり、情報伝達上の利便が得やすいこと。 ■ なるべく避難所を兼ね、公共施設であること。
指定避難所	■ 宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること。 ■ なるべく公共施設であること。

2 避難所の施設整備

市は、避難所に指定された建物について、次の点に留意し、施設の整備に努める。

- 避難生活の長期化、要配慮者に対応するための通信機器や換気、照明施設等避難生活の環境を良好に保つための設備を整備する。
- 女性や子育て世代に優しい避難所に対応するため、テント型の更衣室・授乳室、家族のプライバシーが確保することのできる備蓄を整備する。
- ペットの同行避難に対応するため、ペットの飼育場所の確保に努める。
- 発災時の避難誘導を速やかに行うため、避難所表示板や誘導板を整備する。整備にあたっては、ユニバーサル・デザインや多言語化を図り、分かりやすい表記とする。

3 二次的避難所（福祉避難所）の拡充

指定避難所で集団生活することが困難な要配慮者に対し、二次的避難所（福祉避難所）を確保する必要がある。現在、市立保育園や協定締結先である市内のホテル・旅館・特別養護老人ホーム等を利用する計画になっているが、要配慮者の安全確保を推進するためには、二次的避難所（福祉避難所）の拡充が必要であることから、国・県施設や民間施設との協定締結を実施していく。

4 オープンスペース・防災拠点の確保

人々の憩いの場である公園・緑地は、震災時の避難場所や防災活動拠点、復旧復興拠点としても重要な役割を担う。また、延焼を防止する空間としても有効な機能を果たすものである。

このように防災空間の整備という観点から、市は関係機関との連携を密にして、公園や緑地・農地の整備や保全及び民間施設を活用した防災施設の整備を進めていく。

都市公園等の整備	■ 都市公園は、災害の防止、都市公害の緩和に役立つ緑を地域の性格に応じたオープンスペースとして配置する。 ■ 地震火災時における安全を確保するため、大堀川防災レクリエーション公園の隣接地に篠籠田防災公園を整備し、広域避難地となる広域避難場所の拡充を図る。 ■ 広域避難場所等への避難中継地や防災活動、避難生活に役立つ公園の確保・整備を進める。 ■ 道の駅や民間施設に防災機能を有した施設を整備することで、市内の防災拠点の拡充を図り、地域防災力の向上を目指す。
緑地・農地の保全	■ 都市緑地法に基づき、緑地保全地域及び特別緑地保全地区、市民緑地制度等により指定し、良好な緑地を保全し生活環境を整備する。 ■ 柏市緑の基本計画の趣旨を踏まえ、自然環境の保全や緑地の整備等に努める
防災協力農地	■ 災害時の安全確保と復旧活動を推進するため、農地所有者の協力により、用地の拡大を目指す。

5 民間事業者等との連携強化

災害時における一時的な避難場所や物資・資機材の提供元として民間事業者や各種団体・組

組織との連携は不可欠なため、必要に応じて広く協定を締結する。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成 32 年度)	指標の説明
広域避難場所の拡充	4箇所	5箇所	災害時に避難できる避難場所数
指定避難所の拡充	108箇所	110箇所	災害時に避難できる施設の施設数

第4 地盤被害の防止

担当部局	関係機関
都市部、土木部	対象区域住民

現状と課題

- ◆ 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）については、62箇所が千葉県により公表されており、このうち9箇所が土砂災害（特別）警戒区域に指定されている。
- ◆ 東日本大震災（震度5強）では、市の地震被害想定調査で液状化が想定された地域はほとんど液状化が発生していない。

基本方針

- 土砂災害危険箇所の周辺住民等への災害時の危険性に関する広報活動を強化する。
- 液状化想定地域については、液状化対策工法を採用するよう啓発する。

施策方針

1 土砂災害の防止

緊急時の避難支援体制を整えるとともに、所有者等には点検や補修の励行を指導する等、土砂災害の発生防止に努める。

崖所有者等への指導	■ 危険な擁壁や自然崖については、関係法令に基づき改善の指導をする。
崩壊防止工事の実施	■ 建築物の建て替え時に関係法令に基づき擁壁の設置指導を行うとともに、公的資金融資等の周知を行う。
土砂災害危険箇所対策	■ 土砂災害危険箇所の居住者等には、災害の危険性に関する広報活動を強化するとともに、土砂災害警戒区域については、特に避難体制を整備する。
宅地造成地災害対策	■ 宅地造成により生じる人工がけ面は、その高さ・勾配・土質に応じ擁壁の措置その他の保護措置を講じるよう指導する。

※土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）・・・・・・・・・・【資料編 14-1】

※関連：風水害編 第3章 第2節 第4 避難対策 参照

2 液状化被害の防止

本市の大部分を占める台地では液状化の危険度は低いが、利根川、大津川、大堀川流域及び手賀沼周辺の低地部では比較的危険度が高い結果となっている。このため、施設整備にあたっては、地盤改良による工法、構造物や建築物、地下埋設管路で対処する方法等、工法の特徴を考慮して対策を講じるものとする。

道路・橋りょう	■ 橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋りょうについては、地盤改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じる。
---------	---

河川	■ 国土交通省で作成した堤防等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検し、危険度の高い箇所より液状化対策等を実施する。
上水道	(第2章第2節第1「耐震化・不燃化」参照)
下水道	■ マンホールの浮き上がり防止対策を検討する。
建築物	■ 建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図る。 ■ 建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策の周知を行う。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
避難体制の確立	10箇所	62箇所	土砂災害危険箇所(62箇所)の内、住民等の避難体制を整えた区域

第3節 災害に強い体制を整える

第1 消防・救助体制

担当部局	関係機関
消防局	消防団、柏警察署、町会・自治会・区等、事業所

現状と課題

- ◆ 市の現有消防力では、災害が大規模でかつ広範囲に発生した場合に十分な対応が困難である。
- ◆ 被害の拡大を防ぐための出火防止対策を強化する必要がある。

基本方針

- 消防車両、装備の充実を図り、迅速に活動できる体制を整える。
- 防災意識の高揚により、災害時の出火予防を図る。
- 消防団をはじめ、住民の救護能力の向上に努める。

施策方針

1 出火の防止

家庭や事業所への啓発、指導により出火防止を目指すとともに、火災発生時の初期消火体制を強化し、被害の軽減化を図る。

家庭への指導	■ 火気使用器具を使用している場合の対応策、住宅用消火器、住宅用火災警報器などの防災機器の設置等について各家庭に広報する。
地域への指導	■ 地域の初期消火力の向上を図るため、町会・自治会・区等による防災訓練の中で、大規模震災時における初期消火の重要性を指導する。
事業所への指導	■ 地域組織と連携した消火活動を行うため、自衛消防組織の結成・指導を促進し、防災・防火体制を強化する。 ■ 危険物施設等については、周囲に及ぼす影響が大きいため、自衛消防組織と相互間の応援体制を確立する。
消防力の整備	■ 現有の消防力と比較し、大規模震災時の同時多発的に発生する被害の対応を迅速かつ効率的に部隊運用が実施できる体制整備に努める。 ■ 大規模災害時には消防力が不足することを踏まえ、予め民間事業所など人的支援及び資器材の提供が受けられる調達体制を整備する。
消防水利の整備	■ 火災延焼拡大の危険性が高い地域に対し、消火栓、耐震性防火水槽等の増設を図る。 ■ 水道管の破損によって消火栓が使用できなくなることを想定し、自然水利等の確保及び未開発水利の整備を進める。
消防団の強化	■ 町会・自治会・区等及び事業所と連携し、地域の初期消火体制の充実・強化を図る。 ■ 震災時における消防団運用計画の整備を図る。

2 救急・救助体制

大規模な地震が発生した場合、救助・救急を要する人が多数になると予測され、常設の消防隊等の能力を上回る救助・救急要員が必要となる。

救助・救急体制の整備	■ 平常時から警察・自衛隊といった救助活動を行う関係機関及び民間協力機関と連携を図り、災害時の消防力不足を補う体制の構築を図る。
市民指導の推進	■ 住民または事業所の自主救護能力を向上させるために、応急救護知識、技術の訓練実施の支援及び普及等PR活動を推進する。
要配慮者に対する救護体制の整備	■ 要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、救急・救助要請の把握、搬送経路などについて検討し、地域ぐるみの体制の充実を図る。
消防団の救護活動能力向上の推進	■ 消防団に対して、救助救急活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その救護活動能力の向上に努める。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
住宅用火災警報器の設置	67%	95%	住宅用火災警報器の設置割合

第2 医療・救急・救護体制

担当部局	関係機関
総務部、保健福祉部、保健所、消防局	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県柔道整復師会、千葉県助産師会、千葉県看護協会、医薬品・医療材料卸売業者

現状と課題

- ◆ 市内には救急医療機関が複数立地しているが、災害時は医療提供能力を上回る患者の集中が予想されるほか、施設・設備やスタッフ自身の被災も想定しなければならない。
- ◆ 多くの傷病者に対し、医薬品や医療材料が不足することも想定される。

基本方針

- 人命保護を優先するため、拠点となる病院の医療提供機能を維持・強化する体制を整える。
- 医薬品、医療材料を補給するため、卸売業者等からの調達する体制を整える。
- 被災地外からの迅速な受援体制を整える。

施策方針

1 医療・救急・救護体制

医療機関の医療提供能力が大幅にダウンするなか、短時間に多くの傷病者や心の不調を訴える人の手当てすることを想定しなければならない。このため、医師会等との連携体制を強固にし、市域の特性に合わせた災害時医療体制を構築する。

医師会等との連携強化	■ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、助産師会等との連携を強化し、災害時の迅速な医療体制を確立する。
医療情報集約・統制体制の確立	■ 柏市医師会をはじめとする救護本部の設置場所を市役所本庁舎3階会議室とする。
救急体制の整備	■ 市内医療機関及び最寄救急医療機関相互との情報通信機能を確保し、応急救護活動が実施できるよう必要な連携体制の整備を図る。
医療・救護体制の強化	■ 重傷者の救命のため、拠点となる病院を定めて、医療スタッフを集中する体制を確立するとともに、情報通信体制、非常用発電機燃料の補給体制、緊急給水体制を整える。 ■ 診療所や在宅患者への医療提供体制を整える。 ■ 避難所での要救護者に対し、市保健師等による救護体制を確立する。
被災地外からの医療スタッフの確保体制の確立	■ 千葉県看護協会、被災地外協定市との連携体制を確立し、迅速な確保体制を樹立する。
被災地外からの受援体制の確立	■ 柏市医師会の会長・副会長・救急災害担当理事は、地域災害医療コーディネーターとして、県指定の災害拠点病院である東京慈恵医科大学附属柏病院と連携し、DMAT等の受け入れ体制及び情報共有拠点を整える。

	■ 情報共有拠点は市役所本庁舎1階に設定する。
透析医療体制の整備	■ 慢性腎不全患者、挫滅症候群（クラッシュシンドローム）等による急性腎不全患者に対する医療体制を整える。
こころのケア体制の整備	■ 外部専門機関と連携し、住民及び災害活動に従事する職員のストレス障害に対するメンタル面での支援体制を整える。

【地域災害医療コーディネーター】

地域災害医療コーディネーターとは、災害時に救護本部において、市内の災害時医療救護活動の総合調整、医療機関等の被害状況や医療ニーズなどの情報収集などを行う。

【DMAT】

災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略してDMAT（ディーマット）と呼ばれる。医師、看護師等で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、いち早く駆けつけて急性期（おおむね48時間以内）の活動を行う専門的な訓練を受けた医療チーム。

【挫滅症候群（クラッシュシンドローム）】

家屋の倒壊などにより、身体の一部が長時間圧迫を受けると、筋肉が損傷を受け破壊される。その後、圧迫された状態から解放されると、壊死した筋細胞からカリウム等の様々な細胞内物質が血液中に流れ出すことが原因となり、腎機能の低下や意識の混濁、心停止などの症状を発症する。

2 医薬品等の確保

市立柏病院は、阪神淡路大震災を教訓とし、発災後の外科系措置で必要な医薬品等を備蓄しているが、災害時には医療機関により迅速・円滑に供給できる体制を整える。

項目	内容
医薬品・医療材料の確保	■ 医薬品卸売販売業者、医療機器販売業者、市薬剤師会との連携体制を構築し、千葉県救護計画に基づき、医薬品・医療材料の調達と供給体制を確立する。
医薬品の備蓄	■ 初動の医療活動に必要な医薬品等を中心に計画的な備蓄を行う。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
災害医療訓練の実施	年1回	年1回	大規模災害を想定した訓練の実施数（訓練と検証を繰り返し実施）

第3 物資供給・給水体制

担当部局	関係機関
総務部、経済産業部、水道部	柏市管工事協同組合、千葉県トラック協会柏支部、レンタカー事業者、町会・自治会・区等、ふるさと協議会

現状と課題

- ◆ 東日本大震災では、倉庫から避難所への備蓄物資の運搬が交通渋滞により著しく遅延した。
- ◆ 災害時に必要となる物資を市で全て備蓄することは困難であるため、事業者等からの調達が必要である。
- ◆ 給水施設の新たな整備や管理には多額の経費を要する。

基本方針

- 発災直後に必要な物資を指定避難所に予め配備する。
- 流通品を調達・供給できる体制を整備する。
- 飲料水・生活用水の給水拠点については、事業者や住民の協力のもと拡大に努めるとともに、他都道府県、他市町村、関係機関等との応援協定の締結を推進する。

施策方針

1 物資・資機材の備蓄

自助・共助による備蓄を原則とするが、不足に備え、想定最大避難者の1日分（3食）の食糧と指定避難所で必要となる最低限の物資・資機材を備蓄する。なお、要配慮者や女性に配慮した備蓄を推進する。

【備蓄目標と実績】

平成30年1月現在

	品目	目標	実績
食糧	保存食	想定最大避難者7万人分×1日（3食）分	240,510食
飲料水	保存水(500ml)	20,000本（避難所×200本）	30,960本
資機材	毛布	30,000枚（家屋全壊・焼失者×1枚）	31,927枚
	仮設トイレ	300台（避難所×3台）	300台
	簡易トイレ	1,300台（避難所×13台）	2,594台
	非常用トイレ袋	570,000枚（利用者×5回×3日分）	342,414枚
	バーナーセット	100台（避難所×1台）	84台
	かまどセット	300台（避難所×3台）	254台
	発電機	200台（避難所×2台）	272台
	投光器	100台（避難所×1台）	106台
	簡易更衣室	200台（避難所×2台）	200台
	間仕切り	3,000組（避難所×30組）	1,195組

2 備蓄物資の保管・運搬

(1) 防災備蓄倉庫の整備

今後、物資・資機材を目標に従って備蓄した場合、保管するための倉庫が不足する。このため、各コミュニティエリア（20エリア）ごとの分散備蓄を基本として、避難所となる市立小・中学校等の余裕教室等、既存施設の利用を積極的に進める。

【防災備蓄倉庫】

平成31年2月現在

種別	場所	箇所数
単独倉庫	公園、学校の校庭等	31箇所
教室倉庫	小中学校の教室等	11箇所
計		42箇所

※コミュニティエリア別防災資源一覧・・・・・・・・・・・・・【資料編 10—1】

※主な防災備蓄品一覧・・・・・・・・・・・・・【資料編 10—2】

(2) 備蓄物資の避難所配備

指定避難所となる学校、近隣センターには、初動期に必要な最低限の物資を分散配備する。

【指定避難所の備蓄物資】

	品目	数量
食糧	保存食	200食（100食）
飲料水	保存水（500ml）	264本（504本）
資機材	毛布	200枚（50枚）
	発電機	1台（1台）
	投光器	1台（0台）
	非常用トイレ袋	200枚（200枚）
	避難所運営グッズ	1セット（1セット）

※（ ）内は近隣センターの保管数量

※避難所運営グッズの内容

- | | | |
|------------------|-----------------|----------------|
| ①両サイドマジック(黒)：2本 | ②両サイドマジック(赤)：2本 | ③事務用鉛筆：1ダース |
| ④鉛筆削り：1台 | ⑤セロハンテープ：2個 | ⑥布粘着テープ：10巻 |
| ⑦事務用はさみ：2個 | ⑧PPC用紙(A4)：1冊 | ⑨画鋏：1箱 |
| ⑩ラジオ(手回し充電)：1台 | ⑪コップろうそく：10個 | ⑫簡易ライト：3本×5セット |
| ⑬ポリ袋(90L)：10枚×3袋 | ⑭ソーラー充電式ランタン：2個 | ⑮マグネットシート：1枚 |
| ⑯メガホン：3本 | ⑰タオル：20枚 | ⑱簡易バケツ：2個 |
| ⑲タッパ：1個 | ⑳避難者名簿カード：100枚 | ㉑搬入物内訳書：1枚 |
| ㉒蓋付き透明コンテナ：1箱 | | |

(3) 物資運搬体制

道路交通障害時でも、防災備蓄倉庫から指定避難所に物資が円滑に運搬できるよう、地域住民組織や事業者等の協力により、各コミュニティエリア（20エリア）内での迅速な運搬体制を整える。

※コミュニティエリア別防災資源一覧・・・・・・・・・・・・・【資料編 10—1】

3 物資・燃料の調達・供給

災害時に必要な物資を全て市で備蓄することはできない。このため不足する物資は民間事業者や他の自治体からの調達する方法を構築する。また、災害時に供給される大量の物資を迅速に目的地へ配送するため、物流事業者との連携体制を構築する。

物資調達体制の構築	■ 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、民間事業者や業界団体との協定締結を推進する。
輸送力の確保	■ 輸送力を確保するため、輸送関係団体との協定締結等により車両やその従事者の確保体制を整備する。
物資の仕分け・運搬体制の構築	■ 災害時に供給される大量の物資受け入れと効率的な配送を目指すため、民間物流倉庫・物流事業者との協力体制を確立し、民間事業者のノウハウを生かした効率的な供給体制を整える。

4 給水体制

(1) 給水拠点の整備

飲料水、生活用水については、災害用井戸や耐震性貯水槽の整備、民間協定井戸や水道施設（水源地）の活用により確保する。

また、飲料水・生活用水の一層の確保を目指し、民間事業者の保有井戸や家庭用井戸を地域の給水資源として活用できるよう推進する。

【応急給水所】

平成30年1月現在

	設備名	箇所数	備考
飲料水	災害用井戸	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備
	耐震性貯水槽	7	
	民間協定井戸	3	新たな協定締結を推進
	水源地	5	
	給水タンク	6	
	その他	1	
	計	38	
生活用水	防災用簡易井戸	16	手押し式
	災害用井戸協力の家	69	
	計	85	

※コミュニティエリア別防災資源一覧・・・・・・・・・・・・・【資料編 10—1】

(2) 給水支援対策

①優先給水

人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車するため、予め各医療機関における次の事項を事前に把握し、優先性を考慮した給水体制を整える。

- 災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無 ■透析医療の有無
 ■産婦人科の有無 ■受水槽の容量 ■井戸水の利用状況

②要配慮者対策

給水所に出向くことが困難な高齢者などの要配慮者に対し、平常時の備蓄徹底を促すとともに、備蓄の不足に備え、地域住民等との協力により、ペットボトル飲料水等の配給体制を構築する。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
食糧の備蓄	100%	100%	食糧の備蓄目標に対する備蓄達成割合

第4 要配慮者支援体制

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、こども部、消防局	町会・自治会・区等、民生委員・児童委員、柏市社会福祉協議会、各種福祉団体

現状と課題

- ◆ 過去の大規模震災では、災害時に弱い立場におかれる高齢者、障害者等に被害が多く発生している。
- ◆ 市では、要配慮者の安全確保対策の一つとして平成18年度に「柏市防災福祉K-Net」（以下「K-Net」という。）という仕組みを構築し、現在、避難行動要支援者名簿を受領している町会・自治会・区等は約9割となっている。

基本方針

- 災害時に支援が必要となる要配慮者の把握に努める。
- 要配慮者のそれぞれの立場に立った支援体制を整える。

施策方針

1 要配慮者支援体制の構築

(1) 要配慮者の把握

要配慮者は、介護が必要な方や支援が必要な高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を理解できない外国人等多岐にわたっている。このため、市は、各部局における関係機関とのネットワークを活用し、支援が必要な方々をきめ細かく把握するよう努める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

災害時において、要配慮者のうち、避難行動に支援を必要とする方の情報を共有化するため、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。さらに、同意が得られた対象者については、市や関係機関で協議のうえ、公的機関や地域の代表者など、あらかじめ配布先を指定し、日ごろから災害時の対策に備えることで、安否確認や避難支援体制を構築する。

○避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲は以下の要件に該当する者とする。

- (1) 介護保険要介護3～5のかた
- (2) 免疫機能障害者を除く身体障害者手帳1級・2級のかた
- (3) 視覚障害・聴覚障害1～4級のかた
- (4) 音声・言語機能障害1～3級のかた
- (5) 肢体不自由（下肢・体幹機能障害）1～3級のかた

- (6) 療育手帳中度以上のかた
- (7) 精神保健福祉手帳1級のかた
- (8) 小児慢性特定疾病医療支援事業の受給者のうち重症患者（人工呼吸器装着者のみ）
- (9) 難病法による特定医療費（指定難病）受給者のうち重症患者（人工呼吸器装着者のみ）
- (10) ALS（筋委縮性側索硬化症）患者
- (11) 上記に非該当で、K-N e t 登録者及び避難行動要支援者名簿への掲載を希望するかた。

○避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報の範囲は以下のとおりとする

- (1) 氏名
- (2) 年齢（生年月日）
- (3) 住所
- (4) 性別
- (5) 連絡先
- (6) 緊急連絡先
- (7) 避難支援を必要とする特段の理由 ※必須としない

○名簿の提供先は以下のとおりとする。

- (1) 災害対策本部（市役所本庁）
- (2) 地区災害対策本部（該当近隣センター）
- (3) 民生・児童委員
- (4) 町会・自治会・区長

(3) 要配慮者支援団体の拡充

要配慮者情報に基づき、必要となる関係団体に協力を求め、支援団体の拡充に努める。

2 関係機関との情報交換の実施

要配慮者のニーズや防災対策上の課題を把握するため、各種団体との情報交換を継続的に実施し、支援体制の充実に努める。

【柏市防災福祉K-N e t】

要配慮者のうち、避難行動に支援を必要とする方々の名簿を作成し、平時から情報提供することに同意を得られた方については、町会・自治会・区等や民生委員・児童委員へ提供することで、災害発生時や災害の発生が予想される時に、安否確認や避難支援を地域の方の協力により行うもの。

3 支援体制の強化

(1) 在宅者への対策

防災機器の整備	■ ひとり暮らしの高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための情報受信装置等の普及に努める。 ■ 在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び住宅用火災警報器等の設置の推進に努める。
避難施設	(第2章第2節第3「避難施設の整備」参照)
防災知識・技術	■ 地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識の普及と、支援者等との顔の見える関係づくりを促進する。
情報伝達	■ 要配慮者それぞれの特性に応じた情報伝達体制の確立に努める。
避難支援	(第3章第2節第6「避難対策」参照)

(2) 社会福祉施設等における対策

安全確保	■ 施設管理者は、入所者等の安全を確保するため、施設の安全対策を講じるとともに、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、非常用発電機等の防災設備の整備、緊急時の応急対策体制を整えておく。
防災教育・訓練	■ 施設管理者は、職員や入所者に対して災害に関する基礎知識や災害時の行動について理解・関心を高めるための防災教育、災害時に適切な行動をとるための防災訓練を定期的に実施する。
地域との連携	■ 施設管理者は、入所者と地域住民との交流に努め、災害時の協力体制づくりを推進する。
施設間の相互援助	■ 施設の被災に備え、市は市内の特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームと相互援助協定を締結している。

4 外国人への支援

防災知識・技術	■ 柏市国際交流協会と連携を図りながら、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。 ■ 多言語による防災マップ、啓発冊子の作成・配布 ■ 外国人のための防災訓練・防災講習会
情報伝達	■ 「メール配信サービス」を通じた外国人向け情報伝達システムを拡充する。 ■ 外国人支援対策本部を設置し情報の受伝達を実施する。
避難所対策	■ 通訳者の確保、通訳・翻訳ボランティアの協力体制等を整えるとともに、外国語による避難所表示板を作成し配置する。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
K-Netの普及	91.4%	100%	避難行動要支援者がいる町会のうち、避難行動要支援者名簿を受領している割合
支援体制の構築	34.9%	100%	避難行動要支援者がいる町会のうち、支援体制の構築（避難行動要

			支援者と支援者のマッチング)を している町会の割合
--	--	--	------------------------------

第5 交通輸送体制

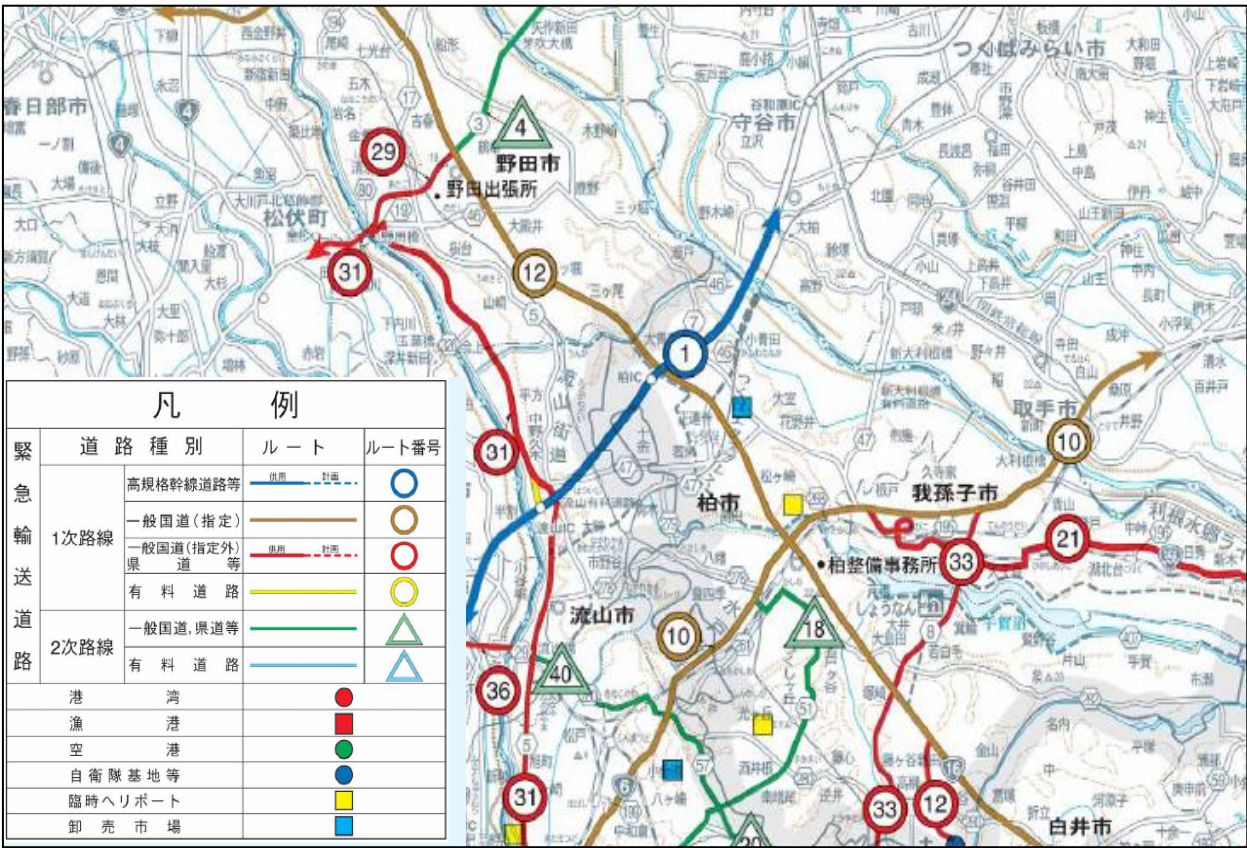
担当部局	関係機関
総務部、土木部、消防局、施設所管部局	柏市建設関連防災ネットワーク

現状と課題

- ◆ 大規模地震発生時は、火災や家屋の倒壊等により多くの道路が通行不能となることが予想される。
- ◆ 被害を最小限に抑えるには、優先的に復旧すべき道路（緊急時優先道路）やヘリコプターの発着場を予め定める必要がある。

基本方針

- 陸上ルートと航空輸送のための搬送ルートを設定する。
- 災害時に使用する車両の運用体制を定めておく。



施策方針

1 緊急輸送道路の指定

(1) 県指定

① 緊急輸送道路1次路線

常磐自動車道、国道6号、国道16号、国道464号、主要地方道船橋我孫子線、海上自衛隊下総航空基地に連絡する柏市道01138号線、同02134号線 ② 緊急輸送道路2次路線 主要地方道市川柏線
--

(2) 市指定

県指定路線と以下の施設を結ぶ路線で、今後特定化する。

■ ヘリコプター臨時離発着場 ■ 市役所、警察署、消防署、病院等の主要公共施設 ■ 広域避難場所、指定避難場所、避難所、防災備蓄倉庫、災害用井戸、耐震性貯水槽

2 ヘリコプター臨時離発着場の選定

車両による輸送が不可能になった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定した手段についてもあらかじめ確保しておく。

【指定基準】

■ 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物がない。 ■ 施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がない。 ■ ヘリコプター離発着時の約20m/sの風圧等を考慮する。 ■ 避難場所に隣接する場合、避難場所との区別を行い、避難住民の安全確保につとめる。
--

【離発着場選定地】

①利根運動広場 ②田中中学校グラウンド ③富勢運動場 ④大堀川防災レクリエーション公園 ⑤柏中学校グラウンド ⑥名戸ヶ谷小学校グラウンド ⑦光ヶ丘中学校グラウンド ⑧中原ふれあい防災公園 ⑨逆井中学校グラウンド ⑩手賀の丘公園運動場 ●ドクターヘリ離発着場・・・大堀川防災レクリエーション公園
--

※ヘリコプター臨時離着場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 9-3】

3 輸送体制の整備

緊急輸送道路の確保	■ 市では、障害物の除去作業について柏市建設関連防災ネットワークと協定を締結してるが、災害時に迅速・円滑に活動が展開できるよう具体的な体制整備に努める。
緊急輸送体制の整備	■ 市及び防災関係機関は、保有車両や災害時に確保可能な車両について緊急通行車両の事前度届け出を行う。また災害時の燃料確保と車両の運用体制を整備する。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
市指定緊急輸送道路	0%	100%	県指定緊急輸送道路と市内の防災拠点を結ぶ道路の指定割合

第6 廃棄物処理体制

担当部局	関係機関
総務部、環境部	柏市廃棄物処理業協業組合、柏市再生資源事業協業組合、柏市浄化槽対策協議会

現状と課題

- ◆ 大規模な震災時は、建物や上下水道の被災により、大量のがれき処理、仮設トイレの設置・管理、し尿の収集・処理が必要となる。
- ◆ 処理施設が機能不全に陥る可能性がある。

基本方針

- 南部・北部クリーンセンター、山高野浄化センター、クリーンセンターしらさぎ、アクアセンターあじさい、リサイクルプラザ、柏プラネットの機能不全を想定した体制を整える。
- し尿処理施設の機能不全を想定した体制を整える。

施策方針

1 災害廃棄物処理

がれき処理体制の整備	■ がれき処理にあたっては、中間処理施設及び収集車その他の資機材を有する民間業者と協定を締結しているが、がれき量が中間処理能力を上回ることを想定し、搬出・処理に関する広域的な処理体制を確立する。
仮置場の確保	■ 関係部局、関係機関と協議し、市域をいくつかの区域に分け、それぞれの区域毎に1つ以上の仮置場を確保する。
分別・減量化・再利用等のめやす	■ 分別・減量化・再利用等については、必要な仮置場における種類別スペースの配分計画・中間処理体制・手順等を策定し行う。

2 し尿処理

仮設トイレの整備	■ 下水道施設の被災対策として、仮設トイレ、簡易トイレ、非常用トイレ袋を備蓄している。 ■ 広域避難場所である中原ふれあい防災公園にマンホールトイレ（138基）を整備しているが、今後建設される公共施設や公園等については、同設備の整備に努める。 ■ 下水道が整備されている避難所（小学校）に平成37年度までに30箇所（61基）のマンホールトイレの整備を進める。
仮設トイレの調達	■ 不足する仮設トイレ数を補うため、レンタル業者と協定を締結しているが、広域的な災害に備えた調達方法を整える。
搬送・管理体制の確立	■ 仮設トイレからの尿の搬送体制については、柏市浄化槽対策協議会と協定を締結しているが、より迅速・円滑に実施できるよう具体的な搬送体制を構築しておく。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
仮設トイレの備蓄	300台	300台	避難所用に備蓄している仮設トイレの数の (1 避難所あたり3台配備を目標)

第7 帰宅困難者支援体制

担当部局	関係機関
総務部、企画部、地域づくり推進部	柏警察署、公共交通機関、駅周辺の大規模集客施設、

現状と課題

- ◆ 災害が発生し、鉄道の運行が停止した場合、多くの利用者が帰宅困難となる。
- ◆ 帰宅困難者が徒歩で一斉に帰宅すると、自らの危険に加え、救助・救援活動に支障をきたす恐れがある。

基本方針

- 多くの利用者が集まる柏駅の安全対策に万全を期す。
- 帰宅困難者を発生させないため、事前対策を講じる必要がある。

施策方針

1 市内における帰宅困難者対策

東日本大震災の混乱を教訓に鉄道機関との連絡体制を整え、課題の解決を図る。

帰宅困難者への情報連絡体制の確立	■ むやみに移動を開始しないことの周知、鉄道運行状況、安否確認方法、一時滞在施設などの情報連絡体制を確立する。
帰宅困難者の安全確保	■ 駅周辺の一時滞在施設を確保し、公表するなどして帰宅困難者の安全を確保する。
帰宅困難者発生抑制の周知啓発	■ 企業等における施設内待機や大規模集客施設における利用者保護を進めるため、企業・学校への周知・啓発を進める。
帰宅困難者用の備蓄物資の確保	■ 一時滞在施設等における、食料・飲料水・便袋等の防災用物資の備蓄を推進する。

【柏駅周辺帰宅困難者等対策ネットワーク】

災害発生時に大量の帰宅困難者の発生が予想される柏駅について、関係機関と行政との連携により、駅周辺の混乱防止と帰宅困難者等の安全確保を図るため、平成24年5月に設立。構成メンバーは、鉄道事業者、バス事業者、大規模商業施設、ホテル、柏警察等。

【一時滞在施設】

大規模災害の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止となり、帰宅が困難となった方を一時的に受け入れる施設であり、市の施設としては「柏市・文化交流施設 パレット柏(柏 1-7-1 Day One タワー3階)」を一時滞在施設としている。

2 広域的な帰宅困難者対策の実施

東京都市圏は、多くの人々が都県を超えて通勤・通学を行っており、帰宅困難者対策は広域的な対応が不可欠であることから、九都県市首脳会議（防災・危機管理対策委員会）において共通の課題の検討を進める。

九都県市首脳会議（防災・危機管理対策委員会）における対応	■ 普及啓発 ・通勤・通学者を中心に帰宅困難者対策支援啓発リーフレットの配布やポスターの掲示等による普及啓発を行う。 ■ 情報提供 ・帰宅困難者に対して必要な情報を提供するため、インターネットによる交通機関等運行情報の提供を行う。 ■ 徒歩帰宅支援 ・やむを得ず徒歩で帰宅する人々の支援のため、幹線道路沿いのコンビニエンスストア等を一時休憩所（飲料水、トイレ、情報提供）として使用できる内容とした協定を関係事業者と締結するなど帰宅経路における環境の整備を行う。（「災害時帰宅支援ステーション」）
千葉県における対応	■ 「千葉県帰宅困難者対策連絡協議会」を中心に具体的な帰宅困難者等の対策を検討・実施する。（参加機関：市町村、交通事業者、大規模集客施設事業者などの関係機関）



【災害時帰宅支援ステーション】

千葉県などが構成団体となっている九都県市が、地域内に所在するコンビニエンスストア、外食事業者、ガソリンスタンド等と帰宅支援サービスの提供を目的とする内容の協定を締結している。（支援可能な店舗にはステッカーを掲示。）

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成 32 年度)	指標の説明
帰宅困難者対応訓練	1 回	1 回	多数の帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施数（訓練と検証を繰り返し実施）

第4節 災害時の相互応援に備える

第1 応援・受援体制の構築

担当部局	関係機関
総務部、企画部、地域づくり推進部、保健所、経済産業部、都市部、土木部、消防局	応援協定締結自治体、千葉県トラック協会柏支部、民間物流事業者

現状と課題

- ◆ 東日本大震災のように、災害による被害が甚大な場合、被災自治体の応援要請や県の機能は迅速に発揮できないことが明らかとなった。
- ◆ 被災自治体のニーズと他からの支援物資に需給ミスマッチも生じていた。
- ◆ このため、被災自治体からの応援要請ができなくても、迅速に応援・受援できる体制を整えておく必要がある。

基本方針

- あらゆる規模の災害を想定し、複数の自治体との相互応援協定を締結する。
- 迅速な応援・受援ができるよう、予め具体的な体制を整える。

施策方針

1 相互応援協定の締結促進

市では、姉妹・友好都市、中核市間で相互に応援する協定を締結しているが、切迫性が指摘されている大地震や広域的な災害に備えるため、他の自治体との相互応援協定締結を推進する。

【応援協定締結自治体】

(H30年4月1日現在)

東葛飾地域	市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
千葉県内	千葉県内全市町村
姉妹・友好都市等	青森県つがる市、福島県只見町、茨城県水戸市、神奈川県綾瀬市
中核市	54市
中核市応援チーム	福島県いわき市、群馬県高崎市、長野県長野市、滋賀県大津市、広島県福山市、大分県大分市、東京都八王子市、兵庫県明石市

2 体制の具体化

相互応援・受援を迅速に展開するためには、予め派遣すべき部局や応援を受け入れる体制を具体的に定めておく必要がある。

(1) 応援対策

人的応援対策	■ 派遣部局の設定 ・緊急支援については、次の部局から職員を指名する。 総務部、地域づくり推進部、保健所、都市部、土木部 ※市（消防局）は、緊急消防援助隊等の派遣要請に対応できる体制を整えておく。
物的応援対策	■ 市の防災備蓄品の活用 ・発災直後は、市の防災備蓄品を活用するため、防災備蓄倉庫から効果的・効率的に搬出できるよう、保管方法を考慮しておく。 ■ 運搬車両・運転手の確保 ・千葉県トラック協会柏支部との連絡体制を整えておく。

(2) 受援対策

人的受援対策	■ 職種・人数の想定 ・災害発生後の応急業務と災害時に優先して行う通常業務を円滑に行うための人員を予め算定しておく。 ■ 宿泊施設の設定 ・市内避難者用施設とは別に、宿泊可能な公共施設、民間施設を予め設定できるよう、新たな協定締結により確保していく。
物的受援対策	■ 集積・運搬体制の確立 ・効率的・効果的な集積と運搬を行うため、民間の物流倉庫等と協定を締結し、体制を整える。

※災害時に関する各種協定締結一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 2-1】

第2 応援・受援体制の拡充・強化

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健所、都市部、土木部、消防局	応援協定締結自治体、千葉県トラック協会柏支部、民間物流事業者

現状と課題

- ◆ 自治体間の応援協定では、主に自治体職員のみでの交流が主となっている。
- ◆ 災害時に効果的な応援・受援活動を展開するには、自治体職員だけでなく、専門性を有した民間機関やボランティア団体の活動が不可欠である。

基本方針

- 市と締結している自治体情報を防災関係機関やNPO団体と共有化する。
- 相互に交流する機会を設け、顔の見える関係づくりを推進する。

施策方針

情報の共有	■ 災害時に相互の応援・受援を効果的・効率的に行うため、市と相互応援協定を締結している自治体を平時から市民に周知する。 ■ 現地の地理、施設、交通情報等を収集し、関係機関やNPO団体との間で共有する。
人的な交流	■ 相互の訓練に参加することにより、災害時に最低限の情報のみで必要人員の派遣や物資の提供が行えるようにするとともに、人的交流を図る。

第5節 業務継続に備える

担当部局	関係機関
全部局	ライフライン事業者

現状と課題

- ◆ 災害発生時は、限られた人員と資機材等の資源を利用して災害対策業務を中心に実施することになる。
- ◆ このため、実施しなければならない通常業務の対応が不十分になる恐れがある。

基本方針

- 発災から1ヶ月程度の間における優先度が高い通常業務を選定し、必要となる人員体制を定めておく。
- 業務を継続するための庁舎、設備の課題を洗い出し、事前に対応策を定めておく。

施策方針

1 人員体制

発災直後には、本来必要な職員数を満たすだけの参集人員が不足しており、災害時優先業務の遂行に困難を伴うことが予想される。この不足分を補うためには、庁内での横断的な人員調整を行い、必要な部門に優先的な人員の配置が行えるようにする。

なお、職員数が確保されている場合であっても、交替要員までは確保することが難しい状況も想定されるため、職員の休憩や睡眠等に配慮する必要がある。

庁内応援体制の構築	■ 震災時にも即座に区全体の状況を確認し、適宜、的確かつ迅速な職員の応援派遣を行うための柔軟な庁内応援体制を構築できるようにしておく。
外部組織との連携体制強化	■ 災害時優先業務の中には、国や他自治体、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）等との連携が必要となる業務も存在する。それら業務の遂行に支障を生じさせないため、平常時からそれら機関との連携体制を強化していく。
ボランティアの活用	■ 震災時にボランティアが円滑に活動できるように、活動分野・場所等の情報提供など、側面からの支援について条件整備を図り、震災時における協力体制を確立する。

2 調査及び庁舎設備

災害時優先業務を遂行するためには、事前に「業務の遂行場所」や「電力」及び「情報システム」などの業務遂行に必要な設備等を確保しておくことが重要となる。よって、業務遂行に必要な設備等について、現状調査を行い、不足やその他の課題について対処するものとする。

【庁舎設備等への対策】

施設	■ 耐震補強工事または建替 ■ 経年劣化の状況を定期的に調査し、耐震性を維持 ■ 建物内の書棚や什器類、コピー機等の機械類に耐震対策を実施 ■ 施設の役割に応じた、耐震対策を実施
電力	■ 業務遂行に必要な電力の調査と非常用発電機の準備 ■ 燃料備蓄と燃料の確保体制の構築
情報システム	■ 耐震固定化されていないサーバーの耐震・固定化 ■ 情報システムの定期的なバックアップの実施 ■ データセンター等の活用
情報通信 (電話、防災行政無線)	■ 災害時優先電話の確保 ■ 災害時優先電話や防災行政無線の所在と使用ルールの徹底
公用車	■ 燃料満タン化の徹底 ■ 災害時の一括管理体制の確立
その他物的資源	■ 災害時優先業務遂行に必要な物的資源について把握し、現在の保有数との過不足を算出し、対応する。 ■ 不足分は他の代替の可能性や地震発生後の調達の可能性を合わせて考慮する。

【その他物的資源】

通信機器	電話機、無線機、FAX 機、携帯電話など
オフィス用品	パソコン、机、椅子、プリンター、コピー機、筆記用具、ホワイトボードなど
災害時非常用品	マスク、毛布、飲料水、保存食、簡易トイレ、手袋、懐中電灯など
移動手段	自動車、バイク、自転車など
その他	発電機、リヤカー、台車、救急箱、道路警戒資材など

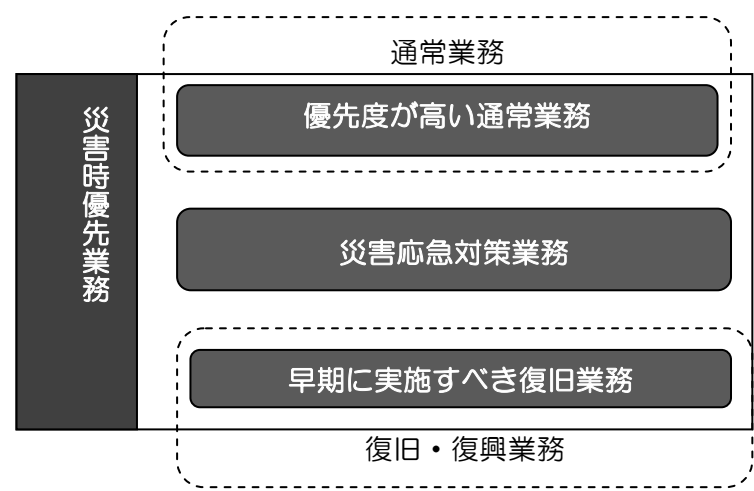
3 災害時優先業務

災害時優先業務は、災害応急対策業務や、早期に実施すべき復旧業務、及び優先度が高い通常業務である。これらの業務を、業務継続計画として位置づけて、計画的に実施していくことにより、業務の立ち上げ時間の短縮、発災直後の業務レベルの向上といった効果をあげることができる。

(1) 優先度が高い通常業務の選定

災害時優先業務のうち、通常業務は、「災害時応急対策業務」等の対応をしながら、限られた人員の中ですべての業務を平常時と同様に行うことは困難なため、行政機能として優先して実施すべき業務と休止させる業務の選定が必要となる。

[災害時優先業務のイメージ]



災害時優先業務の選定対象とする期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立され、応急業務が軌道に乗ると考えられるまでの1週間とした。ただし、通常業務については、業務の絞り込みの期間が1週間を越える際を目安として、休止・縮小業務を30日以内に再開すべきもの及び30日を越えて休止・縮小できるものに分類した。

【選定の方針】

評価	評価基準	業務例
A	発災後ただちに業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	○情報システム復旧
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	○戸籍事務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	○国民健康保険
D	休止・縮小を30日以内に再開すべき業務	○消費生活に関する相談
E	休止・縮小を30日を越えてできる業務	○世論調査に関すること

(2) 選定結果

「柏市行政組織規則」等にある分掌事務 1、574について、選定基準に従って分類した結果、下記ようになった。

評価	評価基準	業務数
A	発災後ただちに業務に着手する業務	117
B	遅くとも発災後3日以内に着手すべき業務	52
C	遅くとも発災後1週間以内に着手すべき業務	141
D	休止・縮小を30日以内に再開すべき業務	714
E	休止・縮小を30日を超えてできる業務	550
合 計		1,574

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成32年度)	指標の説明
非常用発電機の配備	100%	100%	地域の防災拠点である近隣センター（事務室）への発電機の配備割合

第3章 応急対策計画

応急対策計画の推移

		1 日目
活動体制を整える	1 施設利用者の安全確保	●館内放送、負傷者対応、避難誘導 ●施設の被害確認と使用制限 
	2 活動資源確保	●職員の安否確認 ●施設の機能確認 
	3 職員参集・配備	●災害対策本部設置・運営 ●地区災害対策本部設置・運営 
被害を最小限にいくとめる	1 情報収集・伝達	●市内被害確認 ●緊急情報の広報 ●被災者支援情報の広報 
	2 消防・救急	●市民等による初期消火・救助活動 ●消防局・消防団・警察による消火・救助・救急活動 
	3 医療・救護	●救護本部設置・運営 ●重傷者の救命・県外搬送 ●市保健師による救護活動 
	4 応援要請・市外被災地支援	●緊急応援要請（自衛隊・緊急消防援助隊、赤十字社） ●市外被災地緊急支援 
	5 要配慮者	●安否確認・避難支援 ●二次的避難所開設 
	6 避難対策	●避難誘導・勧告・指示 ●避難所の開設 
	7 帰宅困難者支援	●一斉帰宅抑制等の呼びかけ ●駅前の警備 ●一時滞在施設への案内 
	8 輸送支援	●交通規制の実施 ●輸送道路の確保 ●ヘリポートの開設予定地決定 
	9 物資供給	●車両・燃料の確保 ●避難所への物資運搬 ●優先施設への緊急給水 ●給水拠点での給水 
	10 行方不明・遺体対応	
	11 災害拡大防止対策	●土砂災害危険箇所の確認 
まちの機能を回復させる	1 ライフライン・道路の応急復旧	●電力・ガス・通信・鉄道応急復旧工事 
	2 建物の応急復旧	
被災者を支援する	1 保健・環境衛生	●仮設トイレ等配備 
	2 生活安定・安全対策	
	3 相談対応	
優先度の高い通常業務を行う		●直ちに実施すべき通常業務 

地震発生の直後においては、行政、防災関係機関、住民、町会・自治会・区等、事業所、その他団体のそれぞれが、応急対策に取り組む必要がある。

災害応急対策の実施にあたっては、夜間・休日等勤務時間外に地震が発生した場合は、行政による初動対応が遅れることは過去の災害事例からも明らかである。そのため、発災後から初動期にかけては、周りの住民と連携・協力して人命救助を行うなど、共助の取組が被害を減らす活動として期待される。

自助・共助・公助のイメージ

		自助	共助		公助
			町会・自治会・区等	ふるさと協議会	
災害時（初動期）	人命保護	◆身を守る ◆自宅の消火・救助 ◆隣近所の消火・救助	◆組織的な消火・救助活動	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力	◆消火・救助・医療・救護 ◆自衛隊・他市への応援要請
	情報	◆家族の安否確認 ◆隣近所の安否確認 ◆掲示板の確認	◆被害・安否情報収集 ◆近隣センター（地区災害対策本部）への伝達 ◆掲示板への掲示	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力	◆被害情報、住民安否情報に基づく救援・支援 ◆広報活動
	避難行動	◆避難場所等への避難 ◆指定避難所への避難（自宅等が危険な場合）	◆指定避難所への誘導 ◆避難所開設協力	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力	◆避難者の誘導 ◆避難所の開設・運営
	被災生活支援	◆町会・自治会・区等の活動に協力	◆避難所運営協力 ◆在宅被災者支援	◆近隣センター（地区災害対策本部）への協力	◆生活救援対策（水・食糧・生活必需品の供給、健康管理）

第1節 活動体制を整える

第1 基本的事項

第3章では、各節に活動目標時間を記載している。目標時間は勤務時間中の発災を前提としているため、休日・夜間の場合は、第1章第3節第4の3「職員の参集予測」を参照し、不足する人員を効果的に活用し早期に活動目標時間に近づける。

1 市の部局別活動概要

※この表には「市外被災地支援・市外避難者の受入支援」は含まず。

部局	時期	活 動 概 要
共通事項	1時間以内	地震情報周知・施設利用者の安全確保
		所管施設の被害確認開始
		活動資源の確保（施設、設備、情報通信等）
		職員参集状況の報告
		情報連絡体制の構築
災害対策本部	1時間以内	災害対策本部の設置・運営
		本部員・本部連絡員の参集
		災害対策本部会議の開催
		被害状況の把握・情報共有
		緊急応援要請 （自衛隊、緊急消防援助隊、医師会、柏警察署等）
		避難指示・勧告の発令
地区災害対策本部	1時間以内	地区災害対策本部の設置・運営
		出張所業務及び近隣センター業務の停止
		地区災害対策本部活動の開始（被害調査、避難所、救護福祉、物資）
	3時間以内	避難所（近隣センター及び市管理施設以外の避難所）開設・運営
		地区災害対策本部活動の開始（給水）
	12時間以内	大規模被害地域被害調査完了
総務部	1時間以内	災害対策本部・事務局設置
		職員参集状況・職員被災状況確認開始
		応援職員配置開始
		電気、電話、ガス施設の情報収集
	3時間以内	ヘリポートの開設
	6時間以内	広域帰宅困難者対応
	24時間以内	災害コールセンター設置
	48時間以内	災害相談窓口の開設
	72時間以内	防犯活動の開始
	随 時	応急対策の総合調整

部局	時期	活 動 概 要
企画部	1時間以内	災害対策本部設置、運営補助
		インターネット閲覧制限実施
		帰宅困難者対策（公共交通機関（鉄道・バス）情報の収集、発信）
		近隣市・協定市・中核市の被害状況確認
		緊急応援要請（協定市、中核市等）
		市長・副市長の補佐、特命事項の調整
	3時間以内	帰宅困難者対策（一時受け入れ施設の案内）
	6時間以内	物資応援要請（協定市、中核市等）
	72時間以内	帰宅困難者対策（代替輸送手段の検討）
		中・長期的応援要請（協定市、中核市等）
財政部	1時間以内	被害調査担当の地区災害対策本部活動の開始
	12時間以内	大規模被害地域被害調査完了
	24時間以内	住家等被害認定調査開始
	48時間以内	り災証明書発行に関する広報開始
	1週間以内	り災証明書発行開始
	随 時	被災者支援（地方税・国税特別措置）
地域づくり 推進部	1時間以内	緊急広報開始
		災害記録開始
		全避難所運営統括・避難所情報確認開始
		地区災害対策本部開設・運営
		外国人支援対策本部の設置
	3時間以内	外国人避難者の把握と情報発信
		被災者生活支援情報の広報開始（医療機関情報等）
		報道機関対応
	72時間以内	ペット連れ避難者支援開始
市民生活部 （沼南支所含む）	10日	臨時広報紙発行
	1か月	全施設の運営再開・避難所の統廃合
	1時間以内	避難所担当の地区災害対策本部活動の開始
	3時間以内	所管施設の避難所開設・運営
	48時間以内	遺体処理業務の開始（埋火葬許可証の発行）
	72時間以内	行方不明者の搜索開始
随 時	随 時	被災者支援（医療一部負担金の減額・免除、国民年金免除、医療保険等の減額・免除）、地域づくり推進部の応援

部局	時期	活 動 概 要
保健福祉部	1 時間以内	救護福祉担当の地区災害対策本部活動の開始
		社会福祉協議会との連携開始
		救護本部（災害医療コーディネーター等）の設置
		医療機関情報の収集
		応援要請（医師（日本赤十字社））
	3 時間以内	所管施設の避難所開設・運営
	12 時間以内	医師・看護師等受入体制の確立
		遺体収容開始（市内葬儀業者・ウイングホール柏斎場の確認）
	24 時間以内	二次的避難所（福祉避難所）の開設
	48 時間以内	災害ボランティアセンターの設置（社会福祉協議会）
		遺体収容・安置・検案開始
	72 時間以内	在宅要援護者の支援開始（保健所連携）
		行方不明者の搜索開始
		行方不明者相談所の開設
		支援要請物資の決定（義援物資の募集）
	1 週間以内	身元不明遺体埋火葬の検討
	随 時	被災者支援（災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金、特別支援学校等への就学奨励事業、介護保険料等の減額・免除、障害福祉サービスの利用者負担等の減額・免除、生活福祉資金制度による貸付、日赤義援金に関する事務）
救護本部	1 時間以内	救護本部を設置（保健福祉部・保健所・医師会等）
		災害拠点病院・災害医療協力病院の被害状況、受入可能患者数等の把握（EMIS）
		派遣・応援医師、看護師、医薬品等の配置方針を決定
		県災害対策本部へ応援要請（DMAT、日本赤十字社、JMAT）
		市災害対策本部へ要請（水、燃料、電力等）
	12 時間以内	応援医師・看護師の要請（災害医療コーディネーターを配置し、被災地外からの応援医師・看護師の派遣を調整）

部局	時期	活 動 概 要
保健所	1時間以内	救護担当の地区災害対策本部活動の開始
		救護本部の活動補佐開始（救護本部への職員配置等）
		医薬品・医療材料卸売業者の稼働・在庫等の状況確認
		拠点病院の医薬品・医療材料医療資機材等の確認
	3時間以内	救護担当の避難所巡回・情報収集活動開始
	12時間以内	医薬品・医療資機材の受入体制の確立
	72時間以内	在宅要支援者の支援開始（保健福祉部連携）
		避難所の保健衛生活動開始（食中毒予防・防疫指導等）
		動物飼育に関する助言
	1週間以内	避難者の健康相談活動
		在宅者の保健衛生活動
	1か月以内	被災者健康支援（応急仮設住宅全戸訪問）
こども部	1時間以内	保育園児等の保護・安全確認
		救護福祉担当の地区災害対策本部への配置開始
	24時間以内	保護者への引渡し
	48時間以内	避難所における要配慮者生活支援開始
	72時間以内	保育の場の確保
	1か月以内	保育施設・職員の確保（全保育園等の再開）
	随 時	保健福祉部の応援
		避難者支援（保育援助措置、幼稚園への就学奨励事業、災害遺児に対する生活支援・心と体のケア）

部局	時期	活 動 概 要
環境部	1 時間以内	簡易・仮設トイレ設置方針の検討
		物資担当の地区災害対策本部活動の開始
	3 時間以内	非常用トイレ袋の配備
	12 時間以内	発生廃棄物の推定開始
		廃棄物ストックヤード調査開始
	24 時間以内	簡易・仮設トイレ設置
		応援要請（し尿・がれき処理）
		し尿処理計画の検討
		し尿処理（土壌還元）協議開始
		廃棄物ストックヤードの決定
		廃棄物の収集・処理方法の決定
	48 時間以内	し尿収集・運搬開始
		廃棄物処理の広報
	72 時間以内	応援協定業者によるし尿の収集・運搬開始
		廃棄物収集開始
		廃棄物自己搬入受付開始
	1 週間以内	施設復旧完了
経済産業部	1 時間以内	物資運搬用車両の確認・確保
		物資担当の地区災害対策本部活動の開始
		避難所情報確認開始（要物資情報）
		一次物資（食糧・毛布・簡易トイレ）確認・運搬準備
	3 時間以内	物資供給協定先・食品工場・公設市場からの供給可否確認
		物資供給開始（避難所、医療機関）
		燃料供給方針決定
	6 時間以内	緊急応援物資の要請
		救援物資受入拠点の確保
		医療機関への燃料供給開始
	24 時間以内	備蓄資機材の避難所配置
		応援物資供給体制の確立
	72 時間以内	衛生管理品の確保・配布
		入浴施設の確保
	1 週間以内	被災者支援（商業・工業・農業者に対する復興支援、天災融資制度）

部局	時期	活 動 概 要
都市部	1時間以内	被害調査・土砂災害対策（危険箇所確認、広報活動）
	3時間以内	所管施設の避難所開設・運営
	24時間以内	応援要請（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）
		被災建物の現地調査
		応急危険度判定実施本部の設置
	48時間以内	防災拠点施設の応急危険度判定開始
	72時間以内	一般住宅等の応急危険度判定開始
		被災宅地危険度判定開始
	1週間以内	応急仮設住宅確保計画の策定
	3週間以内	借上げ住宅確保開始
		応急仮設住宅建設開始
	1か月以内	被災住宅の応急修理完了（総務部連携）
		借上げ住宅への入居開始
	3か月以内	応急仮設住宅への入居開始
	随 時	被災者支援（住宅応急修理の支援）
土木部	1時間以内	道路・橋梁・下水道・河川施設被害調査
	3時間以内	応急対応開始
		交通規制開始
		緊急輸送手段・拠点の確保
	12時間以内	緊急輸送道路等主要道路の確保完了
	24時間以内	下水道施設復旧工事計画の策定
		応援要請（技師・重機・資機材等）
	48時間以内	下水道復旧工事開始
		道路・橋梁復旧工事計画の策定
	72時間以内	道路の障害物除去
		道路・橋梁復旧工事開始
	1か月以内	河川障害物の除去
会計課	1時間以内	総務部の応援
	1週間以内	被災者支援（義援金（募金）受付（市内被災者向け））
議会事務局	1時間以内	市議会議員安否確認
	48時間以内	被災者支援（相談対応）
選挙管理委員会事務局	1時間以内	総務部（中央体育館）の応援
	48時間以内	被災者支援（相談対応）
監査事務局	1時間以内	総務部（中央体育館）の応援
	48時間以内	被災者支援（相談対応）

部局	時期	活 動 概 要
農業委員会 事務局	1時間以内	経済産業部の応援
水道部	1時間以内	水道事業災害対策本部の設置
		被害状況の把握を開始（水道施設（水源地）、給水優先施設、工事業者）
	3時間以内	給水優先施設の給水開始
		水道管路の被害確認
		応急給水担当職員を給水拠点に配置
		被害調査の結果を情報収集し、本部へ報告
		広報活動開始
		応援要請（給水車など）
		水質検査開始
	6時間以内	応急給水開始（水源地・耐震性貯水槽・災害用井戸）
	24時間以内	応援要請（技師・重機・資機材等）
		応急復旧工事計画の策定
		応急給水開始（給水タンク）
	48時間以内	応急復旧工事開始
		応援要請（他市町村等、協定事業所等）
		他市の応援給水車による応急給水（給水タンク）
	72時間以内	復旧長期化対策検討
生涯学習部	1時間以内	避難所担当の配置・活動開始
	3時間以内	所管施設の避難所開設・運営
	24時間以内	文化財の被害拡大防止措置
	1か月以内	全施設の運営再開・避難所の統廃合
学校教育部	1時間以内	児童・生徒の保護・安全対策
		避難所担当の配置・活動開始
	3時間以内	避難所（小中学校・市立柏高校）開設
	24時間以内	児童・生徒の保護者への引き渡し
	1か月以内	全学校の運営再開
		避難所統廃合
消防局	1時間以内	消火・救助・救急活動開始
		応援要請（緊急消防援助隊）
		警戒区域設定開始
		救護本部への職員派遣
	3時間以内	後方医療機関への搬送
	1週間以内	り災（火災）証明書発行開始
避難所 （所管部署）	1時間以内	避難所開設準備
	3時間以内	避難所開設・状況報告開始
	48時間以内	避難所運営委員会の設立準備開始
	72時間以内	避難所運営組織の設立
	1か月以内	全施設の運営再開・避難所の統廃合
	3か月以内	避難所の閉鎖（応急仮設住宅への移行）

※上記の活動のほか、非常災害時には災害対策本部の指示に従い、優先順位等を考慮し柔軟に活動する。

2 配備体制

(1) 配備基準

各部局長は、地震の発生を知ったとき、または地震発生のおそれがあるときは、市長の指令の有無にかかわらず、必要な職員を配備し、災害対応を実施する。

本部	配備	配備基準	参集体制
—	注意 配備	■ 市内震度が4を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	各部局必要 人員参集（※）
警戒 本部	警戒 配備	■ 市内震度が5弱を記録したとき。（自動配備） ■ 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき（自動配備） ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	職員の1/2 参集
災害 対策 本部	非常 配備	■ 市内震度が5強以上を記録したとき。（自動配備） ■ 気象庁が東海地震予知情報を発表したとき（自動配備） ■ 災害の発生その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき。	全職員参集

※消防局の参集体制は別に定める。

※注意配備時の参集は各部局判断とするが、連絡体制の確認等、状況に応じて必要な人員を確保する。

(2) 警戒本部

総務部長は、配備基準に該当する災害の発生、または市長が本部設置の必要があると認めた場合に警戒本部を設置する。

本部は、本庁舎3階庁議室に設置し、会議も同庁議室で行い、次に掲げる者をもって構成する。会議の招集及び長は総務部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を総務部防災安全課に置く。各部長は、この計画による配備基準に基づき予め定めた職員を配置につけ、災害応急活動を指揮する。

構 成	協議事項
■ 総務部長 ■ 財政部長 ■ 地域づくり推進部長 ■ 保健福祉部 ■ こども部 ■ 都市部長 ■ 土木部長 ■ 学校教育部 ■ 消防局長 ※上記以外の部局は応援待機	その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ■ 被害情報の収集 ■ 県又は防災関係機関からの情報収集 ■ 今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 ■ その他

3 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

市長は、配備基準に該当する災害の発生、または本部設置の必要があると認めた場合に、災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

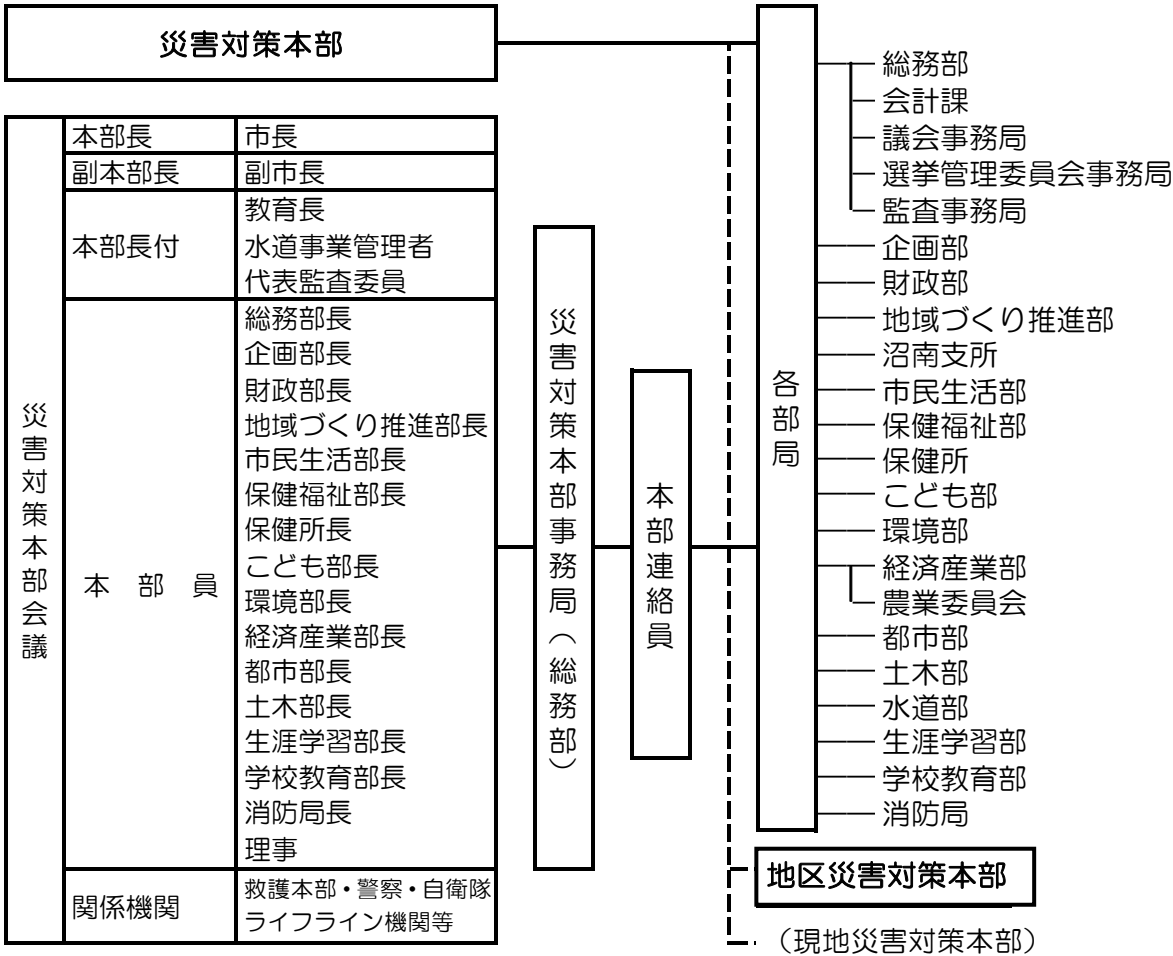
本部は、市役所本庁舎3階フロアに設置し、災害対応の意思決定機関としての機能を確保するため、同階庁議室を中心に資機材の設定と人員の配置を行う。

また、市長（以下「本部長」という）は、庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能の維持ができない場合は、次の優先順位によりいずれかに設置する。

【代替本部】

①ウェルネス柏 → ②市役所分庁舎 → ③消防局 → ④沼南庁舎
→ ⑤柏警察署

2 本部の組織と編成



3 事務分掌

(資料編 1-2「災害対策本部の事務分掌」参照)

4 本部長不在時の職務代行

柏市長職務代理規則第3条第1項の定めにしたがい、①副本部長(副市長) → ②総務部長とする。

※①及び②にある者が共に不在のときは、柏市長職務代理規則第3条第2項の定めによる。

5 標識の設置

市庁舎本庁舎正面玄関に「柏市災害対策本部」の標識を掲げる。

※地区災害対策本部、現地対策本部も分かり易い場所に設置する。

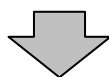
6 現地対策本部

本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を置く。現地本部長は本部長が指名し、現地本部の職員は被害状況及び対応内容を踏まえ選任する。

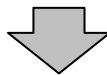
7 本部の運営等

①本部会議の推移

発災直後	■ 本部長、副本部長、本部長付及び本部員は、直ちに本部に参集し、災害に関する情報、各部の配備体制及び緊急措置事項を検討し、初動期における活動方針を決定する。
------	--



初動から概ね48時間以内	■ 本部長、副本部長、本部長付及び本部員は災害対策本部に常駐する。 ■ 各部局等から報告される災害に関する情報や活動状況を分析し、時間差のない重要事項の意思決定を行う。 ■ 必要に応じ、関係部局及び関係機関との間で被害・対応状況についての認識の共通化を図り活動調整を行う。
--------------	--



発災から概ね48時間以降	■ 会議の開催は本部長がその都度決定する。 ■ 即時の意思決定が必要な重要事項が発生した場合は、会議の開催を待たずに関係部局及び関係機関との間で協議を行い本部長に報告する。
--------------	---

②本部事務局

本部の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部事務局を置く。

(ア) 本部事務局の編成

情報統制班：総務部，企画部（情報政策課），地域づくり推進部（広報広聴課），消防局，前防災安全課職員を中心に編成する。

情報処理班：総務部，総務部応援職員，前防災安全課職員を中心に編成する。

(イ) 本部事務局の活動内容

本部長の意思決定及び本部が応急対策を実施するために必要な情報の収集・報告、課題の整理・分析及び内外の関係機関との調整等の役割を担う。

情報統制班：①各部局や外部関係機関等からの各種情報を統制・整理し、災害対応方針を決定する上で必要な情報を本部へ提供

②市民や報道関係機関に対する積極的な情報発信

③避難勧告・指示の発令及び解除

④緊急応援要請（自衛隊、緊急消防援助隊、医師会、柏警察署等）

⑤各部局や外部関係機関等から情報が報告されない場合に、状況に応じて被害状況等を収集

情報処理班：①市民、コールセンター、各部局等からの連絡の第一報を受け付け

②受け付けた情報の重要度や緊急性から、本部の各チーム及び情報統制班に伝達する情報か、その場で即座に対応できる情報かを選別

③各部局や外部関係機関等から情報が報告されない場合に、情報統制班と連携し、被害状況等を収集

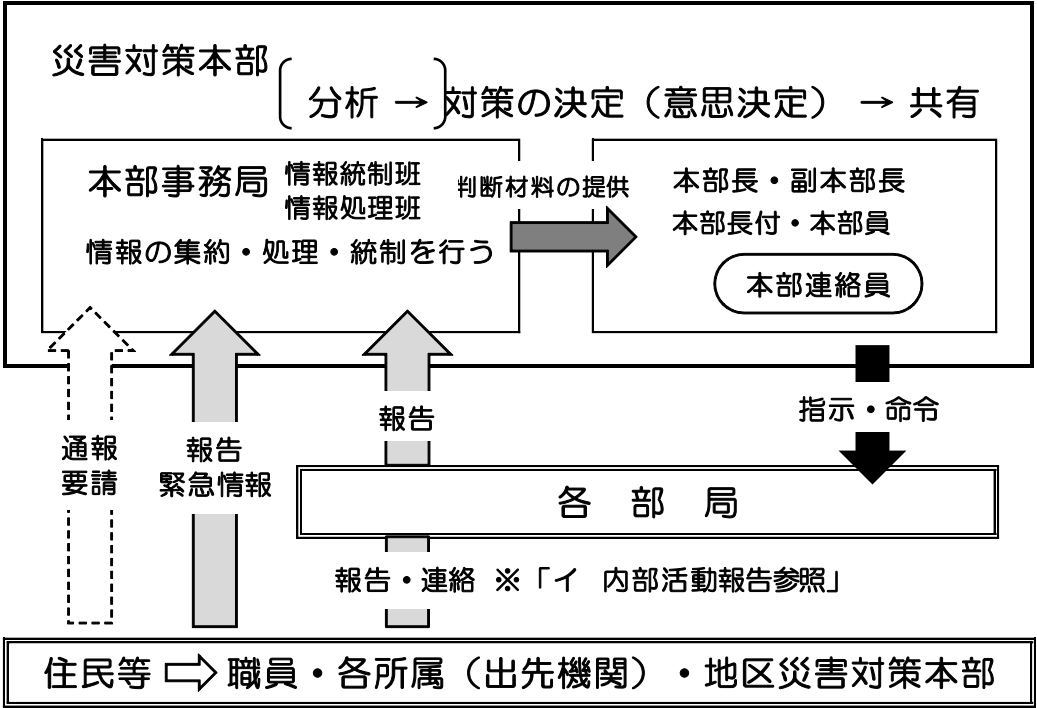
(ウ) コールセンターの設置

総務部、総務部応援職員が中心となり、災害発生後24時間以内に本庁舎5階第5・6委員会室にコールセンターを設置する。コールセンターが開設された時点で、市民からの電話はコールセンターで受け付ける。その場で回答できる内容については、その場で回答し、各部署での対応が必要となる案件については、担当部署へ速やかに引き継ぐ。なお、緊急性・重要度の高い案件については、災害対策本部情報処理班へ情報を伝達する。

③情報連絡系統

ア 本部情報共有

本部の情報連絡、指示・命令等の伝達は次の系統で行い、収集した情報の共有を図る。



イ 内部活動報告

災害に関する様々な情報については、各部局別活動概要（※第3章-第1節-第1）を参考として各部局ごとに取りまとめ、本部が意思決定を行う判断材料として本部事務局へ報告する。

また、活動の本部への報告は、原則として次のとおり実施する。

報告事項	実施者		報告先 (とりまとめ担当)	報告時期			集約先
				1 日目	2 ～ 3 日目	4 日目 以降	
職員情報	各所属		人事課	1 時間毎	3 時間毎 ※ 9 時 1 2 時 1 5 時 1 8 時 2 1 時	1 日 1 回 ※ 9 時	本部事務局
被害情報 (人的・物的)	各地区災害 対策本部		財政部	随時			
	各所属		各部局				
避難所情報	各地区災害 対策本部		地域づくり 推進部	1 時間毎			
	学校	市立	学校教育部				
		市立以外 県立	生涯学習部				
	その他 所管施設		各部局				
要配慮者情報 (K-Net)	各地区災害 対策本部		保健福祉部	3 時間毎			
救護・医療情報	各所属		救護本部	随時			
その他の 活動情報	各所属		各部局	随時			

④本部運営に必要な資機材

☐臨時電話 ☐防災行政無線 ☐衛星携帯電話 ☐千葉県防災行政無線テレビ電話
☐ラジオ ☐テレビ ☐パソコン ☐プリンター ☐コピー機 ☐プロジェクター
☐FAX ☐ホワイトボード ☐文房具・用紙 ☐長机・椅子 ☐地域防災計画
☐マニュアル類 ☐住宅地図 ☐市全図 ☐ハンドマイク ☐懐中電灯

8 関係機関への通知

本部を設置又は廃止した場合、総務部長は直ちに関係機関に通知する。

連絡担当者	報告・通知・公表先
総務部	千葉県(東葛飾振興事務所経由も含む)、柏警察署、近隣市長、防災会議委員
地域づくり推進部	住民、報道機関
各主管部局	市議会議員、消防団等関係連絡団体

9 本部の廃止

本部長は、災害の危険がなくなった時、又は災害発生後における措置がおおむね終了した時、本部を廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずるものとする。

また、本部長は、本部を廃止後、復旧・復興が長期にわたると予想される場合は、必要に応じ復興対策本部を設置し、災害対応業務を引き継ぐことができるものとする。

4 地区災害対策本部

1 本部の設置・目的

大規模地震（震度5強以上）が発生したとき等、市内20のコミュニティエリアを防災エリアとして、エリアの情報収集や調査のほかに地域住民と連携した防災活動を行うことを目的に、各近隣センターに地区災害対策本部を設置する。

2 参集体制

地区災害対策本部員にかかる参集は下表のとおりとする。

参集基準	参集体制
市内震度5弱 東海地震注意情報（気象庁）	近隣センター職員：1／2参集 避難所運営担当：全員参集
市内震度5強以上 東海地震予知情報（気象庁）	全員参集

3 組織の構成と役割

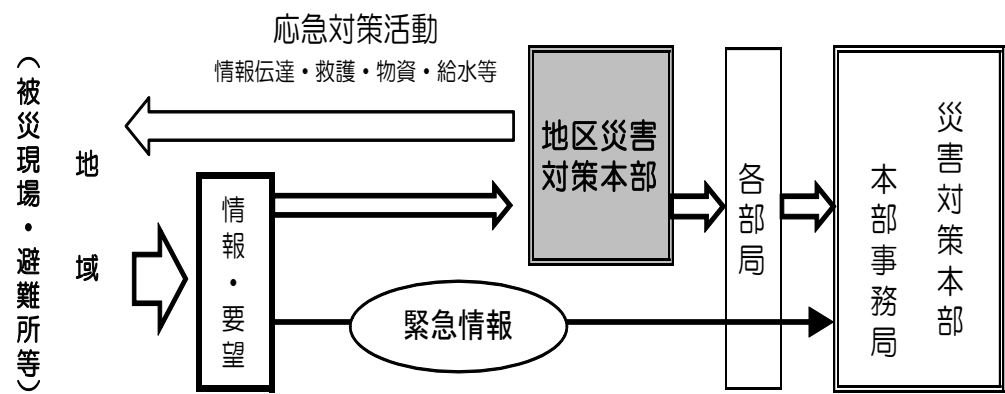
地震や大規模災害発生後から被害の拡大期においては、市域の情報収集と同時に人命保護活動や避難行動の開始が行われる。このことから、地震や大規模災害発生直後から住民からのニーズの高い業務に従事する職員を一定数確保し、遅滞なく応急対策が行える体制を整える。

（1）地区災害対策本部（本部員）の役割

構成	役 割	配置職員
本部長	■ 災害対策本部と連携し、情報の円滑な報告・共有・伝達等の連絡を行う。 ■ 避難してくる来館者等の対応及び地区に向けた情報の発信を行う。 ■ エリア担当職員及びふるさと協議会と連絡調整して、地区における応急対策を行う。	近隣センター職員
本部長補佐		
本部運営担当		
被害調査担当	■ 地区内の人的・物的被害状況を調査し、地区災害対策本部を通じて本部に報告する。	近隣センター以外の職員
避難所担当	■ 避難所運営組織及び施設管理者と連携して避難所運営を行う。 ■ 近隣センター及び市管理施設以外の避難所の開設・運営を行う。	
救護福祉担当	■ 避難所等を巡回し、救護・衛生管理支援活動を行う ■ K-Net 登録名簿に基づき、要配慮者の安否確認を行う。	
物資給水担当	■ 第3章第2節第9項「物資・給水担当」参照	

※地区災害対策本部（市内20のコミュニティエリア地域）・・・・・・【資料編 3-2】

(2) 地区災害対策本部の情報連携（イメージ）



第2 活動体制

項目		担当部局	関係機関
1	施設利用者の安全確保	全部局	
2	活動資源の確保	全部局	千葉県石油商業協同組合柏支部
3	職員の参集・動員	全部局	

基本方針

- 人命保護を第1に考え、行動する。
- 初動時は限られた資源（人・物）の中で、迅速・適正に行動する。

1 施設利用者の安全確保

活動目標

1 時間以内	◆ 施設利用者の安全確保 ・館内放送の実施 ・屋外への避難支援・避難誘導 ◆ 施設の被害確認
--------	---

活動方針

施設管理者は、利用者の安全確保及び二次的被害を防止するため、次の活動を行う。

1 施設利用者の安全確保

(1) 館内放送

放送設備を利用し、落ち着いた行動と身の安全確保、職員の指示に従うことを促す。

(2) 負傷者・要配慮者対応

負傷者の手当て・要配慮者への配慮を優先するとともに、エレベーターへの閉じ込め状況を確認し、適切に対応する。

(3) 屋外への避難支援・誘導

屋外への避難を指示する際は落下物に注意し、駐車場等の安全な場所に誘導する。

2 施設の被害確認と使用制限

余震が治まった段階で、施設の外壁・柱・天井等を目視により確認し、次に該当する場合は、施設の一部又は全部の使用を制限する。

☐ 周辺地盤面の亀裂	☐ 建物の傾き	☐ 外壁・内壁・柱への大きな亀裂
☐ 天井の崩落・崩落の恐れ	☐ 窓ガラスの破損	☐ 照明器具の破損・落下の危険性

2 活動資源の確保

活動目標

1 時間以内	◆ 職員の安否確認開始 ◆ 施設の被害状況確認 ◆ 通常業務停止の決定 ◆ 災害対応業務遂行のため資源の確保
3 時間以内	◆ 実施する通常業務の決定

活動方針

1 職員の安否確認

職員は、「職員参集メール」により参集の可否、参集予測時間等を報告する。各部局長は職員の安否確認を行うとともに、参集可能な職員数を把握し、業務遂行のための体制を確立する。

2 施設の機能維持確認

各部局長は、施設の被害状況を把握し、災害時優先業務を実施するために必要な資源の確保状況を確認し、不足分の確保にあたる。

項目	確認事項
施設	■ 被害状況から判断し、業務遂行ができる状態か。
電力	■ 業務遂行に必要な電力が確保されているか。（非常用発電機の準備） ■ 業務遂行に必要な燃料が確保されているか。（燃料供給事業者からの調達体制の準備）
情報システム	■ 庁内の情報システム及びサーバーは正常に稼働しているか。 ■ 保守業者の参集は可能か。（緊急停止に伴う再起動）
情報通信	■ 電話は使用できるか。（災害時優先電話、携帯電話、固定電話、衛星携帯電話） ■ 無線は使用できるか。（防災行政無線（固定系、移動系））
その他資源	■ エレベーターは稼働しているか、停止している場合の復旧見込みは。 ■ 都市ガス被害、トイレの使用状況、断水状況はどうか。

【市役所本庁舎の非常用発電設備】

場 所	電力	燃料種別	容 量	連続稼働時間
本庁舎	300KVA	A重油	1,000 ㍓	15時間（全負荷時）

※非常用発電設備により使用可能な資機材等

エレベーター、ポンプ類（水道等）、非常誘導等、非常照明、非常コンセント、非常放送及び庁内放送用設備。

3 市職員の参集・動員

活動目標

1 時間以内	◆ 職員参集開始 ◆ 職員参集状況の報告開始（職員の安否確認開始）
--------	--

活動方針

1 職員の参集・動員

市職員は配備基準、所掌事務に基づき参集し、この計画の定めに基づき応急災害対策を実施する。本部長は、災害の状況その他必要があると認めたときは特定の部局や職員に対し、予め定めた配備体制及び事務分掌と異なる指令をすることができる。

なお、各部局長は、所管の部の配備動員計画を予め作成し、平常時から職員に周知徹底を図るように努める。

【配備・動員方法】

勤務時間内	■ 各部局長は、「配備体制」が発令されたときは任務分担に基づき、予め定めた職員を動員する。 ■ 配備についての職員は、上司の命令に従い直ちに警戒活動又は応急活動を実施する
勤務時間外	■ 職員は、地震災害時の配備体制にもとづき、動員命令を待つことなく直ちに予め指定された場所に自動参集する。 ■ 各部局長は、職員の参集状況に応じ順次応急対策活動を命ずる。また、必要に応じて、予め定められた者以外の職員を指名して配備につけ応急活動を命じる。

※職員配備体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 3-1】

2 職員動員の報告

各部局は、参集状況を記録し、その累計を本部連絡員を通じて、総務部人事課に報告する。人事課は、職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き1時間ごとの報告に努めるものとする。

【柔軟な職員の配置】

各部局からの職員応援要請に対し、被災状況及び活動の優先順位等を総合的に判断して横断的な職員の配置を検討し、各部局長に調整を指示する。

なお、職員の配置にあたっては災害の規模や被害の程度を鑑み、長期的な対応が必要になることを考慮し、一部職員を帰宅させるなど、職員自身の健康状態にも配慮する。

3 指揮伝達・活動体制の準備

災害発生後における動員職員の統制及び本部（員）からの指揮・伝達事項の確実な実行を図るため、年度当初に次の担当を指名し災害活動体制を整える。

本部連絡員	■ 本部において本部員の活動を補佐するとともに、本部（員）からの決定・指示事項を伝達するなど、本部と各部局の調整を行う。
危機管理・防災統括リーダー	■ 本部（員）に被害状況や応急対策の実施状況を報告する。 ■ 本部（員）からの指示・伝達事項の基に、応急対策が迅速かつ円滑、適切に行うため職員の指揮・現場との調整を行う。
危機管理・防災リーダー	■ 応急対策における実働部隊の指揮者として統括リーダーを補佐する。

4 職員の心得

(1) 遵守する服務

市（職員）は、次の事項に留意し災害対応活動に従事するものとする。

- 自らの安全の確保を十分に図り、災害対応活動に従事する。
 - 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意する。
 - 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。
 - 参集（勤務）場所を離れる場合には、所属もしくは地区災害対策本部の責任者と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
 - 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁せず待機する。
 - 不急の行事、会議、出張等を中止する。
 - 災害現場に出動する場合は、名札を着用し、自動車には標旗及び緊急通行車両の標章を使用する

(2) 参集心得

市（職員）は、勤務時間外に地震が発生した場合、次の事項に留意し参集するものとする。

- 地震が発生した場合、参集メールに頼らず、自ら情報を収集し、配備体制の発令を待つことなく、速やかに予め指定された場所に参集する。
 - 病気その他やむなき事情により参集が不可能な場合には、なんらかの手段をもってその旨を所属の長、若しくは参集先の地区災害対策本部へ連絡する。
 - 参集時は、徒歩又は自転車・バイク等を使用する。
 - 緊急に参集する際は、特に指示があった場合を除き、作業に適する服装・靴（運動靴や安全靴）を着用し、軍手、携帯電話、食料（最低1日分）、飲料水、懐中電灯等を携帯する。
 - 参集途上においては、可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第2節 被害を最小限にいくとめる

第1 情報収集・伝達

項目		担当部局	関係機関
1	情報連絡体制の構築	全部局	防災関係機関
2	情報収集・伝達・報告	全部局	国、県、防災関係機関
3	災害時広報	地域づくり推進部	柏警察署、ライフライン機関、鉄道機関、報道機関

基本方針

- あらゆる手段を駆使して災害の全体像を迅速に把握する。
- 関係機関との情報共有を徹底する。
- 市民等への情報伝達はあらゆる手段をつかって行う。
- 災害記録を残す。

1 情報連絡体制の構築

活動目標

1 時間以内	◆ 資機材等の確認・確保 ◆ 通信手段の確認・確保 ◆ 災害対策本部に本部連絡員参集
--------	--

活動方針

1 防災関係機関

防災関係機関は、必要に応じ、市災害対策本部へ連絡員を派遣する。派遣された連絡員は、連絡用資機材を必ず携行し、所属機関との連絡調整にあたる。

また、国と迅速かつ的確な情報交換を行うため、国土交通省関東地方整備局との協定に基づき、情報連絡員（リエゾン）を受入れる。

2 通信手段

(1) 市内部の通信手段（優先順位）

大規模地震発生時には、通信機器の被災等により情報伝達の手段が限られてくるが、被害の状況などの情報は大量に溢れてくることが予想されるため、予め通信手段の優先順位を明確にしておく。また、通信機能が麻痺し使用ができない場合を想定し、書面や伝令による伝達手段も確保しておく。

【通信手段と使用優先順位】

 (高) 優先度 (低)	通信手段	通信要領
	1 庁内共有	定型報告は書式を定め、定時更新する。
	2 LINK 掲示板	通常報告・周知に使用する。(確認員を選定する) ※LINK 掲示板は、分類「危機管理情報」を選択。
	3 FAX	通常報告・周知に使用する。(LINK 使用不能時)
	4 内線	緊急連絡のみとする。
	5 外線	緊急連絡のみとする。(基本的に使用しない)
	6 防災行政無線	通信手段が断たれた(輻輳してつながらない)場合、又は移動局からの手段として活用する。
	— 非常伝達手段 (書面・伝令)	「通信機能麻痺対策」参照。

(2) 市外部(防災関係機関)との通信手段

1	有線通信	■ 災害時優先電話 ■ ファクシミリ
2	無線通信	■ 防災行政無線(固定系・移動系) ■ 消防無線
3	代替通信	■ 非常・緊急電話 常時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルしオペレーターへ申し込む ■ 非常・緊急電報 市外局番なしの「115」にダイヤルし、オペレーターへ申し込む ■ 非常通信 地震その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信を行う。 ・警察通信施設・国土交通省関係通信施設・東京電力(株)通信施設 ・東日本電信電話(株)通信施設・日本放送協会千葉放送局通信施設 ・その他の通信施設 ■ アマチュア無線の活用 協定先のアマチュア無線クラブの構成員の協力を得て情報収集等に活用する。

(3) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

市（総務部長）は、重要情報の収集、伝達を優先的にを行うため通信回線を確保する必要がある場合は、次のとおり通信統制を行うものとする。

【通信統制】

- 無線機器の管理・・・携帯・可搬用無線機の集結、搬出
- 通信の統制・・・携帯可搬用無線機からの通話は、すべて本部に対して行う。
 - ①重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
 - ②統制者の許可の原則（統制者の許可を得る）
 - ③子局間通信の禁止の原則（必要がある場合は統制者の許可を得る）
 - ④簡潔通話実施の原則
 - ⑤専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）
- 一斉指令・・・本部はすべての無線局に対し一斉に情報の伝達を行う。

3 通信機能麻痺対策

情報通信手段が使用できない場合は、徒歩、自転車、バイク等を使用し、情報伝達要員（伝令）を派遣して、市内部及び防災関係機関との通信連絡を確保する。

なお、情報の伝達には、可能な限り共通の情報シート等を活用し、期日、発信元、受信先、返信の要否、関連部署、内容等、情報項目に漏れがないようにする。

2 情報収集・伝達・報告

活動目標

1 時間以内	◆ 地震情報の収集・共有・伝達 ◆ 災害情報の収集・共有・伝達・報告
3 時間以内	◆ 情報の空白地区の把握 ◆ 被害調査情報の収集
1 2 時間以内	◆ 大規模被害地域被害調査の完了 ◆ 未確認情報の確認
2 4 時間以内	◆ 災害コールセンターの設置

活動方針

地震発生直後は、市全域における被害の概要の早期な把握が必要となり、その後は被災状況に応じて様々な情報が必要となる。

このため、市（職員）は、災害発生から経過時間ごとに必要とされる情報が変化に対応するため、収集すべき情報、情報収集先、報告時間を明確にしておく。

1 情報収集

(1) 直ちに収集すべき情報（全体像の早期把握）

災害情報	■ 各地震度、震源地、地震規模、余震等
市民等の安否	■ 要配慮者の安否 ■ 児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者の安否 ■ けが人、死傷者等人的被害発生地区
火災・建物被害	■ 出火地点・延焼方向・範囲 ■ 建物倒壊等の発生箇所
避難状況	■ 避難者発生地区
災害危険箇所	■ 土砂災害警戒区域・急傾斜地・河川堤防 ■ 危険物取扱施設 ■ 大型工業施設
防災対策基幹施設	■ 庁舎・出先機関、柏警察署、国及び県の施設 ■ 学校等指定避難所施設 ■ ライフライン（電話・水道・電力・ガス・下水道）
医療福祉基幹施設	■ 病院、診療所 ■ 福祉施設・（特別養護）老人ホーム
交通・物流施設	■ 緊急輸送道路、通行不能箇所、橋りょう、トンネル ■ 鉄道線路・駅舎 ■ 大型商業施設・民間大手物流センター

2 情報収集の手段

(1) 現地調査からの情報収集

地区災害対策本部	■ 被害調査担当が予め指定された地区の調査活動を集約する。 ■ 各部局が災害応急対策を通して得た情報を集約する。
特別被害調査	■ 本部長の指示に基づき財政部を中心に担当を編成。調査項目、構成その他必要な事項は、事態に応じて適時実施する。 ■ 編成職員が不足する場合は、他部署からの応援職員で対応する。
参集途上の職員	■ 職員が参集途上で得た情報を集約する。

(2) 市民からの情報収集

災害コールセンター	■ 市（総務部）は、本庁舎5階第5・6委員会室に災害コールセンターを設置し、市民からの情報を集約する。
-----------	---

3 市民への災害情報の伝達

収集した情報のうち、災害情報、被害状況、避難情報、応急対策の実施状況などの情報については、広報活動（第3章第2節第1「災害時広報」参照）を通じて、適切な時期に、確実に迅速に市民へ提供する。

4 県への災害情報の報告

①事務局から県への報告

事務局は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、覚知後30分以内に第一報「緊急災害報告」を県防災情報システム等を利用して報告し、以後判明したものを随時報告する。また、県に報告することができない場合には、国（総務省消防庁）に対して直接報告し、事後速やかに県に報告する。

報告すべき災害	■ 災害救助法の適用基準に合致するもの。 （第3章第6節第1「災害救助法」参照） ■ 市が災害対策本部を設置したもの。 ■ 災害が他県にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、他県においては同一災害で大きな災害をもたらしているもの。 ■ 地震が発生し、東葛飾地域内で震度4以上を記録したもの。 ■ 上記に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響等度が高いと認められるもの。
---------	--

※報告の種類、時期、方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 15-2】

②各部局から県への報告

各部局の所管事項に係る被害情報等の県への報告は、この計画の定るところにより報告事務を取扱う。

報告の種類	報告主幹部	報告先
公共土木施設等関係	土木部	柏土木事務所
農林業施設等関係	経済産業部	東葛飾農業事務所
商工施設等関係	経済産業部	県商工労働部 経済政策課
文教施設等関係	生涯学習部、 学校教育部	東葛飾教育事務所
危険物施設等関係 危険物	消防局→総務部 消防局	県災害対策本部事務局（危機管理課）
社会福祉施設関係	保健福祉部	健康福祉部 健康福祉指導課
下水道施設関係	土木部	県土整備部 下水道課
清掃（し尿、廃棄物処理）施設関係 し尿、一般廃棄物処理施設	環境部	環境生活部 循環型社会推進課
産業廃棄物処理施設	環境部	環境生活部 廃棄物指導課
水道施設関係	水道部	総合企画部 水政課
医療施設等関係	保健福祉部	健康福祉部 医療整備課
公営住宅関係	都市部	県土整備部 住宅課

※被害情報等伝達経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 15-4】

※県の報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 15-5】

3 災害時広報

活動目標

1 時間以内	◆ 緊急広報の開始 ◆ 災害記録の開始
3 時間以内	◆ 各報道機関への情報提供 ◆ 被災者生活支援情報の広報開始 ◆ 記者会見の実施（継続）
10 日以内	◆ 印刷会社の協力要請 ◆ 臨時広報紙の発行

1 市民への災害時広報

地域づくり推進部は、関係機関と連携して災害時の広報活動を行う。

(1) 手段と内容

災害時における広報は、憶測による人心不安や不正確な情報による社会的混乱を防止し、民心の安定を図ることに重要な役割を果たす。また、情報ニーズは時間の経過とともに必要とする内容が変化していくため、収集した情報は次の伝達手段を用いて、適宜、確実かつ迅速に実施する。

伝達手段		内容
1	防災行政無線	■ 全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動し、震度5強以上の地震が発生する場合（緊急地震速報）、または地震が発生した場合に自動放送される。
2	ホームページ	■ 市が収集した災害情報及び応急活動の実施状況を随時掲載。また、他自治体やボランティアへの人的・物的な応援要請・受入れに関する情報発信にも活用。
3	メール配信サービス	■ 市が収集した災害情報及び応急活動の実施状況を随時配信。
4	緊急速報メール	■ 避難勧告・避難指示（緊急）を配信。
5	ツイッター	■ ホームページやメールの補完的機能を果たす。市民からの書き込みにより、瞬時の災害情報の収集に効果を発揮する。
6	広報車	■ 特に情報発信を必要とする地域を中心に給水情報や物資配給情報の巡回広報。
7	テレビ	■ NHK、千葉テレビ、J：COM 等に柏市が収集した災害情報を提供。
8	ラジオ	■ バイエフエム等に柏市が収集した災害情報を提供。
9	臨時災害放送局	■ 本部長の決定にしたい、関東総合通信局に連絡し開局。市庁舎以外（地元コミュニティ放送局）から災害関連情報を放送する。
10	近隣センター掲示板	■ 上記1の内容をその都度掲示。その他、被災生活に係る緊急・重要情報をその都度掲示。
11	避難所掲示板	■ 上記1の内容をその都度掲示。その他、避難者に係る情報をその都度掲示。

12	町会掲示板	■ 地区災害対策本部を通じて緊急・重要情報を、初期には地域の拠点掲示板に掲載。最終的には市内約 1,650 カ所の掲示板を目標とする。
13	広報紙（臨時広報紙）	■ 通常の定期発行に変え災害時の臨時広報紙を発行。当初は、平常時のように全戸配布は困難なため、避難所、公共施設等への重点配布を行い、最終的には新聞折込みによる全戸配布を目標とする。
14	Lアラート (災害情報共有システム)	■ 避難勧告・指示など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、マルチメディア振興センターが運営する災害情報発信システムで、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信する。
15	その他	■ 災害時の情報発信に関する応援協定に基づき、協定の相手方に各種災害関連情報の発信を要請する。

(2) 通信機能麻痺対策

情報通信手段が使用できない場合（通信障害や電波のふく嶽を想定）は、文字情報が重要となることから、上記表の9から12番を市民向けの広報手段として優先的に実施する。

また、市（職員）は、広報広聴課が行う通信媒体を使用した広報活動とあわせて、災害対応現場で住民への情報提供活動を積極的に行う。

(3) 広報の内容

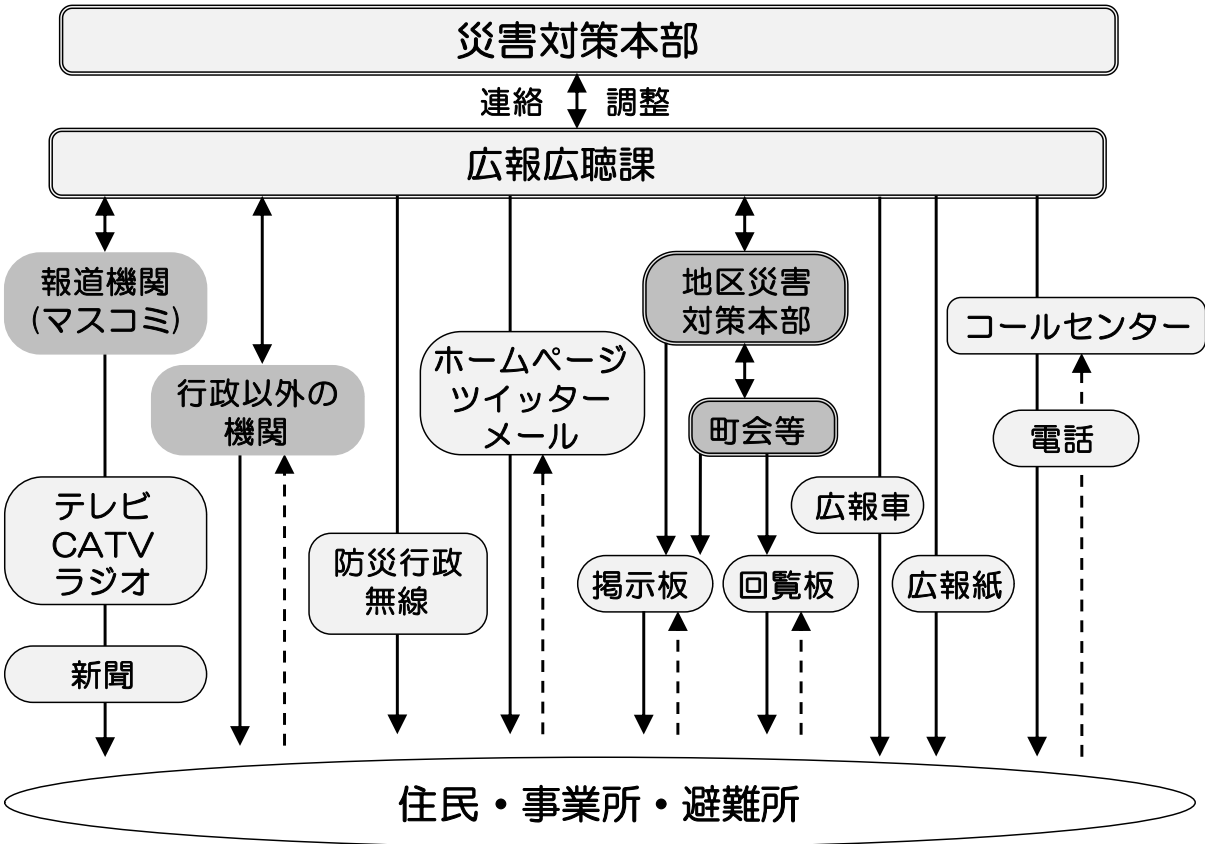
地震発生直後から3日くらいまで	混乱防止 生存確認関連 生活支援関連 ■ 災害情報及び被災状況に関すること ・ 余震 ・ 倒壊建物 ・ 火災 ■ 注意喚起、避難の指示に関すること ・ 避難時の注意 ・ 避難所開設 ・ 福祉避難所受入れ ■ 二次災害防止に関すること ・ 出火防止 ・ 人命救助の協力 ■ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ・ 安否確認 ・ 応急給水 ・ 食料、生活用品配給 ■ その他必要な事項 ・ 医療機関の受入れ ・ 公共交通機関 ・ ライフライン
3日目以降、生活再開時期	生活支援関連 被災者支援関連 応急・復旧対応 ■ 避難者、避難所向け生活・住宅関連情報 ■ 避難者及び在宅市民向け給水、食糧の供給に関する情報 ■ 医療機関の受入れ・開設された医療施設情報 ■ 各種相談窓口情報 ■ 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況 ■ 業務を行っている行政サービス情報 ■ 義援金・支援金・租税の特別措置・雇用情報・り災証明の発行 ■ 行方不明者、遺体安置情報 ■ 市外避難者向け情報 ■ その他必要な事項

(4) 避難者及び要配慮者への配慮

要配慮者、災害負傷者、こども等の情報伝達困難者への情報提供を行うため、柏市社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、手話通訳者、語学翻訳ボランティア、イラストレーターを確保するなどして状況に応じた広報を行う。

(5) 広報活動の決定

広報活動を実施する決定は本部長が行うこととする。広報情報の不統一を避ける観点から、広報依頼は必ず広報広聴課を通すものとし、総務部と緊密に連携をとって情報の収集及び市民ニーズに合わせた効果的な広報手段を選択するよう努める。



3 報道機関への対応

(1) 報道要請

本部は、広報広聴課を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表及び協力の要請を行う。

また、ラジオ・テレビに対する広報の協力の要請については、原則として県を通じて行うが、災害のため電気通信設備、優先電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定に基づき、放送機関に対して通知、要請、伝達又は警告のための放送を直接放送機関に要請する。

通知、要請、伝達又は警告のための放送を直接放送機関に要請する。

(2) 報道対応

過激な取材の殺到やデマを防ぐため報道機関への情報提供、質疑等の対応は本庁舎3階の記者クラブで行い、毎日指定する時間に本部長または副本部長が共同会見方式で行うこととする。

その他、報道機関からの取材等の申し込み、問い合わせ等は、全て情報統括責任者（総務部長）へ協議または報告するものとする。

4 災害状況の記録

災害の記録を後世に残すため、災害発生直後から復興段階に至るまで、様々な場面の映像や写真を撮影する。その際、撮影日時、場所等を明確にしておく。

5 関係機関の広報

(1) 柏警察署

市、その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

- 災害の状況及びその見通し
- 避難、救援活動に関すること
- 治安状況及び犯罪の予防に関すること
- 道路交通規制に関すること
- その他の警察措置に関すること

(2) 東日本電信電話(株)

災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときはトーキー装置による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- 通信途絶、利用制限の理由
- 通信途絶、利用制限の内容
- 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- 通信利用者に協力を要請する事項
- その他事項

(3) 東京電力パワーグリッド(株)

電気による災害を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

- 電力施設の被害状況、復旧予定時間
- 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合の通報
- 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等の使用禁止。また、使用する場合の絶縁検査
- 屋外に避難するときの安全器又はブレーカーのスイッチオフ
- 警戒宣言が発せられた時及び地震発生後のコンセントの引き抜き
- その他事故防止のため留意すべき事項

防災供給センターにおいて、製造所、供給所、整圧所等の被害状況を把握し、必要に応じ緊急遮断や減圧措置等の措置をとる計画であるが、ガスによる災害を防止し市民の不安解消を図るため、以下の表のとおり、サービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。

- 地震発生時（供給を継続している場合）
 - ・ ガス栓を全部閉め、ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること
 - ・ ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であるとともに、換気扇の使用も、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること
- 地震発生時（供給停止をした場合）
 - ・ ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉じ、京葉ガス又は京和ガスから連絡があるまで待つこと
 - ・ ガスの供給が再開される時には、必ず、安全が確認されるまで使用しないこと
- ガス供給を再開する場合
 - ・ あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること
 - ・ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと
 - ・ 内管検査及び点火試験等の当日不在の場合は、必ず京葉ガスはお客様コールセンターに連絡すること
 - ・ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め京葉ガスは漏れ専用電話に連絡すること

(5) 東日本旅客鉄道（株）

被害線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し旅客等に周知・案内を行い、テレビラジオ等のマスコミを通じて、市民への情報提供に努める。

- 駅における広報案内
 - ・ 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等
 - ・ 避難を行う場合は、社員が誘導を行い、避難場所に避難させる。
- 乗務員の広報案内
 - ・ 輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示
- 帰宅困難者が発生した場合
 - ・ 市災害対策本部及び柏駅周辺帰宅困難者対策ネットワークと連携し、一時受け入れ施設への案内等帰宅困難者の安全確保に努める。

第2 消防・救助

項目		担当部局	関係機関
1	消防活動	総務部、消防局	消防団、柏警察署、防災関係機関、事業所
2	柏警察署の任務	総務部、消防局	柏警察署、消防団

基本方針

- 同時多発火災による延焼火災を防止するため、全ての機関が連携して初期消火を実施する。
- 消防機関は関係機関等との連携し、活動分担を明確にして効率のよい活動を実施する。

1 消防活動

活動目標

1 時間以内	◆ 消火・救助・救急活動の開始 ◆ 避難勧告、避難指示の発動の打診決定 ◆ 火災警戒区域、消防警戒区域の設定及び避難誘導 ◆ 応援要請の判断 ◆ 救護本部に連絡員を派遣
--------	--

活動方針

市（消防局）は、消防団、柏警察署、防災関係機関等と連携して消防活動を行う。

1 消防活動

(1) 初動活動体制

大規模災害の発生時には、速やかに対応力を強化した消防活動体制を確保する。

職員参集	■ 市域に震度5強以上の地震が発生した場合、消防職・団員は、地域防災計画に基づく、別に定める基準に基づき、非常配備体制をとる。
情報収集	■ 119番通報、高所情報カメラ、住民からの駆け付け通報、消防団員からの情報などを収集し、本部に報告する。 ■ 救護本部に医療機関からの情報収集及び連絡調整を確保するため職員を派遣する。
水利の確保	■ 地震による水道管の破損等によって、消火栓が使用不能となることが予想されるため、自然水利等活用できる水利を確保する。

(2) 同時多発火災への対応

地震により、同時多発火災が発生した場合は、消防計画に基づき、住民に重大な危険が迫っている地区、避難場所や病院など生活に影響がある施設等を優先して消火する。

(3) 避難勧告、避難指示の発動

火災の拡大や特殊災害等により、市民の生命、身体に危険が及ぶと判断した場合は、本部長へ避難指示等の発動を打診する。本部長は打診内容により、迅速に措置を講ずる。また、必要に応じ、災害対策基本法第63条の警戒区域の設定を行う。

(4) 警戒区域の設定

ガス、火薬又は危険物の流出、飛散等により火災が発生する危険性が高い場合、又は現に火災が発生している場合は速やかに警戒区域を設定し、区域内の市民を退去させ立入りを禁ずる。

(5) 救助・救急活動

119番通報や市民等の駆け付け通報等により、救助・救急要請の多発が予想されるため、警察・自衛隊等の関係機関に加え住民、地域住民組織、事業所と連携し、活動分担を明確にして効率のよい活動を実施する。

(6) 消防相互機関の応援

市域の災害の概要を把握した時点で、県内消防機関による広域的な応援を必要と判断した場合は、早急に応援要請を行う。また、多数傷病者発生地区には、救護本部と連携し、医師・看護師等の派遣を要請する。

【消防相互機関の応援体制】

千葉県消防広域 応援要請	消防局長は、応援要請を決定した場合、本部長に報告の上、迅速に県内消防機関による応援部隊の派遣を要請する。
-----------------	--

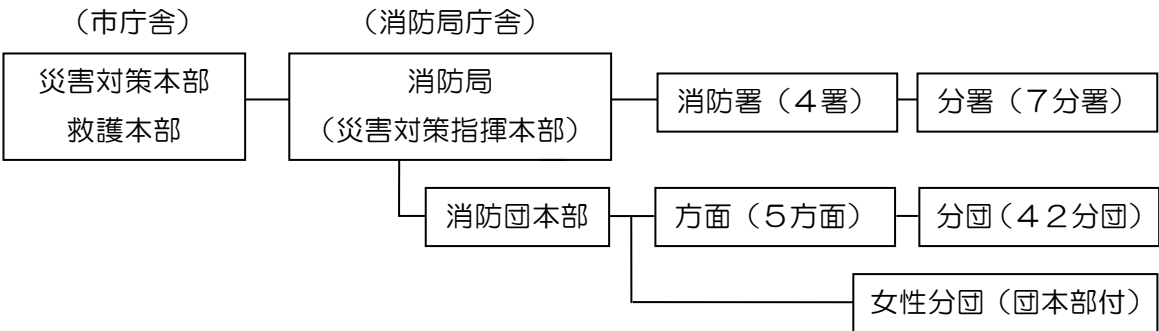
2 消防団の活動

消防団は、地域防災の中核的存在として、住民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、常備消防隊の活動を補完し、二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

【消防団の災害活動】

出火の防止	■ 管内の市民に対し、出火防止の警戒を呼びかける。また、出火した場合は、住民と協力して、初期消火に全力をあげる。
情報収集	■ 地震発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、特異救助事象等を団本部もしくは各消防署管内指揮本部に通報する。
消防隊との連携	■ 消防活動は、消防隊と連携し、人命の安全を最優先にした消火活動を地域住民組織や事業所と協力して行う。
救助救急	■ 要救助者の救出と負傷者に対する応急措置、地域住民・ボランティア組織等と連携して安全な場所へ搬送する。
避難誘導	■ 避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

【柏市の消防体制】



【住民等による消防活動】

住民、事業所等は、地震発生時の出火防止、初期消火の協力を努めるとともに、消防、警察、自衛隊が行う救助・救出活動に可能な限り協力する。

2 柏警察署の任務

活動目標

1 時間以内	◆ 市災害対策本部への連絡員の派遣 ◆ 救出・救護班の派遣 ◆ 警備体制の確立
--------	---

活動方針

1 救出・救護活動

消防機関等と連携し、被害の程度に応じて部隊を被災地域に派遣し、倒壊・埋没家屋等からの救出・救護及び避難に遅れた者の発見に努める。

2 警備活動

地震の発生に伴い市域内においても社会の混乱が予想されることから、円滑な応急対策活動の実施及び人命の保護を目的に、避難誘導、緊急交通路の確保、雑踏警備、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

第3 医療・救護

項目		担当部局	関係機関
1	医療活動	総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、水道部、経済産業部、消防局	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会 千葉県柔道整復師会、DMAT、日本赤十字社、JMAT
2	救護活動	保健所	千葉県助産師会、日本赤十字社、JMAT

基本方針

- 死者ゼロを目指すため、発災期及び超急性期（災害発生から 72 時間）は、主に外科的措置に医療提供力を集約する。
- DMAT 等の応援要請を直ちに行う。
- 医薬品・医療材料の調達・供給を迅速に行う。
- 在宅難病者の安否を確認し、支援する。
- 地域住民組織と連携し、軽傷者の救護を迅速に行う。

1 医療活動

活動目標

1 時間以内	◆ 救護本部（保健福祉部・災害医療コーディネーター等）の設置 ・ 医療機関の被害状況確認 ・ 災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料等の確認 ・ 医薬品卸売販売業者の被害・在庫状況確認 ・ 医療活動方針の決定 ◆ 災害拠点病院及び災害医療協力病院等に市内の医師・看護師の出動要請 ◆ 応援の要請（DMAT、日本赤十字社、JMAT） ◆ 病院機能を維持するための物資（燃料・水・発電機）の確認及び要請
3 時間以内	◆ 医療機関情報の広報開始 ◆ 災害拠点病院及び災害医療協力病院等の補強開始（発電機等燃料） ◆ 医薬品・医療材料の調達・供給開始 ◆ 重症者の後方医療施設への搬送
6 時間以内	◆ 在宅患者の巡回 ◆ 災害拠点病院及び災害医療協力病院等の補強開始（水道）

活動方針

1 医療提供方針

市と関係機関は、救護本部の指示のもと、協力して医療・救護活動行う。

(1) 発災から概ね72時間以内

災害拠点病院 災害医療協力病院	■ 重傷者を救命するため、救急搬送患者は予め決められた病院（市内11箇所の災害拠点病院及び災害医療協力病院）へ集約する。 ■ 市内の医師・看護師及び応援派遣したDMAT等により、負傷者のトリアージ及び治療を行う。
産科施設 透析施設	■ 産婦人科分娩施設及び透析施設については、診療体制の確保・維持を図る。
在宅患者	■ 患者宅を巡回し、治療を行う。
災害現場	■ 市災害対策本部からの要請により、救護本部は多数傷病者発生現場に市内の医師・看護師、DMAT等の派遣を行ない、負傷者のトリアージ及び治療を行う。

※トリアージ・タッグ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 5-2】

(2) 発災から概ね72時間以降

災害拠点病院 災害医療協力病院	■ 外科的治療を継続するとともに、次第に増加する内科的・精神科的治療を強化する。
産科施設 透析施設	■ 産婦人科分娩施設及び透析施設については、診療体制の確保・維持を図る。
在宅患者	■ 患者宅を巡回し、治療を行う。
避難所	■ 市（保健所）と連携し、投薬が必要な慢性疾患患者や被災によるストレス障害、健康診断の実施等、内科的・精神科的ケアを実施する。

【災害発生後の時間経過と医療救護活動の変化】

呼 称	期 間	保健・医療の主な状況
発 災 期	発災直後～数時間	医療機能の大幅低下、負傷者の集中的発生
超急性期	数時間～3日間	救護活動の開始、外傷系患者の集中
急性期	3日～1週間	慢性疾患患者の悪化、公衆衛生(心)ニーズの増加
移行期	1週間～1箇月	地域医療の補完ニーズの増加
復旧期	1箇月以降	平常医療体制への移行、地域医療機能復旧進行

□発災期・超急性期：救命医療ニーズの爆発的発生。災害対策本部・救護本部の設置。人命救助・救護活動。

□急性期：避難所環境の悪化による、慢性疾患患者の病状悪化や内因性疾患への対応。

□移行期：避難所等、被災生活の長期化にともなう、医療ニーズの多様化への対応。

□復旧期：医療機能の回復。

2 救護本部の設置・運営

大規模地震（震度5強以上）が発生したとき等、市役所本庁舎3階会議室に保健福祉部長を本部長とし、柏市医師会会長・同副会長・同救急災害担当理事を地域災害医療コーディネーターとする救護本部を設置する。救護本部では「柏市医師会災害対応マニュアル」に従い、救護本部長とともに医療活動の救護本部の運営及び指揮統制を行う。

(1) 構成員

柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、千葉県柔道整復師会、市職員（保健福祉部、保健所、消防局）

(2) 活動内容

①医療活動方針の決定

集合医師数、受入可能患者数（科別）、透析必要患者を含む他院及び域外搬送必要患者数、必要薬剤・血液量、ライフライン状態を把握し、派遣・応援医師、看護師等の配置方針及び医薬品、医療材料等の配置方針を決定する。

②医師・看護師への要請

市内の医師・看護師等に対し、災害拠点病院及び災害医療協力病院・救護現場への出動、トリアージ、治療の要請を行う。

③DMAT等の応援要請

災害状況により、医療活動に人的支援が必要と判断した場合は、DMAT、日本赤十字社、JMATに派遣要請を行う。

④市災害対策本部への要請

水、燃料、電力などの供給を市災害対策本部へ要請する。

⑤応援医師・看護師の要請

災害医療コーディネーターを配置し、被災地外からの応援医師・看護師の調整を行うとともに、毎日1回、情報伝達・情報共有のためのミーティング（市役所本庁舎1階）を実施する。

災害医療コーディネーターは医師会の協力のもと、平常時に選定しておく。

⑥県災害医療本部への要請

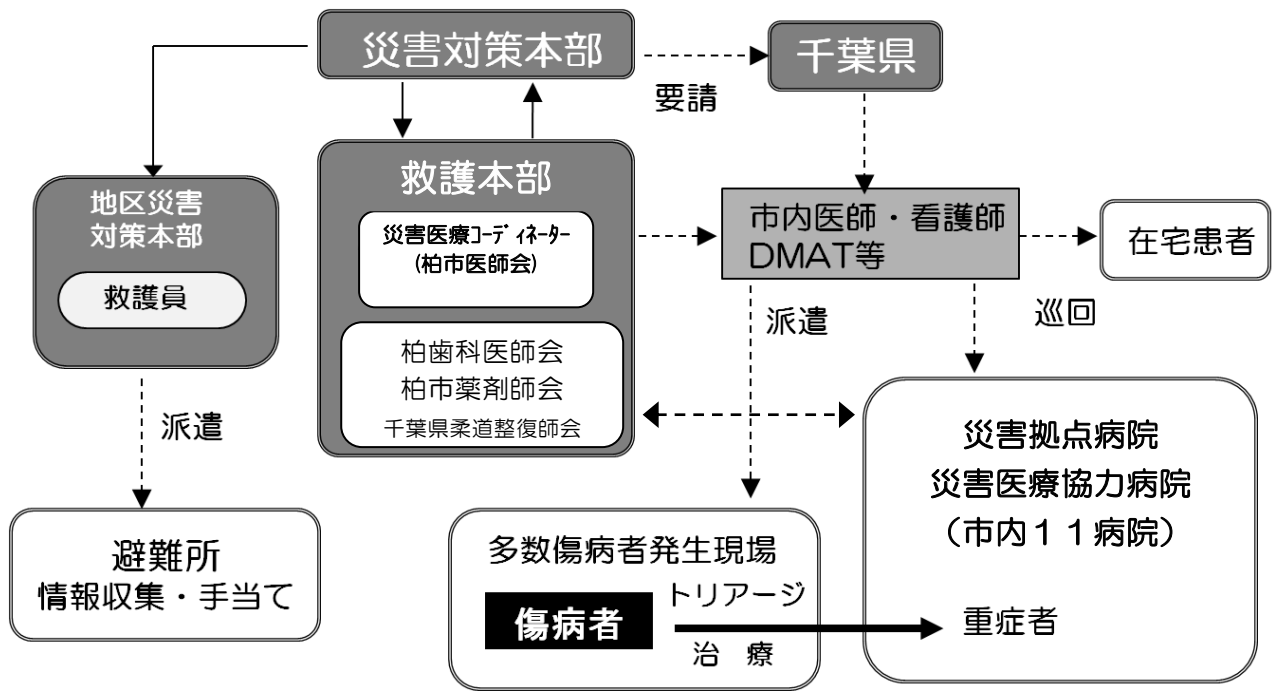
医薬品及び医療材料等の供給について、千葉県災害医療本部に要請する。

3 負傷者の搬送

原則として、被災現場から災害拠点病院及び災害医療協力病院までは、警察、自衛隊等の防災関係機関及びタクシー・バス・患者搬送車両等を有する民間事業者の協力を得て市（消防局）が実施する。また、災害拠点病院及び災害医療協力病院から後方医療施設への搬送については、市（保健福祉部、消防局）が県その他関係機関の協力を得て行うこととする。

救護本部は、県の災害医療本部（健康福祉部）から県全域または県外の救急医療施設の応需情報などを収集し、これにより重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を調整・選定

する。
車両による搬送が困難あるいは緊急の場合は、必要に応じ航空輸送等を要請する。



4 医薬品・医療材料の供給

医薬品・医療材料の供給は、救護本部の指示のもと、市（保健所）と市薬剤師協会が連携して実施する。

(1) 流通品の供給

卸売業者の営業所や倉庫からの供給は次の優先順位に従って行う。なお、卸売業者による搬送が困難な場合、速やかに災害対策本部に対し、搬送協力を要請する。

①卸売業者からの直接供給

卸売業者は取引先の病院からの要請等に基づき、必要な医薬品・医療材料を直接供給する。

②救護本部から千葉県災害医療本部に要請

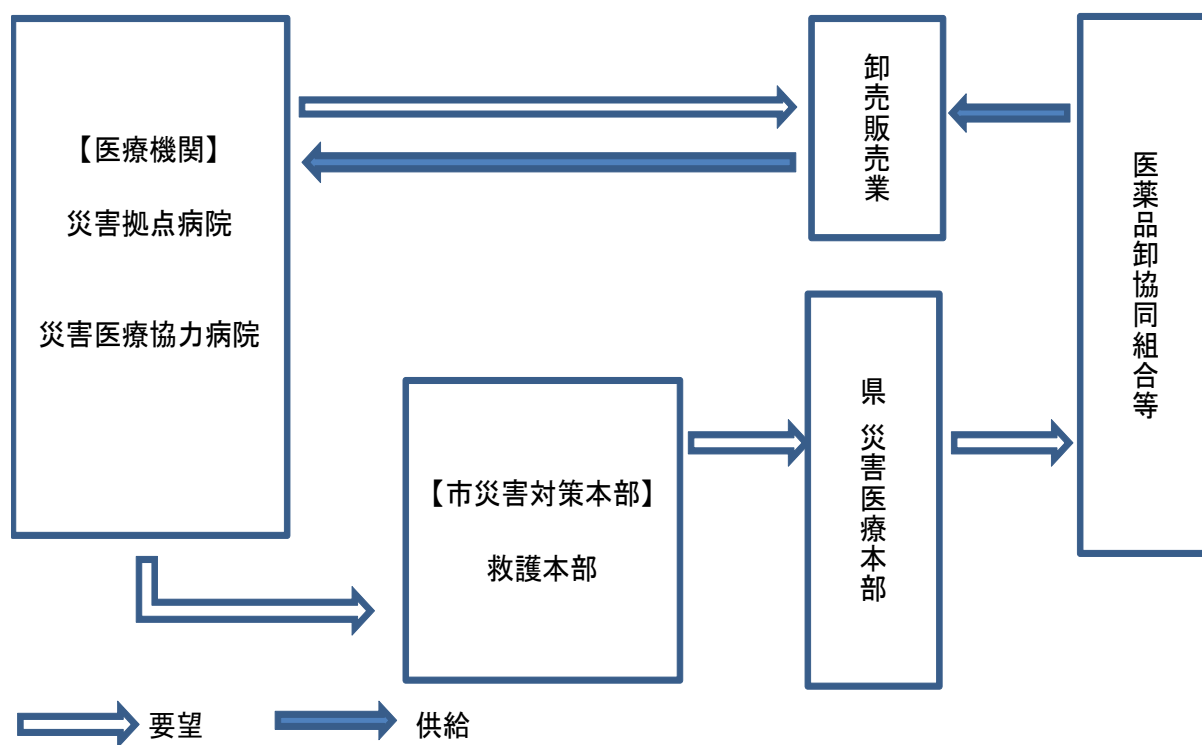
医療機関は、上記①の方法が困難又は時間を要すると判断された場合、救護本部へ医薬品・医療材料の供給を要請するものとし、救護本部は、千葉県災害医療本部に要請する。

(2) 備蓄医薬品の供給

流通品の調達・供給が困難、又は時間を要すると判断された場合は、備蓄している医薬品を市（経済産業部）が医療機関に搬送する。

保管場所	柏市立柏病院（布施1－3）
------	---------------

■災害時における医薬品等の確保体制



5 医療機関情報の発信

市（広報広聴課）は、医療機関における最新の被災状況、受け入れ可能状況をホームページ、メール等を通じ広く周知する。

2 救護活動

活動目標

1 時間以内	◆ 救護担当を各地区災害対策本部に派遣 ◆ 避難所の状況把握開始
3 時間以内	◆ 救護担当による避難所巡回・救護活動開始

活動方針

市（保健所）は、地区災害対策本部、応援派遣した保健師等と連携して救護活動を行う。

1 救護員の派遣

地区災害対策本部に保健師を中心とした救護担当を派遣するとともに、被災状況に応じて救護班を編成し、地区内の避難所状況を把握する。

【把握する情報】

- ① 避難者数、ライフライン稼働状況 ②要救護者・要助産者の把握

2 避難所の巡回

救護担当は、地区内の避難所を巡回し、住民と協力しながら、要救護者の手当てを行う。

3 重傷者の搬送

避難所での手当てが困難な場合や助産が必要な場合の搬送は、119番通報または地域住民、関係機関やボランティアの協力を得ながら実施する。

4 応援職員等との連携

市域外から派遣されてくる保健師と協力・調整し、避難所及び地域での保健・衛生体制を早期に確立する。

第4 応援要請・市外被災地支援

項目		担当部局	関係機関
1	人的応援要請・受援	総務部、企画部、保健福祉部、消防局	県、応援協定市、自衛隊、緊急消防援助隊、DMAT、JMAT、日本赤十字社
2	物的応援要請・受援	企画部、地域づくり推進部、保健所、経済産業部、農業委員会	県、応援協定市
3	ボランティアとの連携	総務部、保健福祉部	柏市社会福祉協議会
4	市外被災地支援	総務部、企画部	同上
5	市外被災者の受入支援	同上	同上

基本方針

- 応援要請・受援
災害状況を迅速に把握し、直ちに千葉県や協定締結自治体に応援を要請する。
- 市外被災地支援
柏市に甚大な被害がない場合、災害状況を迅速に把握し、直ちに被災地に職員・物資を派遣する。

1 人的応援要請・受援

活動目標

1 時間以内	◆ 緊急応援要請の実施
2 4 時間以内	◆ 中・長期応援要請業務の検討
7 2 時間以内	◆ 中・長期応援要請業務の決定・応援要請

活動方針

1 緊急応援要請

(1) 千葉県

自衛隊	■ 本部長から知事に要請する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。
緊急消防援助隊	■ 本部長は、応援要請を決定した場合、直ちに知事に要請する。なお、通信の途絶等により知事への連絡ができない場合には、直接消防庁長官に要請する。

※自衛隊の災害派遣が要請できる範囲・・・・・・・・・・【資料編 6-1】

※自衛隊の緊急連絡先・・・・・・・・・・【資料編 6-2】

※自衛隊の災害派遣要請について・・・・・・・・・・【資料編 6-3】

【千葉県緊急消防援助隊受援計画における活動拠点及び県救助部隊・消火部隊拠点】

進出拠点	活動拠点 (野営可能所)	施設名称	所在	車両駐車 可能台数
○	○	大堀川防災レクリエーション公園	篠籠田字初音	50台
○	○	沼南体育館	藤ヶ谷1908-1	40台
	○	あけぼの山農業公園	布施 2005-2	25台
	○	大津ヶ丘中央公園	大津ヶ丘 2-1	25台
	○	手賀の丘公園	片山 275	220台

(2) 医療提供者

DMA T (災害医療チーム)	■ 市災害対策本部は、医療活動に人的応援が必要と判断した場合、県災害医療本部（DMA T調整本部）に知事に対しての派遣要請を依頼する。 また、派遣要請の特例を利用する場合には、千葉市消防局に知事に対しての派遣要請を依頼する。
JMA T	■ 救護本部から千葉県医師会に要請する。
日本赤十字社	■ 市（保健福祉部）から日本赤十字社に要請する。

(3) 協定締結自治体

東葛飾地域8市	本部長から要請する。
千葉県内市町村	
青森県つがる市、福島県只見町、茨城県水戸市、神奈川県綾瀬市	
全国の中核市 (※応援チーム：いわき市、高崎市、柏市、長野市、大津市、福山市、大分市、八王子市、明石市)	

2 中・長期応援要請

災害状況から応援が必要な業務や職種（一般職、技術職、専門職）、必要人数、要請期間を検討・決定するとともに、宿泊施設、食事等生活必需品を確保する。

【主な応援要請業務】

☐ 物資関係（搬送、管理）	☐ 避難所運営	☐ 福祉避難所運営
☐ 保健業務（要援護者対応等）	☐ 生活保護	☐ 建物応急危険度判定
☐ 建物被害調査	☐ り災証明発行	☐ 上水道復旧・給水活動
☐ 廃棄物処理	☐ 下水道復旧	☐ 応急仮設住宅供給支援
☐ 各種相談業務	☐ 復興支援	

※災害時に関する各種協定締結一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 2－1】

2 物的応援要請・受援

活動目標

1 時間以内	◆ 災害状況把握開始 ・ 災害拠点病院及び災害医療協力病院の医薬品・医療材料医療資機材等の確認 ・ 大規模小売店、燃料供給施設等の被災（稼働）状況確認 ◆ 応援協定市の被災状況確認開始
6 時間以内	◆ 緊急応援要請（品目・数量）の決定 ◆ 応援物資集積拠点の決定 ◆ 応援要請の実施
24 時間以内	◆ 救援物資の配給開始

活動方針

本部は、各部局から報告される支援要望を分析し、物資の応援要請を行う。

1 品目・数量

備蓄物資と市内の被災状況を総合的に判断し、必要物資の品目及び数量を決定する。なお、必要物資は時の経過とともに変化するため、要請にあたっては需給ギャップを想定し、適宜・適切な対応が必要となる。

【参考：初期に避難所で必要となる想定品目】

全季節	食糧、飲料水、粉ミルク、哺乳瓶 紙おむつ（大人用・乳幼児用）、ウェットティッシュ、生理用品、下着
夏期	夏掛け、蚊取り線香、殺虫剤
冬期	テント、使い捨てカイロ

※ 米穀等調達関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 10-5】

2 物資の集積・運搬

救援物資の受入拠点（集積施設）は、効率的・効果的な集積と運搬を行うため、民間の物流倉庫等を活用した体制が望ましいが、体制が構築できない場合は次の施設での食糧等の集積・運搬体制を決定し、受入れた物資の仕分け要領、区画を確立する。集積施設が不足する場合は、大型テントを自衛隊等へ応援を要請する。

なお、物資の集積所候補施設は、市内や当該施設周辺の被害状況から判断し、周辺住民等の安全確保の必要が生じた場合は、避難所として使用する。

【物資の集積所候補施設】

	名称	住所
1	中央体育館	柏下73
2	沼南体育館	藤ヶ谷 1908-1
3	青少年センター	十余二 313-92
4	公設総合地方卸売市場	若柴 69-1

3 応援要請

- (1) 千葉県、協定市等に物資の供給を要請する。
- (2) 必要に応じ、物資の搬入、運搬について自衛隊に要請する。

4 救援物資配給・調整

- (1) 被災状況や公平性、安定性などを勘案し、救援物資の配給要領を確立する。
- (2) 応援物資が飽和状態となっている場合又は近隣市が不足している場合は、各部局との協議の上、配分できる物資とその数量を決定し、近隣市との調整を企画部へ依頼する。

3 ボランティアとの連携

活動目標

1 2 時間以内	◆市民・行政ニーズの確認開始
2 4 時間以内	◆災害ボランティアセンター設置の検討
4 8 時間以内	◆災害ボランティアセンターの設置 ・名簿作成、活動調整 ◆ボランティアの募集
7 2 時間以内	◆支援要請物資の決定 ・広報を通じた義援物資の募集

活動方針

1 災害ボランティアセンターの設置

柏市社会福祉協議会は、災害ボランティアの拠点となる災害ボランティアセンターをいきいきプラザに設置する。ただし、いきいきプラザの被害状況や災害ボランティアの人数等に応じて、施設管理者と調整の上、市本庁舎駐車場を活用する。

【活動項目】

☐ 被災者ニーズの把握	☐ ボランティア活動の決定	☐ 活動の割り振り
☐ 必要資機材の確保	☐ 必要資料の作成	☐ ボランティアの受付

2 災害ボランティアセンターとの連携

(1) ボランティアセンターへの依頼

市職員の補助的作業（避難所運営、物資の仕分け等）について、ボランティアの派遣を依頼する。

(2) 災害ボランティアの支援

ボランティアの活動拠点や資機材の提供等、その支援に努める。

4 市外被災地支援

活動目標

1時間以内	◆ 近隣市・県内市町村・協定市・中核市の被害状況の確認開始
3時間以内	◆ 緊急支援決定・出発 ・人的支援 ・物的支援

活動方針

1 緊急支援

協定市等の災害情報を把握し、被災地や県からの要請がなくても、テレビ等による情報に基づき、支援体制を整え、被災地支援を開始する。

【緊急支援方針】

- 被災地に負担をかけないように自己完結型とし、混乱する被災地職員の支援、被災地ニーズの把握を目的とする。
- 被災地災害対策本部付近に「柏市支援本部」を設置する。
- ①総務部 ②地域づくり推進部（被災地支援経験職員） ③保健所（保健師） ④都市部（建築技師） ⑤土木部（土木技師）、計5名前後で構成する。
- 被災地の状況に応じて、第二次応援隊を派遣するとともに、交代のローテーションを構築する

2 中・長期的支援

中・長期支援については、全国市長会、中核市市長会等、広域的支援体制の枠組みの中で、できる限りの支援を継続する。

5 市外被災者の受入支援

活動目標

1 時間以内	◆ 災害状況の把握開始 ◆ 被災地の被害状況の確認開始
3 時間以内	◆ 市外被災者の受け入れ方針決定 ・ 主担当部局・応援部局の決定 ・ 受け入れ施設の準備 ・ 支援物資の準備

活動方針

1 受け入れ施設

(1) 緊急受け入れ施設

市施設の内、宿泊に適した施設を選定する。

(2) 中・長期受け入れ施設

住環境を整えるため、住宅の提供支援を行う。住宅は、市内の民間社宅を優先して選定する。

2 支援物資

(1) 市の備蓄物資

市の防災備蓄物資を用意する。

【主な品目】

☐毛布 ☐食料 ☐飲料水 ☐簡易更衣室 ☐間仕切り

(2) 公募

市民等から必要物資を募る。

必要想定物資は、同節「物的応援要請・受援」の「初期に避難所で必要となる想定品目」のとおり。

3 ボランティアの募集

柏市社会福祉協議会との連携により、人的・物的支援体制を整える。

第5 要配慮者支援

項目		担当部局	関係機関
1	要配慮者支援	保健福祉部、保健所、こども部	町会・自治会・区等、 柏市社会福祉協議会
2	外国人支援	地域づくり推進部	通訳翻訳ボランティア
3	こどものケア	こども部、学校教育部	

基本方針

- 福祉関係者や住民組織等が連携して、要配慮者の避難支援を行う。
- 避難所における状況を確認し、必要な生活支援、二次的避難所への受入れを円滑に行う。
- 災害時のこどもの社会的養護を認識し、支援を行う。

1 要配慮者支援

活動目標

1 時間以内	◆ 地区災害対策本部（各近隣センター）に担当職員を配置 ◆ 避難所状況の確認開始
3 時間以内	◆ 町会・自治会・区等の協力による安否確認・避難支援開始
1 2 時間以内	◆ 福祉施設の被害状況、避難者受入可否の把握
2 4 時間以内	◆ 二次的避難所（福祉避難所）の開設
4 8 時間以内	◆ 避難所における要配慮者の生活支援
7 2 時間以内	◆ 要配慮者安否確認 ◆ 在宅要配慮者の支援開始

活動方針

市（保健福祉部）は、柏市社会福祉協議会等と連携して、高齢者や身体障害者等の支援活動を行う。

1 K-Net 活動

町会・自治会・区等や民生委員・児童委員の協力のもと、K-Net 登録者名簿（避難行動要支援者名簿）に基づき、登録者の安否確認・避難支援を行う。また、各地区災害対策本部に担当職員を配置し、町会・自治会・区等からの安否確認・避難情報を把握し、必要な支援を行う。

災害発生から 72 時間以内に確認ができない者は、行方不明者の検索に移行する。

2 二次的避難所（福祉避難所）の開設

集団生活が困難な障害者等、要配慮者のための二次的避難所（福祉避難所）を選定し、受け入れ・移動を支援する。また、避難後は、情報提供の方法への配慮、ニーズの把握、ボランティアの支援要請を行うなどきめの細かい生活支援を心掛ける。

【要配慮者の特徴と配慮】

高齢者	■ 高齢者は、病気による寝たきり、認知症等様々な症状を抱えていることもあり、複数での支援が必要である。 ■ 災害時は、自宅に閉じこめられている可能性もあるので、安否確認の際は可能な限り姿を確認する。 ■ 避難所では、孤立しないようコミュニケーションを密にとる。
視覚障害者	■ 災害時は状況を把握するまでの時間差がある。安否確認の際は状況を大まかに説明し、不安の解消を図る。 ■ 絶えず声をかけるとともに、誘導の際は本人の左側で肩・腕・肘をかし、半歩前を足元に注意しながらゆっくり歩く。 ■ 白杖等を確保・携帯、盲導犬・聴導犬・介助犬の同行に配慮する。 ■ 方向の説明は、時計の文字盤を想像して行う。
聴覚障害者	■ 外見からの判断が難しく、また、自ら助けを要請することも困難になるため支援が遅れがちになる。 ■ 避難誘導の際は、手話や筆談（筆記用具を用意）を使う。 ■ 情報伝達は、掲示板・ファックス・メール等により文字や絵を使う。
言語障害者	■ 外見からの判断が難しく、また、自ら助けを要請することも困難になるため支援が遅れがちになる。
肢体不自由者	■ 自力での避難が困難で、できるだけ早い安否確認・避難支援に向かう必要がある。 ■ できるだけ車いすやリヤカー等の移動用具を確保する。
内部障害者	■ 外見からの判断が難しく、自力歩行や避難行動が困難な場合が多い。 ■ 医療機材の消毒や交換のため、医療機関による治療に時間がかかる場合は、清潔な処置スペースを用意する。
知的障害者 精神障害者 自閉症者	■ 災害時、自力での状況判断や避難が困難なため、できるだけ早い安否確認・避難支援に向かう必要がある。 ■ 環境の変化により気持ちが混乱し、精神的に不安定になることもあるため、気持ちを落ち着かせるように努める。
乳幼児・妊産婦	■ 行動機能が低下または能力がないため、常時、支援が必要となる。 ■ 必要に応じて医療的なサポートが必要となる。

2 外国人支援

活動目標

1時間以内	◆ 外国人支援対策本部の設置
3時間以内	◆ 外国人避難者の把握開始 ◆ 外国人被災者支援情報の広報開始

48時間以内	◆ 通訳翻訳ボランティアによる避難所巡回開始
--------	------------------------

活動方針

市（地域づくり推進部）は、関係機関と連携し、支援活動を行う。

1 外国人支援対策本部の設置

市役所本庁舎3階に外国人支援対策本部を設置し、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳翻訳ボランティアとの協力体制等を整える。

2 外国人被災者支援情報の広報

次の伝達手段を用いて、性格かつ迅速に広報活動を行うため、やさしい日本語で情報を提供する。

電子媒体	メール配信サービス
紙面	近隣センター掲示板、避難所掲示板、町会・自治会・区等掲示板

3 通訳翻訳ボランティアとの連携

避難所に避難している外国人を支援するため、通訳翻訳ボランティアの協力により、避難所を巡回し、掲示板等への外国語表記や通訳支援を行う。

2 こどものケア

活動目標

24時間以内	◆ 災害遺児の把握 ◆ 災害遺児の保護
1週間以内	◆ 相談対応 ◆ 避難所における別スペースの確保

活動方針

市（こども部、学校教育部）は、学校、地域住民等と連携して、災害時のこども支援を実施する。

1 心理的ケア

災害時、こどもは心理的ダメージを受けていてもそれを表現することが難しいため、急性期、中期、長期の視点に立ち、関係機関との連携のもと心理的なケアが必要となる。

市（学校教育部）は、担任教員等が子どもの相談対応にあたることができるよう配慮に努める。

2 スペースの確保

避難所においては、児童・生徒が学習や同世代同士のコミュニケーション等ができるよう、避難所スペースとは別の部屋を確保するよう努める。

第6 避難対策

項目		担当部局	関係機関
1	避難指示・警戒区域設定	総務部、消防局	消防団、柏警察署
2	避難所開設・運営	地域づくり推進部、市民生活部、保健福祉部、都市部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、N T T、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）

基本方針

- 避難勧告等を発令する場合は、住民等の安全確保のため関係機関との情報共有を徹底する。
- 休日・夜間の避難所開設は、近隣住民等を含めた鍵の所持者が行う。
- 避難所における基本方針は次のとおり
 - ①発災後の混乱期は避難者の安全確保を第1に考える。
 - ②避難所運営は、地域住民等による避難所運営組織が主体となって行う。
 - ③教育施設の場合は、教育の場の区分に努め、教育活動の再開に配慮する。
 - ④被災者同士のプライバシーの確保、要配慮者や女性の安全・安心、防犯対策に努める。
 - ⑤高齢者や障害者の特性に応じた、きめ細かい支援や備品の調達に努める。

1 避難指示・警戒区域設定

活動目標

1 時間以内	◆ 危険状況を把握し、被害を予測する。 ◆ 避難勧告・避難指示を発令する。 ◆ 警戒区域を設定し、立ち入り制限、禁止、退去を命ずる。
--------	--

活動方針

1 避難勧告・指示

(1) 避難勧告・指示（解除）の実施者

実施者	要 件	根拠法規	報告先
市 長	■ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命・身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条	東葛飾地域振興事務所
警察官	■ 市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条	警察署長

	■ 住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	警察官職務執行法第4条	
水防管理者 (市長)	■ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	警察署長
知事又はその命を受けた県職員	■ 市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ■ 洪水及び地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法第60条 水防法第29条 地すべり等防止法第25条	警察署長
自衛官	■ 災害により危険な事態が生じた場合で、警察がその場にいないとき	自衛隊法第94条	総務部長

(2) 避難勧告等の内容

- 避難対象地区（町丁名、施設名等）
- 理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- その他（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

2 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合において、生命・身体から危険を防止する必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。

【警戒区域が設定される場合】

設定権者：本部長（市長）、消防職員、警察官
■ 崩壊危険のある大規模建物周辺地域 ■ 施設の被害により有毒ガスの危険がおよぶと予想される地域 ■ 施設の被害により爆発の危険がおよぶと予想される地域 ■ 放射線使用施設の被害により被曝の危険がおよぶと予想される地域 ■ その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

3 避難者の誘導

(1) 避難周知

避難が必要な場合は、対象地域の全ての住民等に情報が伝わるようあらゆる手段を使って伝達する。伝達にあたっては、要配慮者への配慮を徹底する。

(2) 避難誘導

①在宅者等

消防団、消防局、警察官、地域住民等が協力して、組織的に避難を誘導する。その際、要配慮者の登録名簿（K-Net）に基づき、安否確認や避難所への誘導を支援する。

②学校、病院等

学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の安全を確保するため避難誘導を行う。

2 避難所開設・運営

活動目標

3時間以内	◆ 市職員の参集 ◆ 避難所の開設 ◆ 避難者の受け入れ
24時間以内	◆ 避難者の把握（避難者名簿の作成） ◆ 物資の配給 ◆ 二次的避難所（福祉避難所）の開設
48時間以内	◆ 避難所運営組織づくり ◆ ボランティアの募集
72時間以内	◆ ルールづくり ◆ ボランティアとの連携
1週間以内	◆ 被災生活支援
1か月以内	◆ 避難所の収束・統合

活動方針

市は、各避難所運営組織、協定締結機関等と連携して、避難所の支援活動を行う。

1 避難所開設の基準

- 避難情報（勧告・指示）の発令又は警戒区域の設定を実施した場合
- 市内で震度5強以上を観測した場合
- 災害の状況により避難が必要な場合

2 避難所の開設

(1) 安全確認・スペース設定

施設管理者（開設者）等は、被害を目視確認し、状況に応じて施設の一部又は全部の使用を制限する。

また、避難所として使用する場所としない場所を区別するとともに、更衣、授乳、救護スペース等を確保する。また、地域住民と協力し、落下物や障害物の除去を行う。

(2) 防災資機材の準備

- ①電気・ガス、水道、電話、トイレ、インターネット環境を確認する。
- ②停電している場合は、懐中電灯（乾電池）を複数用意し、夜間活動に備える。
- ③ライフラインの被害状況に応じて、発電機、ガソリン、投光器、非常用トイレ袋を体育館昇降口に用意する。また、応急医療セット、毛布、暖房器具（季節に応じて）、食糧、飲料水を準備する。

3 避難者の受け入れ

(1) 避難者の誘導

施設管理者等は、地域住民と協力して安全が確認された体育館や会議室等の広いスペースに避難者を誘導する。その際、町会等毎（世帯単位）の設定に配慮する。

(2) 負傷者対応

重傷者は119番通報、軽傷者は応急医療セットを活用し避難者と協力して手当てを行う。

(3) 要配慮者・女性への配慮

要配慮者を優先し、温かい所やトイレに近い所、和室等を割り当てる。

駅前等、不特定多数の避難者がいる場合やスペースが飽和状態の場合は、男女別とする。

(4) 車での避難者への対応

身体障害者等を除き、避難所の駐車場に避難者の自家用車を駐車することは原則として禁止する。ただし、車両の運転中に災害が発生した場合等、やむを得ない理由により車で避難し、車内で避難する避難者が発生した場合には、その人数、所在地、ニーズ等の早期の情報収集に努めるとともに、エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）を発症しないよう必要な予防対策（定期的な運動、水分の摂取等）の周知等を行う。

(5) 避難者への情報提供

掲示板や放送設備等を利用し、災害状況、交通状況等の最新情報を提供する。この場合、障害者にも正しく情報を提供する。

4 避難者の把握

避難者の安否確認や食糧・物資配給に対応するため、世帯ごとに「避難者名簿カード」を配布し、取りまとめる。医療対応や介護の要否、資格・災害応急対応等に役立つ特技・資格などを記入してもらうことで、以後の避難所運営に役立つ場合もある。

※ 避難者名簿カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 8-4】

5 避難所の運営

1) 避難所運営組織の設置

避難所運営組織は地域住民、施設管理者を中心に構成し、女性を積極的に登用する。
避難所生活が長期化する場合は、避難者を中心とする組織に移行することも考慮する。

(2) 生活ルールの設定

- ☐ 避難所の入所、退所の手続き ☐ 起床・消灯時間 ☐ 食事・水の配給方法、時間、場所
- ☐ トイレの使い方、ごみの分別方法 ☐ ペットの扱い ☐ 避難所での飲酒、喫煙の禁止
- ☐ 電話の取り次ぎ時間、問い合わせ対応 ☐ 郵便物の受け取り（掲示板での周知）

(3) 衛生管理

①食品

- ・食中毒を引き起こさぬよう、製造年月日や賞味期限を管理しながら配給する。
- ・食べ残した弁当等の廃棄の徹底と生ごみの適正処理を徹底する。

②トイレ

- ・毎日、最低午前と夕方の2回は清掃する。
- ・汲み取り型の仮設トイレは、便袋の使用を徹底する。（使用済み便袋は可燃ごみとしてビニール袋に入れ集積）

③入浴支援

- ・受け入れ可能な近隣の入浴施設利用を支援する。（入浴券の配布など）
- ・利用できない場合は、体をふくためのお湯とタオルを準備し、配給する。

④ペット避難

- ・ペット避難については同行避難を原則とする。
- ・避難所での衛生対策及び動物が苦手な避難者への配慮として、避難所屋内へのペットの持ち込みは原則禁止とするが、状況に応じて、避難所敷地内における飼育スペースの確保、給餌等、動物の飼育に関するルールの取り決めについて、助言・指導する。
※避難時のペットの保護及び飼養は原則として動物の管理者が行う。
- ・盲導犬等の介助犬については、介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を求める。

⑤ごみ

- ・ごみの集積場所を確保し、分別排出に努める。

(4) 防犯対策

避難所運営組織は、避難者や地域住民と連携して避難所内及びその周辺のパトロールを行うとともにトイレなど、夜間人気のない場所に照明を設置するなど、女性・こどもの安全確保に努める。

(5) 定例ミーティングの実施

避難所内の意見・要望等を共有し、その後の運営に反映できるよう、原則として1日2回、ミーティングを行う。主として、朝は前夜以降の伝達事項と1日のスケジュールを確認し、課

題の協議は夕食後に行う。ミーティングで決定した内容は、掲示板や館内放送により、避難者へ積極的、迅速に情報提供していく。

(6) 被災生活支援

①暑さ、害虫対策

- ・室内の通気性を確保する。(同時に蚊やハエなどの侵入を防ぐ工夫も必要)
- ・寝具として夏掛けを用意し、虫よけ対策として蚊取り線香、殺虫剤を用意する。

②寒さ対策

- ・床にダンボール(初期)、マット、畳などを敷き、ストーブなどの暖房を多数用意する。

③健康管理

- ・手洗いやうがいとはもとより、軽めの体操などを励行する。
- ・市の保健師等による健康相談を通じて、健康状態等の問題を早期に発見する。
- ・炊き出し等により、温かい食事や汁物の追加献立を工夫し、栄養管理に配慮する。
- ・感染症が疑われる患者が発生したときは、患者数及び症状を把握し、原因究明を拡大防止のための対応を図る。
- ・避難所や車中での避難のように狭い空間で生活している場合、エコノミークラス症候群(静脈血栓塞栓症)を発症する可能性があるため、定期的な運動や水分の摂取等の注意事項を周知するとともに、巡回検診等を通じて健康被害の抑制に努める。

※エコノミークラス症候群(静脈血栓塞栓症)

脚の血流が悪くなり静脈に血栓ができ、血栓が肺に運ばれることで呼吸困難・胸痛・失神・意識消失等を起こし、最悪の場合には死に至る。災害時には狭い避難所や車内での生活が長期間続く場合に発症する。定期的な運動や十分な水分補給等が予防策として効果的。

④被災者ニーズ対応

- ・プライバシーの確保と空間の有効活動
世帯区画の境界は間仕切りやテントなどで区別し、各世帯区画が最低1箇所は通路に面するよう配慮する。また、児童・生徒の勉強部屋、受験生が消灯時間以降にも勉強できるスペースの設定など、共同生活のストレス緩和に努める。
- ・仮設電話機の設置、電源の確保
仮設電話(NTTの協力)、テレビやインターネット用等の通信配線を用意するとともに、電気製品や携帯電話の充電等の電源ニーズに対応するための延長コードを配備する。

6 避難所の収束・統合

仮設住宅への入居等により避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合する。また、避難所への受入れ期間の長期化が見込まれ、その施設の本来目的使用に支障を来す場合には、他の対応可能な避難所へ統合する。

7 避難所の閉鎖

災害の危険が解消し、避難者に対する救援対策が完了したときは、避難所を閉鎖する。

【要配慮者と女性への配慮】

避難者の中の要配慮者の有無を把握し、必要に応じ職員を派遣してケアに努めるとともに、早期に二次的避難所（福祉避難所）の開設や医療施設での受入れ、ボランティアの派遣を行う。また、現場における女性の意見を反映できるよう配慮する。

＜要配慮者＞

- ☐ 要配慮者優先のスペース設定
- ☐ 要配慮者優先のルールづくり
- ☐ 視覚・聴覚障害者に配慮した情報伝達
- ☐ 二次的避難所（福祉避難所）の確保
- ☐ 二次的避難所（福祉避難所）への移動支援

＜女性への配慮＞

- ☐ 間仕切りの設置
- ☐ 男女別のトイレ・更衣スペースの設置
- ☐ 女性用洗濯物の干し場の確保
- ☐ 授乳・育児スペースの確保
- ☐ 女性や子供のための相談場所の設置

【避難所状況の報告】

避難所から本部への報告は、原則として派遣された市職員が行う。ただし、職員が対応できない場合は、学校職員等、施設管理者側に協力を求める。

第7 帰宅困難者支援

項目		担当部局	関係機関
1	市内帰宅困難者 対応	総務部、企画部、地域づくり 推進部、経済産業部、生涯学 習部、学校教育部	柏警察署、公共交通機関、大規模集客施 設、柏駅周辺帰宅困難者対策ネットワー ク
2	広域帰宅困難者 対応	総務部	災害時帰宅支援ステーション（ガソリン スタンド、コンビニエンスストア、ファ ミリーレストラン等）

基本方針

- 鉄道利用者・駅前滞留者に対し、駅前等で最新の災害情報・鉄道情報を適宜発信する。
- 帰宅困難者の安全確保を図るため、駅周辺施設を開放し、必要な支援を行う。

1 市内帰宅困難者対応

活動目標

1 時間以内	◆ 災害情報確認（鉄道運行情報、被害情報） ◆ 駅利用者への呼びかけ・情報提供開始 ◆ 柏警察署に雑踏警備要請
3 時間以内	◆ 帰宅困難者一時受け入れ施設等の決定
日没まで	◆ 一時受け入れ施設等への案内開始
72 時間以内	◆ 代替輸送の検討

活動方針

市（企画部）は、柏警察署、公共交通機関、大規模集客施設等と連携して、帰宅困難者の支援活動を行う。

1 呼びかけ・情報提供

（1）一斉帰宅抑制・施設内待機の呼びかけ

市民、企業、学校等に対し、むやみに移動せず、施設内に留まることを、エリアメールや緊急速報メール、かしわメール配信サービス、ホームページ、ツイッター等により呼びかける。

（2）情報提供

災害情報、鉄道運行状況（再開予定含む）、公衆電話設置場所、災害用伝言ダイヤル等の情報を、エリアメールや緊急速報メール、駅前のデジタルサイネージ（電子看板）等を活用し、伝達する。

2 帰宅困難者の安全確保

(1) 警察署による警備

駅前の安全を確保するため、警察官の配置について柏警察署へ協力を要請する。

(2) 一時受け入れ場所の確保

駅周辺の民間施設、指定避難所、一時滞在施設の内、一時的に受け入れ可能な施設については、帰宅困難者の受け入れ体制を整える。

(3) 一時受け入れ施設等の案内

一時受け入れ施設等をあらゆる情報伝達手段で伝達するとともに、施設への移動支援については、可能な限り誘導体制を整える。その際、障害者や高齢者等の要配慮者の安全確保を優先する。

(4) 支援物資の配給

毛布や食料、飲料水等、必要に応じて可能な限り避難者を支援する。その際、障害者や高齢者等の要配慮者への配慮を優先する。

3 帰宅困難者の搬送

鉄道の運行復旧が見込めない場合、バス保有事業者と連携し代替輸送手段を検討する。この際、近隣市との調整を図る。

2 広域帰宅困難者対応

活動目標

6時間以内	◆ 帰宅困難者の受入れ（避難所での受入れ）
72 時間以内	◆ 代替輸送手段の検討

活動方針

1 徒歩帰宅支援

主に東京都市圏からの徒歩帰宅困難者の安全確保を図るため、避難所での受入れを行う。

2 帰宅困難者の搬送

鉄道の運行復旧が見込めない場合、バス保有事業者と連携し代替輸送手段を検討する。この際、近隣市との調整を図る。

第8 輸送支援

項目		担当部局	関係機関
1	交通規制	土木部	柏警察署、県（公安委員会）
2	輸送道路・拠点の確保	同上	柏市建設関連防災ネットワーク、柏警察署、県
3	ヘリポートの開設	総務部、消防局	自衛隊、柏警察署、県

基本方針

- 防災関係機関が効率よく有機的に活動できるよう市指定の路線から順次確保する。
- 交通の混乱防止を避けるため、早急な交通規制を行う。

1 交通規制

活動目標

1 時間以内	◆ 災害情報確認 ◆ 県（公安委員会）及び柏警察署に交通規制の要請 ◆ 交通規制情報の広報
3 時間以内	◆ 交通規制の実施

活動方針

1 実施責任者

市（土木部）は、災害時の緊急幹線道路の通行の確保を実施するとともに、市内の交通状況を把握し、県（公安委員会）及び柏警察署に必要な交通規制の要請を行う。

2 交通規制道路

緊急に通行確保すべき幹線道路は、次に掲げる原則に基づき、あらかじめ定められた道路とする。

- 県の指定する緊急輸送道路
- 本市と近隣市を接続する幹線道路
- 避難場所に接続し、応急対策活動上重要な道路
- 病院等の主要公共施設又は防災関係機関を接続する道路
- 上記道路の通行確保が困難である場合は、これに代わるべき道路

2 輸送道路・拠点の確保

活動目標

1 時間以内	◆ 緊急通行車両の手続き
1 2 時間以内	◆ 輸送道路の確保

活動方針

1 緊急輸送道路の確保

市（土木部）は、柏市建設関連防災ネットワークの協力及び警察等関係機関と連携し、緊急輸送道路を確保するとともに早急に優先道路の応急復旧作業を開始する。

【復旧を優先させる道路】

広域基幹道路	広域的な輸送を行う道路	国道、県道など
市内幹線道路	市内の防災拠点を結ぶ道路	県道、市道など

【輸送道路の確保をするための作業】

国土交通省千葉国道事務所	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上所管する道路の障害物の除去等を実施する。
千葉県柏土木事務所	- 被害を受けた県指定路線（千葉県緊急輸送道路）について、緊急輸送道路1次路線から速やかに復旧し、交通確保に努める。 - そのうち救助活動及び避難通路となる道路については特に重点的に復旧作業にあたる。
市（土木部）	- 緊急輸送道路の被害情報を確認し、必要箇所の確保を図る。 - 応急修理が困難な場合は、柏警察署等と連携し、通行止め等の措置をとる。
柏警察署	交通の障害となっている倒木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともにこれに協力する。
道路管理者	車両等による道路の占有車等が発生している場合は、所有者等に移動命令をする。

2 緊急通行車両

市（総務部）は、災害応急対策に使用する車両については、事前に公安委員会に申請し「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。交付された標章は、災害時当該車両の前面に箇所に掲示し、証明書は当該車両に備えつける。

※ 緊急輸送（通行）車両確認証明書等・・・・・・・・・・・・・【資料編 9－2】

3 ヘリポートの開設

活動目標

3時間以内	◆開設予定地の決定
-------	-----------

活動方針

1 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、千葉県からの指示、若しくは本部長の指示により、予め指定した予定地から選定する。臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等を事前に把握しておく。（第2章第3節第5「交通輸送体制」参照）

ただし、指定した予定地が被災状況により使用できない場合は、次の条件にあてはまる場所から代替地を選定する。

2 開設の方法

(1) 地表面の条件

- ① 舗装された場所が最も望ましい。
- ② やむを得ずグラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、乾燥している時は十分に散水する。草地の場合は、硬質で丈の低いものであること。（資料編 9-3「ヘリコプター臨時離着場」参照）

(2) 着陸点の表示

着陸点には、基準のHの記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し（又は旗）を掲揚若しくは発煙筒をたき安全進入方向を示す。

3 その他の留意事項

- ① 離発着時は風圧等により危険が伴うので、関係者以外の人を接近させないこと。
- ② 救急車、輸送車両の出入に便利なこと。
- ③ 電話その他の通信手段の利用が可能であること。
- ④ 緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をしてパイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること。

第9 物資供給・給水

項目		担当部局	関係機関
1	物資供給活動	経済産業部、農業委員会	千葉県トラック協会柏支部、柏市石油商業協同組合
2	給水活動	水道部	柏市管工事協同組合

基本方針

- 市の備蓄品は各コミュニティエリア内（20エリア）での効率的な物資運搬を行う。
- 各給水所を迅速に開設し、関係機関との連携のもと円滑な配給を行う。

1 物資供給活動

活動目標

1時間以内	◆ 車両等の確保 ◆ 地区災害対策本部（各近隣センター）に物資担当の配置 ◆ 避難所情報（要物資情報）の確認
3時間以内	◆ 市内事業者（協定締結先、食品工場、公設市場）からの供給可否確認 ◆ 避難所・医療機関への備蓄物資運搬開始 ・ 各防災備蓄倉庫から緊急物資（毛布、非常食、医薬品等）を運搬 ◆ 燃料供給方針の決定
6時間以内	◆ 緊急応援要請の実施（品目・数量） ◆ 救援物資受入拠点の決定 ◆ 医療機関への燃料供給開始
24時間以内	◆ 応援物資供給体制の確立 ◆ 備蓄資器材の避難所配置

活動方針

市（経済産業部）は、千葉県トラック協会柏支部、柏市石油商業協同組合等と連携して、物資供給活動を行う。

1 輸送体制の確保

地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定を締結している千葉県トラック協会柏支部等を通じて避難所までの輸送体制を確保する。災害状況により確保が困難な場合、各地区災害対策本部は、地域の協力者から車両の提供を得る。

2 燃料の確保

協定を締結している柏市石油商業協同組合と協議し、燃料の供給方針を決定する。

3 備蓄物資の運搬

地区災害対策本部に参集した職員は、他の本部員等と協力し、各コミュニティエリア内の防災備蓄倉庫から、必要な物資を避難所に運搬する。なお、各避難所には200人分（一部避難所は100人分）の食糧・飲料水等は既に配備されていることを念頭におく。

この場合、使用する運搬車両の優先順位は次のとおりとする。

- | |
|---------------------|
| ① 千葉県トラック協会柏支部 |
| ② 協力者の車両 |
| ③ 公用車（近隣センターの管理車両等） |

4 物資の調達・供給

協定を締結している事業者や市内食品工場、柏市公設市場内の卸売業者等から調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

千葉県や他の自治体等への応援要請は、第3章第2節第4の2「物的応援要請・受援」を参照する。

2 給水活動

活動目標

1 時間以内	◆ 水道事業災害対策本部の設置 ◆ 被害状況の把握を開始（水道施設（水源地）、給水優先施設、工事業者）
3 時間以内	◆ 給水優先施設への緊急給水開始 ◆ 水道管路の被害確認 ◆ 応急給水担当職員を給水拠点に配置 ◆ 被害調査の結果を情報収集し、本部へ報告 ◆ 応援要請（給水車等） ◆ 広報活動開始 ◆ 水質検査開始
6 時間以内	◆ 応急給水活動開始（水源地、耐震性貯水槽、災害用井戸）
24 時間以内	◆ 応援要請（技術者・重機・資機材等） ◆ 応急復旧工事計画の策定 ◆ 応急給水開始（給水タンク）

活動方針

市（水道部）は、柏市管工事協同組合等と連携して、応急給水活動を実施する。

1 水道事業災害対策本部の設置

水道部内に水道事業災害対策本部を設置する。組織は、総務班、給水班、復旧班、浄水班の4班構成とする。

2 被害調査

柏市管工事協同組合の協力を得て、予め定めた被害調査ルートを点検し、被害箇所を特定する。

3 給水活動

(1) 緊急給水

災害時に優先的に給水する医療機関（第2章第3節第3「物資供給・給水体制」参照）、給水タンクに対し緊急給水を開始する。

(2) 応急給水

① 飲料水

飲料水にかかる応急給水所（第2章第3節第3「物資供給・給水体制」）について、柏市管工事協同組合等の協力を得て開設する。配給にあたっては地域住民の協力を得て実施する。

② 生活用水

防災用簡易井戸（手こぎ式）からの給水については、施設管理者や地域住民等の協力を得て配給する。

「災害用井戸協力の家」からの給水については、町会・自治会・区等内でのルールに従い、配給する。

4 応援要請

被害状況や復旧までの長期化などを勘案し、必要であれば各関係機関や協定先に給水車などの応援要請を行う。

5 水質検査

水道水の安全を確保するため、消毒効果（残留塩素）確認等の水質検査を速やかに実施する。

第10 遺体対応・行方不明

項目		担当部局	関係機関
1	遺体収容・埋火葬	市民生活部、保健福祉部、保健所	柏警察署、自衛隊、救護本部、葬祭事業者
2	行方不明者搜索	市民生活部、保健福祉部	柏警察署、自衛隊、葬祭事業者

基本方針

- 医師会・歯科医師会と連携して、身元不明者遺体の早期判明を行う。

1 遺体収容・埋火葬

活動目標

12時間以内	◆ 遺体安置所の指定・開設 ◆ 医療機関等からの遺体収容開始
48時間以内	◆ 遺体収容・安置・検案開始
1週間以内	◆ 身元不明遺体埋火葬の検討

活動方針

市（保健福祉部）は、柏警察署、救護本部等と連携して、遺体対応を行う。

1 遺体収容の開始

(1) 市内葬儀業者・ウィングホール柏斎場への協力依頼

市内葬儀業者及びウィングホール柏斎場の被災状況及び稼働状況を確認し、稼働可能であれば協力を依頼する。

【依頼内容】

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|---|
| ☐ 遺体搬送の可否 | ☐ 遺体収容可能数 | ☐ 火葬可能数（ウィングホールのみ） |
| ☐ 納棺用品 | ☐ ドライアイス保有状況 | |

(2) 遺体安置所指定

市内葬儀業者及びウィングホール柏斎場で安置できない遺体が発生するおそれがある場合は、市内体育館等を遺体安置所として指定する。

2 遺体収容・安置・検案開始

(1) 遺体収容・安置

被災現場からの搬送、または医療機関、警察、自衛隊又住民等からの要請により、市内の引

受人のない遺体を収容し、安置する。なお、遺体の収容先は、その後の見分、検視、医師による検案作業及び遺族感情に配慮したものとする。

(2) 遺体検案

収容した遺体について、警察、救護本部と連携し、検案書の作成を行う。身元不明者については、遺体及び所持品等の写真を撮り、指紋採取、特徴等を記録し、遺留品を保管する。また、収容遺体台帳を作成し行方不明者との照合を行う。

【遺体の収容及び検案場所として適した場所】

- 地震後の断水も想定し、遺体や所持品の洗浄を行うのに十分な水が確保できる施設。
- 遺族の身元確認入口と遺体搬入口が重ならないなど複数の出入り口を要する施設。
- 活動場所を幾つかに区切ることでできるだけだけのスペースを確保できる施設

3 応援要請完了

遺体数が多数のため火葬場で処理できない場合は、千葉県、近隣市に応援を要請する。

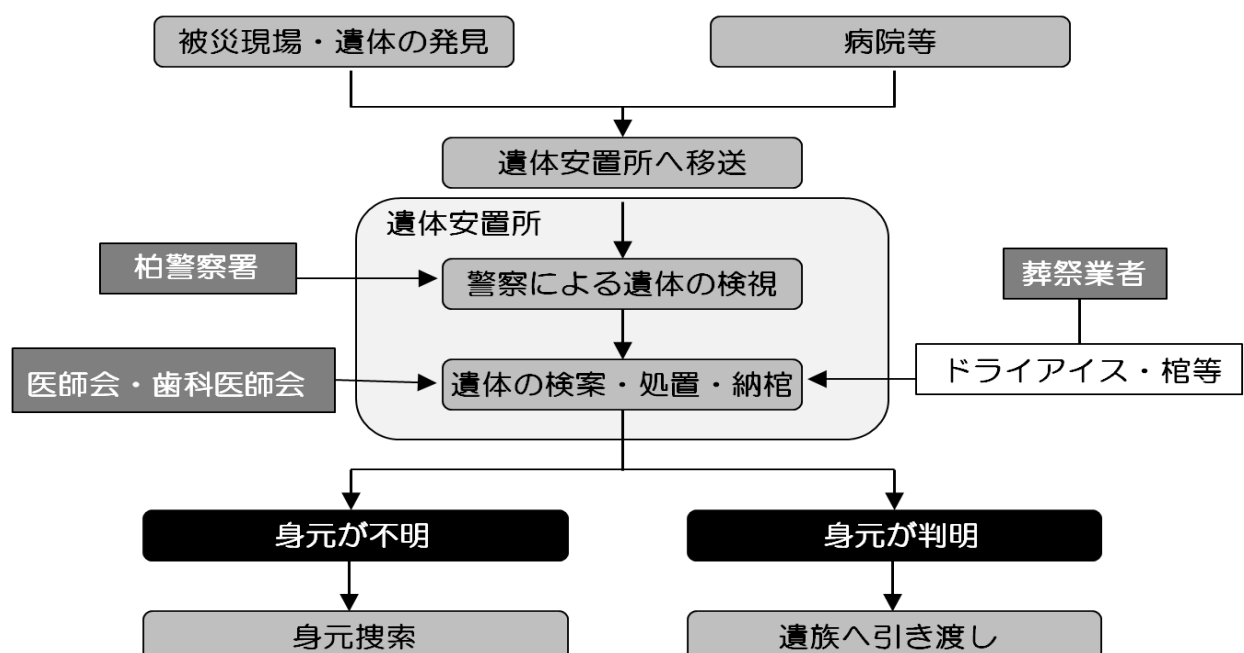
4 身元不明遺体埋火葬の検討

引取人のいない遺体について、応急措置として火葬を行う。

火葬又は他機関における措置が困難な場合は、遺体の仮埋葬を検討する。仮埋葬した遺体は火葬可能となり次第、順次火葬する。

埋火葬措置を行う場合は、市民生活部から埋火葬許可証を受けること。

火葬又は仮埋葬した者の遺骨（火葬時）、仮埋葬の場所、遺留品、検案書、記録等は管理を徹底すること。



2 行方不明者搜索

活動目標

72時間以内	◆ 行方不明者の搜索開始 ・ 行方不明者相談窓口の開設 ・ 要配慮者の未確認者調査 ・ 千葉県、近隣市への協力要請 ・ マスコミへの協力要請
1週間以内	◆ 死亡者・行方不明者の確認作業開始

活動方針

市（保健福祉部）は、柏警察署、自衛隊、消防局等と連携して、行方不明者の身元確認作業を行う。

1 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者相談窓口の開設

行方不明者の相談窓口を開設し、行方不明者情報と住民記録情報及び戸籍情報との確認・照合を行うなどして行方不明者台帳を作成する。

(2) 搜索の実施

行方不明者台帳をもとに、特に被害の大きい地域や各避難所を中心に、柏警察署、自衛隊、消防局、救護本部（医療機関）、地域住民の連携・協力により搜索する。

(3) 要配慮者の未確認者調査

柏市防災福祉 K-Net による未確認要配慮者に対し、登録者の発災前の生活状況（資料）から再調査を行い台帳の確認を行う。未確認者については行方不明者として搜索を開始する。

(4) 千葉県・近隣市への協力要請

作成した行方不明者台帳を千葉県及び近隣市へ提出し、行方不明者の搜索について協力を要請する。

(5) マスコミへの協力要請

作成した行方不明者台帳をマスコミへ提出し、行方不明者の搜索について協力を要請する。

2 行方不明者・死亡者の確認

行方不明者の住民記録情報及び戸籍情報からその所在を確認し、収容遺体台帳との照合を行う。収容遺体台帳と行方不明者台帳との照合が確認された場合は、埋火葬許可証を発行するとともに、死亡処理事務を進める。

※ 行方不明・遺体対応の手続きフロー・・・・・・・・・・・・・【資料編 11-1】

第11 災害拡大防止対策

項目		担当部局	関係機関
1	土砂災害対策	総務部、地域づくり推進部、都市部、消防局、	県、柏警察署、消防団、町会・自治会・区等
2	危険物等災害防止対策	総務部、消防局	県、柏警察署、危険物等取扱施設

基本方針

- 早期に被害状況を把握し、二次災害の防止を図る。
- 迅速な避難行動の判断を決定する。

1 土砂災害対策

活動目標

1時間以内	◆ 市内被害確認開始 ・危険箇所の被害確認 ・気象予測 ◆ 避難勧告・避難指示の発動 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告、避難指示（緊急） ・広報活動、避難誘導
3時間以内	◆ 避難所の開設

活動方針

1 市内被害確認開始

(1) 危険箇所の被害確認

市（都市部）は、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）の巡視や市民からの情報を通じて、災害発生場所や土砂災害前兆現象を把握し、危険箇所を特定する。

- ① 土砂災害警戒区域（9箇所）
 - ② パトロール実施箇所（19箇所 ※内5箇所は①に含む）
 - ③ 土砂災害危険箇所（62箇所 ※内9箇所は①に含む）

(2) 気象予測

市（都市部）は、事務局と連携し気象情報、地震情報を収集し、今後の被害を予測する。

2 避難勧告・避難指示の発動

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

市（災害対策本部事務局）は、土壌雨量の状況を勘案し、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と要配慮者の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。

(2) 避難勧告・避難指示（緊急）

市（災害対策本部事務局）は、余震、土壌雨量などの状況を勘案し、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況や危険の切迫性に応じて本部長へ避難指示等の発動を打診する。本部長は、打診内容により迅速に措置を講ずる。また、必要に応じ災害対策基本法第63条の警戒区域の設定を行う。

また、市（土木部）は、柏警察署と協議し、道路交通規制区域及び迂回路の設定を行う。国道、県道は、国、県と協議する。

(3) 広報活動

警察官、消防団員、町会・自治会・区等の協力のもと、対象世帯の戸別訪問を実施する。

また、防災行政無線塔による一斉放送、警鐘、メール配信サービス、ツイッター、電話連絡網による電話、広報車の巡回、報道機関の協力等あらゆる広報手段を活用する。

(4) 避難誘導

警察官、消防団員、町会・自治会・区等の協力により避難誘導を行う。誘導にあたっては、高齢者、幼児、傷病者、障害者その他単独での避難が困難な人を優先する。

2 危険物等災害防止対策

活動目標

1 時間以内	◆ 災害情報の収集 ◆ 警戒区域の設定
--------	--

活動方針

市（消防局）は、各事業所と連携して、危険物等災害防止対策を行う。

1 高圧ガス保管施設の応急措置

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生した時、又は火災、水災等により危険な状態になった時は、緊急に行う設備等の点検や応急措置について速やかに適切な措置を講ずるよう指導する。

2 石油类等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者緊急が行う設備等の点検や応急措置について速やかに適切な措置を講ずるよう指導する。

3 火薬類保管施設の応急措置

火薬類取締法により火薬類保管施設が火災、水災等により危険な状態になった時は、製造保安責任者その他施設の責任者に対して次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察署及び消防局等に届け出るよう指導する。また、各機関の応急措置については次のとおりとする。

機関	応急措置の内容
施設の責任者	■ 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。 ■ 道路が危険である又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。 ■ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては入口等を目張等で安全に密閉し、木部には消火措置を講じ爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。
消防局	■ 火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止するなど、消防計画に定める消防活動を行う。 ■ 施設の責任者及び現場の消防責任者と連携して、応急対策の実施にあたりとともに警戒区域等を設定する。
柏警察署	■ 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。 ■ 搬出の余裕がない場合には、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。
関東東北産業保安監督部	■ 火薬類製造事業者等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予測される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

4 毒物・劇物保管施設の応急措置

毒物、劇物保管施設の応急措置の各機関の応急措置については次のとおりとする。

また、各機関の応急措置については次のとおりとする。

機関	応急措置の内容
消防局	■ 火災に際しては、施設責任者と連絡を密にして警戒区域の設定を図るとともに施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。 ■ 消防活動は消防計画に基づき行う。

柏警察署	■ 中毒防止方法の広報活動を実施する。 ■ 施設の管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。 ■ その他危険物保管施設の応急対策計画を準用する。
保健所	■ 毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者から緊急通報があった場合は、状況に応じてほかの防災機関と連絡調整を図る。 ■ また、大量流出事故に際しては医療機関に連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

5 危険物等輸送車両の応急対策

危険物等輸送車両の応急対策の各機関の応急措置については次のとおりとする。

機関	応急措置の内容
消防局	■ 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ■ 必要に応じ地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 ■ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
柏警察署	■ 警察署は輸送中の車両については、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 ■ 災害が拡大するおそれのあるときは、経済産業省関東東北産業保安監督部を通じて、県内又は隣接県に所在する各県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を要請する。
日本貨物鉄道(株)	■ 危険物積載タンク車等の火災、漏洩等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道(株)における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに消防、警察等の関係機関へ通報する。
関東東北産業保安監督部	■ 正確な情報は把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ■ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発令する。 ■ 災害が拡大する恐れのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	■ 危険物輸送の実態に応じ次に掲げる対策を推進する。 ■ 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 ■ 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、すい道等の危険箇所を避けるように対策を講じる。 ■ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

3 地震水害対策

地震水害等の発生に対する水防活動については、「柏市水防計画」並びに「消防計画」に基づき実施する。

第3節 まちの機能を回復させる

第1 ライフライン・道路等の応急復旧

項目		担当部局	関係機関
1	電力・ガス・通信・交通施設	総務部、企画部	ライフライン機関、鉄道機関
2	上水道施設	水道部	柏市管工事協同組合、千葉県水政課、北千葉広域水道企業団、日本水道協会千葉県支部
3	下水道施設	土木部	柏市建設関連防災ネットワーク
4	道路・橋りょう	土木部	国土交通省柏維持修繕出張所、県柏土木事務所、東日本高速道路(株)、柏市建設関連防災ネットワーク
5	河川管理施設・その他公共施設	経済産業部、土木部	県、郵便局、利根土地改良区
6	一般廃棄物収集処理施設	環境部	県、一般廃棄物委託・許可業者、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

基本方針

- 各応援協定に基づく体制を中心にして早期に復旧作業を実施する。
- ライフラインは市民生活の生命線となるため、復旧に関する情報の提供を確実に行う。

1 電力・ガス・通信・鉄道施設

活動目標

1 時間以内	◆ 被災把握 ◆ 被災状況の広報
2 4 時間以内	◆ 応急復旧工事の開始

活動方針

1 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は市(総務部)と連携して次の施策を実施する。
所内に非常災害対策本部を設置し、災害の程度に応じた応急復旧対策にあたる。

(1) 応急対策への協力

- 電力施設の被害状況等の収集、提供
- 被害状況、復旧状況の住民への広報
- 応急対策に必要な施設や資機材等の提供

(2) 優先活動の実施

応急工事に当たっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、避難施設等を優先する等、供給上、復旧効果の大きいものから行う。

2 都市ガス施設

京葉ガス(株)及び京和ガス(株)は市（総務部）と連携して次の施策を実施する。

地震等の非常災害が発生した場合には速やかに本社内に地震災害対策本部を設置し応急対策措置をとる。

(1) 応急対策への協力

- 都市ガス施設の被害状況等の収集、提供
- 被害状況、復旧状況の住民への広報
- 応急対策に必要な施設や資機材等の提供

(2) 優先活動の実施

応急対策上の必要性及び防災上特に必要があると認める施設、地域を優先的に復旧活動を行う。

3 通信施設

電気通信事業所は市（総務部）と連携して次の施策を実施する。

東日本電信電話(株)及び(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)及びソフトバンク(株)は、その状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

(1) 応急対策への協力

- 通信施設の被害状況等の収集、提供
- 被害状況、復旧状況の住民への広報
- 応急対策に必要な施設や資機材等（電話機等）の提供

(2) 優先活動の実施

応急対策上の必要性及び防災上特に必要があると認める施設、地域を優先的に復旧活動を行う。

4 放送機関

NHK、千葉テレビ、J：COM等放送機関は、地震が発生した場合、放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速、正確かつ適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達にあたる。

5 鉄道施設

(1) 災害時の活動体制

①災害対策本部等の設置

大地震が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため災害対策本部等を設置する。

②通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等も利用して行う。

(2) 発災時の初動措置

災害発生と同時に各交通機関は運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

(3) 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

(4) 事故発生時の救護活動

地震により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

2 上水道施設

活動目標

1 時間以内	◆ 被害状況の把握を開始（水道施設(水源地)）
3 時間以内	◆ 水道管路の被害調査の開始
2 4 時間以内	◆ 応急復旧工事計画の策定 ◆ 応援要請（技師、重機、資機材）
4 8 時間以内	◆ 応急復旧工事開始
7 2 時間以内	◆ 復旧長期化対策の検討

活動方針

市（水道部）は、柏市管工事協同組合、千葉県水政課、北千葉広域水道企業団、日本水道協会千葉県支部と連携して、応急復旧活動を行う。

1 被害把握

(1) 水道施設（水源地）、水道管路等の被害確認

市内の水道管、水源施設（水源地）の被害調査を開始する。断水・減水地域を把握したときは、即時、本部及び市（消防局）へその旨を報告する。

(2) 水道管工事業者の稼働確認

柏市管工事協同組合など市内水道工事業者の稼働状況及び資材在庫状況を確認する。

2 応急復旧工事計画の策定

(1) 被害箇所の詳細調査

被害区域の詳細調査を行い、復旧工事に必要な人員、資機材等を取りまとめる。

(2) 復旧工事計画の策定・工事の実施

詳細調査を受け、工事スケジュールなど復旧工事計画を策定し、優先順位が高い箇所から設計を行い復旧工事を開始する。

3 応援要請

復旧工事に必要な技術者、専門職及び重機、資機材の不足分については、千葉県水政課、日本水道協会千葉県支部、関係市等への応援要請を行う。

3 下水道施設

活動目標

1 時間以内	◆ 被害状況確認
3 時間以内	◆ 応急対応開始
	◆ 交通規制開始
	◆ 非常用トイレ袋の配備
2 4 時間以内	◆ 簡易トイレ・仮設トイレの設置開始
	◆ 応援要請
	◆ 応急復旧工事計画の策定
4 8 時間以内	◆ 応急復旧工事開始

活動方針

市（土木部）は、柏市建設関連防災ネットワーク等と連携して、応急復旧活動を行う。

1 被害の確認

下水道施設（污水管、雨水管、処理場）、千葉県手賀沼下水道事務所、千葉県江戸川下水道事務所の被害確認を行う。

また、国道、県道、鉄道施設内において被害箇所を確認した場合は次のとおり連絡する。

- 国道：千葉県国道事務所柏維持修繕出張所
- 県道：千葉県県土整備部柏土木事務所
- JR：柏駅事務所
- 東武鉄道：柏駅事務所
- つくばエクスプレス：守谷駅事務所

2 工事体制の確立

(1) 柏市建設関連防災ネットワークとの連携

柏市建設関連防災ネットワークとの連携により、工事体制・資機材の確保、雨水管被害による水害対策などを迅速に行う。

(2) 広報活動

汚水管の被害区域については、排水禁止の緊急広報を実施する。

(3) 交通規制

①交通規制区域の設定

汚水管及び雨水管被害発生箇所の交通規制区域及び迂回路の設定を行う。

国道、県道は、国、県と協議する。

②柏警察署への協力要請

交通規制区域の設定に伴い、交通量が多い区域又は危険度が高い区域など警察官の配置が必要な箇所については、柏警察署に協力を要請する。

3 応援要請

復旧工事に必要な技術員、専門職及び重機、資器材の不足分については、県・協定締結市等への応援要請を行う。

4 復旧工事計画の策定

(1) 被害箇所の詳細調査

被害区域の詳細調査を行い、復旧工事に必要な人員、資機材等を取りまとめる

(2) 復旧工事計画の策定・工事の実施

詳細調査を受け、工事スケジュールなど復旧工事計画を策定する。復旧工事計画を受け、優先順位が高い箇所から設計を行い工事を開始する。

4 道路・橋りょう

活動目標

1 時間以内	◆ 被害状況確認
3 時間以内	◆ 応急対応開始 ◆ 交通規制開始
1 2 時間以内	◆ 緊急輸送道路等主要道路の確保完了
2 4 時間以内	◆ 応援要請
4 8 時間以内	◆ 応急復旧工事計画策定
7 2 時間以内	◆ 応急復旧工事開始

活動方針

市（土木部）は、柏市建設関連防災ネットワーク等と連携して、応急復旧活動を行う。

1 被害把握

市内道路、橋梁の陥没、亀裂、障害物等の被害調査を行う。大規模被害区域を確認したときは、即時総務部に報告する。

国道、県道において被害箇所を確認した場合は次のとおり連絡する。

国道	千葉国道事務所柏維持修繕出張所
県道	千葉県柏土木事務所

2 工事体制の確立

（1）市建設関連防災ネットワークとの連携

柏市建設関連防災ネットワークとの連携により、工事体制・資機材の確保等を迅速に行う。

（2）交通規制

①交通規制区域の設定

通行に危険が生じる区域又は救助活動に支障が生じる区域の交通規制区域及び迂回路の設定を行う。国道、県道は、国、県と協議する。また、交通規制区域を設定したときは、柏警察署へその区域を連絡する。

②柏警察署への協力要請

交通規制区域の設定に伴い、交通量が多い区域又は危険度が高い区域など警察官の配置が必要な箇所については、柏警察署に協力を要請する。

3 緊急輸送道路等主要道路の確保

救助活動や受援活動を円滑に行うため、国、県及び柏市建設関連防災ネットワーク連携し、緊急輸送道路及び主要道路の応急補修、障害物除去を行う。

4 応援要請

復旧工事に必要な技術員、専門職及び重機、資器材の不足分については、県・協定締結市等への応援要請を行う。

5 復旧工事計画の策定

（1）被害区域（道路・橋りょう等）の詳細調査

被害区域（応急復旧工事完了区域を含む）の詳細調査を行い、復旧工事に必要な人員、資機材等を取りまとめる。

（2）復旧工事計画の策定

詳細調査を受け、工事スケジュールなど復旧工事計画を策定する。復旧工事計画を受け、優

先順位が高い箇所から設計を行い工事を開始する。

5 河川管理施設、その他公共施設

活動目標

1 時間以内	◆ 被災把握 ◆ 被災状況の広報
7 2 時間以内	◆ 応急復旧工事開始

活動方針

1 河川施設管理

地震の発生に伴う被害を軽減するため、市域内の水防活動が十分に行いうる体制を確立し、次のとおり行うものとする。

市土木部	■ 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。 ■ 移設の応急復旧については、大規模なものを除き県の指導のもとにこれを実施する。 ■ 低地帯等が河川、内排水路の洪水、越水等により浸水被害が発生したときは、市内建設業者のポンプ、労力を雇用して応急排水を実施する。
千葉県柏土木事務所	■ 堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき又はそのおそれのあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。 ■ 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所	■ 地震が発生した場合、直ちに堤防、護岸、排水施設等の国土交通省管理の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ■ 橋りょう、排水施設等の許可工作物についても概略的な被災状況の把握を速やかに行う。 ■ 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、県及び市等の行う許可工作物等の応急対策に関し、要請があれば技術的指導及び助言を行う。

第2 建物等の応急復旧

項目		担当部局	関係機関
1	障害物の除去	環境部、土木部	国、県、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク、柏市社会福祉協議会
2	応急危険度判定	総務部、都市部	千葉県建築士会柏支部、千葉県建築士事務所協会東葛支部、県
3	応急仮設住宅	地域づくり推進部、都市部	

基本方針

- 建物や工作物、樹木等の倒壊に伴う障害物は、速やかに一時集積地に搬出する。
- 余震等による二次被害を防止し、住民の安全確保を図る。
- 避難生活を余儀なくされた住民の住宅環境を早期に整える。

1 障害物の除去

活動目標

72時間以内	◆ 障害物除去方針の広報 ◆ 道路障害物の把握・除去
10日以内	◆ 住宅関係障害物の把握・除去
1か月以内	◆ 河川関係障害物の把握・除去

活動方針

1 住宅関係障害物

本部長は、実施の必要があると認めたとき、住宅関係の障害物の除去を決定する。除去の実務作業は市（土木部）が、市内の柏市建設関連防災ネットワークの協力を得て行う。

また、市のみで処理不可能な場合は、近隣市、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長はこれを補助するものとし、手続等は災害救助法の適用による。

2 道路関係障害物

市（土木部）は、道路上の障害物の除去は自動車、死体等の特殊なものを除き、道路法に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模、障害の内容により関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

3 河川障害物

市（土木部）は、河川等の機能を確保するため、災害時における管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係各部、関係機関及び市内の土木業者等と協力して実施するものとする。

4 環境汚染の防止

市（環境部）は、倒壊建物の解体又は撤去等に伴うアスベストの飛散や危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の配備を図るとともに、環境汚染防止の強化を図る。

2 応急危険度判定調査

活動目標

1 時間以内	◆ 応急危険度判定実施要否判断の情報収集 ◆ 応急危険度判定調査の準備開始
2 4 時間以内	◆ 被災建物の現地調査 ◆ 応急危険度判定実施本部の設置 ◆ 応急危険度判定有資格職員の招集 ◆ 応援要請
4 8 時間以内	◆ 防災拠点施設の応急危険度判定開始
7 2 時間以内	◆ 一般住宅等の応急危険度判定開始 ◆ 被災宅地危険度判定調査開始
1 か月以内	◆ 応急危険度判定実施記録の策定 ◆ 応急危険度判定実施本部の解散 ◆ 被災住宅の応急修理完了

活動方針

市（都市部）は、地震発生後において被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

1 被災建築物の応急危険度判定

（1）応急危険度判定実施本部の設置

建築指導課長を実施本部長とする柏市被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するとともに、県に報告する。

（2）応急危険度判定士の確保

本部長は、全庁から応急危険度判定士の資格を有している市（職員）を招集し、実施本部長に応急危険度判定の実施を指示する。

(3) 応急危険度判定調査対象建築物の検討

実施本部長は、被害状況、被災地の状況等を考慮して判定実施計画を作成する。

【調査優先方針】

- ① 市の防災拠点施設
- ② 避難者のいる避難所
- ③ 病院等の災害対応として使用する施設
- ④ 大規模災害地域の一般住宅等

(4) 判定作業の実施

① 地元判定士への参集要請

実施本部長は、必要に応じて地元応急危険度判定士への参集要請を行う。

② 応急危険度判定の実施

被災後、調査優先方針にしたがい、始めに緊急に応急危険度判定を行う必要のある施設から実施し、その後優先順位にあわせ順次判定を行いその結果を実施本部長に報告する。

③ 応援判定士への支援要請

本部長は、参集した地元判定士だけでは必要判定士数に満たない場合には、知事に対して応援判定士の支援要請を行う。

- 地元判定士
千葉県被災建築物応急危険度判定士名簿に登録されている市内在住の判定士等に協力を要請する。
- 県・協定締結自治体
災害の状況から判断して、応急危険度判定士、判定コーディネーター及び判定資機材等の支援を要請する。

④ 住民への広報

実施本部長は、応急危険度判定を実施するにあたり、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るため、実施状況等について広報を行う。

実施本部長は、判定開始とともに実施本部又は判定拠点に、建築物の所有者等からの相談に応じる窓口を設置する。

(5) 応急危険度判定実施本部業務の終了

① 判定の実施記録の作成

実施本部長は判定結果の集計、資料整理を行い、本部長及び知事へ報告する。

② 全国被災建築物応急危険度判定協議会への通知

実施本部長は、民間判定士等を判定活動に従事させた場合は、全国被災建築物応急危険度

民間判定士等補償制度運用要領に基づき、判定活動状況について、翌月の20日までに県を経由して、全国被災建築物応急危険度判定協議会に通知する。

③ 応急危険度判定実施本部の解散

実施本部長は、本部長と協議し、実施本部を解散させる。その際には知事に実施本部業務終了の連絡を行う。

2 被災宅地の危険度判定

市（都市部、総務部）は、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、二次災害の恐れがある場合、被災宅地危険度判定を開始する。

判定の実施方針は前述の「被災建築物の応急危険度判定」に準ずる。

3 被災住宅の応急修理

住宅が半壊・半焼等の被害を受け、自らの資力で住家の修理ができない市民、かつ修理によりとりあえずの日常生活を営むことができる市民に対し、被災住宅の応急修理を実施する。

なお、市のみでの対応が困難な場合は、国・県・協定締結自治体、関係機関の協力を得て実施する。

3 応急仮設住宅

活動目標

1 週間以内	◆ 必要住宅戸数の算出 ◆ 応急仮設住宅建設方針の決定 ◆ 集合住宅の借上げ方針の決定
3 週間以内	◆ 入居希望調査 ◆ 借上げ住宅等の確保 ◆ 応急仮設住宅の建設
1 か月以内	◆ 借上げ住宅への入居開始
3 か月以内	◆ 応急仮設住宅への入居開始

活動方針

1 応急仮設住宅確保計画の策定

住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住家がなく、かつ自らの資力では住宅を得ることができない世帯数及び家族構成等を把握し、必要戸数を算出する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設方針の検討

ライフライン等の被害、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育の場等を考慮して仮設住

宅建設地を選定し、建設スケジュール、住宅の形式、戸数等の建設計画を策定する。

※応急仮設住宅建設候補地一覧・・・・・・・・・・・・・【資料編 12-9】

(2) 人材・資機材の確保

建設工事に必要となる技師の応援体制を構築するとともに、資機材の調達、要員の確保について柏市建設関連防災ネットワーク、県、協定締結自治体等へ支援要請を行う。

(3) 費用・着工・供与期間

建設費用は、災害救助法の限度額以内とし、災害発生の日から20日以内に着工、供与期間は2年間とする。

3 集合住宅の借上げ

(1) 集合住宅の確保

一時的な応急住宅として、市内の公共住宅、社宅及び民間賃貸住宅等の空き状況を調査し、空き部屋を確保する。

(2) 集合住宅借上げ方針の決定

集合住宅の借上げ方針を決定し、国、県へ報告する。なお、集合住宅の借上げが災害救助法の弾力的運用に適合することも考慮し、応急仮設住宅の供与の基準を準用する。

(3) 集合住宅の活用

災害ボランティア等の協力のもと、必要な補修・清掃を行い、被災者に提供するものとし、入居契約にあたっては、市、入居者、所有者の三社契約とする。

4 入居者支援

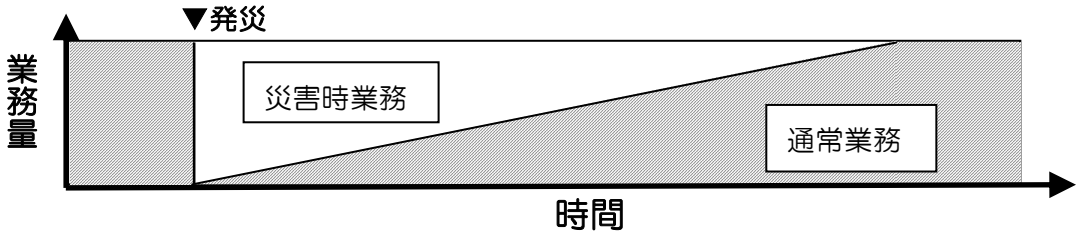
入居者に対しては、関係部局や地域住民組織、ボランティア等との連携に努め、生活支援、自立支援、コミュニティ形成を行う。

第4節 優先度の高い通常業務を行う

基本方針

- 震度5強以上で平常時の通常業務を休止する。
- 優先度の高い通常業務の再開は、参集人員と災害時業務を勘案し、本部で決定する。

活動目標



活動方針

1 通常業務の休止

災害時は人命保護が最優先となるため、市は震度5強以上の地震が発生した場合は通常業務を休止し、来庁・来館者等の安全確保、施設の被害確認、災害時業務を実施する。

2 通常業務の継続・再開

通常業務の継続・再開は、業務に係る人的資源や物的資源を勘案し、通常業務の延長線上にある災害時業務を優先して実施する。その他の通常業務の再開は、次に掲げる優先度の高い通常業務を照らし、災害対策本部長が判断し、決定する。

優先度の高い通常業務

1 直ちに実施すべき通常業務

市部局名	業 務	内 容
総務部	市庁舎に関すること	利用者の安全確保、施設の被害確認
	災害応急対策に関すること	災害応急対策
企画部	情報ネットワークに関すること	電子計算機・行政情報ネットワークシステムの復旧
地域づくり推進部	近隣センター・文化会館に関すること	来館者の安全確認、施設の被害確認
	外国人支援に関すること	多言語による情報提供
	市長・副市長の秘書に関すること	災害対策本部長・副本部長の補佐
	広報に関すること	広報活動、報道機関等への情報提供
市民生活部	戸籍に関すること	届出の受理、埋火葬の許可
市民生活部（支所）	沼南庁舎に関すること	利用者の安全確保、施設の被害確認
保健福祉部	柏市社会福祉協議会に関すること	ボランティアセンターに係る連絡調整
	高齢者・障害者施設に関すること	利用者の安全確保、施設の被害確認

	医療機関に関すること	医療機関の被害確認、柏市医師会等との連絡調整、医療情報の発信
	市立病院に関すること	利用者の安全確保、医療の提供
保健所	保健センターに関すること	利用者の安全確保、施設の被害確認・管理
こども部	市立保育園に関すること	利用者の安全確保、施設の被害確認・管理
	こどもルームに関すること	利用者の安全確保、施設の被害確認・管理
	児童センターに関すること	利用者の安全確保、施設の被害確認・管理
	障害児施設に関すること	利用者の安全確保、施設の被害確認・管理
環境部	放射線対策に関すること	放射性物質災害の情報収集
	し尿処理施設に関すること	山高野浄化センターの被害確認・管理
	清掃施設に関すること	南部・北部クリーンセンター、山高野浄化センター、クリーンセンターしらさぎ、アクアセンターあじさい、最終処分場、リサイクルプラザ、柏プラネット等の被害確認・管理
経済産業部	勤労会館に関すること	利用者の安全確保、施設の被害確認・管理
	公設市場に関すること	施設の被害確認・管理、関係機関との連絡調整
都市部	急傾斜地に関すること	土砂災害等の防止対策
	市営住宅等に関すること	施設の被害確認・管理、入居者支援
土木部	道路・橋りょう等に関すること	道路・橋りょうの被害確認・管理、関係機関との連絡調整
	公共下水道施設に関すること	下水道施設の被害確認・管理、関係機関との連絡調整
	排水施設等に関すること	排水施設等の被害確認・管理、関係機関との連絡調整
生涯学習部	生涯学習施設に関すること	利用者の安全確保、施設の被害確認・管理
学校教育部	学校教育施設に関すること	児童・生徒等の安全確保、施設の被害確認・管理
議会事務局	市議会議員に関すること	市議会議員・傍聴者の安全確保、市議会議員との連絡調整
選挙管理委員会	選挙に関すること	選挙人の安全確保、投開票所の被害確認・管理
水道部	上水道施設に関すること	水道施設の被害確認・管理、関係機関との連絡調整
	給水に関すること	応急給水
消防局	消防・救助・救急に関すること	消防・救助・救急業務

2 3日以内に実施すべき通常業務

市部局名	業 務	内 容
総務部	文書等の收受・発送に関すること	文書の收受・発送
市民生活部	各種証明に関すること	戸籍の謄抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書・その他証明書の発行
市民生活部（支所）	文書等の收受、発送に関すること（支所）	文書の收受・発送
保健福祉部	介護サービスに関すること	要介護高齢者の相談・支援
	障害者の支援に関すること。	障害者の相談・支援
保健所	感染症に関すること	感染症の調査・相談・予防
こども部	家庭児童相談に関すること	要保護児童対策
	障害児相談支援に関すること	障害児の相談・支援
環境部	し尿の収集・処理に関すること	災害用トイレの設置、し尿の収集・処理、公衆便所の維持管理
	ごみの収集・処理に関すること	ごみ収集・処理、資源品の回収
都市部	都市公園等に関すること	都市公園等の被害確認・管理
会計課	会計管理に関すること	収入・支払、資金の管理

3 1週間以内に実施すべき業務

市部局名	業 務	内 容
財政部	財政に関するすること	予算・決算・市債に係る業務、基金の運用
	契約に関すること	物品、委託、工事、売却等に係る契約事務
	税務に関すること	各種税の賦課徴収、証明書の発行
市民生活部	国民健康保険に関すること	国民健康保険・後期高齢者医療事務
	国民年金に関すること	国民年金・福祉年金事務
保健福祉部	介護保険に関すること	介護保険料の給付等
保健所	精神保健福祉に関すること	精神保健福祉に係る相談・生活支援
	環境衛生・食品衛生に関すること	環境衛生・食品衛生の検査・指導、犬・ねこ・危険動物対策
	母子保健・健康福祉に関すること	栄養指導、保健指導、健康相談
こども部	子育て支援に関すること	ひとり親生活支援、児童手当の支給
環境部	生活環境に関すること	動物死体の収集・処理
経済産業部	農業災害対策に関すること	農地及び農業施設等災害復旧業務、緊急の工事執行手続及び契約
都市部	建築確認等に関すること	建築確認申請に係る事務など
学校教育部	就学に関すること	児童・生徒の就学・転入学事務
議会事務局	市議会議員の報酬に関すること	市議会議員の報酬、費用弁償等の支払い

※各業務は第2章予防計画第5節に分掌事務（1，574）を統合して記載している。

第5節 被災者生活を支援する

第1 保健・環境衛生

項目		担当部局	関係機関
1	保健衛生活動	保健福祉部、保健所、 経済産業部	柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、 千葉県接骨師会柏・我孫子支部
2	し尿処理対策	保健所、環境部、土木部	トイレレンタル業者、柏市浄化槽対策協議会、 協定締結市
3	廃棄物処理対策	環境部	柏市一般廃棄物処理業協業組合、柏市再生資源事業協業 組合、協定締結市

基本方針

- 被災生活の影響により発生する健康被害、感染症の発生を防ぐ。
- 防疫・衛生上の観点から、し尿・廃棄物の処理を迅速に効率的・効果的に行う。

1 保健衛生活動

活動目標

72時間以内	◆ 避難所の保健衛生活動開始 ・衛生管理品の確保・配付 ・食中毒予防・防疫指導 ・入浴施設確保
1週間以内	◆ 避難所の健康相談開始 ・保健師による巡回相談 ・こころの健康相談 ◆ 在宅者の保健衛生活動開始
1か月以内	◆ 応急仮設住宅全戸訪問の実施

活動方針

1 避難者支援

市（保健所）は、避難所の保健衛生環境を調査し、予防活動を行う。

(1) 衛生管理

① 食中毒予防・防疫指導

手洗い、うがいの励行、トイレや調理環境の衛生管理、食べ残し廃棄の徹底など、食中毒

予防・防疫指導を行う。また、職員やボランティアなどの炊き出し実施者や弁当納入業者に対しての管理指導を行う。

② 入浴施設の確保

市内入浴施設（シャワー付帯施設含む）に稼働状況の確認と協力を依頼する。また、避難所の状況により、自衛隊入浴施設の設置を要請する。

③ 食中毒・感染症への対応

食中毒や感染症が疑われる患者が発生したときは、患者数及び症状を把握し、原因究明を拡大防止のための対応を図る。

(2) 健康支援・相談

派遣される保健師等の協力により、高齢者等の血栓予防や健康相談を実施するとともに、派遣される精神保健福祉相談員等により「こころの健康相談」を実施し、被災者のメンタル面での支援を行う。

2 在宅者支援

市（保健所）は、派遣された保健師等の協力により、在宅被災者、応急仮設住宅等の全戸訪問を実施し、台所・トイレ等の衛生管理、消毒、手洗いの励行を指導するとともに、健康支援活動を実施する。特に、高齢者や障害者等の要配慮者（災害時要支援者）の健康支援に努める。

2 し尿処理対策

活動目標

1 時間以内	◆ 被災状況確認 ◆ 仮設トイレ設置方針の検討
3 時間以内	◆ 非常用トイレ袋の配備 ◆ 流通品の調達要請
24 時間以内	◆ 簡易トイレ・仮設トイレ設置開始 ◆ し尿の収集・運搬計画の検討 ◆ 応援要請 ・ 収集（応援協定業者、他自治体） ・ 受入（他自治体） ◆ し尿処理（土壌還元）協議開始
48 時間以内	◆ し尿の収集・運搬開始
72 時間以内	◆ 応援協定業者によるし尿の収集・運搬開始

活動方針

1 し尿処理方針の決定

市（環境部）は、水道の断水地域、下水道の被害地域、上下水道施設、山高野浄化センター、し尿処理業者の施設、車両、従業員の被災状況を把握し、仮設トイレ等の設置方針、

し尿の収集・処理方針を決定する。

2 仮設トイレの設置

市（経済産業部）は、トイレ不足の解消を図るため、仮設トイレの設置対応を行う。

(1) 市防災備蓄品

仮設トイレ、簡易トイレ、非常用トイレ袋を指定避難所等に運搬する。

(2) 流通在庫（仮設トイレ）の確保

市との協定に基づき、協定先業者に在庫の確保と供給支援を要請する。また、仮設トイレレンタル業者に供給支援を要請する。

【仮設トイレ設置の優先順位】

①避難所・避難場所 ②高層集合住宅地 ③住宅密集地

3 収集・処理

(1) 応援要請

①協定締結業者

収集車両が不足する場合は浄化槽対策協議会に応援要請を行う。

②他自治体

上下水道の被害状況に応じて、自治体間で締結している相互応援協定に基づき、収集車両、便袋等の支援要請を行うとともに、し尿処理施設の被害状況に応じて、自治体間で締結している相互応援協定に基づき、し尿の受け入れ要請を行う。

(2) 土壌還元

市（環境部）は、し尿処理施設の被害状況に応じて、し尿の埋め立て（土壌還元）の可否について保健所と協議する。

3 廃棄物処理

活動目標

1 時間以内	◆ 被災状況確認
1 2 時間以内	◆ 発生廃棄物の種別及び発生量の推定開始 ◆ 廃棄物ストックヤード調査開始
2 4 時間以内	◆ 廃棄物ストックヤードの決定 ◆ 廃棄物の収集・処理方針の決定 ◆ 応援要請
4 8 時間以内	◆ 廃棄物の収集・処理方針の広報活動開始

72時間以内	◆ 廃棄物の収集開始 ◆ 廃棄物の自己搬入受付開始
--------	--

活動方針

市（環境部）は、柏市一般廃棄物処理業協業組合、柏市再生資源事業協業組合等と連携して、廃棄物処理対策を行う。

1 廃棄物処理方針の決定

南部・北部クリーンセンター、クリーンセンターしらさぎ、最終処分場、リサイクルプラザ、柏プラネット、関係施設及び車両や職員・従業員の被災状況を把握し、廃棄物の収集・処理方針を決定する。

※ ごみ処理施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 12-5】

2 収集・処理

(1) 発生廃棄物（種別及び発生量）の推定

建物被害や避難所情報等により、避難所ごみ、一般ごみ等の生活廃棄物や瓦礫や家財等の地震廃棄物等、発生廃棄物の種別ごとの発生量を推定し、収集・処理方針を検討する。

(2) スtockヤードの選定

①調査

南部・北部クリーンセンター、クリーンセンターしらさぎ、最終処分場の敷地内のほか、市有地等の調査を行う。道路障害物のStockヤードについては廃棄物の仮置きが可能な市有地等の調査を行う。

②選定

市有地を優先し、廃棄物Stockヤードの候補を選定し、候補地の地域住民との調整を経てStockヤードを決定する。

(3) 応援要請

廃棄物処理業協業組合、再生資源事業協業組合などの協定業者へ廃棄物の収集、運搬協力を要請する。

また、収集車両が不足する場合や他自治体や応援協定業者の支援が必要と判断される場合は、自治体間で締結している相互応援協定や廃棄物処理業協同組合、再生資源事業協業組合と締結している廃棄物等運搬協定に基づき応援要請を行う。

(4) 廃棄物の収集

道路事情や避難所の開設状況、Stockヤードの状況により、通常とは異なる収集ルートとなるため安全確保を優先して収集作業にあたる。

収集にあたっては、腐敗等が生じやすい可燃ごみや容器包装プラスチック類を優先し収集体制を構築する。

(5) 廃棄物の受け入れ

震災により発生したがれき等の自己搬入を受け入れるとともに、状況に応じて特別回収を実施する。

第2 生活安定・安全対策

項目		担当部局	関係機関
1	応急教育・保育	こども部、学校教育部	保護者、学校医
2	文化財保護	生涯学習部	
3	防犯対策	総務部、避難所担当部局	柏警察署
4	動物対策	保健所	獣医師会、動物愛護団体

基本方針

- 速やかな応急教育の実施により、こどもの活動の場を確保する。
- 官民一体となって犯罪の発生を抑制する。
- 被災動物を保護し、危険動物の逸走による被害を防止する。

1 応急教育・保育

活動目標

24 時間以内	◆ 保護者引渡し ◆ 避難所運営支援
72 時間以内	◆ 教育・保育の場の確保 ◆ 学級の編成 ◆ 応急教育・保育の実施
1 週間以内	◆ 学用品の調達 ◆ 学校施設の工事復旧計画の策定

活動方針

1 応急教育の実施

(1) 災害発生直後の体制

地震災害発生直後には、傷病者の応急措置、避難等、園児・児童・生徒の安全確保と保護を優先して活動する。

- 安否確認と応急措置
- 保護者への引渡し
- 保護者へ引渡しができない児童の保護・保育を行う（保護者との連絡調整）
- 避難情報の収集と避難所運営の支援

(2) 心のケア対策

こどもは、災害後の生活に適應することが難しく、また、感情を表現することが苦手なため、ストレス度合いが高くなる傾向にある。学校でのケアは、市の教育委員会とスクールカウンセラーや養護教諭、担任教師など学校現場、専門機関そして地域が連携して取り組む。

(3) 応急教育の実施

学校長は、施設の被害状況を調査し、応急教育実施のための場所、教科書・学用品等の調達に努め、一刻も早い授業の再開ができる環境を整備する。

【施設の応急復旧】

被害が軽微な場合	■ 応急措置を講じ、教育を再開する
学校の校舎の一部が被害	■ 残存の安全な教室で再開する（臨時体制）
学校の校舎の全部が被害	■ 一時的に施設を閉鎖。近隣学校の校舎、公民館等の公共施設を使用して再開する。応急仮設校舎の建設を検討する。

【応急教育のおもな内容】

- 心の安定に配慮した授業内容
- 教具、資料を要するものはなるべく使用しない授業内容
- 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導
- 住宅・入浴・トイレ等の衛生指導

【学用品の調達及び支給】

- 支給の対象者
 - ・災害によって住家に被害を受け、学用品がなく、就学に支障を生じている児童生徒等
 - ・市立の小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒
- 支給の品目
 - ・教科書、教材、文房具、通学用品等
- 学用品給与の費用限度
 - ・被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内

2 授業料等の免除

児童（生徒）の被災状況に応じて、関係条例及び規則の定めるところにより授業料の減免を行うことができる。

2 文化財保護

活動目標

1 時間以内	◆ 施設入館者等の避難誘導 ◆ 火災等の出火防止
24 時間以内	◆ 被害拡大防止措置

活動方針

市（生涯学習部）は、所有者（管理者）と連携して、文化財の保護活動を行う。

1 人命救助・出火防止

災害発生時は、速やかに施設入館者等の避難、人命救助活動を優先して行うとともに、出火、消火、延焼防止等の対策をとる。

2 文化財の被害拡大防止

文化財に被害が発生した場合は、その所有者（管理者）は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財は県教育委員会へ、市指定の文化財は市教育委員会へ報告する。

また、関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

3 防犯対策

活動目標

72 時間以内	◆ 被災地域の警戒パトロール ◆ 避難所における防犯パトロール
---------	------------------------------------

活動方針

本部は、柏警察署と連携して、避難所や被災地域の防犯活動を行う。

1 不在家屋・事務所対策

被災者が避難所へ避難した後の不在家屋や事務所、又は店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法の発生、放火等からの防犯対策について万全を期すものとする。

柏警察署は、事件が発生、又は発生するおそれがある場合には、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

2 避難所対策

老若男女を問わず不特定多数の住民が生活を送る避難所では、主として女性・子ども・障害者が犯罪の被害者になる例が多く報告されている。

このため、こうした犯罪が発生しないよう、防犯活動をルール化し、柏警察署や避難所運営組織、地域住民との連携のもとで防犯パトロールを徹底する。

4 動物対策

活動目標

72時間以内	◆ 避難所における動物の適正飼育の助言を実施
1週間以内	◆ 関係機関に応援を依頼

活動方針

緊急災害時においては人命救助が優先であるが、動物の保護及び動物による人への危害防止の観点から、市（保健所）は、危険動物の逸走防止、被災動物の捕獲収容及び餌の確保等の救護措置を関係機関等との連携のもとに計画的に実施する。

1 被災地域における動物の保護

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、飼い主がわからない、負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

避難所での同伴ペットの衛生対策として、避難所での同居は原則禁止されているところであるが、避難所管理者の判断において、ペットの収容を可とした場合、収容場所・衛生管理等のルール策定について助言するとともに、飼育者の把握に努める。なお、盲導犬・介助犬・聴導犬などの補助犬については、避難所において飼育者と同居できるよう支援する。

- 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- 他縣市への連絡調整及び要請

第3 相談対応

担当部局	関係機関
総務部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局	県、柏警察署

基本方針

- 混乱防止と被災者の不安解消のため、災害相談窓口を直ちに開設する。

活動目標

48時間以内	◆ 災害相談窓口の開設
--------	-------------

活動方針

1 災害相談窓口の開設

本部長は、大規模な地震が発生したとき、必要に応じて市役所に被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に関する問合せの相談に応ずるための災害相談窓口の開設を指示し、相談・問合せ受付業務を実施する。

2 県による災害相談の実施

千葉県は、県庁内に被災者総合相談窓口を設置し、被災者への情報提供を行う。

(1) 個別相談窓口の設置

税務、福祉、医療、商工、農林及び水産、土木、都市、教育及び女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。

(2) 被災地への相談事業等の展開

災害によるショック、避難生活の長期化への対応、被災した住宅の復興を支援するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。

- 要介護者への巡回相談事業の実施
- 被災児童生徒及び親への相談事業の実施
- 住宅金融支援機構による住宅被災者に対する相談等の実施

(3) 関係機関との連携

被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市町村と緊密な連携を図る。

3 柏警察署による災害相談

柏警察署は、警察署又は派出所その他必要な場所に相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

第6節 災害救助法・激甚災害指定業務

担当部局	関係機関
総務部、保健福祉部	国、県

1 災害救助法

(1) 災害救助法の適用基準

市長は、市の災害の規模が次の害救助法の適用基準に該当する場合、又は基準をうわまわると予想されるときは、直ちに知事に報告し、災害救助法適用を申請する。

適用要請の特例（災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条）

市長は、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときには救助に着手するものとし、その状況を直ちに知事に報告するものとする。

【災害救助法の適用基準】

指 標 と な る 被 害 項 目	適用の基準	該当号
柏市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	150 以上	第 1 号
千葉県内の住家が滅失（り災）した世帯の数	2, 500 以上	第 2 号
そのうち柏市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	75 以上	
千葉県内の住家が滅失（り災）した世帯の数	12, 000 以上	第 3 号
そのうち柏市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	多数※ 1	
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	多数※ 2	第 4 号

（※ 1、※ 2 の場合には、知事が内閣総理大臣と協議する。）

(2) 救助業務の実施者

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長はこれを補助するものとなる。

ただし、市長は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは救助に着手するものとする。

また、知事は災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

【災害救助法による救助の内容等】

災害救助法第 4 条における救助の種類	本計画における関連箇所
収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与	第 3 章 第 2 節 第 6 避難対策
	第 3 章 第 3 節 第 2 建物等の応急復旧

炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	第3章第2節第4 応援要請・相互協力
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第3章第2節第4 応援要請・相互協力
医療及び助産	第3章第2節第3 災害医療
災害にかかった者の救出	—
災害にかかった住宅の応急修理	第4章第1節 生活の安定化を目指す
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	—
学用品の給与	第3章第5節第2 生活安定・安全対策
埋葬	第3章第2節第10 行方不明・遺体対応
死体の搜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	第3章第5節第2 生活安定・安全対策

「災害救助法」

災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として制定された法律。救助にかかる費用は、都道府県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担することを定めている。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間・・・・・・・・・・【資料編 12-1】

2 激甚災害の指定

(1) 激甚災害指定の手続

市長は、災害が発生した場合は、速やかに激甚災害指定の手続を行う。

- 市長は、被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する
- 知事は、市長からの報告内容により、必要と認めた時は内閣総理大臣に報告する（災害対策基本法第53条）
- 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めた時は中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する
- この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する

(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 災害に対しとられた措置
- その他必要な事項

(3) 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の二つの指定基準がある。

※激甚災害指定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 12-2】

※局地激甚災害指定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 12-3】

(4) 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第4章 復旧・復興計画

第1節 生活の安定化を目指す

項目		担当部局	関係機関
1	被災者の生活確保	総務部、財政部、保健福祉部、経済産業部	柏市社会福祉協議会、公共職業安定所、郵便局、日本放送協会
2	り災証明の発行	財政部	千葉県土地家屋調査士
3	義援金品の受入れ・配分	財政部、保健福祉部	柏市赤十字奉仕団

基本方針

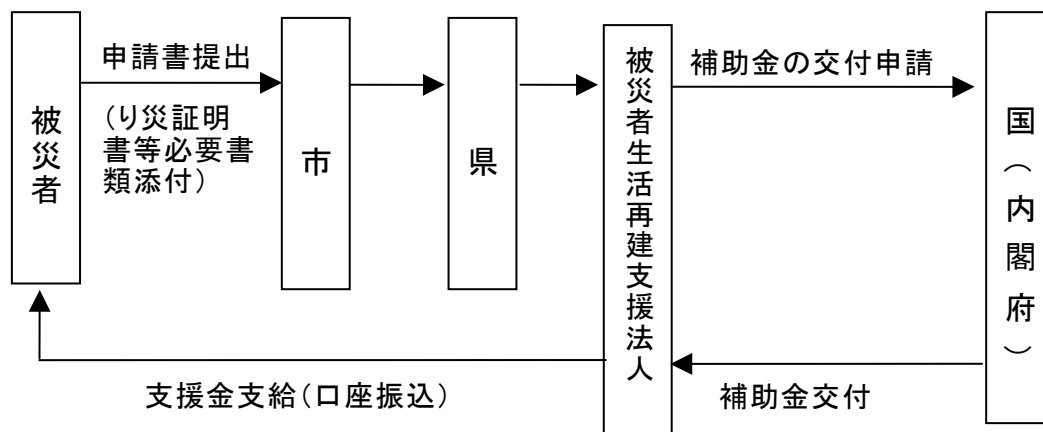
- 被災した市民、事業者の速やかな再建を支援する。
- 離職者に対し、雇用支援制度の情報提供と手続きの迅速化に努める。

1 被災者の生活確保

1 支援金の支給・貸付

被災者生活再建支援金	「被災者生活再建支援法」（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給する。				
	基礎支援金	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
		1 0 0万円	1 0 0万円	1 0 0万円	5 0万円
	加算支援金	建設・購入	補修	賃貸	
2 0 0万円		1 0 0万円	5 0万円		
災害弔慰金等	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び柏市災害弔慰金条例（昭和 50 年柏市条例第 16 号）に基づき、遺族に対し災害弔慰金を支給するとともに、障害を負った市民に災害障害見舞金の支給を行う				
	災害弔慰金	生計維持者	5 0 0万円	その他	2 5 0万円
	災害障害見舞金	生計維持者	2 5 0万円	その他	1 2 5万円
災害見舞金等	災害により住家に被害を受けた市民に対し、柏市災害見舞金等支給規則に基づき、災害見舞金、災害給付金を支給する。				
資金の貸付	被災者のうち要件に該当する者に対し、災害援護資金、生活福祉資金（千葉県社会福祉協議会）、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。				

【被災者生活再建支援金の支給の手続き】



2 租税等の特別措置

被災状況の必要に応じ、市税、介護保険料等の納税緩和・減免措置を行う。

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施するものとする。

3 雇用対策

就業のあっ旋等の雇用対策は、千葉労働局が公共職業安定所を通じて早期再就職の促進を図る。行う。

市（経済産業部）は、早期再就職を促進するため、離職者の状況を把握し迅速に県に報告するとともに、状況によっては、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

4 融資制度

市（経済産業部）は、災害により被害を受けた中小企業、農業者等の復旧を促進するため、資金融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な対策を講じる。

5 その他の施策

郵便事業(株)及び郵便局(株)は、災害救助法が発動された場合において、災害の様態及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じて、被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災者に対する郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い、災害寄付金送金のための郵便振替の料金免除を実施する。

千葉労働局は、震災による離職者の把握に努めるとともに、早期再就職の促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置に基づく失業給付等を行う。

日本放送協会は、災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

2 り災証明の発行

各種被災者支援を早期に実施するため、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

なお、り災証明書は住宅の応急修理等の被災者の生活再建を図る上で必要となることから、早期の復旧・復興につなげるため、遅滞なく交付できるよう実施体制を平時から構築する。

また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

調査体制	■ 被害を受けた住家等の被害調査（認定調査）を行うため、市（財政部）は調査班を編成し、調査方針などを検討し、調査体制を整える。
被害調査	■ 被害認定基準 ・ 内閣府住家被害認定基準に準じる。 ■ 応援職員の確保・研修 ・ 人員が不足する場合、他自治体や千葉県家屋調査士会等の協力を得るとともに、調査研修を行い公正性を確保する。 ■ 建物被害一次調査（外観調査） ・ 災害対策本部等の情報を基に一次調査（外観調査）を実施する。
発行受付	■ 市役所に申請窓口を設置する。
り災台帳	■ 被害調査結果を集約し、り災台帳を整備する。
り災証明書	■ り災証明書は、り災者の申請により、り災台帳を確認の上発行する。原則として被害調査を行っていない場合は、調査を行なった上で後日発行する。ただし、状況に応じてり災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）で被害が確認できる場合は、調査を省略するものとする。
広報活動	■ 被災建物の応急危険度判定と被害調査の違いを繰り返し広報する。

※住家被害程度の認定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 12－6】

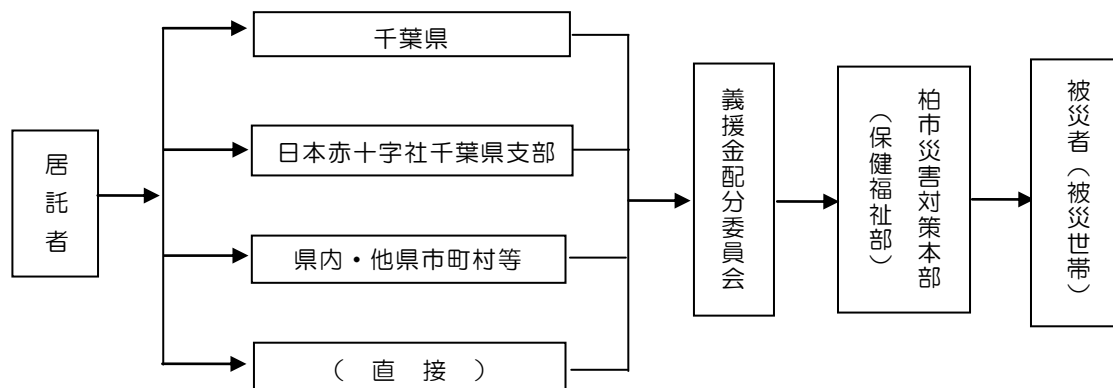
3 義援金品受入・配分

一般市民及び他の市町村等から寄託された義援金品を、迅速、確実に被災者に配分するため、市（保健福祉部）は関係機関と協力して活動を実施する。

義援金品の受付	■ 義援金品の受付に際しては、受付記録を行い、保管の手続きを行うとともに寄託又はその搬送者に受領書を発行する。
義援金品の保管	■ 義援金は、出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。

	■ 義援品は沼南体育館を保管場所として保管するが、状況により一般救済物資と同じく、中央公民館を保管場所とする。
義援金品の配分	■ 配分計画は、被害状況確定後、市長が決定する。 ■ 市（保健福祉部）は、災害義援金品配分委員会を設置し、世帯及び人員を単位として、義援金品の配分計画を立案する。 ■ 応急対策上現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長の指示により有効に活用する。 ■ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じふるさと協議会、柏市赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

【義援金品分配までの流れ】



【被災者支援事業一覧】

支 援 項 目	担当部局
被災者再建支援制度	総務部
地方税・国税特別措置	財政部
医療一部負担金の減額・免除	市民生活部
国民年金免除	市民生活部
医療保険料等の減額・免除	市民生活部
災害弔慰金、災害障害見舞金	保健福祉部
災害見舞金、災害給付金	保健福祉部
災害援護資金	保健福祉部
特別支援学校等への就学奨励事業	保健福祉部
介護保険料等の減額・免除	保健福祉部
障害福祉サービスの利用者負担等の減額・免除	保健福祉部
生活福祉資金貸付	保健福祉部
義援金に関する事務	保健福祉部
心と体の健康支援	保健所
母子父子寡婦福祉資金貸付	こども部
保育援助措置	こども部
幼稚園への就学奨励事業	こども部
災害孤児に対する生活支援・心と体のケア	こども部 (保健所連携)
商業・工業・農業者に対する復興支援	経済産業部
天災融資制度	経済産業部
応急仮設住宅（借上げ・建設）の供与	都市部
住宅応急修理の支援	都市部
義援金（市内被災者向け）受付	会計課
小・中学生への就学援助措置	学校教育部

※上記は、東日本大震災に実施された主な支援制度・事業である。各部局は、上記その他の支援について検討又は国・県へ確認する。

第2節 施設を復旧する

項目		担当部局	関係機関
1	災害復旧事業計画	各部局	国、県、その他の関係機関
2	ライフライン・道路等	各部局	ライフライン事業者

基本方針

- 被災した施設等の原形復旧とともに、再発を防止するための対策や改良を実施する。

1 災害復旧事業計画

災害復旧事業計画の作成	■ 市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。 ■ 関係機関は、復旧事業計画の作成にあたっては、被災原因および被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるものとする。
災害復旧事業の実施	■ 市は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県及びその他の関係機関と連携し、必要な職員の配備、応援及び派遣等について措置するものとする。

2 ライフライン・道路等

下水道	■ 応急対策終了後、被災状況や緊急性を考慮して、効果の大きいものから実施するとともに、耐震性を強化し防災上の向上に努める。
上水道	■ 同上
一般廃棄物収集・処理施設	■ 同上
電力	■ 病院、交通、公共機関、避難所等の重要施設の復旧を優先して行うが、被災の状況、緊急性を考慮して、効果の大きいものから実施する。
通信	■ 同上
ガス	■ 被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め復旧を実施する。
道路・橋りょう	■ 通行障害の発生や二次被害の恐れがあるものを優先的に復旧する。
鉄道施設	■ 応急対策終了後、被害原因等の調査分析を行い、所定の計画に基づき復旧工事を実施する。
河川管理施設	■ 被災状況や緊急性を考慮して、効果の大きいものから実施する。
学校・病院	■ 学校・病院等は多くの市民生活に影響を与えるため1日も早く復旧計画を策定し、計画的な復旧を行う。
農業施設	■ 農業用施設管理者は、特に、管理する用水・道路・排水施設が被害を受けた場合は、公共性を含めた農業生産基盤上の重要性から、緊急に復旧を行う。

第3節 早期に復興する

項目		担当部局	関係機関
1	震災復興本部	総務部	県
2	震災復興事業	各部局	県

基本方針

- 被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変できる復興計画を策定する。
- 再建を進める住民や事業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行う。

1 震災復興本部

震災復興本部の設置	■ 市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災復興本部を設置するものとする。
震災復興方針の設定	■ 学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し震災復興方針を策定する。また、震災復興方針を策定した場合は速やかにその内容を住民に公表する。
震災復興計画の策定	■ 震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。 ■ 本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

2 震災復興事業

市街地復興計画のための行政上の手続の実施	■ 市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。 ■ 市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。
震災復興事業の実施	■ 市は、震災復興に関する専管部署を設置する。 ■ 市は、震災復興に関する専管部署を中心に、震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

キーワード検索

種別	No.	項 目	記載ページ
活動 主体 ・ 客体	1	個人・家庭	震 - 13、25、26、28、31、53
	2	町会・自治会・区等（町会等）	震 - 13、24、25、27、28、29、30、31、32、36、53、57、61、62 80、127、129、144、148、149
	3	自主防災組織	震 - 4、13、25、28、29、30、33、35、36
	4	ふるさと協議会	震 - 24、25、29、30、31、32、36、38、57、80、95、183
	5	保育園・幼稚園	震 - 26、44、49、84、165、184
	6	学校・大学	震 - 25、26、27、28、29、31、33、36、37、42、43、47、48、58 65、67、87、93、95、104、129、132、137、171、172、185
	7	事業所	震 - 56、89、33、39、93、105、130、140、152、155、157、158、 159、173
	8	消防団	震 - 25、28、29、30、31、53、54、93、111、112、113、130、132、 148、149
	9	電気・ガス・通信・鉄道	震 - 3、7、8、9、10、11、13、16、20、21、24、35、36、37、38、 39、40、41、44、72、73、81、98、101、102、103、104、108、 109、110、133、135、137、138、149、151、152、153、 155、185、
	10	要配慮者	震 - 2、24、28、29、32、35、36、45、48、49、54、57、60、61、 62、63、78、84、93、95、97、104、108、127、128、130、 131、132、133、136、147、149、168
	11	障害者・高齢者	震 - 2、25、28、33、40、42、45、60、61、63、127、128、130、 133、138、149、164、166、168、173、187、136
	12	乳幼児・妊産婦	震 - 4、25、61、123、128
	13	外国人	震 - 33、61、63、82、127、128、129、164
	14	女性	震 - 29、34、49、57、130、133、134、136、173、175
	15	こども	震 - 25、61、84、88、108、127、129、134、165、166、171、172、 173、184
	16	帰宅困難者	震 - 2、10、11、13、18、20、27、36、43、67、68、81、82、110、 137、138
	17	資格・人材	震 - 28、33、34、133、160、163
	18	ボランティア	震 - 12、13、27、33、34、63、71、72、83、106、108、112、119、 120、124、125、126、127、128、129、132、163、164、167、 174
	19	DMAT（災害派遣医療チーム）	震 - 55、56、83、114、115、116、120、121
	20	JMAT （日本医師会災害医療チーム）	震 - 83、114、116、120、121

種別	No.	項 目	記載ページ
対策 ・ 取組	21	業務継続（BCP）	震 - 2、3、22、27、72、73
	22	災害対策本部	震 - 4、5、34、38、46、62、81、82、83、87、88、89、90、91、 95、101、105、110、113、115、116、117、121、125、143、 144、149、152、153
	23	地区災害対策本部	震 - 24、29、35、36、45、62、80、81、82、83、84、85、89、90、 95、96、100、104、107、119、127、142、143
	24	応援要請・受援	震 - 25、55、69、80、81、82、83、85、86、87、70、71、91、106、 111、112、114、116、120、121、122、123、124、126、142、 143、144、146、154、155、156、157、160、168、169、170、 177
	25	情報伝達（広報）	震 - 2、36、44、46、48、63、101、103、108、116、128、136、 138
	26	消防・救助	震 - 53、54、80、87、111、112、115、140
	27	医療・救護・保健衛生	震 - 4、5、11、29、55、56、83、114、115、119、162、167、175
	28	要配慮者支援	震 - 29、32、61、62、127
	29	男女共同参画	震 - 2、29、34
	30	動物対策	震 - 49、82、133、134、166、171、174
	31	避難場所・避難所・福祉避難所	震 - 24、25、27、28、41、42、43、47、48、50、65、66、49、80、 83、107、110、111、122、127、131、132、136、139、169、
	32	避難所運営	震 - 24、29、32、58、80、87、95、122、124、130、132、133、 134、171、173
	33	備蓄体制・物資供給	震 - 41、57、85、142、144、154
	34	上水道・給水・井戸	震 - 4、12、21、28、32、38、39、40、41、52、55、57、59、60、 65、66、81、87、95、106、122、142、143、144、152、154、 165、168、169、185
	35	下水道・し尿	震 - 39、40、41、52、66、85、86、104、105、122、152、155、 165、166、167、168、169、185、188
	36	廃棄物	震 - 38、41、66、85、105、122、167、169、170
	37	耐震化・不燃化	震 - 24、27、39、40、41、43、52
	38	応急危険度判定・被災宅地危険度判定	震 - 33、86、122、159、160、161、162、182、
	39	応急仮設住宅	震 - 83、86、87、122、159、162、163、167、168、176、184
	40	液状化	震 - 18、20、51、52
	41	道路・橋りょう	震 - 51、53、94、104、115、151、156、157、158、165、185、 221
	42	土砂災害対策	震 - 86、148
	43	複合災害	震 - 37、38

種別	No.	項 目	記載ページ
	44	マニュアル作成	震 - 29、35
	45	防災訓練	震 - 24、25、27、28、32、35、36、53、63
	46	り災証明	震 - 82、107、122、180、181、182
	47	支援金・義援金支給・貸付	震 - 69、83、107、180、181、184
	48	震災復興本部	震 - 186
特性	49	地質	震 - 15
	50	震災履歴	震 - 18
	51	地震被害想定	震 - 21、51
	52	職員参集	震 - 81、88、98、99、111

震災編

付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画

風水害等編

大規模事故編

放射性物質事故編

第1節 対策の考え方

第1 計画策定の主旨

付－1

第2 基本的な考え方

付－2

第3 前提条件

付－3

第4 今後の課題

付－3

第2節 東海地震注意情報
から警戒宣言発令
までの対応措置

第1 東海地震注意情報の伝達

付－4

第2 活動体制の準備等

付－6

第3 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

付－8

第4 混乱防止措置

付－9

第3節 警戒宣言発令に伴う
対応措置

第1 活動体制

付－11

第2 警戒宣言の伝達及び広報

付－13

第3 警戒対策

付－19

第4 消防・危険物対策

付－20

第5 公共輸送対策

付－22

第6 交通対策

付－27

第7 上・下水道、電気、ガス、通信対策

付－30

第8 学校・病院・社会福祉施設対策

付－35

第9 避難対策

付－39

第10 救護救援・防疫対策・保護活動対策

付－40

第11 水防対策

付－41

第12 不特定多数の者が集まる施設の対策

付－41

第13 その他の対策

付－42

第4節 住民のとりべき措置

第1 住民のとりべき措置

付－44

第2 町会・自治会・区等のとりべき措置

付－46

第3 事業所のとりべき措置

付－47

第1節 対策の考え方

第1 計画策定の主旨

昭和 53 年 6 月 15 日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年 12 月 14 日施行された。

この法律は、大規模な地震（東海地震）の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成 13 年度に東海地震の震源等を再検討し、地震動、津波についてシミュレーションを実施し、その結果東海地震に係る強化地域として 8 都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の 263 市町村を平成 14 年 4 月 23 日に指定した。

この地域指定は、東海地震が発生した場合、震度 6 弱以上または、発生後 20 分以内に大津波（津波高 3m 以上）が来襲する地域を基準としている。本市を含む千葉県域については、東海地震が発生した場合の震度は 5 強程度の揺れが予想されることから、強化地域としては指定されなかった。そのため、本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。しかし、震度 5 強程度の揺れであっても、局部的にかなりの被害が発生することが予想され、加えて、本市は都心から 30km に位置する首都圏にあり、強化地域に隣接しているところから、東海地震予知情報や警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念されている。

このため、柏市防災会議は、東海地震に関する観測や予知の情報が発表された場合における社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生に当たっては、被害を最小限にとどめることを目的に「柏市地域防災計画（震災編）」の付編として「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定したものである。

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、
 - (1) 警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な対応措置
 - (2) 東海地震発生にあたって地震による被害を最小限にとどめるために必要な防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言の発令されたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置等を定めたものであるが、東海地震注意情報発表の報道開始時から警戒宣言が発令されるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、「柏市地域防災計画（震災編）」で対応する。
- 4 本市の地域は、東海地震に係る強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されない。したがって、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 5 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。
 - (1) 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に措置することとする。

- (2) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があることから対策の優先度を配慮する。
- (3) 東海地震が発生した場合の本市の予想震度に応じた対策を講ずることとする。
- (4) 本市及び防災関係機関並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。
- (5) 本計画は、「柏市地域防災計画（震災編）」の付編として位置づける。

第3 前提条件

本計画策定にあたっての前提条件は、次のとおりとする。

————— 計画の前提条件 —————

- (1) 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度 5 強程度と予測されている。
- (2) 警戒宣言発令時刻（東海地震予知情報の発表時刻）は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前 10 時から午後 2 時）とする。
なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとする。

第4 今後の課題

本計画の策定にあたっては、現行の体制下で考えられる対策を可能な限り盛り込んだ。

しかし、地震予知に係る対応措置は、震災対策上の歴史が浅いこともあり、具体的対応について、更に検討を加える必要のあるものがある。

第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

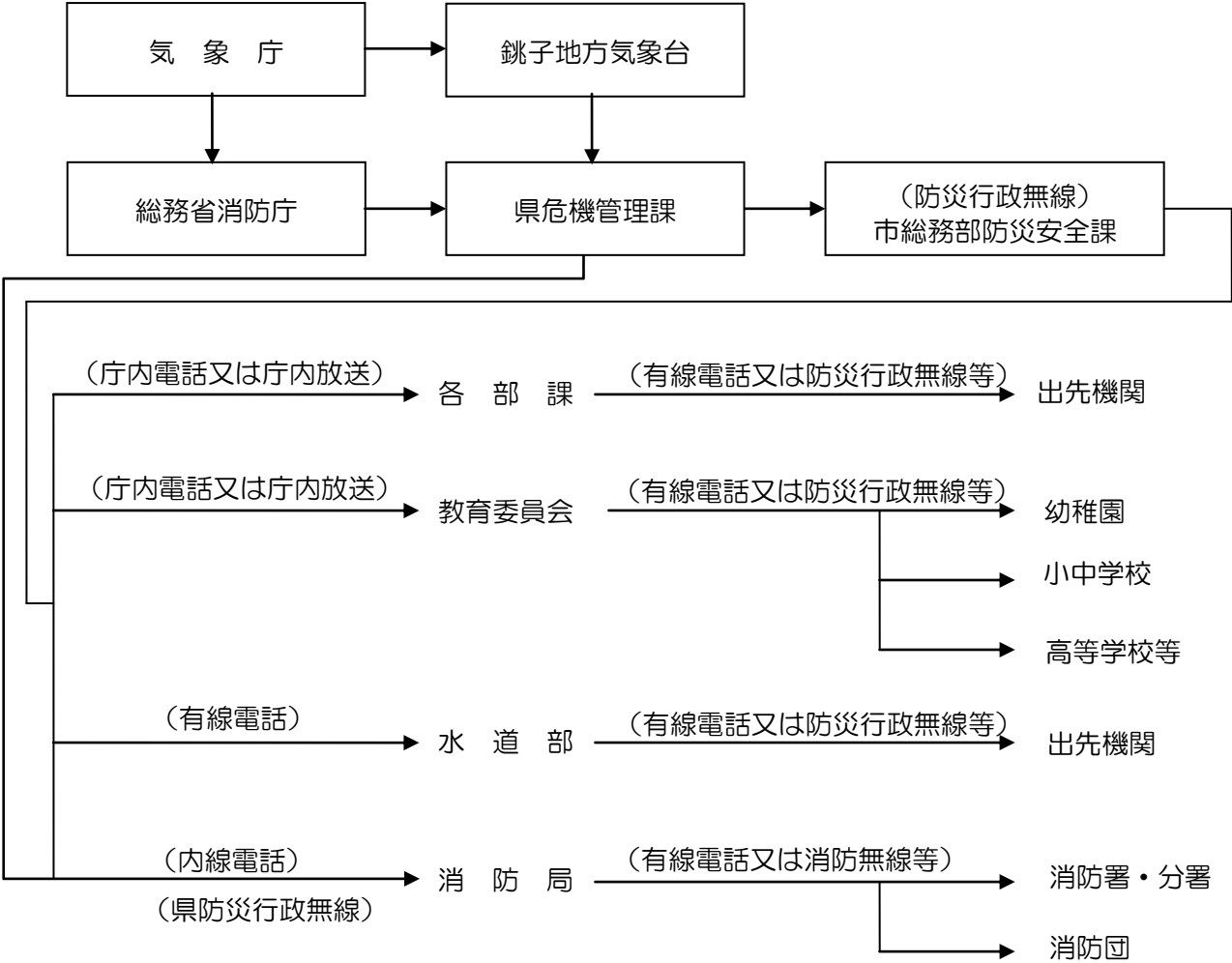
警戒宣言発令に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、ここでは東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

市は、県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合、内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



情報の伝達系統及び伝達手段

2 伝達体制

機 関	内 容
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局等に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、県出先機関、市町村、各防災機関へ伝達する。
市	市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を市防災行政無線、有線電話等で伝達する。
総務部	県危機管理課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を各部課、事務局へ伝達する。
保健福祉部	東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨各社会福祉施設、柏市医師会等へ有線電話等で伝達する。
こども部	東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨市立保育園、私立保育園等へ伝達する。※注1
その他の各部	東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を必要な関係機関、団体等へ伝達する。
教育委員会	市から東海地震注意情報の通報を受けた時はその旨を小・中・高等学校等へ伝達する。※注1
消防局	東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び各分署並びに消防団へ伝達する。
柏警察署	県警察本部から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を署内及び各出先機関へ伝達する。
その他の防災機関	各防災機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。※注2

注1 保育園、小・中・高等学校等に対しては、報道機関の報道開始後に伝達するものとする。

注2 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

3 伝達事項

東海地震注意情報発令に関する伝達事項は、次のとおりとする。

- (1) 市及び防災関係機関は、東海地震注意情報発令を伝達する他、必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) 判定会が開催され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動体制及び緊急措置を解除するよう速やかに連絡する。

第2 活動体制の準備等

東海地震注意情報を受けた場合、市及び防災関係機関は、直ちに災害対策本部等の設置準備のため必要な体制をとるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な措置を講ずるものとする。

1 市及び消防局

機関	内 容
市	(1) 市災害対策本部の設置準備 東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市災害対策本部の設置準備に入る。 なお、夜間・休日等の勤務時間外に東海地震注意情報の通報を受けたときは、守衛当直職員が対応するものとする。 (2) 職員の参集 職員の参集は、警戒配備体制(地震災害時の配備体制)に該当する職員とする。 なお、参集伝達は、職員参集メール及び各部局で定める情報伝達経路により行うものとする。 (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、市総務部防災安全課が防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のための必要な措置 ウ 県及び防災関係機関との連絡調整

機関	内 容
消防局	東海地震注意情報の通報を受けたときは、平素の消防業務（災害活動を除く）を停止又は縮小し、次の措置をとる。 (1) 震災警戒体制へ移行する (2) 全消防職員の非常招集及び消防団への伝達 (3) 震災消防活動部隊の編制 (4) 署隊本部の活動体制の強化 (5) 関係機関からの情報収集体制の確立

2 柏警察署及び県の機関

機関	内 容
柏警察署	(1) 災害警備対策室の設置 東海地震注意情報の通報を受けたときは、県警察本部に県警察災害警備対策室、柏警察署に柏警察署災害警備対策室を設置し、指揮体制を確立する。 (2) 警備要員の参集 東海地震注意情報の通報を受け、又は東海地震注意情報の事実を知ったときは、警備本部要員及び警備部隊要員は応招するものとする。 (3) 警備部隊を編制し、所要の警備活動を実施する。
県関係機関	(1) 県関係機関の体制 県関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに緊急対策をとるとともにおのおの災害対策本部設置の準備に入る。 (2) 職員の参集は、第二配備体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。 (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、次の所掌事務を行う。 ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のための広報 ウ 市及び各防災機関との連絡調査

3 その他の防災機関

東海地震注意情報の通報を受けたときは、各防災機関は、次のとおり実情に応じた防災体制をとるものとする。

機関	内 容	
鉄 道	東日本旅客鉄道(株)各駅	東海地震注意情報の通報を受けたときは、各駅は、地震防災隊の編制準備に入る。
	東武鉄道(株)各駅	東海地震注意情報の通報を受けたときは、関係者は警戒宣言の発令に備え指定された場所に出勤するものとする。
	首都圏新都市鉄道(株)各駅	東海地震注意情報の通報を受けたときは、社員の非常招集を行い、指定された場所に出勤して非常時の対応にあたる。
東日本電信電話(株)	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する体制をとる。 (1) 通話量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻そう発生時の重要通信確保のための規制措置等 (4) 電話利用の自粛等の広報活動	
・(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状態の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置	
その他の機関	東海地震注意情報の通報を受けたときは、各機関は、要員を確保し、待機体制をとるものとする。	

第3 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められ、地震防災対策強化地域判定会においてデータ分析等を行っている時期であり、住民の冷静な対応が望まれる。したがって、この時期の広報内容については、原則としてラジオ・テレビ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、現場で混乱発生が予想される場合は、各機関において必要な対応及び広報を行うとともに、互いに各機関に通報し、過不足のない住民広報を行う。

各ラジオ及びテレビの放送機関においては、東海地震注意情報の発表を受けた時点から、職員の動員等を行い、警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）されるまでの間、通常番組を中断するなどして、主として次により放送を行うこととしている。

- 1 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
- 2 政府が行う準備行動の具体的な内容について
- 3 万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
- 4 地域住民に対する沈着、冷静な対応の要請について
- 5 今後、警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時に予想される交通規制等の内容について

第4 混乱防止措置

東海地震注意情報の発表により種々の混乱のおそれのあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するため、各防災機関は、次により対応策を講ずる。

機 関	内 容
県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項
市	市各部及び防災関係機関の協力を得て、次により対処する。 (1) 混乱防止に必要な情報の収集、県及び防災関係機関に伝達 (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項
消防局	市長の指示により、次の事項について実施する。 (1) 住民に対する呼びかけ ア 情報の把握に関すること イ 出火防止及び初期消火に関すること ウ 倒壊又は落下物防止等に関すること エ その他被害防止の措置に関すること (2) 事業所に対する呼びかけ ア 防災体制の確立に関すること イ 情報の収集伝達等に関すること ウ 営業の継続停止及び退社等の措置に関すること エ 出火防止及び初期消火に関すること オ 倒壊又は落下物防止等に関すること (3) その他必要事項
柏警察署	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 (1) 広聴及び広報体制の整備 住民からの問い合わせ等に適正に対処するため広聴体制を整備する。 (2) 主要駅等の警備 東海地震注意情報の発表後、あらゆる手段を用いて、正確な情報収集に努め、混乱の予想される柏駅及び混乱の発生した駅等に部隊を配備する。

鉄 道 機 関	東日本旅客鉄道(株) 各駅	東海地震注意情報の通報を受けた場合、警戒宣言の発令（東海地震予知情報の発表）に備えて次により対応する。 (1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 ア 東海地震注意情報の通報を受けたときは、地震対策強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 (2) 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 (3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 (5) 状況により警察官の応援要請をする。
	東武鉄道(株) 各駅	警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。
	首都圏新都市鉄道(株) 各駅	東海地震注意情報の報道に伴い、掲示板、駅放送、車内放送により列車運行状況について旅客への周知に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 旅客の混乱が予測されるときは、警察官の救援を要請する。
	東日本電信電話(株)	東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑又はグレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間、又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置を定める。

第1 活動体制

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

東海地震予知情報が発せられ、または災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。

※震災編第3章第1節「活動体制を整える」参照

(2) 本部の所掌事務

- ア 東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- イ 各防災機関の業務に係る連絡調整
- ウ 社会的混乱防止に係る施策の決定、実施
- エ 報道機関等への情報提供
- オ その他必要な事項

2 県関係機関の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置するとともに、各機関に所定の対策本部を設置する。

なお、県災害対策本部は、県本庁舎5階大会議室に設置する。

(2) 配備体制

県災害対策本部の配備体制は、千葉県災害対策本部運営規定第10条に定める第三配備体制となる。また、各防災機関は、所管業務にかかる必要な防災体制をとる。

3 防災関係機関等の活動体制

- (1) 県警察、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、所管業務にかかる必要な防災体制をとるとともに、県及び市の地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。

ア 柏警察署

(ア) 警備体制の発令

(1) 警備本部の設置

イ 陸上自衛隊第1空挺団

計画に基づき災害派遣準備を実施する。

ウ 東日本電信電話(株)

(ア) 情報連絡室の設置

情報連絡室を設置し、各支店との情報の収集、伝達体制をとる。

(イ) 要員の確保

① 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。

② 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。

エ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

(ア) 情報連絡室の設置

情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。

(イ) 要員の確保

① 就労中の社員は、応急対策所定の業務に従事する。

② 休日、夜間等においては、非常招集により要員を確保する。

オ 東日本旅客鉄道(株)東京支社

(ア) 地震災害警戒本部の設置

支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。

(イ) 地区地震災害警戒本部の設置

地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。

(ウ) 駅、区等地震災害警戒本部の設置

現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。

カ 東武鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)

災害対策本部を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。

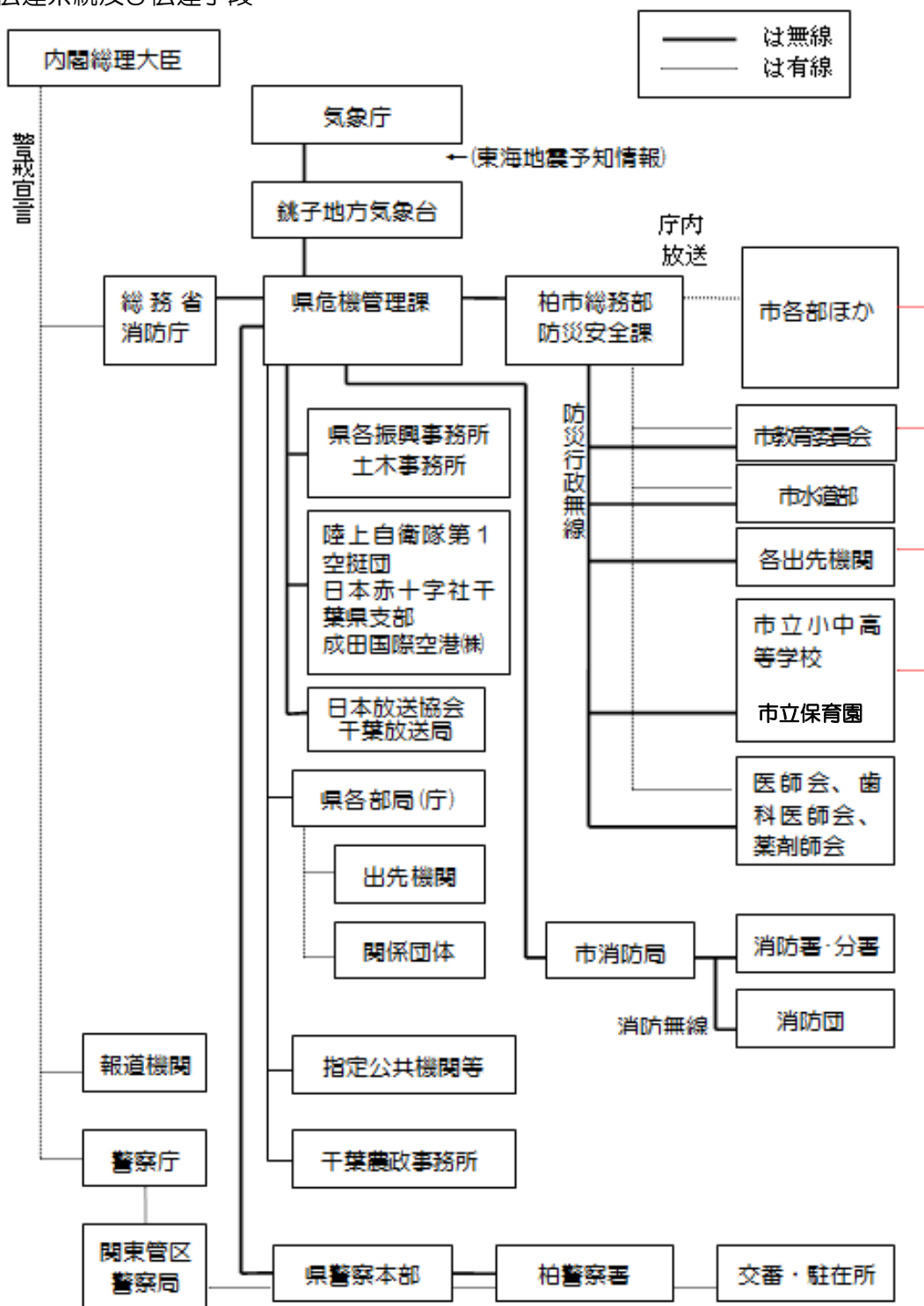
- (2) 市の区域内の公共団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、県及び市等が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について県及び市等に協力するものとする。

第2 警戒宣言の伝達及び広報

警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

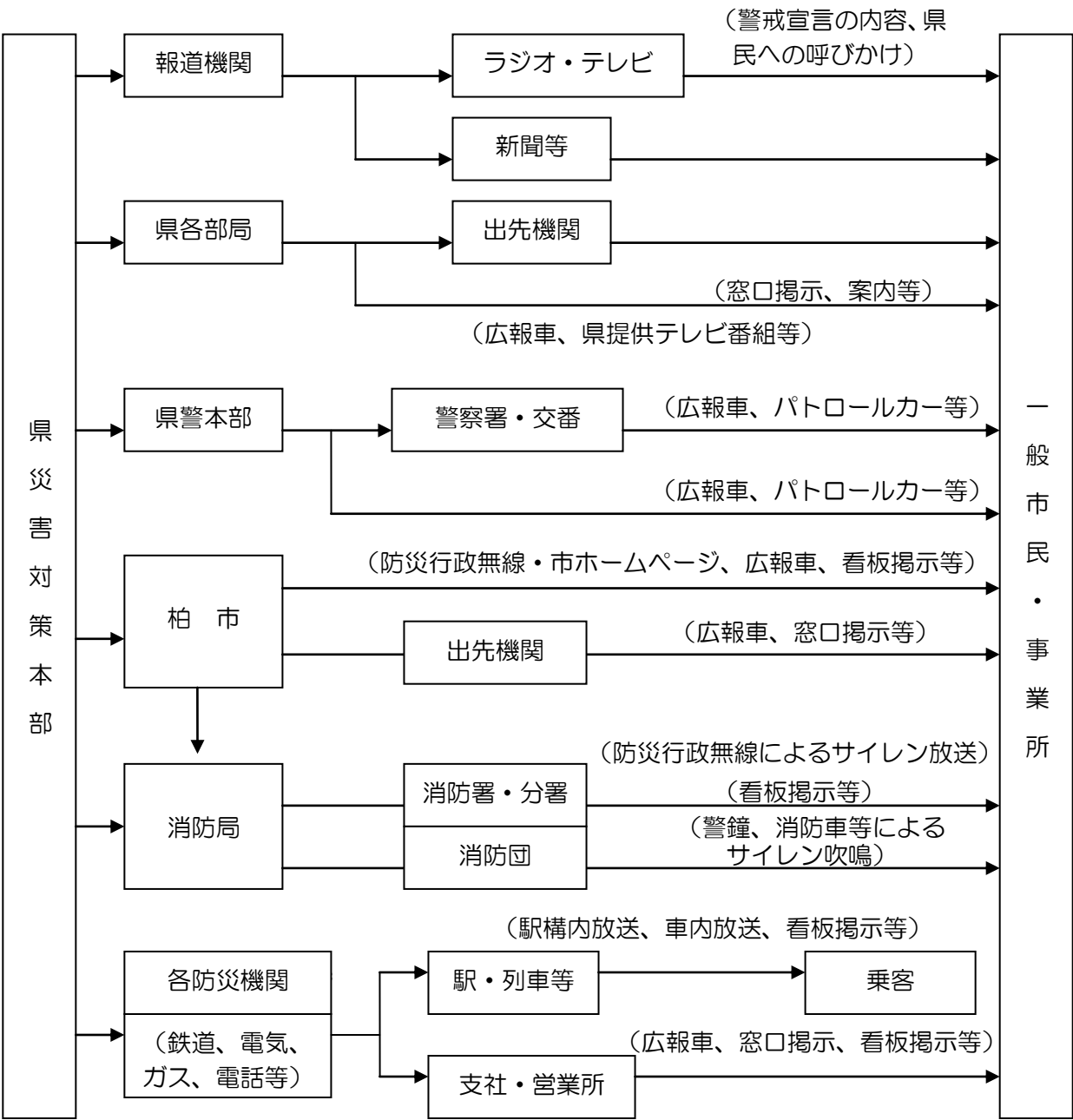
1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段



警戒宣言（東海地震予知情報）等の伝達経路

一般市民に対する警戒宣言の伝達及び手段は、次のとおりである。



一般市民に対する警戒宣言の伝達及び手段

(2) 伝達体制

機 関	内 容
県	1 警戒宣言及び東海地震予知情報等について、総務省消防庁から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、県防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、局、出先機関、市町村、各防災機関等へ伝達する。 2 県各部局等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関等に対し伝達する。
市	1 県から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を市防災行政無線、電話及びその他の手段により、市各部課、各出先機関、柏市医師会に伝達するとともに市教育委員会及び保健福祉部及びこども部を通じて、市立小中高等学校、保育園等に伝達する。 2 住民に対しては、市防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
消防局	1 警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各分署並びに消防団へ伝達する。 2 消防署は、広報車等所有の車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
柏 警 察 署	1 県警察本部から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線、及びその他の手段により署内及び派出所等へ伝達する。 2 市に協力し、交通、パトカー、白バイ等のサイレン設備のある車両は、サイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
鉄 道 機 関	※震災編第2章第3節第5「交通輸送体制」参照
柏市医師会	1 柏市医師会は、千葉県医師会又は市から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。
その他の 防災機関	1 県から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

サ イ レ ン	
吹 鳴（約45秒）	休止（約15秒）
	
（備考）吹鳴回数は3回とする	

(3) 伝達事項

警戒宣言が発令された際、伝達する事項は、次のとおりとする。

- ① 警戒宣言等の内容
- ② 本市への影響予想
- ③ 各機関がとるべき体制
- ④ その他必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発令された場合、駅、道路における混乱や電話の輻輳が予想される。これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、県、市、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。また、必要な情報を速やかに住民等へ広報するものとする。

(1) 市の広報

警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、重要な広報文は、予め定めておくものとする。

ア 広報の項目

- ① 警戒宣言の内容の周知徹底
- ② それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ③ 防災措置の呼びかけ
- ④ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、市のホームページ、メール配信等によるほか、町会・自治会・区等を通じて広報活動を行う。

(2) 各機関の広報

住民及び施設利用者等に対する広報は、市に準じて行う。

ア 広報項目

- ① 警戒宣言の内容の周知徹底
- ② 各防災機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
- ③ その他必要と認める事項

イ 広報の実施方法

各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来者、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。

(3) 住民及び事業所等のとるべき防災措置・混乱防止措置のあらまし

ア 正確な情報の入手（ラジオ又はテレビの情報、市の情報）

イ 火の始末

- ① 火を消す
- ② ガスの元栓を閉める。プロパンガスボンベの転倒防止措置を行う。
- ③ 危険物を安全な場所に移す
- ④ 電気器具のコンセントを抜くなどの安全措置を行う。
- ⑤ 火の使用が必要な所では、十分な注意をする

ウ 児童又は園児等の引き取り

エ 家庭内の整理

- ① 家族の役割分担
- ② 棚上の物をおろす
- ③ 家具の転倒防止
- ④ 窓ガラスなどにガムテープを貼る
- ⑤ 出入口を確保する

オ 水と消火の準備

- ① 消火器、バケツ等の用意
- ② 飲料水の確保及び水の汲みおき

カ 身軽な服装（活動しやすい服装・靴、頭を保護するもの）

キ 非常持出品を確認

- ① 非常時持出袋
- ② 懐中電灯、ローソク類、マッチ、ライター
- ③ トランジスターラジオ
- ④ 応急医薬品
- ⑤ 飲料水、水筒、非常食糧
- ⑥ 衣類、毛布等
- ⑦ その他

ク 混乱防止の呼びかけ

- ① デパート、商店街等の買い出しによる混雑防止
- ② 自動車利用の自粛、道路交通混乱の防止

- ③ 時差退社、駅等の交通混雑防止
- ④ 電話の集中使用の防止
- ⑤ 金融機関の混乱防止

3 報道機関への発表

県災害対策本部は、警戒宣言が発令された場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できることを目的として、報道機関に対して、各種情報の提供を行う。

第3 警戒対策

柏警察署は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。
なお、警戒体制下の活動として、次の活動を行う。

機 関	内 容
柏 警 察 署	(1) 警備本部の設置 (2) 警備本部要員及び警備要員の参集 (3) 警察署部隊の運用 柏駅等混乱のおそれのある駅、交通規制及び回誘導箇所並びに主要交差点等交通要点、金融機関、生活物資販売店、その他必要と認める施設の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配置するなど適切な部隊運用を図る。 (4) 通信機材・装備資機材の重点配備 (5) 補給の準備 (6) 通信の統制 (7) 混乱防止のための広報活動等 日常業務の処理の他、次のとおり住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 ア 市内の実態の把握に努める。 イ 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 ① 広報内容 ○ 警戒宣言及びこれに関する情報等の正確な内容 ○ 道路交通及び交通規制の状況 ○ 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ○ 公共交通機関の運行状況 ○ その他不法事案の予防及び民心安定を図るための正確な情報 ② 広報手段 ○ パトロールカー、広報車等車載拡声器による広報 ○ 交番勤務員による広報 ○ 警察署、交番等の備え付け拡声器による広報 ○ その他報道関係機関、防災関係機関を通じての広報 ウ 不法事案の予防及び取り締りを実施する。 エ 危険場所の警戒及び避難措置 オ 防災関係機関等との協力

第4 消防・危険物対策

1 消防対策

警戒宣言発令時は、平素の消防業務（災害活動を除く）を停止又は縮小し、次のとおり対応措置を講ずるものとする。

(1) 活動体制

警戒宣言発令時の対応措置は、次の事項を基本として行う。

- ① 震災消防部隊の編制強化
- ② 防災関係機関への職員の派遣
- ③ 資機（器）材及び救急資機（器）材の確保
- ④ 見張警戒体制の確保
- ⑤ 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告
- ⑥ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ⑦ 消防活動上、必要な情報の収集
- ⑧ 警戒派遣所の開設

(2) 住民（事業所）に対する呼びかけの実施

住民（事業所）に対する呼びかけは、サイレン、広報車等により他の防災関係機関と協力し、情報連絡体制を速やかに確立し、以下の事項を基本として行うものとする。

住民（事業所）に対する呼びかけのあらまし

住民に対する呼びかけ	情報の把握	テレビ、ラジオ並びに警察、消防、市からの正確な情報の把握
	出火防止	火気使用器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	ア 家具類、ガラス等の安全確保 イ ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編制、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	ア テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 イ 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ウ 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 エ 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、停止及び退社等	ア 集会場等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 イ 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ウ その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	ア 火気使用設備器具の使用制限 イ 危険物、薬品等の安全措置 ウ 消防用設備等の点検 エ 初期消火体制の確立
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 危険物対策

(1) 石油类等危険物の取り扱い施設

機 関	内 容
消防局	危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。 ア 操業の制限、停止 イ 流出拡散防止等資機(器)材の点検、配置 ウ 緊急遮断装置の点検、確認 エ 火気使用の制限又は禁止 オ 消火設備等の点検確認

(2) 化学薬品等取り扱い施設

機 関	内 容
消防局	学校、病院、研究所等の事業所に対して次の措置を実施するよう指導する。 ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 イ 引火又は混合混しよく等による出火防止措置

(3) 危険物輸送

機 関	内 容
柏警察署	危険物取扱業者等に対する製造、取り扱い、保管及び運搬の抑制について指導する。
消防局	ア 出荷、受け入れを制限するか、又は停止させる。 イ 輸送途上における遵守事項を徹底させる。
東日本旅客鉄道(株)	火薬類を輸送中の貨車及び石油、塩酸、硫酸等の危険物を積載してるいタンク車は、最寄りの安全と思われる駅等に抑留し、必要な場合には警察署、消防署へ連絡する。

第5 公共輸送対策

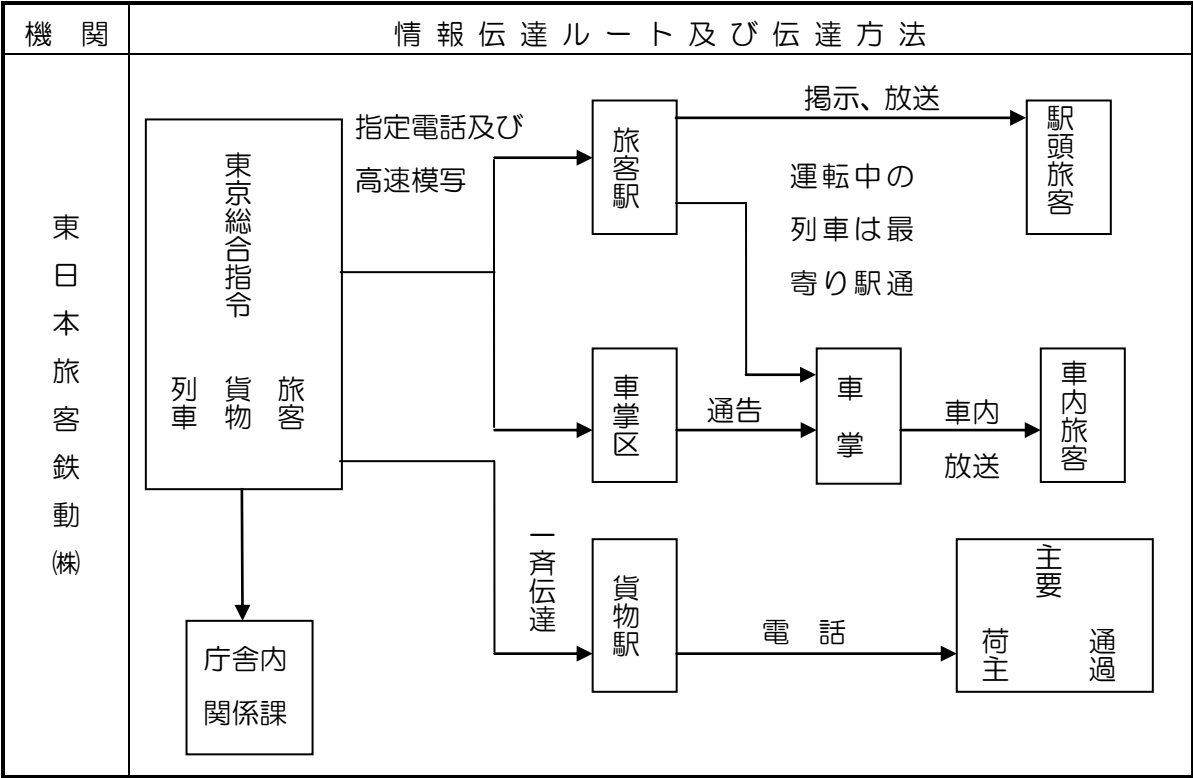
警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

1 東日本旅客鉄道(株)の措置

(1) 警戒宣言の伝達

ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、次に定める経路により伝達する。



- イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。
- ウ 旅客等への伝達は次による。
- (ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
 - (イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

- ア 東日本旅客鉄道(株)の運転計画の概要周知、旅行の自粛及び時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。
- イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って理解と協力を要請する。

(3) 列車の運転規制

- ア 警戒宣言が発令されたときの市域内の列車は、常磐線緩行、快速とも45km/hの規制速度にて減速運転を行う。
- イ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 主要駅の対応措置

- ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、東京支社及び千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。
- イ 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。
 - (ア) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
 - (イ) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
 - (ウ) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(5) 乗車券の取り扱い

- ア 地震防災対策強化地域内への着、通過となる乗車券の発売は停止する。
- イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- ウ 地震防災対策強化地域を通行する特急列車等の各列車は運転を中止するので、発駅まで無償送還の取り扱いをする。

(6) 現業機関の長のとるべき措置

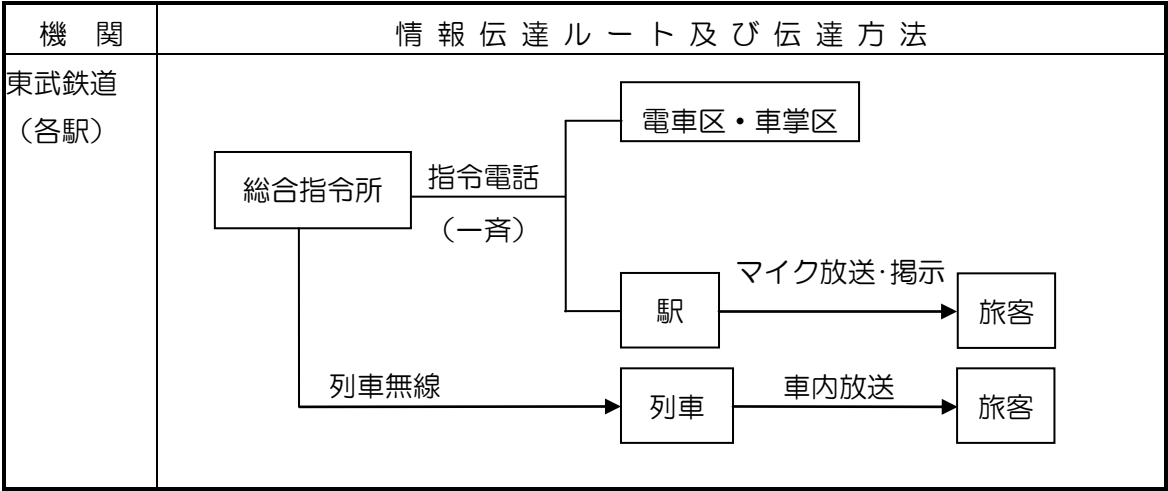
ア 出火防止措置

- (ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。
- (イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、一周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取り扱いの停止、制限等具体的措置をとる。

- イ 建築物設備の点検措置
建築物その他の施設等の倒壊、落下等の恐れのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。
- ウ 食糧及び飲料水の確保
 - (ア) あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食糧のあっせん及び非常用食糧の確認をする。
 - (イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2 東武鉄道㈱の措置

- (1) 警戒宣言の伝達
警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた際は、次の方法ルートで列車及び駅並びに乗客に伝達する。



- (2) 混乱防止対策
駅、車内等での混乱を防止するため、次の措置をとる。
 - ア 平常時から、運転計画の概要、旅行の自粛及び時差退社の協力について広報を行う。
 - イ 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。
 - ウ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等と呼びかけ協力を要請する。
 - エ 混雑により危険が予想される場合には、適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努めるとともに、階段止め、改札止め等の入場制限の実施、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
- (3) 運行方針
防災関係諸機関、報道機関及びJRとの協力のもとに、以下の基本方針により、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

警 戒 宣 言 発 令 当 日	翌 日 以 降
警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。 なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(4) 主要駅における対応

ア 旅客の安全を図るための措置

- ① 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。
- ② 状況により、改札止めの入場制限等を行う。
- ③ 状況により、警察官の応援を要請する。

イ その他の措置

- ① 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。
- ② 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 列車運転中止措置

列車の運行確保にあたっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

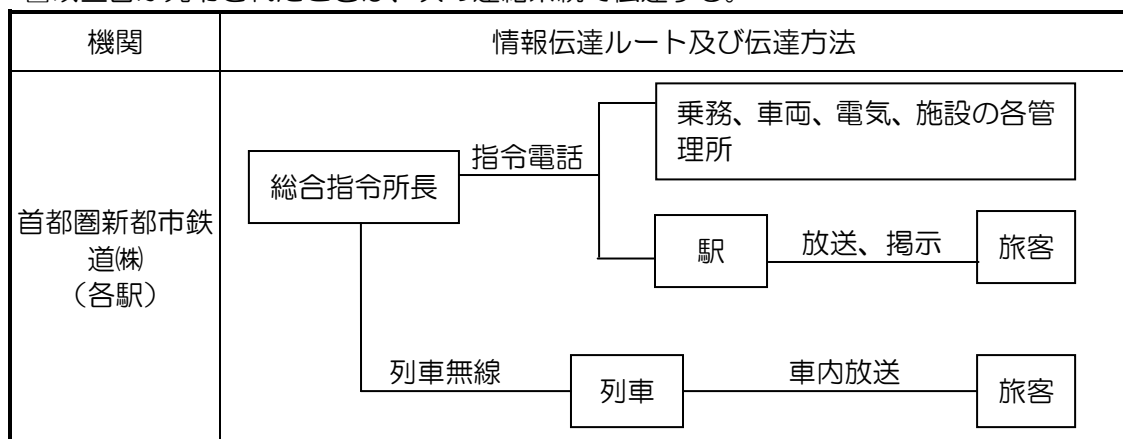
(6) その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

3 首都圏新都市鉄道(株)の措置

(1) 警戒宣言の伝達

警戒宣言が発令されたときは、次の連絡系統で伝達する。



(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュ時の混乱防止のため、次の措置をとる。

- ア 運行状況を掲示板及び放送により旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける。
- イ 適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努めるとともに、状況により改札の入場制限を行う。

(3) 列車の運行方法

ア 警戒宣言発令当日

通常ダイヤを使用して減速運転を行う。これに伴う列車の遅延は運転整理で対応する。

イ 翌日以後

平日ダイヤを間引きした臨時ダイヤで運転する。

(4) 主要駅における対応

- ア 非常招集社員の協力を得て、駅構内の混乱防止に努める。
- イ 適切な放送と掲示で旅客に周知する。
- ウ 状況により改札の入場制限を行う。
- エ 状況により警察官を要請する。

(5) 列車運行中止措置

旅客による混乱又は同業他社の運行中止等により、旅客の安全確保が困難と思われる事態が発生したときは、列車の運行を中止する。

(6) その他の措置

構造物、線路施設、電気施設を巡回点検して必要な応急処置等を行う。

4 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、おおむね次のとおり行う。

機 関	内 容
千葉県 バス協会	ア 路線バス ① 運行方針 各機関の協力をもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 ② 運行計画 a) 警戒宣言が発せられたときは、減速（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 b) 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。 c) 危険箇所等を通過する路線については、運転中止折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 d) 翌日以降については、前記a)～c)により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 e) 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 イ 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
千葉県 タクシー 協会	(タクシー・ハイヤー) 各機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。

第6 交通対策

1 交通対策

(1) 道路交通対策

警戒宣言が発令された場合、柏警察署長等は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、各機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

基 本 的 方 針	① 市内の車両の走行は、できる限り抑制する。 ② 地震防災対策強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 ③ 地震防災対策非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。 ④ 緊急輸送道路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。
-----------------------	--

警戒宣言が発令された場合、常磐自動車道、国道6号及び国道16号の3路線が広域交通規制対象道路に指定され、次の措置がとられる。

- ① 運転者に対する広報
- ② 交通情報の収集
- ③ 交通規制
- ④ 緊急輸送車両の確認事務

ア 広域交通規制の内容

警戒宣言が発令された場合は、必要により強化地域及びこれに隣接し、又は近隣する地域における交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送を確保するため交通の状況に応じて広域交通規制道路又は広域交通検問所のうちから区間又は地点を指定し、必要な交通の規制又は誘導を行う。

※ 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所（近隣地域）

路 線 名	広 域 交 通 検 問 所
常磐自動車道	谷和原インター、三郷料金所
国道16号	金野井大橋取付部
国道6号	新葛飾橋

イ 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

- ① 走行中の車両
 - 警戒宣言発令後は、走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使用しないこと。
 - ラジオ等により継続して東海地震予知情報及び交通情報を聴取しながら走行すること。
 - 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
 - バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
 - 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
 - 現場警察官等の指示に従うこと。
- ② 駐車中の車両
 - 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
 - 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること、やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切ること。

なお、エンジンキーはつけたままにして窓を締め、ドアはロックしないこと。

2 道路管理者のとりべき措置

機 関	内 容
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	(1) 道路施設に関する対策 ア 警戒宣言が発令された場合、その内容を考慮し、被害が予測される地域にあっては、重点箇所等の道路状況の把握に努める。 イ 地震発生にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置に伴い必要な補強、落下防止等の保全措置に努める。 (2) 道路交通対策 ア 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討する。 イ 公安委員会が実施する交通規則（特に緊急輸送道路確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。 ウ 警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを横断幕等を用いて行うものとする。 (3) 発災後に備えた資機(器)材、人員等の輸送体制 警戒宣言時等においては、発災後の緊急輸送道路確保に備えて資機(器)材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。
東日本高速道路(株)関東支社	(東日本高速道路(株)関東支社) (1) 警戒宣言発令時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。 (2) 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡同等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。 ア 東日本高速道路(株)の管理する高速自動車国道及び一般有料道路 県公安委員会が行う車両の地震防災対策強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。 イ 他道路管理者の管理する道路 関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。 (3) 警戒宣言発令時において、道路管理上、次の対策を実施する。 ア 道路 道路巡同等により、道路状況の把握に努める。 イ 電気通信設備 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。 ウ 工事中箇所 工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。
市	(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合には、防災関係機関と連絡を保ち、避難道路、緊急輸送道路等を重点に点検を行い、地震発生時に交通障害となるおそれのある道路の保全に努める。 (2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるよう、工事を中止し、保安対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。

機 関	内 容
柏市土木事務所 県土整備部	(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合は、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋りょう、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。 (2) 工事中道路の安全対策 緊急時に支障とならぬよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

第7 上・下水道、電気、ガス、通信対策

1 上水道

(1) 基本方針

警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が、緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに発災に備え、給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 要員の確保、連絡協力体制

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに緊急広報、施設の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、柏市管工事協同組合との連絡協力体制について確認する。

(3) 資機(器)材の点検整備

発災に備え、応急対策に必要な資機(器)材、車両等の点検整備を行う。

(4) 施設等の保全措置

ア 警戒宣言時に対応できるよう日常の施設、設備等の保安点検要領を定め、これに基づき、点検確認を実施し、緊急時に備える。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発令された以降の取り扱い管理には十分な注意を払う。

ウ 住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場において適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

(5) 広報

警戒宣言が発令された場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし水道部と地域づくり推進部は連携し、以下のとおり広報活動を行う。

広 報 内 容	(1) 警戒宣言発令時においても、通常の供給が維持されていること (2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、バケツを利用してフタをし、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 ウ その他 汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講じる。 (3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広 報 手 段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 (2) 防災行政無線、広報車による広報 (3) 指定給水装置工事事業者の店頭に掲示の依頼する。 (4) 市のホームページ等による広報

2 下水道

警戒宣言が発せられた場合には、資機(器)材の確保に努めるとともに、非常配備体制により対応する。

3 電気

東京電力(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発令された場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員・資機(器)材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策本(支)部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言(東海地震予知情報)が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機(器)材の確保

警戒宣言が発せられた場合、必要な資材、工具、車両、無線等の確保、整備をして応急出動に備えるとともに、保有資機(器)材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発令されたときは、電力施設に関し次に掲げる各号の予防措置を講ずる。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき、電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措施

仕掛け工事及び作業中の各電力施設等については、事故防止のため状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと (2) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること (3) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (4) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (5) その他必要な事項
広 報 手 段	(1) 報道機関〔テレビ、ラジオ等〕による広報 (2) 広報車等による広報

4 ガス

京葉ガス(株)及び京和ガス(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

(2) 人員の確保、資機(器)材の点検整備等

ア 人員の確保

勤務時間内	全社員に警戒体制の発令を伝達し、あらかじめ定めた要員は本部の指示に従う。
勤務時間外	要員に電話等により出勤を指示する。出勤場所は原則としてあらかじめ指定された場所とする。 なお、要員がテレビ、ラジオ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。
工事会社の動員	京葉ガス及び京和ガスの指示により、必要に応じて動員を行い警戒体制に入る。

イ 緊急用工具・資機(器)材及び車両の準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

- ① 初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機(器)材の点検を行う。
- ② 非常用の食糧、飲料、医薬品等を手配、準備する。

(3) 施設等の保安措置等

ア ガス工作物等の巡視・点検準備

予め定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。

イ 工事の中止

工事中又は作業中の工事は中止し、必要な安全措置を講じる。

ウ 連絡網の確認

無線及び電話等の連絡網を確認し、必要に応じ、通信設備の機能確認を行う。

エ その他の保安措置

本社、事業所等の見学者、訪問者に対して警戒宣言が発令された旨を伝達し、避難、帰宅させる。

(4) 広報

警戒宣言が発令された場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応（使用制限、供給停止等）について確認する。

広報内容	① 引き続きガスを供給していること。 ② 避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処置方法 ③ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合についての注意
広報手段	① 広報車等により、直接需要家に呼びかける。 ② 防災関係機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

5 通信

(1) 東日本電信電話㈱

警戒宣言が発せられた場合には、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として次のとおり対処する。

ア 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

- ① 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- ② 休日、夜間等においては非常招集を行い、必要な要員を確保する。

イ 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、東日本電信電話㈱東葛営業支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報

の収集及び伝達を行う。

なお、情報連絡室は千葉支店及び管内各機関に設置される。千葉支店情報連絡室は、次のとおりである。

設置場所：千葉支店災害対策室〔NMビル8F〕 電話番号：０４３－２１１－８６５２（代）
--

ウ 資機(器)材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- ① 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- ② 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- ③ 工事中施設等の安全装置

エ 応急対策

① 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- ・防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- ・一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

② 手動通話、番号案内

- ・非常、緊急通話の取り扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。
- ・番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

③ 電報

非常、緊急電線の取り扱いは確保することとし、地震防災対策強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

オ 輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っており、かかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

(2) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

警戒宣言の発令にあつては、防災関係機関としての機能を確保するため、携帯電話等の輻輳を防止し、防災関係機関等の重要通信を優先することを応急対策の基本とする。施設等が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施し、一般市民に大きな支障をきたさないよう努める。

ア 要員の確保

① 就労中の社員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

② 休日、夜間においては非常招集により要員を確保する。

イ 情報連絡室

速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

ウ 資機材の点検、確認等

① 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

② 災害復旧用資機材、車両の確認

③ 工事中施設等の安全対策

エ 応急対策

① 防災関係機関等の重要通信を優先的に確保する。

② 緊急を要する通信を優先的に確保する。

③ 一般通信については、通信の集中による輻輳を生じさせないよう状況に応じ利用の制限を行う。

第8 学校・病院・社会福祉施設対策

1 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）

市教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、市立学校については次のとおり対処する。

なお、連絡方法については、電話の輻そう等により、有線通信による連絡が不可能若しくは困難になることを十分配慮し、迅速かつ正確にできるよう、その手段を定めておくものとする。

(1) 在校時

ア 警戒宣言が発令後は直ちに授業を中止し、警戒解除宣言が発令されるまでは臨時休校の措置をとる。

イ 警戒宣言が発令された後、園児、児童、生徒等を計画にしたがって帰宅させる。

ウ 帰宅にあたって、園児又は児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という）に帰宅先を確認してから引渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。

エ 中学校及び高等学校生徒等については、個々に帰宅経路、手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。

オ 高等学校生徒等で遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。

カ 高等学校生徒等の帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に陥ることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。

(2) 校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、地震防災対策強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その地域の対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告を行うとともに、保護者への周知を図るよう努力する。

イ 遠足等の場合は、その地域の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、園児、児童又は生徒を在来校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は適宜保護等の措置をとる。

地震防災対策強化地域内の場合は、その地域の官公署と連絡をとり、その地域の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。

(3) 学校（園）におけるその他の対応策

ア 園児、児童又は生徒等を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒及び落下防止、火気及び薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ 学校（園）に残留し保護する園児、児童又は生徒のために必要な飲料水、食糧、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

ウ 残留する園児、児童又は生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めである緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

エ 残留する園児、児童又は生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、速やかに市教育委員会又は所轄庁へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。

イ 警戒解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

(5) 児童生徒に対する伝達と指導

学校は、東海地震注意情報の発表が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間に、適切な時期に学級指導又はホームルームに授業を切りかえ、東海地震注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒解除宣言発令後又は地震後の授業の再開等について説明し、児童生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発令された場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(6) 東海地震注意情報発表時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

東海地震注意情報の発表が報道されると、園児・児童の保護者が直ちに引き取りに来校する事態が予想される。

学校においては、東海地震注意情報発表時は授業を継続し、警戒宣言が発令された後に授業を中止して帰宅の措置をとることとしている。

したがって、そのような事態が起こることのないように、学校は平素から保護者に対して学

校の対応策を周知徹底しておく。東海地震注意情報発表の報道を得た家庭は、水、食糧、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止等、地震に対する被害軽減の措置をとりながら事後の報道に注意し、警戒宣言が発令された場合に園児又は児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるように連絡しておくことが大切である。

なお、前記のような事前の措置をとっても東海地震注意情報発表の報道で保護者が引き取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

(7) その他

地震防災対策強化地域からの通学者については、原則として、学校において保護する。

2 病院、診療所

(1) 警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし民間医療機関に対しては医師会等を通じて対応を要請する。

ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

イ 手術及び検査は、可能な限り延期する。

ウ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

エ 入院患者の安全確保に万全を期す。

オ 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

カ 水及び食糧の確保を図る。

(2) 柏市医師会の対応は、次のとおりである。

機 関	外来診療	入院患者	手術等
救 急 病 院	ア 可能な限り平常通りの診療を行う。 イ 救急患者の診療は継続的に行う。 ウ 緊急度が加われば二次、三次救急体制に入り軽傷患者の診療制限を行う。	ア 可能な限り患者の希望に応じ帰宅許可等を与える。 イ 緊急事態の進展度に応じ通常入院患者の制限を行う。	ア 医師の判断により可能な限り手術検査等の日程変更を検討する。
診 療 所	ア 可能な限り平常通りの診療を行い、同時に救急出動の体制を整える。		

3 社会福祉施設等

(1) 保育園、こどもルーム、こども発達センター、児童センター等

警戒宣言が発せられた場合には、原則として保育、事業等を中止して警戒宣言が解除されるまで臨時休園（休館・休所）の措置をとる。

ア 児童の扱い

- ① 児童は、あらかじめ定めた方法により利用者名簿確認のうえ、保護者に引き渡す。
なお、警戒解除宣言が発令されるまでの間は保護者において保護するように依頼する。
- ② 保護者の引き取りが済むまで、児童は、園等で保護する。
- ③ 園外における指導時には速やかに帰園するものとし、帰園後、園児を保護者に引き渡す。
また、交通機関、道路の状況等によって、帰園することが危険と判断される場合は、園及び市に連絡をとり、適宜の措置をとる。

イ 防災措置

- ① 施設設備、消火器、火気等の点検
- ② 転倒、落下の防止措置
- ③ 飲料水の確保、食糧、ミルク等の確認
- ④ 医薬品等の確認

ウ その他

- ① 児童の引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせをする。
- ② 職員、児童、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。
- ③ 児童センターは、保護者を同伴していない児童に対し、個々に帰宅経路、手段、所要時間、保護者の在宅状況等を確認してから帰宅させる。ただし、道路状況によって帰宅することが危険と判断される場合は適宜保護等の措置をとる。

(2) 社会福祉施設

各社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合には、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

ア 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

イ 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

ウ 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

エ 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食糧、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確認

オ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知

キ その他必要な事項

第9 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示（緊急）を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1 警戒宣言時の措置

(1) 避難勧告・指示（緊急）

市長は、消防署等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示（緊急）を行う。

(2) 避難所の確認

ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。

イ 防災設備等を確認する。

ウ 給食、給水用資機材を確認する。

エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は速やかに、県、消防等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する援護措置

(7) 児童、傷病者等他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。

(8) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(9) 生活必需物資の給与

(10) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

(3) 避難勧告、指示（緊急）体制の確立

防災行政無線、広報車等による避難勧告又は指示（緊急）体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、傷病者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第10 救護救援・防疫対策・保健活動対策

1 医療救護体制

医療救護体制の確立については、次のとおり行う。

(1) 医療関係機関の対応

医療機関との連絡調整ができるよう、柏市医師会に協力を要請する。

(2) 医薬品の確保

備蓄医薬品等の保管状況を点検し整備するとともに、柏市薬剤師会に対して、応急医薬品の確保及び供給できる体制をとるよう要請する。

(3) 日本赤十字社千葉県支部に対する要請

ア 血液業務

負傷者に対する血液供給体制の強化を図るため、発災に備え、供給体制を確保する。

イ 応急救護出動体制

医療資機(器)材及び医療救護班の応援要請を行う場合に備え、出動要請の連絡体制の確保を図る。

2 防疫対策

発災時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、次の事項を基本として、防疫対策実施体制を準備する。

(1) 感染症予防委員の選任、防疫作業員及びその組織化等の準備

(2) 発災後に必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認

(3) 飲料水の安全確保

3 保健活動対策

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進す

る。

- (1) 平常時より管内概況、地図、医療機関等施設及び要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況、医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。特に要配慮者の把握については個人情報保護に十分注意するものとする。
- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は県に派遣依頼をする。
- (4) 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第11 水防対策

警戒宣言が発せられた場合は、次の対応措置を講ずるものとする。

- (1) 要員確保について消防局と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている内水排除施設等の点検を実施する。

第12 不特定多数の者が集まる施設の対策

不特定多数の者が集まる施設に対して、混乱防止及び安全確保の見地から各機関は、次の対応措置を行う。

機関	対象施設	対応措置
消防局	不特定多数の者を収容する部分、主として次により対応するものとする。	
	映画館 集会場施設等	1 混乱防止の観点から営業を自粛するよう要請する。 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導する。 2 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。
	百貨店 大型店舗 病院、銀行等	1 百貨店、大型店舗等の食料品等の生活必需物資売場、及び病院、銀行等市民の生活維持に必要なサービスを提供する事業所は、可能な限り営業等を継続するよう依頼する。 2 百貨店、大型店舗等で売場の一部を営業継続する場合は、営業する部分と閉鎖する部分を明確にするよう指導する。
	テナントビル等	1 ビル内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。また、一般事務所については、努めて平常通り営業を継続するよう要請する。 2 店舗等の利用客に対しては、ブロック毎に必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導するよう指導する。 3 エレベーター（地震時管制運転装置を除く）は運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

その他の部局	所管施設	1 警戒宣言が発令されると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議のうえ閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。
--------	------	--

第13 その他の対策

1 給水体制

発災に備え、市（水道部）においては、本部との情報連絡及び保安点検強化、応急資機（器）材等の点検整備を行うとともに応急体制を確立する。

2 食糧等の配布体制

(1) 配布体制

被災者の救助に必要な備蓄物資等の輸送、配布を行うための体制をとる。

(2) 準備体制

即時調達体制を確保するため、百貨店、大型店舗、商工団体及び小売店等に物資の供給できる体制を整えるよう要請する。

(3) 運搬計画

- ① 備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の体制を要請する。
- ② 調達困難な食品、副食品及び生活必需品を県に要請する場合に備え、物資集積地を準備し、避難所等へ輸送できる体制をとる。

3 生活物資対策

警戒宣言発令時において、食糧及び生活必需品を取扱う百貨店、大型店舗、小売店等にできるだけ営業を継続するよう、売りおしみをしないよう、また、市民に対しては、大型店舗、小売店等の営業状況及び買い占め、買い急ぎ等しないよう、広報車、防災行政無線等により呼びかけを行う。

なお、公設市場は、生鮮食料品の安定を確保するため、平常通り市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うこととする。

4 金融対策等

警戒宣言発令時において、金融機関はできるだけ窓口業務を確保するよう、また、市民に対しては、金融機関の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを広報車、防災行政無線等により呼びかけを行う。

なお、金融機関は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮し、店頭の顧客に対しては警戒宣

言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するように配慮させることとしている。

また、市税の対応措置は、次のとおりである。

- (1) 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- (2) 警戒宣言発令中において、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講ずる。

県においても、県税は前記同様な対応措置を取ることにしている。

第4節 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、柏市は震度5強程度の揺れになると予想されているが、場所によっては、（１）壁に割れ目が入る（２）墓石・石どうろうが倒れる（３）煙突・石垣などが破損する（４）軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする（５）ブロック塀・門柱が倒壊する等の被害が想定される。

このため、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令（東海地震予知情報の発表）等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、町会・自治会・区等、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本節では、住民、町会・自治会・区等、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	（震災編に準じる）
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1 テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2 電話の使用を自粛する。 3 自家用車の利用を自粛する。 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1 警戒宣言情報（東海地震予知情報）を入手する。 （１）市の防災信号（サイレン）等に接した時は、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報（東海地震予知情報）を入手する。 （２）県、市、警察署、消防局等、防災機関からの情報に注意する。 2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 （１）家具、棚等の上の重いものをおろす。 （２）窓ガラスにガムテープ等をはる。 （３）ベランダの置き物をかたづける。 3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 （１）火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 （２）ガス器具等の安全整備を確認する。 （３）プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 （４）火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。

	4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 6 非常用飲料水、食糧を確認する。 7 救急医療品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 (1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 幼児、児童、生徒、高齢者、傷病者の安全の確認する。 (1) 幼児、児童、生徒、高齢者、傷病者（臨床者）が、安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により対応措置をとる。 13 エレベータの使用をさける。 14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
--	--

第2 町会・自治会・区等のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、この基準に準拠して対応措置をとる。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(震災編に準じる)
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1 テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。 2 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1 自主防災組織の活動体制を確立する。 (1) 自主防災組織の編制を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、消防局等防災機関から伝達された警戒宣言情報（東海地震予知情報）を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して、住民のとるべき措置を呼びかける。 4 防災資機(器)材等を確認する。 5 幼児、児童、生徒、高齢者、傷病者の安全対策措置を呼びかける。 6 食糧、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3 事業所のとるべき措置

消防法により、消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたる者）を定め、防災計画を作成するものとする。

防災計画作成上の留意事項は次による。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	（震災編に準じる）
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1 テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。 2 自衛防災体制の準備、確認をする。 3 消防計画等により、警戒宣言（東海地震予知情報発表）時にとるべき措置の準備確認する。 4 その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じて、防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1 自衛防災組織の活動体制を確認する。 (1) 自衛防災組織の編制を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。 2 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防局等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 3 危険防止措置を確認する。 (1) 施設、設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。 4 出火防止措置を確認する。 (1) 火気器具等の使用は、原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (3) 消防水利、機材を確認する。 (4) 易・可燃性物品を確認する。 5 防災資機(器)材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用資(器)材等を確認する。 6 食料品等生活必需物資を販売（取り扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 7 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、遊戯場、旅館等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。

	8 石油類、火薬類、高圧ガス等出火爆発等、周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては原則として営業を自粛する。 9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は原則として自粛する。 10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言（東海地震予知情報）の内容等を考慮して時差退社させる。 なお、近距離通勤者については徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 11 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
--	---

柏市地域防災計画

風

震災編

付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画

風水害等編

大規模事故編

放射性物質事故編

第 1 章 総則	第 1 節 計画の策定方針		
	第 2 節 防災関連機関の役割と業務大綱		
	第 3 節 市の概況と災害環境		
	第 4 節 風水害の被害	第 1 河川及び沼	風－ 2
		第 2 風水害の危険性	風－ 3
第 2 章 予防計画	第 1 節 災害に強い人と地域をつくる	第 1 自助・共助の育成	
		第 2 自助・共助・公助の連携	
		第 3 人材の育成・確保	
		第 4 災害対応力の強化	
	第 2 節 災害に強いまちをつくる	第 1 耐震化・不燃化	
		第 2 情報通信体制の強化	
		第 3 避難施設の整備	
		第 4 地盤被害の防止	
		第 5 治水対策	風－ 6
	第 3 節 災害に強い体制を整える	第 1 消防・救急体制	
		第 2 医療・救護体制	
		第 3 物資供給・給水体制	
		第 4 要配慮者支援体制	
第 3 章 応急対策計画	第 1 節 活動体制を整える	第 1 基本的事項	風－ 1 0
		第 2 活動体制	
	第 2 節 被害を最小限にいとめる	第 1 情報収集・伝達	風－ 1 2
		第 2 水防	風－ 1 9
		第 3 雪害対応	風－ 2 1
		第 4 避難対策	風－ 2 3

（注） 第 1 章の第 1 節から第 3 節は、震災編「第 1 章第 1 節から第 3 節」を、第 2 章の第 1 節第 2 から第 4 及び第 2 節第 1 から第 4 及び第 3 節第 1 から第 4 は、震災編「第 2 章第 1 節第 2 から第 4 及び第 2 節第 1 から第 4 及び第 3 節第 1 から第 4」を準用する。

その他、震災編と内容に変更のない計画については、震災編の計画を準用する。

第 1 章 総則

第4節 風水害の被害

第1 河川及び沼

柏市の災害に影響のある主な河川及び沼は、次のとおりである。

(1) 利根川

利根川は直轄河川として国が直接改修工事を行っているが、柏市の場合その中流部にあたり、治水利水とも重要な河川で、上流は野田市境より、下流は我孫子市境までの右岸堤防約 8.2km の延長にわたっている。

(2) 利根運河

利根運河は利根川と江戸川を結ぶ運河で、利根川から江戸川に向けて右岸を野田市、左岸を柏市、流山市を通り延長は約 8.0km（柏市にかかる箇所は約 3.7km）にわたっている。

(3) 手賀沼及び手賀川

手賀沼は利根川水系に属し、その周辺は 16.7km にわたり東に印西市、西に柏市、北に我孫子市、南に白井市と 4 市にわたっており、柏市が占める周長は、約 9.0 km になる。

手賀川は手賀沼（片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至る延長約 7.7 km（柏市にかかる箇所は約 4.3km）にわたっている。

(4) 大堀川

大堀川は源を柏市大青田新田地先の洪積台地に発し、途中、水田地帯を湿し、呼塚地先にて支川と合流して、根戸新田地先で手賀沼に至っている。流路の全延長は約 6.9km、流域面積は 3、097ha である。この大堀川は昭和 44 年 4 月に、一級河川に編入され、左岸は柏市高田字西前田から、右岸は柏市篠籠田字寺前から手賀沼合流点に至る 5.47km である。

(5) 大津川

大津川は源を鎌ヶ谷市中部に発し、高柳地先から柏市に入り、手賀沼土地改良区内の水田地帯を通り、途中準用河川上大津川と合流して、戸張新田地先で手賀沼に至っている。流路の全延長は約 7.9km、流域面積 3、589ha で、大堀川と同じく昭和 40 年 4 月に一級河川に編入されている。高柳字上砂地先から手賀沼合流点に至る 7.1km である。

第2 風水害の危険性

利根川や下水道等の整備により、大きな浸水被害は減少している。しかし、一方で土地利用や都市化の進展により、出水の危険が増大する面もある。

柏市の市域にかかわる水害の危険性を概観すると、次のとおりである。

(1) 利根川

利根川は国の直轄河川であり、柏市船戸山高野地先から我孫子市青山地先に至る右岸堤防約 11.2km が水害の影響区間であるが、その内 3 箇所、延べ約 0.4km が堤防危険度 A（水防上最も重要な区間）、15 箇所、延べ約 5.6km が危険度 B（水防上重要な区間）となっている。この堤防の一部、我孫子市青山地先に越流堤があり、堤防の上端を上回る水位の時は越流させることにより一時、田中調節池に遊水させ、洪水の調整を図っている。したがって、冠水地区図（図 34）のとおり柏区間に 8.2km の囲繞堤と 10.0km の周囲堤があり、その中が調節池として使用されている。

平時はこの調節池を農地として活用しているが近年、台風や集中豪雨等で利根川上流地域に大雨が降った際には、利根川が増水して越流堤を超えやすい現況であり、その都度農産物に被害が及んでいる。

(2) 利根運河

利根運河は、利根川と江戸川を結ぶ延長約 8.0km の運河として 1890 年(明治 23 年)6 月に完成した。水運の要所として多くの船が行き交ったが、鉄道や車の発達により徐々に衰退、昭和 16 年 12 月の大洪水で水堰橋が破壊、利根河口が閉鎖される。昭和 50 年 6 月利根河口に 5 基の水中ポンプを設けて利根川からの利水を目的に導水を開始。平成 12 年 4 月北千葉導水路の完成により、ポンプ 3 基を撤去し、環境用水として導水が行われており、現在でも利根川の洪水を受け入れる分派河川として重要な役割を担っている。

利根運河の増水による被害は出ていないが、船戸山高野の利根河口から流山市境、大青田までの堤防約 4.5km の内、堤防高不足として 3 箇所、延べ約 1.4km が堤防危険度 A、4 箇所約 0.9km が危険度 B に指定されている。

(3) 手賀沼及び手賀川

手賀川は手賀沼（片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至る延長約 8.0 km の国の直轄河川である。市内においては重要な水防箇所は無く、手賀沼の水を利根川に排水するための重要な河川となっている。

手賀沼は昭和 13 年と昭和 16 年の沼水位 YP+5.4m に達した時、柏市（当時柏町）も沼周辺の耕地は壊滅的な水害を被っているが、その後、昭和 31 年 11 月 16 日に農林省により、手賀川と利根川の合流部に 400KW のモーターと横軸斜流ポンプ 6 台が装備された手賀排水機場が印西市（当時木下町）に設置竣工され、更に昭和 42 年 2 月には、柏市（当時沼南町）片山地先の手賀沼から手賀川への流入箇所に利根川のローラーゲートの主水門 3 連と、舟通し門 2 門を装備した手賀沼調節水門が完成した。この水門により沼の湛水を調節、また、洪水前には予備放流等で調節し、更に利根川が洪水時で沼より水位が高くなっている場合、排水ポンプの可動により利

根川に放流することができ、また、北千葉導水事業においても新たに排水機場を整備し、利根川に放流することができるようにしている。

したがって、今日では洪水時において、排水機場等の特別な故障でもない限り、手賀沼及び手賀川自体としての被害は考えにくくなってきている。ただし、流入未改修河川においては、河積等がないために、一時的にはん濫を起こしている現況である。

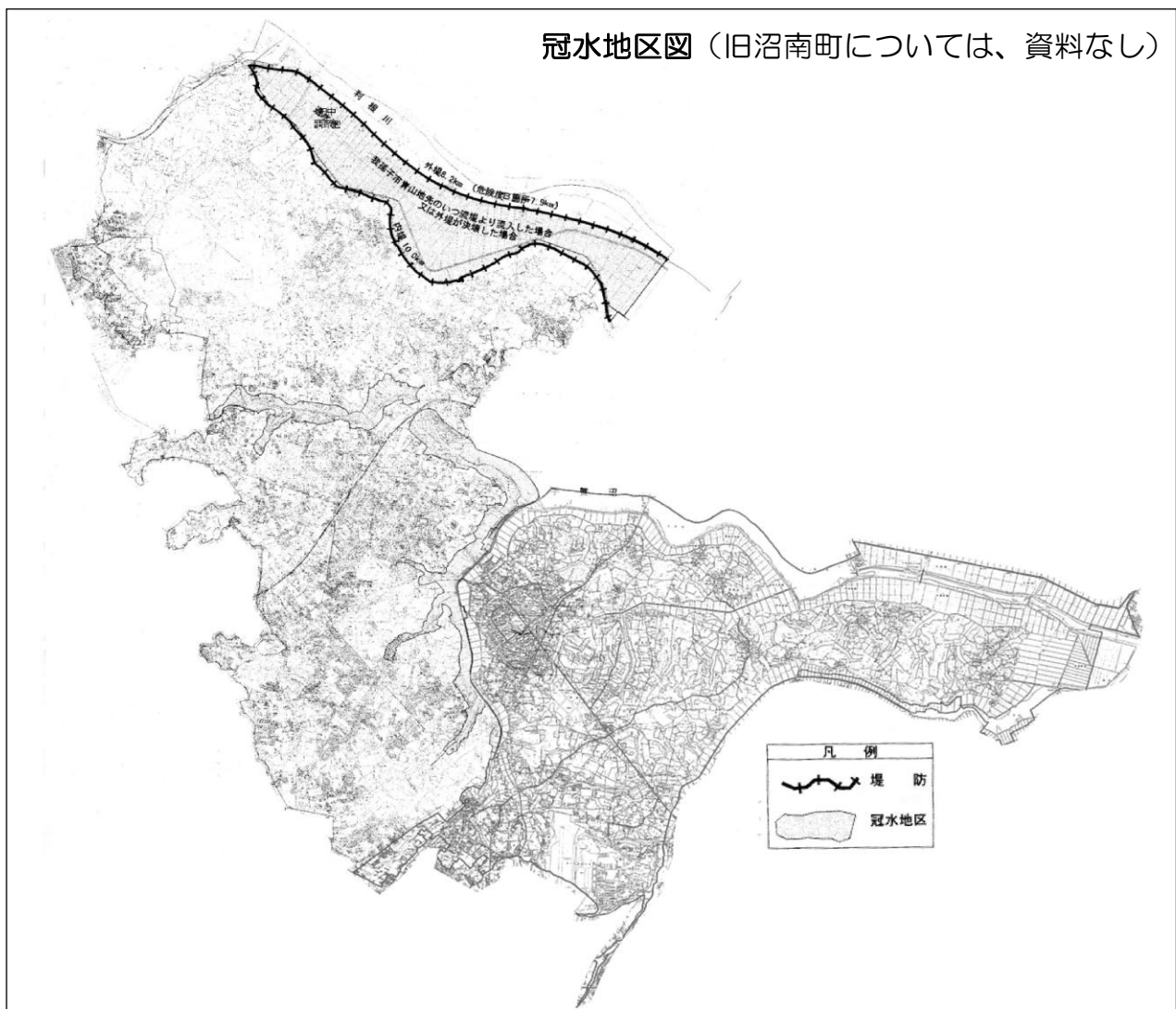
(4) 大堀川及び大津川

大堀川及び大津川とも手賀沼に流入する河川であり、大堀川については、時間降雨量 50mm の河道計画に対し、30mm 規模で整備されている。また、大津川については、河口部から約 4.7km の区間で時間降雨量概ね 50mm 規模で整備されている。

両河川とも未改修部分や計画規模を超える降雨時には、周辺農地への溢水、排水不良等が考えられる。また、急速な市街地化に伴って各所で宅地開発工事等が進行しているので、早期に河川敷の計画、入手、改修が望まれている。

(5) かんがい用排水路

利根川水系にある利根川土地改良区内用排水路については、洪水時における利根川からの逆流入は考えられない。よって危険区域の指定は行っていない。



第2章 予防計画

第5 治水対策

担当部局	関係機関
総務部、土木部	

現状と課題

- ◆ 台風や集中豪雨等により毎年家屋や店舗等で浸水被害が発生している。
- ◆ 雨水幹線整備については、計画延長に整備率が約50%と低い状況になっている。

基本方針

- 雨水幹線整備の優先順位を定め、下流から計画的に整備を進める。
- 浸水危険箇所を積極的に公表し、被害の最小化を目指す。

施策方針

1 水害予防計画

都市型水害対策	■ 浸水、冠水対策として、河川水路の改修や、大規模雨水調整池や公共施設の敷地を利用した公共貯留浸透施設の設置を進め、市街地における都市型水害対策を進める。
水循環に配慮した治水事業	■ これまでの排水整備事業に加え、雨水の地下浸透に配慮した治水事業を進め、地下水の涵養及び、平常時の水の確保に努めるなど、水循環に配慮した治水事業を実施する。
雨水流出抑制施設の整備	■ 開発行為における雨水流出抑制 ■ 宅地開発においては、調整池、浸透施設又は道路、公園などの公共施設との一体的な面整備により、計画的な雨水の排水流量の抑制に努める。 ■ 公共土木事業における雨水流出抑制 ■ 道路及び排水施設整備に伴い、透水性アスファルト舗装、浸透枳、浸透側溝等による整備を促進し、雨水流出抑制に努める。 ■ 中水道の活用 ■ 雨水の有効利用を推進する観点から公共施設の雑用水等への雨水利用の導入を図る。

2 河川改修の促進

河川改修計画	■ 現況 市内の河川は、国の直轄一級河川 3（国土交通大臣管理（利根川、利根運河、手賀川）、一級河川 5（知事管理（大堀川、大津川、手賀沼、下手賀沼、下手賀川）、準用河川 3（市長管理（諏訪下川、上大津川、上大津川支川））の計 11 河川ある。 ■ これまでの河川改修によって治水安全度は着実に向上しているが、近年は雨水が河川に十分排水されないことに起因する洪水被害が多くなっている。このため、雨水貯留浸透施設の推進、雨水調節池の整備など河川への総合的な流出抑制を講じる必要がある。
県への要望	■ 大津川改修事業について、早期完成を県に要請する。

3 公共下水道（雨水）の整備

雨水幹線整備	■ 大津川左岸第 6 号雨水幹線の整備を行なう等、浸水地域の削減に努める。 ■ 整備にあたっては下流からの整備を基本とし、床上・店舗浸水の発生が多い地域から順次進める。
--------	--

4 水害危険区域の対策

ハザードマップの公表	■ 河川の氾濫を想定した洪水ハザードマップや都市型水害の履歴を記した内水ハザードマップを作成・公表し、日頃の備えと災害時の迅速な行動を促す。
情報伝達体制の確立	■ 水想定区域内に存在する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

目標水準

指標の名称	現状値	目標値 (平成 32 年度)	指標の説明
公共下水道（雨水）の整備	56,330m (H28 年度末)	58,426m	雨水幹線の整備延長を表す数値

第3章 応急対策計画

第 1 節 活動体制を整える

第 1 基本的事項

1 配備体制

(1) 配備基準

本部	配備	配備基準	参集体制
—	注意 配備	■大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生が予測されるとき ■その他の状況により市長が必要と認めたとき	土木・総務各部の職員
警戒 本部	警戒 配備	■大雨、洪水、暴風、大雪等の警報が発表されたとき（自動配備）	土木・総務・地域づくり推進・経済産業・都市各部の警戒配備職員及び各部で必要とする職員
		■その他の状況により市長が必要と認めたとき	配備検討会議での決定または警戒本部の指示による
災害 対策 本部	非常 配備	■局所的又は全市的に災害が発生したとき ■その他の状況により市長（本部長）が必要と認めたとき	消防局職員を除く全職員

※消防局の参集体制は別に定める。

(2) 配備検討会議

① 配備検討会議の構成

次に掲げるものをもって構成する。配備検討会議の実施責任者は総務部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を総務部防災安全課に置く。

構成	協議事項
☐ 総務部長 ☐ 財政部長 ☐ 地域づくり推進部長 ☐ 都市部長 ☐ 土木部長 ☐ 消防局長 ☐ その他、災害の規模等により必要と認める部局長	その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ☐ 被害情報の収集 ☐ 県又は防災関係機関からの情報収集 ☐ 今後の対応策の決定と配備体制の検討 ☐ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 ☐ その他

2 警戒本部体制（警戒配備）

（1）警戒本部設置の指令

- 総務部長は、配備基準に該当する気象警報の発表、または市長が本部設置の必要があると認めた場合に警戒策本部を設置する。
- 総務部長は、配備検討会議での協議事項を踏まえ、副市長を通じて、市長に報告するとともに、この計画による配備基準に基づき警戒本部配備体制を指令する。

（2）警戒本部の組織

構 成	協議事項
■ 総務部長 ■ 地域づくり推進部長 ■ 経済産業部長 ■ 都市部長 ■ 土木部長 ※上記以外の部局は応援待機	その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ■ 被害情報の収集 ■ 県又は防災関係機関からの情報収集 ■ 今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 ■ その他

3 災害対策本部体制（非常配備）

※震災編に定めるところによる。

第２節 被害を最小限にいくとめる

第１ 情報収集・伝達

項目		担当部局	関係機関
1	※震災編の定めに準じる		
2	同上		
3	同上		
4	気象情報の収集・伝達	総務部、土木部	防災関係機関

基本方針

- 配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。

４ 気象情報の収集・伝達

活動方針

１ 警報等の種類・発表基準

(1) 気象情報

① 定義

気象庁銚子地方気象台は、異常気象等によって千葉県地域内に災害の発生するおそれがある場合には、法に定められた規定に基づいて、注意報、警報、情報等を発表し、関係機関に通報する。その定義は次のとおりである。

表 気象情報の定義

区分	内 容
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注意報	災害が予想される場合に、その旨を注意喚起して行う予報
警 報	重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報
情 報	台風、大雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

② 種類と発表基準等

気象庁銚子地方気象台が発表する気象情報の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

ア 気象情報の種類と発表基準

- ・ 注意報の基準
- ・ 警報の基準

イ 根拠法

種 別	根 拠 と す る 法 律 条 文
予報、注意報、警報、特別警報	気象業務法第 13 条、13 条の 2、同施行令第 4 条
水防活動用警報等	気象業務法第 14 条の 2

ウ 注意報、警報、特別警報文の構成

注意報、警報、特別警報文の構成は、おおよそ次のとおりである。

- 発表年月日時刻、発表官署
- 標題
- 注意警戒文（最も注目すべき事項を、二重括弧で囲み記述する）
- 本文
 - ・ 区域ごとの発表・変更状況
 - ・ 特記事項（特に警戒・注意すべき内容が記述される。また、警報への切り替えの可能性を述べることもある）
 - ・ 量的な予測
 - ・ 付加事項（現象に伴って起こる警戒すべき事項について記述する）

③ 発表の要領等

ア 2つ以上の注意報を同時に発表する場合には、標題に注意報、警報、特別警報の種類を併記して行う。

イ 災害に対する注意や警戒の必要がなくなった場合には、注意報、警報、特別警報は解除される。

なお、既に発表されている注意報、警報、特別警報の種類を変更する場合には、新しく注意報、警報、特別警報を発表して、切り替えることになっている。2 つ以上が同時に発表されていた後、必要のなくなったものを除く場合にも上記に準じて行われる。切り替えと同時に、それまでのものは自動的に解除される。

ウ 警報、注意報、特別警報の内容を補完して「大雨に関する気象情報」や「台風に関する気象情報」といった気象情報を発表することがある。

④ 記録的短時間大雨情報

防災機関がより嚴重な警戒、対応が必要になることを知らせるため、大雨警報を発表中に数年に一度しか発生しないような短時間に猛烈に降る雨（1 時間に 100 mm 以上）を観測（もしくは解析）した場合に、そのときの雨が尋常でないことを伝えるために発表する。

⑤ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考になるよう、千葉県と銚子地方気象台が共同で市町村単位に発表するものである。

ア 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表の対象とされないことに留意する。

イ 発表基準等

(ア) 発表

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。また、より厳重な警戒を呼びかける必要が認められた場合や土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要がある場合。

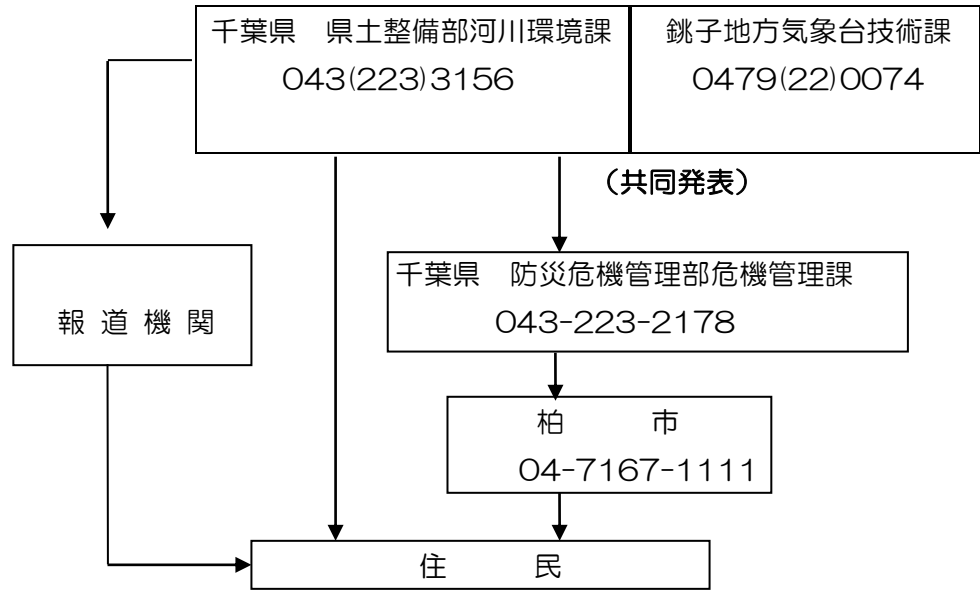
(イ) 解除

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

ウ 根拠法

種 別	根 拠 と す る 法 律 条 文
土砂災害警戒情報	災害対策基本法第 55 条、気象業務法第 11 条

土砂災害警戒情報の伝達系統



(2) 水防警報等（利根川）

水防警報及び洪水予報は、法の規定に基づいて、利根川を所管する国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で発表するものである。

ア 種類と発表基準等

国土交通省関東地方整備局及び気象庁が発表する水防警報等の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

① 水防警報等の種類と発表基準

※ 水防警報の種類、内容及び発表基準……………【資料編 13-4】

※ 洪水予報の発表……………【資料編 13-5】

② 根拠法

種 別	根 拠 と す る 法 律 条 文
水防活動用警報等	気象業務法第 14 条の 2
洪水予報、水防警報	水防法第 10 条

(3) 火災警報

火災警報は、気象庁銚子地方気象台からの情報（火災気象通報）に基づく気象の状況及び柏市の地域の状況等を判断して、火災予防上危険であると認めるとき、市長が消防法に基づき、一般市民の火災に対する警戒心を喚起するために発表する警報で、その発令及び解除の基準は以下のとおりである。

表 火災警報の発令及び解除基準

区 分	発 令 基 準
発 令	1 実効湿度 60%以下であって最小湿度が 40%以下になり最大風速が 7m/s を超える見込みのとき 2 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続に吹く見込みのとき
解 除	おおむね平常に復したと市長が認めたとき

2 警報等の伝達系統及び方法

気象情報等の受領伝達は、総務部防災安全課長が担当する。防災安全課長は、必要と認める場合は、速やかに総務部長を通じて、市長、副市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。

なお、火災警報信号・水防信号は 18 ページに示す図のとおり

(1) 土砂災害警戒区域等における情報伝達

① 伝達目安 ※夜間等状況に応じて情報伝達することとする。

	伝達手段	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)
1	防災行政無線		○	○
2	柏市ホームページ	○	○	○
3	かしわメール配信サービス	○	○	○
4	柏市公式ツイッター	○	○	○
5	広報車		○	○
6	テレビ	○	○	○
7	指定区域内住民への電話 (町会長を通じた場合も含む)	○	○	○
8	直接訪問		○	○
9	緊急速報メール			○

② 手段と内容

	伝達手段	内容	注意事項
1	防災行政無線	地域の住民等に直接的に 情報を伝える	雨風等で音がかき消されたりすることが あるため、気象条件、設置場所、建築構造 等により情報伝達が限られる
2	柏市 ホームページ	インターネットを通して 幅広く情報を周知する	インターネット接続利用者に限られる
3	かしわメール配 信サービス	登録者に対し、一斉に情 報を発信する	パソコン・携帯電話利用者に限られる
4	柏市公式 ツイッター	登録者に対し、一斉に情 報を発信する	パソコン・携帯電話利用者に限られる
5	広報車	対象区域を中心に巡回広 報する	周辺等一体が浸水等の被害を受けている 場合は、対象地域を巡回できない場合があ る。アクセスルートの確認も必要
6	テレビ	NHK、千葉テレビ、J COM等のテロップ	停電が発生した場合伝わらない恐れが高 い
7	指定区域内住民 への電話 (町会長を通じ た場合も含む)	土砂災害警戒区域内の住 民に直接連絡する	同時に複数の相手に連絡することが出来 ないため、町会長等の代表者に連絡する体 制を確認
8	直接訪問	土砂災害警戒区域内住民 宅に訪問する	外に出ること自体が危険な場合がある
9	緊急速報メール	屋内外、移動中を問わず、 特定エリア内の携帯電話 利用者全員に一斉配信 (一斉メール)する	住民以外でも当該エリアに居合わせた人 にも情報伝達されるので使用にあたって は要注意

3 気象情報の収集・伝達

応急対策を実施するため、柏市が必要とする気象情報等の収集については、次のとおり行う。
なお、伝達については他の気象警報等に準じて行うものとする。

(1) 気象庁銚子地方気象台からの情報

近年の気象災害の多発をふまえ、市町村等が行う避難勧告等の災害応急対応を的確に支援するため、都道府県を通じた伝達の補助的な伝達経路として、災害応急対応の判断に有効な情報をインターネットによる電子メール及び防災専用ホームページから情報提供を受ける。

(2) 国土交通省からの情報

市区町村の水防や避難勧告等の発令に必要な河川の水位、雨量レーダ等の基本的な情報、河川の洪水警報や水防警報等について、市町村向け「川の防災情報」の専用ホームページから情報提供を受ける。

(3) 民間委託による気象情報

市域の地域的気象特性に応じた気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を民間気象会社に委託し、市が防災対策を実施する上での状況把握基礎資料としての活用を図る。

なお、その端末機器は、総務部防災安全課及び消防局警防課内におき、防災安全課が管理する。

4 異常現象発見時の通報

災害対策基本法第 54 条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から情報を受けた警察官から通報を受けた時、又は自ら知ったときは、直ちに最寄りの県の出先機関、柏警察署及び銚子地方気象台、その他の関係機関に通報する。

通報すべき異常現象は次のとおりである。

- (1) 著しく異常な気象現象（例えば、たつ巻、強い降雷等）
- (2) 気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象（例えば、数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震）

表 火災警報信号

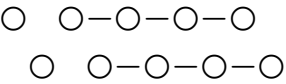
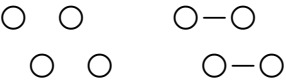
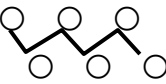
信号別	種 別	打 鐘 信 号	余韻防止付 サイレン信号	その他の 信 号
火 災 警 報 信 号	火災警報 発令信号	 (1点と4点のらん打)	約30秒  約6秒	掲示板 火災警報 発令中 吹流し 旗
	火災警報 解除信号	 (1点2個と2点のらん打)	約10秒 約1分  約3秒	□頭伝達、掲 示 板の撤去、吹流 し旗の降下

表 水防信号

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
警戒信号	○休止○休止○ (1点)	約15秒 約15秒 約5秒○ー休 止○ー休 止 約5秒
水防団員出動	○ー○ー○ ○ー○ー○ (3点)	約6秒 約6秒 約5秒○ー休 止○ー休 止 約5秒
居住者の出動	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ (4点)	約5秒 約5秒 約10秒○ー休 止○ー休 止 約10秒
避難信号	 (乱打)	約5秒 約5秒 約1分○ー休 止○ー休 止 約1分

第2 水防

項目		担当部局	関係機関
1	水防活動	総務部、土木部、消防局	防災関係機関
2	洪水予報の伝達	総務部、保健福祉部、都市部、土木部、消防局	

基本方針

- 配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。

1 水防活動

活動方針

1 水防配備体制及び活動内容

水防配備体制は、水防法に基づき策定している「柏市水防計画」に基づき、実施する。以下、その概要を記す。

2 水防本部体制

水防管理者（市長）は、水防法第 16 条による水防警報の通知等を受けたとき又は、その他水防活動の必要があると認めるときは、直ちに市庁舎内に柏市水防本部を設置する。

水防本部の組織系統、事務分掌及び市水防本部を中心とした水防活動体制図は、次に示すとおりであるが、市災害対策本部が設置されたときは、市水防本部の事務は災害対策本部が処理することとする。



配備体制別水防本部要員動員計画表

配備人員配備区分	本部長	副本部長	指揮監	副指揮監	総務班	広報班	土木班	消防班	田中康也 農林水産 部災害対 策班	応援班	摘 要
水防準備体制					2	—	—	2	—	—	
水防注意体制			1	2 〔総務部長 消防局長〕	3	—	7	11	—	—	
水防警戒体制	1	1	1	5	4	2	30	63 消防団 は別に 定める	2	—	

※ 災害対策本部を設置したときは、水防本部は災害対策本部に統合される。

2 洪水予報の伝達

活動方針

1 気象情報・洪水予報の収集・伝達

市（総務部、土木部、消防局）は、国土交通省関東地方整備局、気象庁銚子地方気象台が行なう洪水予報、国土交通省が行なう水防警戒をもとに、水位の監視、警戒活動を実施する。

2 浸水想定区域内の特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達

市は浸水想定区域内における主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット等を用いて自らも得るものとする。

※ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設……………【資料編 7-2】

3 注意を要する箇所

市内の河川その他のうち、特に注意を必要とする区域及び場所は、資料編の重要水防箇所に示すとおりである。

第3 雪害対応

担当部局	関係機関
総務部、企画部、地域づくり推進部、経済産業部、生涯学習部、学校教育部、土木部、消防局	国、県、柏警察署、柏市建設関連防災ネットワーク

基本方針

- 配備体制を整えるため、最新の気象情報を把握する。
- 専門機関から気象予測を入手し、危害の最小化に努める。
- 鉄道利用者・駅前滞留者に対し、駅前等で最新の災害情報・鉄道情報を適宜発信する。
- 帰宅困難者が発生する恐れがある場合、必要に応じて駅周辺の避難所を開設する。

活動方針

1 除雪作業

- ① 状況に応じ、関係業者の協力を得て人力と機械力による共同作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて通行制限の実施等の措置や砂又は散布剤等の散布を迅速に行うため、諸資機材の準備など道路管理体制の充実・強化に努めるものとする。

- ② 市長は、主要幹線道路を確保するため緊急に除雪作業を行うときは、地域住民、各種団体に対し協力を要請するものとする。

2 除雪対策の協議

柏市の主要幹線道路中、交通量の多いのは国土交通省所管の国道 6 号及び国道 16 号、県所管の松戸柏線等の一般県道、及び幹線市道であるが、除雪が必要な場合には、市土木部長は次表の機関と密接に連絡協議し、相互に協力を行うものとする。

【交通量による除雪目標と内容の一般基準】

区分	標準交通量	除 雪 目 標	実 施 内 容
第一種	1、000 台/日以上 ※一般国道が相当	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。	夏季とほぼ同じ路面状態を保つように、常時路面の維持作業を行う。特に指定された区間については、雪の運搬排除を行う。
第二種	500 台/日以上 ※主要地	2 車線幅員の確保を原則とするが状況によっては、1 車線幅員で待避所を設ける。バスの停	2 車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要限度に止める。

	方道等の幹線が相当	留所などは拡幅する。 全幅員除雪は極力早期に実施する。	特別の場合 1 車線交通になることがある。 夜間除雪は原則として行わない。
第三種	500 台 / 日未満 ※一般県道等の地方的幹線が相当	1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	各種車両の交通可能をもって限度とする。特別の場合短時間又は単区間交通不能になってもやむを得ない。

除雪路線	国道、県道、市道が除雪の対象となる。市道については、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考えて、第一種～第三種の別の区分を決定するものとする。
歩道部・歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう、処置するものとする。歩道橋については特に留意し、積雪のあった時には除雪に努める。

3 帰宅困難者支援

震災編第3章（応急対策計画）－第2節（被害を最小限にくだとめる）－第7（帰宅困難者支援）に定めるところによる。

第4 避難対策

	項目	担当部局	関係機関
1	避難指示・警戒区域設定	総務部、消防局	消防団、柏警察署
2	震災編の定めに準じる		

基本方針

- 避難勧告等を発令する場合は、住民等の安全確保のため関係機関との情報共有を徹底する。
- 休日・夜間の避難所開錠は、近隣住民等を含めた鍵の所持者が行う。

1 避難指示（緊急）

活動目標

1 時間以内	①危険状況を把握し、被害を予測する。 ②避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。 ③警戒区域を設定し、立ち入り制限、禁止、退去を命ずる。
--------	---

活動方針

1 避難者の誘導

(1) 避難周知

避難が必要な場合は、対象地域の全ての住民等に情報が伝わるようあらゆる手段を使って伝達する。伝達にあたっては、災害の発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めるとともに、要配慮者への配慮を徹底する。

(2) 避難誘導

災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

○ 在宅者等

消防団、消防局、警察官、町会・自治会・区等が協力して、組織的に避難を誘導する。その際、避難行動要支援者名簿（K-Net）に基づき、安否確認や避難所への誘導を支援する。

○ 学校、病院等

学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の安全を確保するため避難誘導を行う。

2 避難勧告・指示（緊急）

(1) 避難勧告・指示（緊急）の実施（解除）者

実施者	要 件	根拠法規	報告先
市 長	○災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命・身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条	東葛飾地 域振興事 務所
警察官	○市長が措置をとることができないと認めるとき、 又は市長から要求があったとき ○住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法 第 61 条 警察官職務執行 法第 4 条	警察署長
水防管理者 （市長）	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	警察署長
知事又はその命を受けた県職員	○市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水及び地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法 第 60 条 水防法第 29 条 地すべり等防止 法第 25 条	警察署長
自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条	総務部長

(2) 避難勧告等の内容

①避難対象地区（町丁名、施設名等）
②理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
③避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
④その他（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、生命・身体から危険を防止する必要が認められるときは、警戒区域を設定する。

【警戒区域が設定される場合】

設定権者：本部長（市長）、消防職員、警察官
○崩壊危険のある大規模建物周辺地域 ○施設の被害により有毒ガスの危険がおよぶと予想される地域 ○施設の被害により爆発の危険がおよぶと予想される地域 ○放射線使用施設の被害により被曝の危険がおよぶと予想される地域 ○その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

3 避難勧告・指示等の発令の判断基準

ア 洪水

本市では、利根川及び利根運河の2河川が、はん濫した場合に浸水の想定される区域が浸水想定区域として指定されている。

浸水想定区域における避難勧告や避難指示（緊急）の発令は以下の基準を参考に、気象情報や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

また、自然現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することを基本とするが、事態が切迫した場合は、浸水想定区域の浸水の深さも参考に堅牢な建物の2階以上に一時的に避難することとも考慮する。

① 利根川（田中調節池・基準水位観測所 芽吹橋）

避難勧告等の発令を判断する基準地は、浸水が想定されている各対象地区の堤防とする。なお、利根川右岸89.5km付近（柏市布施 重要水防箇所Aランク）の堤防高が最も低いため、この地点を特に注意する。

【対象地区】

船戸、船戸山高野、小青田、大室、花野井、布施、布施下、布施新町3、4丁目

種 類	内 容	基 準（各対象地区前の堤防）
避難準備・高齢者等避難開始	■ 要配慮者の避難の開始 ■ 避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる	■ 田中調節池周囲堤の水位が上端から4.0mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告	■ 危険区域の住民が避難すること	■ 田中調節池周囲堤の水位が上端から3.0mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ 田中調節池周囲堤等の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急）	■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること	■ 田中調節池周囲堤の水位が上端から2.5mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき

		・堤防の決壊を確認したとき ・河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき ・その他市長（本部長）が必要と認めるとき
--	--	--

② 利根川（手賀川、手賀沼、大堀川、大津川、染井入落、金山落沿い 基準水位観測所押付）

・浸水想定区域

堤防決壊地点については河口より76.0km 利根川右岸（我孫子市布佐付近）を想定し、浸水想定区域を定めている。

【対象地区1】

千間橋、水道橋、曙橋、布瀬、布瀬新田、手賀、手賀新田、片山、片山新田、泉（染井入落）、泉村新田、鷺野谷、鷺野谷新田

種 類	内 容	基準（押付観測所）
避難準備・高齢者等避難開始	■ 要配慮者の避難の開始 ■ 避難勧告・指示（緊急）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる	■ 避難判断水位（7.70m）を超過し、はん濫危険水位（7.90m）の超過が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告	■ 危険区域の住民が避難すること	■ はん濫危険水位（7.90m）を超過したとき ■ 堤防決壊想定地点付近で漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急）	■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること	■ 堤防決壊想定地点付近で大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき ■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

【対象地区2】

柳戸、泉（金山落）、金山、藤ヶ谷、若白毛、岩井、岩井新田、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、柏、柏下、戸張、戸張新田、北柏1～5丁目、柏堀之内新田、呼塚新田、根戸、根戸新田、松ヶ崎、松ヶ崎新田、高田、篠籠田、あけぼの3、5丁目、東柏2丁目、名戸ヶ谷、増尾、藤心、塚崎、高柳

種 類	内 容	基準（堤防決壊想定地点）
避難準備・高齢者等避難開始	■ 要配慮者の避難の開始 ■ 避難勧告・指示（緊急）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、3時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告	■ 危険区域の住民が避難すること	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、2時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急）	■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、浸水が1時間後に予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

※浸水時間については、利根川下流河川事務所のはん濫シミュレーション

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonage/>) を参考とする

・参考にする水位観測所

県水防テレメーター（水位観測所）

河川名	局名	設置場所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	はん濫 危険水位	計画高 水位	備考
手賀沼	手賀沼	柏市曙橋字若鮎3	—	—	—	3.81m	雨量観測局併設
手賀沼	北柏	柏市柏下1番地先	—	—	—	2.75m	
大堀川	昭和橋	柏市篠籠田 130-4	—	—	—	2.75m	
大津川	中之橋	柏市大井2-9地先	—	—	—	3.75m	

③ 利根運河（基準水位観測所 野田）

対象地区 船戸山高野、大青田

種 類	内 容	基準（野田観測所）
避難準備・高齢者等避難開始	■ 要配慮者の避難の開始 ■ 避難勧告・指示（緊急）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる	■ はんらん注意水位（6.30m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告	■ 危険区域の住民が避難すること	■ 避難判断水位（8.2m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急）	■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること	■ 避難判断水位（8.2m）を超過し、はん濫の危険が高まったとき ■ 堤防の決壊を確認したとき ■ 河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

イ 土砂災害

災害時における避難勧告や避難指示（緊急）の発令は以下の基準を参考に、気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告、土砂災害の前兆現象、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて総合的に判断して発令する。

①避難勧告等の判断基準

本市において、土砂災害発生の恐れのある土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所（以下「警戒区域等」という。）は、市職員、消防職員等による警戒区域等の巡回情報や周辺住民からの通報などの情報、気象庁や民間委託会社等の気象情報等を基に、避難勧告等の対象となる「避難区域」を判断する。

なお、避難勧告等は、以下の今後の気象予測（フロー１）や土砂災害危険箇所の巡視情報等（フロー２）からの報告及び基準の目安（フロー３）を含めて、総合的に判断して発令する。

●避難勧告等判断フロー１

分類	大雨警報が発表された後、土砂災害警戒情報による基準	積算雨量等による基準＊		
		前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40mm～100mmあった場合	前日までの降雨がない0mm～40mmの場合
避難準備・高齢者等避難開始	土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合	当日の日雨量が50mmを超えた時	当日の日雨量が80mmを超えた時	24時間雨量が100mmを超えた時
避難勧告	土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨量が予想される時
避難指示（緊急）	近隣で土砂災害が発生又は災害発生の危険が切迫している時			

＊：昭和44年消防庁通知「土砂災害警戒形態をとる場合の基準雨量例」参照

●避難勧告等判断フロー２

発生	避難指示（緊急）	避難勧告	避難準備情報・高齢者等避難開始
がけ崩れ	☐ 視覚湧水の停止 ☐ 湧水の噴き出し ☐ 亀裂の発生 ☐ 斜面のはらみだし ☐ 小石がぼろぼろ落下 ☐ 地鳴り	☐ 小石がばらばら落下 ☐ 新たな湧水発生 ☐ 湧水の濁り	☐ 湧水量の増加 ☐ 表面流発生
程度	切迫性が極めて大	切迫性が大	切迫性がやや小

※現地の確認やパトロールは、柏市職員以外にも建設関連防災ネットワークや消防団に要請するなど状況に応じて対応し、結果報告の情報を共有する。

●避難勧告等判断フロー３

分類	該当内容	発令時の役割
避難準備・高齢者等避難開始	１～４のいずれか１つに該当する場合は、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する目安とする。 １：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、	【防災安全課】 ・情報発信 ・関係部署に報告 【全部署】

	土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	・ 気象情報収集【都市部・土木部・消防局】 ・ 現場活動（状況に応じて）
避難勧告	1～4のいずれか1つに該当する場合は、避難勧告を発令する目安とする。 1：土砂災害警戒情報が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	【防災安全課】 ・ 情報発信 ・ 関係部署に報告【全部署】 ・ 気象情報収集【都市部・土木部・消防局】 ・ 現場活動（状況に応じて）
避難指示（緊急）	1～5のいずれか1つに該当する場合は、避難指示（緊急）を発令する目安とする。 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：土砂災害が発生した場合 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	【防災安全課】 ・ 情報発信 ・ 関係部署に報告【全部署】 ・ 気象情報収集【都市部・土木部・消防局】 ・ 現場活動（状況に応じて）

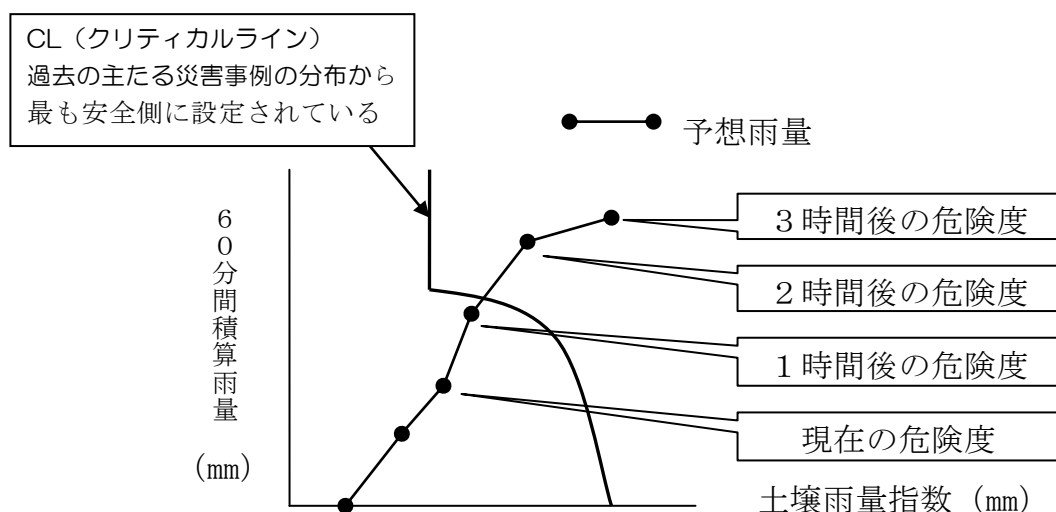
解除条件	①土砂災害警戒情報又は各種警報が解除され、②現地調査の結果や銚子地方気象台、柏土木事務所等専門的知見を有する機関の助言を参考に総合的に判断する。
------	--

②発令時の状況と住民に求める行動

種 類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	■ 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始する段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	■ 要配慮者は避難を開始（支援者は支援を開始）。 ■ 上記以外のものは避難準備を開始する。
避難勧告	■ 通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始しなければならない段階で人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	■ 通常の避難行動が出来る者が避難行動を開始する。
避難指示（緊急）	■ 危険の切迫性があり、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況又は人的被害が発生した状況。	■ 避難中の住民は確実な避難行動を完了する。 ■ 未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移る。

＜土砂災害警戒情報の発表基準＞

土砂災害警戒情報は大雨により、土砂災害発生のおそれがあるときに防災情報として、県と銚子地方気象台が共同で発表する。2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線（CL（クリティカルライン））を超過するときや、実況でCLを超過するときに発表される。



なお、市は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の策定状況に基づき策定した「避難勧告等判断基準・伝達マニュアル（土砂災害）」（平成27年6月策定）の修正が必要となった場合は、その都度修正を行う。

また、平常時から、土砂災害警戒区域等に該当する町会・自治会・区等の地域団体と連携を図りながら、避難経路の確認、防災訓練の実施及び災害時の情報の伝達方法などの対策について推進するものとする。

4 要配慮者利用施設の避難体制の確保

ア 洪水

国及び県により、河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定している。

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）については、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があることから、水防法の規定に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の作成及び訓練の実施等を働きかける。

また、千葉県と連携し、避難確保計画の作成を支援するとともに、報告を受けた計画を点検し、必要に応じて指導する。

イ 土砂災害

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）について、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があることから、土砂災害防止法の規定に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の作成及び訓練の実施等を働きかける。

また、千葉県と連携し、避難確保計画の作成を支援するとともに、報告を受けた計画を点検し、必要に応じて指導する。

【避難確保計画記載事項】

	記載事項
①	要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
②	要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
③	要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
④	要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
⑤	自衛水防組織の業務に関する事項

市は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設について、次の方法等により洪水予報等の伝達方法を確保する。

- ①電話連絡
- ②FAX
- ③インターネットメール

柏市地域防災計画 大	震災編		
	付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画		
	風水害等編		
	大規模事故編		
	放射性物質事故編		
第 1 章 総則	第 1 節	計画の目的	大－ 2
	第 2 節	計画の構成	大－ 2
	第 3 節	組織体制	大－ 2
	第 4 節	配備体制	大－ 3
第 2 章 大規模事故対策計画	第 1 節 大規模火災対策計画	第 1 基本方針	大－ 6
		第 2 予防計画	大－ 6
		第 3 応急対策計画	大－ 7
	第 2 節 危険物等災害対策計画	第 1 危険物	大－ 1 0
		第 2 高圧ガス	大－ 1 3
		第 3 火薬類	大－ 1 5
		第 4 毒物劇物	大－ 1 7
	第 3 節 航空機災害対策計画	第 1 基本方針	大－ 2 0
		第 2 予防計画	大－ 2 0
		第 3 応急対策計画	大－ 2 0
	第 4 節 鉄道災害対策計画	第 1 基本方針	大－ 2 4
		第 2 予防計画	大－ 2 4
		第 3 応急対策計画	大－ 2 5
	第 5 節 道路災害対策計画	第 1 基本方針	大－ 3 0
		第 2 輸送事業者及び関係機関の責務	大－ 3 0
		第 3 予防計画	大－ 3 0
		第 4 応急対策計画	大－ 3 0
	第 6 節 水道水質事故対策計画	第 1 基本方針	大－ 3 3
		第 2 水質事故の想定	大－ 3 3
		第 3 予防対策	大－ 3 3
		第 4 応急活動計画	大－ 3 4

第 1 章 総則

第1節 計画の目的

潜在的に内在している事故災害から市民及び来街者等の安全を守ることを目的として、自然災害への備えに加えて、大規模な事故（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、水道水質事故）を想定した対策を講じることにより、防災体制の一層の充実を図ることとした。

第2節 計画の構成

この計画は、市域で発生又は市域に影響のある大規模な災害について、基本方針、予防計画、応急対策計画について定める。

この計画に定められていないものについては、震災編の規定を適用するものとする。

復旧対策については、原則としてそれぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応ができない場合は、震災編の復旧・復興計画を適用するものとする。

第3節 組織体制

事故が発生した場合、応急活動の主体は、事故の原因者等であり、市においては消防局を中心に消火、救出、救急等や状況に応じて他の関係機関が活動を実施することとなる。しかし、事故による被害が甚大で、市民や来街者等へ影響の及ぶおそれのある場合は、市や他の防災関係機関の機能をもって応急対策にあたる必要がある。

そこで、本市においては、自然災害と同様に事故の大きさに応じた、防災体制を確立することにより、市の全機能をもってその対策にあたるものである。

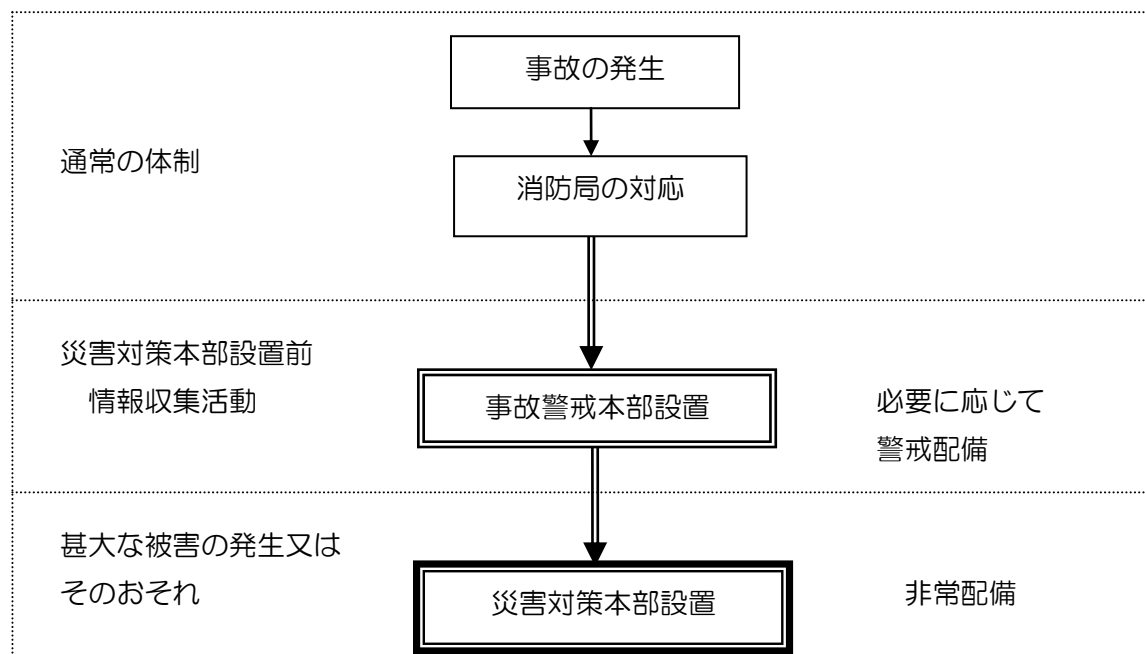


図 市の防災体制

第4節 配備体制

1 体制の立ち上げ

市各部局長は、大規模事故等による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、市長の指令の有無にかかわらず、必要な職員を配備し、警戒活動を実施するとともに、総務部長に報告する。

夜間・休日等の勤務時間外における緊急事態発生時に迅速な初動体制を確立するため、次のような手順により行う。

守衛当直職員が情報を収受したときは、直ちに市総務部防災安全課長に連絡する。また、守衛当直職員は、市長その他の職員が登庁するまでの間、防災安全課長の指示に従い、情報の収受、指令伝達等の実施にあたる。

防災安全課長が災害情報を収受したときは、直ちに総務部長に連絡する。また、守衛当直職員に必要な指示を行った後、直ちに登庁し、情報の収受、指令伝達等の災害応急対策の実施にあたる。

総務部長は災害情報を収受し、内容により協議等の必要を認めたときは、市長及び副市長に連絡するとともに直ちに事故警戒本部を総務部に設置し情報の収集を行う。

2 事故警戒本部会議

事故警戒本部会議は、総務部長が必要と認めたとき、又は各部局長から総務部長に要請があったときに開催する。

(1) 事故警戒本部会議の構成等

事故警戒本部会議は、次に掲げる者をもって構成する。

なお、事故警戒本部会議の長は総務部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を総務部防災安全課に置く。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 総務部長 | ☐ 財政部長 |
| ☐ 地域づくり推進部 | ☐ 保健福祉部長 |
| ☐ 保健所長 | ☐ 都市部長 |
| ☐ 土木部長 | ☐ 消防局長 |
| ☐ 会議開催を要請した部局長 | ☐ その他総務部長が必要と判断した者 |

(2) 協議事項

会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

- ☐ 被害情報の収集
- ☐ 専門又は研究機関からの情報収集
- ☐ 県及び防災関係機関との連絡調整
- ☐ 今後の対応策と配備体制の検討
- ☐ 市長からの特命事項
- ☐ その他

3 配備体制

事故警戒本部会議において、職員の配備が必要となった場合の職員配備体制は、震災編による。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

第1 基本方針

柏市消防局災害出場要領に基づく火災普通出場の第3出場以上及び火災中高層出場の第2出場以上又は大規模災害消防応援実施計画に基づく他の消防機関への応援要請を必要とされる大規模な火災(以下「大規模火災」という。)であって、多数の死傷者、避難者等の発生又は発生が予測される事態について、その対策を定めるものとする。

第2 予防計画

担当部局	関係機関
都市部、消防局	大規模集客施設、大規模施設、高層建築物

(1)建築物の不燃化の促進

都市計画法、建築基準法、消防法その他の法令に基づき、建築物の不燃化、市街地における延焼防止対策に努める。

(2)防災空間の整備・拡大

防災空間の整備・拡大については、延焼の遮断効果の高いオープンスペースの確保と街路樹など、植樹による延焼防止機能の整備に努める。

(3)火災予防

出火防止に関する啓発を実施するとともに、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

火災予防査察に当たっては、柏市火災予防条例、同条例施行規則及び同条例に基づく告示並びに柏市火災予防査察規程の定めるところにより実施する。

(4)多数の者を収容する建築物の防火対策

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づき、次に掲げる事項を遵守させる。

- 自衛消防組織の編制及び自衛消防活動の実施
- 消火、通報、避難等の訓練の実施
- 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検整備の実施
- 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- 従業員等に対する防火、及び防災教育の実施

(5)大規模・高層建築物の防火対策

大規模火災又は高層建築物の火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予測されるので、一般の建築物にも増した防火対策が必要となる。大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記(4)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、次に掲げる事項を指導する。

- 消防防災システムのインテリジェント化の推進
 - ・ 高水準消防設備の整備
 - ・ 消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - ・ 防災センターの整備
 - ・ ヘリコプターの屋上緊急離着陸場、緊急救助用スペースの設置の推進
- 自衛消防業務に従事する職員に対する高度な教育訓練の計画的な実施

第3 応急対策計画

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、土木部、消防局	柏警察署、国、県

(1)応急活動体制

状況に応じて職員の非常招集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関との密接な連携の確保に努める。

(2)情報収集・伝達体制

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、防災行政無線及び広報車により周辺居住者に情報の伝達に努めるとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県危機管理課へ連絡する。

また、被災者の状況や負傷者の収容などについて、事故の原因者と密接な連携のもとに共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。

(3)災害救助法の適用

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号により、住家に被害が生じた場合のほか、第 4 号により多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合である。

(4)消防活動の方針

- ア 大規模火災の発生に際しては、勤務中の消防職員及び出場要請のあった消防団が初期活動にあたる。市街地火災等の大規模な火災により、消火又は救助救急等の事象が発生した場合は、消防計画に基づき消防局長は非常配備体制をとり、消防職員及び消防団員を招集し、部隊の増強を図る。
- イ 必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村等に消火活動等の応援要請を行う。この要請は、近隣市町村等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定に定めるところによる。

(5)救助・救急活動

- ア 迅速な救助及び救急活動を行うほか、被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の機関並びに他の市町村等に応援を要請するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助及び救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助及び救急活動を行う。
- イ 市内の医療機関は、患者の急増等に対処するため、相互に緊密な情報交換を行い、他の医療機関等の協力を求めるよう努めるものとする。

(6)警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

(7)交通対策

柏警察署及び他の道路管理者と協力して、交通の安全、緊急輸送路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

(8)避難活動

- ア 大規模な火災が発生したときは、市、柏警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適

切な避難誘導を行う。この場合において、災害の状況により市長は防災関係機関と協議し、警戒区域の設定を行うものとする。

イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。

ウ 必要に応じて延焼の恐れのない場所に避難所を開設する。

(9)医療・救護・防疫活動等

震災編に定めるところによる。

第２節 危険物等災害対策計画

第１ 危険物

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、土木部、消防局	関係事業所、柏警察署

1 基本方針

危険物による災害を防止し、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所及び防災関係機関の予防対策について定め、災害発生時における危険物の保安対策及び応急対策について定めるものとする。

道路上での危険物等の災害については、本編「第５節 道路災害対策計画」の定めるところによる。

2 予防計画

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 危険物施設(消防法別表に規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所)の規模に応じ、次の人員を配置する。

① 危険物保安監督者の選任

危険物の規則に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

② 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

③ 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の構造及び設備の保安管理をさせる。

ウ 次に掲げる予防対策を講じる。

① 事業所等の自主的保安体制の確立

事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するための自主的保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

② 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等の自主的な組織活動を行う。

③ 地域住民に対する安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民の安全を図るため、防火壁、緩衝地帯等の設置を進める。

(2) 消防局

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入り検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修又は移転させるなど危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁としての立場から、次に掲げる予防対策を実施する。

① 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に危険物施設及び貯蔵・取扱い等のなされる危険物の性質及び数量を把握し、これに対する的確な防災計画を策定する。

② 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

③ 消防体制の強化

各事業所毎に火災防災計画を作成させるものとする。

④ 防災教育の実施

危険物関係職員及び施設の関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を実施する。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生後直ちに、その規模の大小にかかわらず、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、直ちに 119 番で消防局、110 番で千葉県警察本部に通報するとともに、必要に応じて付近の住民並びに近隣事業所に連絡する。

(イ) 責任者は、被害の概要を早急に取りまとめ、消防局に通報する。

イ 初動活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初動活動を実施する。この場合において、近隣への延焼等の防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとるものとする。

ウ 避難

責任者は、自ら作成した避難計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 県、市及びその他関係機関

災害の規模、状況に応じ、県及び柏市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携のもと次に掲げる応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

災害現場に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市長及び県危機管理課に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療等の実施

当該事業所、市及び医療機関等は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

ウ 消防活動

危険物火災等の特性に応じた消防活動を速やかに実施する。

エ 避難活動

市長は、被害が拡大し当該事業所周辺の住民に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定して周辺住民を避難所へ誘導する。

オ 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

カ 交通対策活動

交通の安全、緊急輸送路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

キ 原因の究明

県、労働基準監督署、消防局等は、災害の発生原因の究明に当たる。

危険物施設設置状況

施 設 別		件 数	施 設 別		件 数
製 造 所		11	取 扱 所	給油取扱所	78
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	80		第一種販売	5
	屋外タンク	30		第二種販売	1
	屋内タンク	2		一般取扱所	55
	地下タンク	93		計	402
	簡易タンク	1	平成 29 年 12 月 7 日現在 (消防局)		
	移動タンク	39			
	屋外貯蔵所	7			

第2 高圧ガス

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、土木部、消防局	関係事業所、柏警察署

1 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害発生時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 予防計画

(1)事業所等

災害発生時に有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編制方法及び業務の内容等を明示しておく。

イ 通報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び手順で消防局等防災関係機関に通報するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模な災害の発生を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

大規模な災害が発生し、当該事業所等では対応できない場合を想定し、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

保有する防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理並びに操作方法の習熟に努める。また、当該事業所等が保有する防災資機材等で対応できない場合を想定し、外部から防災資機材等を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の徹底

従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識等の習得を徹底し、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2)県、市及びその他関係機関

ア 防災資機材等の整備

(ア) 県及び市（消防局）は、事業所等に対し防災資機材等の整備の促進を図るとともに、その管理について指導する。

(イ) 県及び市（消防局）は、事業所等に対して、効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに、報告の協力を求めるなど、防災資機材等の種類及び数量の把握に努める。

イ 保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

ウ 防災訓練の実施

県及び関係団体は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3 応急対策計画

(1)事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設から災害が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡経路に従い、消防、警察等防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに当該事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携して、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

エ 防災資機材等の調達

防災資機材が不足又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

毒性ガス、可燃性ガスが漏洩した場合は、ガス検知器等で濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(2)県、市及びその他関係機関

ア 事故発生通報

事故発生の通報を受けた市（消防局）は、災害現場の被災状況を的確に把握する。状況に応じ、総務部及び他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

ウ 防災資機材の調達

県、市は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合は協力して防災資機材を調達する。

千葉県警察及び柏警察署は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

市長は、被害が拡大し当該事業所周辺にも影響を及ぼすものと予想される場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。

オ 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

カ 交通対策活動

交通の安全、緊急輸送の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

キ 原因の究明

県、労働基準監督署、消防局は、災害の発生原因の究明に当たる。

第3 火薬類

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、土木部、消防局	関係事業所、柏警察署

1 基本計画

火薬類による災害を防止し、災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策を定めるとともに、火薬類に関する災害時における保安対策及び応急対策について定める。

2 予防計画

(1)事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害が発生する恐れのあるときは、警戒体制をとるものとする。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立するものとする。

① 防災組織の確立

あらかじめ防災組織の編制を行い、その業務内容について明らかにしておく。

② 通報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び手順で防災関係機関等へ連絡するための緊急時通報体制を確保する。

③ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

④ 相互応援体制の確立

災害が発生し、当該事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また施設の新設等の機会がある毎に、保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努めるものとする。

(2) 県、市その他の関係機関

県及び関係団体は、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設から災害が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により消防局及び警察等防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに当該事業所又はその付近に災害対策本部等を設置し、消防局その他の防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急対策を実施する。

(2) 県、市及びその他関係機関

ア 緊急通報

119 番通報を受けた消防局は、その状況により常磐自動車道を管理する東日本高速道路(株)関東支社及び総務部並びにその他の防災関係機関に連絡する。

イ 消防活動、応急措置の実施

事業所の責任者と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な消火活動等の応急措置を実施す

る。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

市長は、被害が拡大し当該事業所周辺の住民に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。

エ 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。

オ 交通対策活動

交通の安全、緊急輸送の確保を図るため、災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

カ 原因の究明

県、労働基準監督署、消防局等は、災害の発生原因の究明に当たる。

火薬類取扱事業所

施設の種類	事業所数
花火製造所	1

平成 28 年 2 月 1 日現在（消防局）

第4 毒物劇物

担当部局	関係機関
総務部、保健所、地域づくり推進部、消防局	関係事業所、柏警察署、国、県

1 基本計画

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者、業務上取扱者、及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害発生時における応急対策について定めるものとする。

道路上での危険物等の災害については、本編「第5節 道路災害対策計画」の定めるところによる。

2 予防計画

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物による危害の未然防止及び事故等の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

危害防止規定に基づき施設を点検・整理し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記アからウにより危害防止を図る。

(2)保健所

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者等に対して立ち入り検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

3 応急対策計画

(1)毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、柏市保健所、警察署、又は消防局への通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講じる。

(2)県、市及びその他関係機関

ア 緊急通報

市消防局は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて総務部及び他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

火災が発生した場合、施設管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

市長は、県及び関係機関と協議の上、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。

第３節 航空機災害対策計画

第１ 基本方針

市内において、民間等航空機又は自衛隊機の墜落事故等（以下「航空機事故」という。）による多数の死傷者を伴う大規模な航空機災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策について定める。

第２ 予防計画

担当部局	関係機関
消防局	県、柏警察署、海上自衛隊、航空輸送事業者

１ 情報の収集・連絡体制の整備

県、柏警察署、海上自衛隊下総教育航空群及び航空運送事業者等（以下「関係機関」という。）との情報収集及び連絡体制の整備に努める。

２ 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

市及び関係機関は、航空機災害に対して各々の業務に必要な資機材の整備及び備蓄に努める。
また、クレーン車等の重機の調達体制に努めるものとする。

３ 防災訓練

市及び関係機関は、相互の連絡体制の強化を図るため訓練の実施に努める。

第３ 応急対策計画

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、土木部、消防局	国、県、柏警察署、海上自衛隊、航空輸送事業者

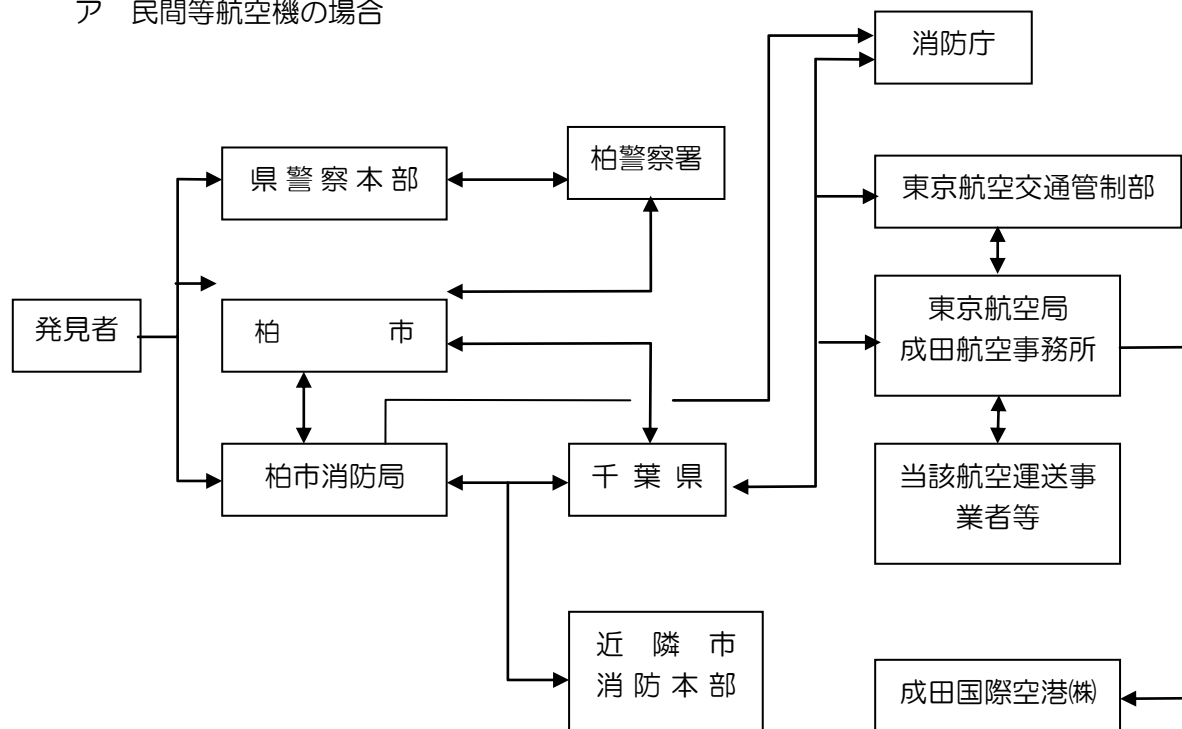
１ 災害情報の収集及び報告

航空機事故を覚知したときは、事故現場に職員を派遣する等事故を的確に把握するとともに、市長及び県危機管理課に事故発生速報及び中間報告を行う。

2 関係機関の情報伝達系統

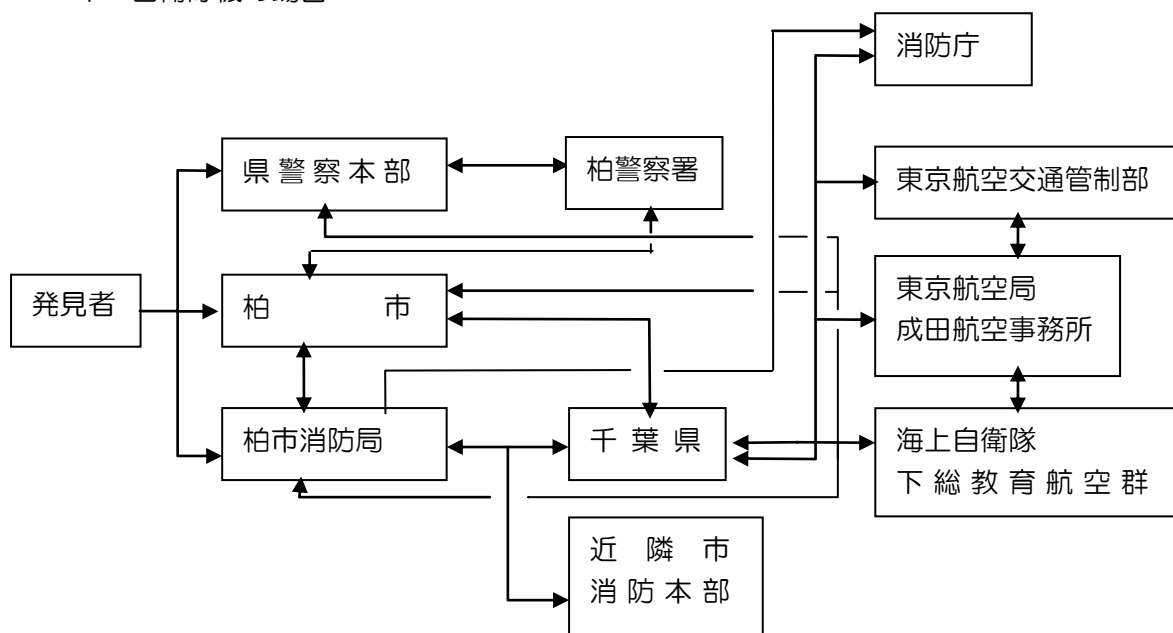
各関係機関は、航空機事故を覚知したときは、初動体制を早期に確立するため、次のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

ア 民間等航空機の場合



民間等航空機の場合の情報伝達系統

イ 自衛隊機の場合



自衛隊機の場合の情報伝達系統

3 応急活動体制

航空機事故の状況に応じて職員の非常招集、情報収集の伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

4 相互協力・派遣要請計画

ア 航空機災害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ 応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うものとする。

5 住民等への情報伝達体制

応急災害対策実施の理解を得るため、防災行政無線、広報車及び報道機関等を通じて、周辺居住者、事業所及び通行者等に対し次のとおり広報を行う。

(ア) 被害の発生状況

(イ) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

(ロ) 避難の指示、勧告及び避難先の指示

(ハ) 地域住民及び事業所への協力依頼

(ニ) その他必要と思われる事項

報道機関への対応は、原因者と密接な連携をもって、広報広聴課が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。

なお、自衛隊機の場合は、報道機関への対応は自衛隊が行う。この場合、市は関係機関との間で公表すべき情報の確認及び調整等を行い、上記のとおり市民等へ情報伝達を行うものとする。

6 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらす、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

7 消防活動の方針

航空機事故により、火災の発生又は発生するおそれのある場合は、勤務中の消防職員及び出動要請のあった消防団が初期活動又は初期活動準備にあたる。

また、大規模な火災により、消火の事象が発生した場合は、消防計画に基づき消防局長は非常配備体制をとり、消防職員及び消防団員を招集し、部隊の増強を図るとともに、必要に応じて近隣市町村等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定に定めるところにより、他の市町村等に消火活動等の応援要請を行う。

ただし、自衛隊機の場合は次のとおり対応するものとする。

ア 自衛隊機において住民に被害が及ばない場合は、自衛隊が消火活動を行う。

イ 現場からの通報により消防局が先に到着した場合は、直ちに消火活動を行い、自衛隊到着

後は、消火活動の支援にあたる。

ウ 住民に被害が及ぶ場合は、消防局は自衛隊と連携しつつ、上記の消火活動を行う。

8 救助・救急活動

迅速な救助・救急活動を行うとともに、市は被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の機関並びに他の市町村等に応援を要請するものとする。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

市内の医療機関は、負傷者に対し適切な医療活動を行うとともに、患者の急増等に対処するため、相互に緊密な情報交換を行い、他の医療機関等の協力を求めるよう努めるものとする。

ただし、自衛隊機の場合は次のとおり対応するものとする。

ア 自衛隊機事故において住民に被害が及ばない場合は、自衛隊が乗員の救出、救護活動を行う。

イ 現場からの通報により消防局が先に到着した場合は、直ちに救出、救護活動を開始し、自衛隊到着後は、現地で活動の調整を行う。

ウ 住民に被害が及ぶ場合は、消防局及び市は自衛隊と連携しつつ、活動分担を明確にして、上記の住民の救出、救護活動を行う。

エ 医療機関への搬送は自衛隊及び消防局が行う。

9 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、市及び他の関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

10 交通対策

柏警察署及び他の道路管理者と協力して、交通の安全、緊急輸送路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

11 避難活動

ア 航空機災害が発生したときは、市及び関係機関は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。この場合において、災害の状況により市長は関係機関と協議し、警戒区域の設定を行うものとする。

イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。

ウ 必要に応じて延焼の恐れのない場所に避難所を開設する。

エ 下総航空基地またはその近隣で大規模な航空機事故等が発生したときに避難所として開設する施設は、高柳及び手賀近隣センター、学校などの指定避難所のほか、被害状況に応じて、物資集積所候補施設としている沼南体育館についても避難所として開設する。

オ その他、避難対策の実施については、震災編第3章災害応急対策計画第2節の「第6 避難対策」に定めるところによる。

12 救援・医療救護・防疫活動等

震災編に定めるところによる。

第4節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄道における列車等の衝突、脱線等による多数の死傷者等の発生が予測される鉄道災害に対する対策について定める。

本市における、計画対象鉄道事業者は、次のとおりである。

- (1) 東日本旅客鉄道(株)
- (2) 東武鉄道(株)
- (3) 首都圏新都市鉄道(株)

第2 予防計画

担当部局	関係機関
総務部、土木部、消防局	鉄道事業者、国、県

1 各事業者による予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものとする。

常に乗務員及び保安要員に対する教育訓練を行うとともに検査精度の向上を図り、施設、設備、車両等の保守点検管理体制の充実に努める。

2 国、県、市等による予防対策

ア 国、公共機関、地方公共団体及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、県、市、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏み切り保安設備の整備、交通規制の実施など踏み切り道の改良に努める。

第3 応急対策計画

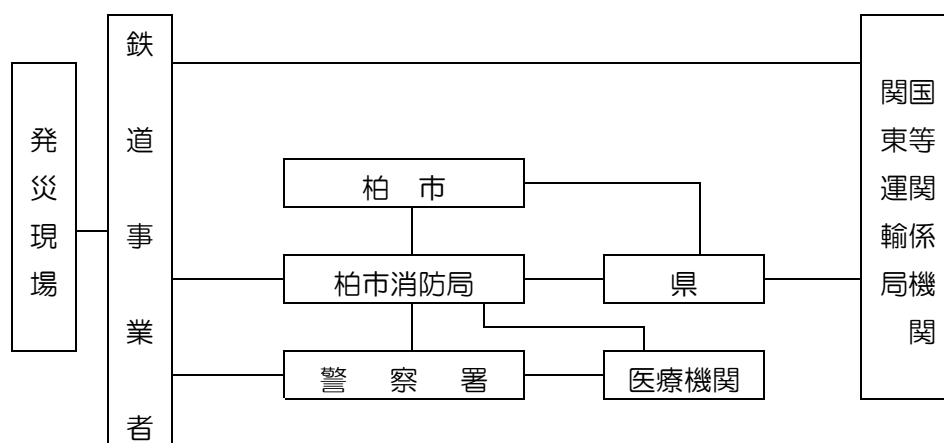
担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、経済産業部、土木部、消防局	鉄道事業者、柏警察署、国、県

1 鉄道事業者の責務

鉄道事業者は、事故災害発生後に直ちに、負傷者の救助救急活動等を行うとともに、災害発生時の情報伝達系統に基づき 119 番で消防局、110 番で千葉県警察本部に通報する。鉄道事業者による応急・復旧対策の概要は、別表のとおりとする。

2 災害情報の収集及び報告

災害発生を覚知したときは、事故現場に職員を派遣する等事故の状況を的確に把握するとともに、市長及び千葉県危機管理課に事故発生の上報及び中間報告を行う。



災害発生時の情報伝達系統図

3 相互協力・派遣要請計画

- ア 事故の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- イ 応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うものとする。

4 住民等への情報伝達体制

応急災害対策実施の理解を得るため、必要に応じて防災行政無線、広報車及び報道機関等を通じて、周辺居住者、事業所及び通行者等に対し次のとおり広報を行う。

- ア 被害の発生状況

- イ 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ウ 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- エ 地域住民及び事業所への協力依頼
- オ その他必要と思われる事項

報道機関への対応は、事故の原因者と密接な連携のもとに広報広聴課が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。

5 消火活動

火災の発生を覚知したときは、速やかに消火活動を実施する。

6 救助・救急活動

- ア 必要に応じ民間からの協力により救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助及び救急活動を行う。
- イ 必要に応じて事故現場付近に応急救護所を開設する。医療機関は、負傷者に対して医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

7 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。

8 交通対策活動

交通の安全、緊急輸送道路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

9 避難活動

- ア 事故災害が発生したときは、市及び柏警察署等は、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- イ 必要に応じて乗客等の一時的な避難所を開設する。

10 医療・救護、防疫活動

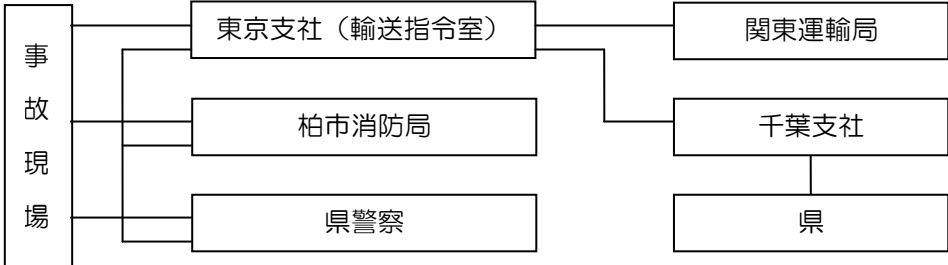
震災編に定めるところによる。

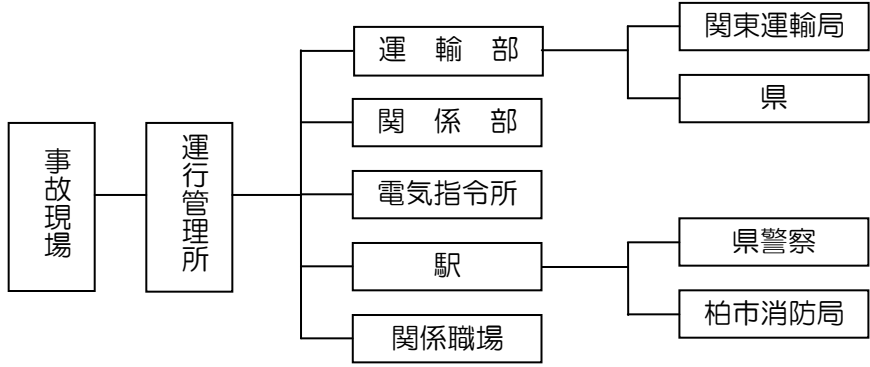
11 代替交通手段の確保

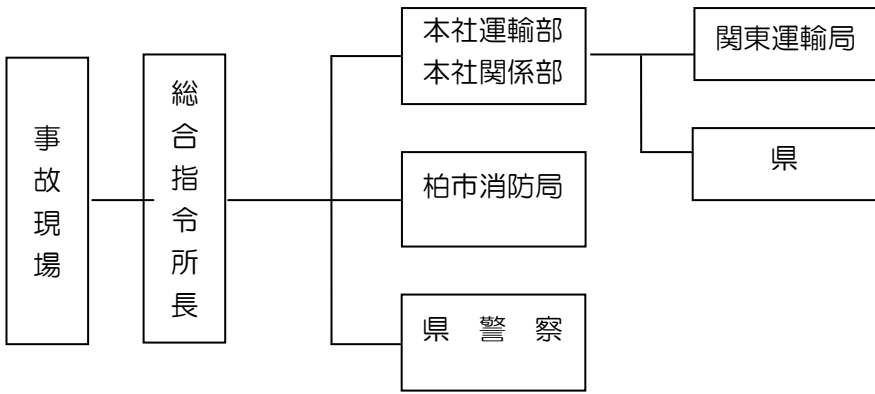
鉄道事業者は、事故災害が発生したときは、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

【別表：鉄道事業者による応急・復旧対策の概要】

あ

事業者	応 急 ・ 復 旧 対 策 の 概 要
東日本旅客鉄道㈱ 東京支社	旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、乗務員は冷静に状況を判断し、「東京支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害状況の周知及び乗車中の社員への協力要請及び災害情報の伝達等適切な措置をとる。 (1) 災害対策本部の設置 災害の発生により旅客輸送に著しい支障が生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮し早期復旧を図る。 (2) 自衛消防隊 自衛消防隊は、市消防隊等の到着するまでの間、駅区長の指揮により、消火器、乾燥土砂等により初期消火活動を実施する。 (3) 救護活動 東京支社は、救護活動を適切かつ迅速に実施するため、「東京支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置する。 [情報連絡体制]  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[東京支社 輸送指令室] A --- C[柏市消防局] A --- D[県警察] B --- E[関東運輸局] B --- F[千葉支社] F --- G[県] </pre>

事業者	応 急 ・ 復 旧 対 策 の 概 要
東武鉄道(株)	列車事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）した場合、又は、社会的に影響が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部事故・災害等対策規程」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に基づき、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救助等適切機敏な処置をとる。 また、災害の発生に際し、的確な処理を行うため、社内及び関係機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。 [災害時の活動組織の編成計画] (1) 災害対策本部 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部 特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。 (3) 災害対策総本部 (1)の鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として本社に災害対策総本部を設置する。 [情報連絡体制]  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運行管理所] B --- C[運輸部] B --- D[関係部] B --- E[電気指令所] B --- F[駅] B --- G[関係職場] C --- H[関東運輸局] C --- I[県] F --- J[県警察] F --- K[柏市消防局] </pre> 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び市消防局に連絡する。

事業者	応 急 ・ 復 旧 対 策 の 概 要
首都圏新都市鉄道(株)	事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出及び避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し早期復旧及び輸送の確保を図る。 (1) 事故対策本部の設置 事故及び輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生した場合には、事故・災害対策規程に基づき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地対策本部を設置し、社員を非常招集して応急活動を行う。 [情報の連絡体制]  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[総合指令所長] B --- C[本社運輸部 本社関係部] B --- D[柏市消防局] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

第5節 道路災害対策計画

第1 基本方針

多数の死傷者等が発生する道路上の災害を未然に防止し、災害が発生した場合、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

この節では、特に危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に係る災害を対象とする。

危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」及び火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

なお、高速道路における危険物運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」において平成12年3月に策定された「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」に基づき、迅速な現場処理を推進することとしている。

第2 輸送事業者及び関係機関の責務

輸送事業者及び関係機関は、この計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

常磐自動車道における運搬車両の事故対策については、茨城県高速道路交通警察隊、常磐自動車道三郷、いわき北茨城インターチェンジ間における消防相互応援協定に基づく出動消防機関と連携を図り対応するものとする。

第3 予防計画

担当部局	関係機関
総務部、消防局	国、県、東日本高速道路(株)

危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を記載した書面（イエローカード）の携帯輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等防除活動が適切に行われるため、輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第4 応急対策計画

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、経済産業部、土木部、消防局	柏警察署、国、県、東日本高速道路(株)

1 輸送事業者

ア 緊急通報（運転手等）

輸送事業者は、当該輸送車両から、危険物等の流出事故が発生した時は、直ちに 119 番で消防局に連絡するとともに、防除活動が適切に行われるため、流出した危険物等の名称及び措置の方法を伝達する。

イ 拡散防止及び防除（運転手等）

輸送事業者は、消防局が到着するまでの間、事故現場周辺の安全確保、危険物等の適切な拡散防止及び防除を実施するものとする。

2 市及び関係機関

ア 災害通報

119 番通報を受けたときは、防除活動のため現場に出動する職員等に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置について伝達する等職員の安全管理を徹底する。

イ 連絡

市消防局は、事故発生情報を市防災安全課及び他の防災関係機関に連絡する。

3 消防活動

危険物等の特性に応じた消防活動を速やかに実施する。

4 交通対策活動

交通の安全、緊急輸送道路の確保を図るため、当該事故現場周辺の交通対策活動を実施する。

5 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、当該事故現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。

6 避難活動

市長は、流出した危険物等の性質、流出量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、災害対策基本法に基づく警戒区域の設定を行い、地域住民及び周辺の学校、事業所に対し、避難勧告等の措置を講じるものとする。

ア 災害が発生したときは、柏警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に速やかに適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難経路、災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。

ウ 必要に応じて被害の及ぶ恐れのない場所に避難所を開設する。

エ その他避難対策の実施については、震災編に定めるところによる。

7 広報活動

市並びに柏警察署は、地域住民等の民心の安定のため、流出した危険物等の情報及び被害拡大の防止について、防災行政無線及び広報車両等を使用して、警戒及び安心情報を広報する。また、必要に応じて被災状況などについて、広報広聴課が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。

8 応急医療・救護活動

多数の傷病者等が発生した場合は、直ちに震災編に定めるところにより、医療・救護活動を実施する。

医療機関は、傷病者に対して医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

9 常磐自動車道上の消防活動

常磐自動車道における柏市地域の活動消防機関は、常磐自動車道三郷、北茨城インターチェンジ間における「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書」に基づき、次のとおり定めている。

方 面	IC 名		担当消防機関		IC 名		担当消防機関		IC 名
下り線	流山 IC	→	流山市消防本部	→	柏 IC	→	柏市消防局	→	谷和原 IC
上り線	流山 IC	←	柏市消防局	←	柏 IC	←	常総広域組合消防	←	谷和原 IC

第6節 水道水質事故対策計画

第1 基本方針

平成24年5月19日に発生した市内全域断水の教訓を踏まえ、市の水道水が水源の水質事故等により給水停止となるおそれ、または給水停止となる場合に備え、予め給水体制を整えるとともに、給水停止後の応急給水活動を円滑に実施するため、各種の対策について定める。

また、水質事故は水源等の水質異常により給水の停止を余儀なくされる事態を想定し、人的被害の発生については、柏市危機管理基本計画の定めるところによる。

第2 水質事故の想定

1 水道原水の水質事故

市の水源は、利根川水系江戸川の表流水と地下水であり、表流水は北千葉広域水道企業団で取水・浄化したものを受水しているため、利根川水系江戸川や地下水へ有害物質等の流入等による水質事故が考えられる。

2 水道施設の水質事故

テロ行為等による取水施設、浄水施設、送配水施設、給水施設への有害物質等の投入、破壊行為によるものと、停電や水源設備の故障による断水やにごり水の発生による水質事故が考えられる。

第3 予防対策

担当部局	関係機関
総務部、水道部	北千葉広域水道企業団、柏市管工事協同組合、日本水道協会千葉県支部、千葉県水政課

1 情報連絡体制の整備

利根川水系江戸川の水質事故については、市（水道部）と北千葉広域水道企業団との間において休日及び夜間を含む情報の収集及び連絡体制を整備するものとする。

2 給水拠点の拡充・周知

水道水の給水停止に備え、市は応急給水拠点の拡充に努めるとともに、給水拠点の所在地につ

いてあらゆる機会を通じて市民に周知する。

また、要配慮者への給水支援対策として、各近隣センターに配備しているペットボトル飲料水を地域住民等の協力を得て配布する体制を整える。

3 応援体制の確立

応急給水に必要な人員を算出し、市の全部局からの応援職員体制を予め構築するとともに、柏市管工事協同組合等や地域との協力体制を具体的に整えるものとする。

4 訓練の実施

応急給水の実施が円滑に行なえるよう定期的に給水訓練を実施するとともに、災害用井戸等の合鍵を各近隣センターに配備するとともに、施設管理者や応援職員に貸与し、迅速な給水活動の実施を目指す。

第4 応急活動計画

担当部局	関係機関
全部局	北千葉広域水道企業団、柏市管工事協同組合、日本水道協会千葉県支部、千葉県水政課、協定締結自治体等

1 情報収集・伝達

- ア 北千葉広域水道企業団は、利根川水系に水質事故が発生し、又は発生のおそれがある場合、直ちに状況を市（水道部）に伝達する。
- イ 市（水道部）は、北千葉広域水道企業団が供水・取水停止の可能性がある場合や水道施設で設備故障等が発生し、給水停止の可能性がある場合、水道事業災害対策本部を設置し今後の事態予測を行うとともに、防災・広報担当部署に報告する。
- ウ 状況に応じて、市（総務部）は災害対策本部を設置して、市内部の情報共有に努める。
- エ 関係機関に給水停止情報を伝達するとともに、市民への広報活動を実施する。
- オ 市（水道部）、市役所本庁舎にコールセンターを開設する。
- カ 情報の迅速・円滑な共有化を目指すため、市（水道部）と防災・広報担当部署の職員を情報連絡要員として相互に派遣する。

2 応急給水の準備・実施

- ア 給水所が立地する施設管理者に対し、情報伝達と協力要請を行なうとともに、柏市管工事協同組合等や地域住民に応急給水活動への協力を要請する。
- イ 応急給水箇所における給水活動については、現地配置の水道部職員の指示により、断水地域等の地区災害対策本部が対応することとし、耐震性井戸付貯水装置は市の応援職員、耐震

性貯水槽と水源地は市（水道部）職員及び柏市管工事協同組合、給水タンクは市（水道部）職員が主に担当し、応急給水を実施する。給水にあたっては、原則として1人1日当たり3リットルとし、人員整理・交通整理を的確に実施する。特に、小・中学校については児童・生徒の安全を確保するため、車の通行ルートや駐車スペースを明確にする。

ウ 災害拠点病院等については、優先性を考慮し、給水車を配車の上、優先給水を行なう。

（震災編第2章第3節第3「物資供給・給水体制」参照）

エ 応援に駆けつけた他水道事業体の給水活動については、水道部職員の指示により、優先性を考慮して行う。

オ ペットボトル飲料水については、地域住民の協力の下、給水所での受け取りが困難な要配慮者等に配付する。

3 給水体制

（1）給水拠点の整備

飲料水、生活用水については、災害用井戸や貯水槽の整備、民間協定井戸や水道施設（水源地）の活用により確保する。

また、飲料水・生活用水の一層の確保を目指し、民間事業者の保有井戸や家庭用井戸を地域の給水資源として活用できるよう推進する。

【応急給水所】

平成30年1月現在

	設備名	箇所数	備考
飲料水	災害用井戸	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備
	耐震性貯水槽	7	
	民間協定井戸	3	新たな協定締結を推進
	水源地	5	
	給水タンク	6	
	その他	1	
	計	38	
生活用水	防災用簡易井戸	15	手こぎ式
	災害用井戸協力の家	66	
	計	81	

※コミュニティエリア別防災資源一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 10—1】

（2）給水支援対策

①優先給水

人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車するため、予め各医療機関における次の事項を事前に把握し、優先性を考慮した給水体制を整える。

- 災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無 ■透析医療の有無
- 産婦人科の有無 ■受水槽の容量 ■井戸水の利用状況

②要配慮者対策

給水所に出向くことが困難な高齢者や要配慮者に対し、平常時の備蓄徹底を促すとともに、備蓄の不足に備え、町会・自治会・区等や福祉関係団体との連携により、ペットボトル飲料水等の配給体制を構築する。

4 応援要請・受援体制

千葉県水政課や日本水道協会千葉県支部等に給水車の応援要請を行なう。給水車の配車は災害拠点病院及び災害医療協力病院等の優先給水施設、給水タンクによる応急給水拠点に行う。

5 応急給水の終了・にぎり水対策等

- ア 断水解消時間を推計し、にぎり水対策を含めた情報について市民への広報活動を実施する。
- イ にぎり水の解消のため、本管の排水作業を実施する。

柏市地域防災計画

放

震災編

付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画

風水害等編

大規模事故編

放射性物質事故編

第 1 章 総則	第 1 節 計画の目的	放－ 1
	第 2 節 基本方針	放－ 1
	第 3 節 事故の想定	放－ 1
第 2 章 予防対策	第 1 放射性物質取扱者の責務	放－ 3
	第 2 実態の把握	放－ 3
	第 3 情報収集・連絡体制の整備	放－ 3
	第 4 応急活動体制の整備	放－ 4
	第 5 避難体制の整備	放－ 4
	第 6 防災教育・訓練の実施	放－ 4
第 3 章 応急対策	第 1 情報収集・伝達	放－ 5
	第 2 応急対策活動	放－ 5
	第 3 警戒本部・災害対策本部の設置	放－ 6
	第 4 放射性モニタリング活動	放－ 6
	第 5 広報活動	放－ 6
	第 6 避難措置・飲料水等の摂取制限	放－ 7
	第 7 広域避難者の受入れ	放－ 8
第 4 章 復旧・復興計画	第 1 除染措置	放－ 1 0
	第 2 制限措置の解除	放－ 1 0
	第 3 健康管理	放－ 1 0
	第 4 風評被害対策	放－ 1 0
	第 5 廃棄物等適正な処理	放－ 1 0

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、放射性物質事故の発生に伴う被害の拡大を防止し、放射性物質事故からの復旧・復興を図るための必要な対策について、市及びその他関係機関がとるべき措置を定め、市民の生命、身体及び財産を放射性物質災害から保護することを目的とする。

第 2 節 基本方針

本市には原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）に規定されている原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素を取り扱う事業所が存在する。

また、本市は「原子力施設等の防災対策について」（昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定）の「防災対策を重点的に実施すべき地域（EPZ）」「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」に入っていない。

更に、核燃料物質や放射性同位元素（以下「放射性物質」という。）の取り扱いや運搬等は、国の所掌事項となっており、県及び市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していないが、過去の事例からも放射性物質事故による住民等への影響の甚大性に鑑み、本計画を定めるものである。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故による放射性物質による環境汚染災害を踏まえ、その対策を定めるものとする。

第 3 節 事故の想定

1 放射性物質取扱事業所における事故

市内に所在する放射性物質取扱事業所は、医療機関及び試験研究機関等であることから、これらの事業所においては、臨界事故のように大量の放射線が放出される事故の可能性は低いと考えられるため、地震等の自然災害等に起因する事故を想定する。

2 核燃料物質等の輸送中における事故

核燃料物質の輸送に関しては、その時期やルート等が非公開であるが、茨城県の原子力施設への輸送車両が市域内を通過する可能性が極めて高いことから、陸上輸送中の車両事故による低濃縮ウラン等が露出する最悪の事態を想定する。

3 原子力施設における事故

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、本市は水道水の摂取制限、風評被害、土壌等の除染、汚染された廃棄物の処理等に問題が生じたところである。

このため、茨城県等に立地する原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所が、地震、火災、人為的ミス等によって発生する事故を想定する。

第2章 予防対策

担当部局	関係機関
総務部、環境部、消防局	原子力事業者、放射性物質取扱事業者、国、県、柏警察署

第1 放射性物質取扱事業所の責務

放射性物質取扱事業者は、関係法令等を遵守し、事故対応計画の策定、監視体制の強化及び従業員等の教育・訓練等の充実に努めるとともに、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服等の防護資材等、被ばく線量測定器及び放射線測定器等の放射能・放射線測定用具、除染のための資材等及び放射性物質による汚染の拡大防止体制の整備に努めるものとする。

第2 実態の把握

1 放射性物質取扱事業所の把握

放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に実施するため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 放射線量の把握

(1) 環境放射線モニタリング

平常時から県が設置しているモニタリングポストのデータ等を活用して市域における空間放射線量率の水準を把握し、緊急時における基礎データとする。

(2) 放射線測定器の整備

放射性物質や放射線による事故が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器等を整備するものとする。

3 検査体制の把握

被ばく者等の検査や収容ができるようあらかじめ医療機関における検査体制・収容体制把握するとともに、一定水準をうわまわる放射線の被ばく者等の緊急対応についての収容計画の整備を図る等、不測の事態に備える。

第3 情報収集・伝達体制の整備

1 関係機関との連絡体制

市は、国、県、柏警察署、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

2 市民等への伝達体制

市及びその他関係機関は、放射性物質災害が発生した場合に、住民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、住民等に提供すべき情報、伝達方法を整備しておくものとする。

第4 应急活動体制の整備

市（消防局）は、放射性物質災害の应急対策に従事する者が必要とする防護服等の防護資機材、被ばく線量測定器及び放射線測定器等の放射能・放射線測定用具、除染のための資機材及び放射性物質による汚染の拡大防止体制整備に努めるとともに、平常時から救助・救急活動等に必要な資機材の使用方法等の習熟に努めるものとする。

また、放射性物質災害時に应急対策活動を効果的に行うため、市及び関係機関は、あらかじめ、事故警戒本部や災害対策本部の組織編成、広域応援体制を定める等、应急活動体制を整備する。

第5 退避体制の整備

放射性物質災害発生時に適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民や自主防災組織の協力を得て、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

特に、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する体制とする。

第6 防災教育・訓練の実施

1 職員への教育・訓練

应急対策活動の円滑な実施を期するため、関係職員に対し放射性物質事故に関する教育及び放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

2 市民への周知

市及びその他関係機関は、平常時から住民等の放射性物質災害に対する意識の向上を図るため、屋内退避や避難、被ばくを防ぐための飲食物摂取制限や避難時の服装等、緊急時にとるべき行動及び留意事項などについての広報活動を実施する。

第3章 応急対策

担当部局	関係機関
総務部、環境部、消防局、全部局	原子力事業者、放射性物質取扱事業者、国、県、柏警察署

第1 情報収集・伝達

1 放射性物質取扱事業所の事故

放射性物質取扱事業者は、放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、または周辺環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、速やかに、市、柏警察署、国・県の所管部署に通報するものとする。

2 放射性物質運搬中の事故

原災法に規定されている原子力防災管理者は、市内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、市、柏警察署、国・県の所管部署に通報するものとする。

3 原子力事業所の事故

原災法第15条の規定による原子力災害緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、市は県に情報収集を行うものとする。

4 未確認の放射性物質の発見

未確認の放射性物質が発見された場合、市は県・国に速やかに報告するものとする。

第2 応急対策活動

1 事業者による活動

(1) 放射性物質取扱事業所における事故

放射性物質取扱事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(2) 放射性物質運搬中における事故

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託されたものは、立入制限区域の設定、汚染、漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、放射性物質事故の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

2 市による活動

(1) 消火活動

事業者は、作業従事者等の安全を確保するとともに迅速に消火活動を行うものとする。

市（消防局）は、事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火方法を決定するとともに、被災者及び職員の安全確保に努め迅速に対応するものとする。

(2) 救助・救急活動

市（消防局）及びその他関係機関は、その役割に応じて被ばく者、負傷者への救助・救急活動を実施する。また、市は広域支援が必要と認める場合は、医療機関等に対し、患者受け入れを要請し、消防局等により傷病者を迅速に医療機関に搬送する。

(3) 退避誘導

周辺住民等の退避が必要な事態が発生した場合は、速やかに退避施設を決定するとともに住民への周知及び退避施設への誘導を実施する。

(4) 汚染状況検査

事故現場周辺の汚染状況を迅速に検査するとともに、国・県の指示または指導・助言等に基づき、周辺住民等に対する検査を実施する。

第3 警戒本部・災害対策本部の設置

放射性物質取扱事業者等から通報があったときは直ちに警戒本部を立ち上げ、必要に応じて災害対策本部を設置する。

原子力災害緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は市民等の安全確保のために市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置し、県と連携して、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を実施する。

第4 緊急時における放射線モニタリング活動

県が設置しているモニタリングポストのデータ等を活用して空間放射線量率を把握するとともに、県と連携しながら専門家の指導や助言のもと、放射線測定器等による緊急時のモニタリング活動を実施する等、放射性物質による環境への影響等について把握するものとする。

第5 広報活動

放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

第6 避難措置・飲料水等の摂取制限

県が発信する情報やモニタリング結果等から、「原子力災害対策指針」における防護措置の判断基準である運用上の介入レベル（OIL）に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内退避等の措置を講ずるものとする。

また、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

なお、飲料水の摂取制限時は、井戸水等を活用した応急給水を実施する。（大規模事故編第2章第6節のとおり）

【OILと防護措置について】

原子力災害対策指針（平成27年8月26日）より

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm （皮膚から数cmでの検出器の計数率） β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(単位： μ Sv/h＝毎時マイクロシーベルト、Bq/kg＝ベクレル)

【食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準】

対 象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10 Bq/kg
牛乳	50 Bq/kg
乳児用食品	50 Bq/kg
一般食品	100 Bq/kg

【ＯＩＬ】

- 運用上の介入レベル(Operational Intervention Level)：防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などより求めたレベル

第7 広域避難者の受入れ

1 避難者の受入れ調整と施設の提供

同時被災等で受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れ、施設を提供するものとする。

2 広域避難者への支援

市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

(1) 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市では、避難者が避難元市町村からの公共サービスや情報を受けられるよう、避難者に「全国避難者情報システム」への登録を促す。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

避難者の生活環境を整えるため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第4章 復旧・復興対策

担当部局	関係機関
環境部、全部局	原子力事業者、国、県、協定締結自治体、医療機関

第1 除染措置

放射性物質取扱事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

市は、国や県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。なお、除染にあたっては、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染への対処のために策定した柏市除染実施計画（平成24年3月）の考え方を参考とする。

第2 制限措置の解除

県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

第3 健康管理

被災者の状況を把握するとともに、国・県の指示または指導・助言等に基づき、内部被曝検査の支援や健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

第4 風評被害対策

県や近隣市等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

第5 廃棄物等の適正な処理

国や県の指示、法令等に基づき、県や近隣市等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。



柏市地域防災計画

平成31年2月

発行／柏市防災会議

編集／柏市総務部防災安全課